令和３年第３回国頭村議会定例会会議録目次

議会会議結果概要 …… 1
会期日程及び処理結果 …… 2
議会議員出席状況 …… 5
○第１号（　３月　５日） …… 7
開　　会 …… 10
日程第１．会議録署名議員の指名 …… 10
２．会期の決定 …… 10
３．諸般の報告 …… 10
４．行政報告 …… 10
５．令和３年度施政方針 …… 11
６．議案第　６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）　説明 …… 18
７．議案第　７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）　説明 …… 25
８．議案第　８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）　説明 …… 26
９．議案第　９号　令和３年度国頭村一般会計予算　説明 …… 29
10．議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算　説明 …… 35
11．議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算　説明 …… 37
12．議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算　説明 …… 41
13．議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について　説明 …… 42
14．議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について　説明 …… 43
15．議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について　説明 …… 45
16．議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について　説明 …… 46
17．議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について　説明 …… 46
18．議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について　説明 …… 47
19．議案第１９号　国頭村監査委員の選任について　説明 …… 49
20．議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について　説明 …… 50
21．議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）　説明 …… 50
22．議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）　説明 …… 51
23．議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について　説明 …… 51
24．議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命について　説明 …… 52
25．決議案第２号　議員派遣の件（主要施策の現地調査）　採決 …… 53

散　　会 …… 53

○第２号（　３月　８日） …… 55
開　　議 …… 57
日程第１．議案第　６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）　質疑 …… 57
討論 …… 64
採決 …… 64
２．議案第　７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）　質疑 …… 64
討論 …… 65
採決 …… 65
３．議案第　８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）　質疑 …… 65
討論 …… 65
採決 …… 65
４．議案第　９号　令和３年度国頭村一般会計予算　質疑 …… 66
委員会付託 …… 67
５．議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算　質疑 …… 67
委員会付託 …… 67
６．議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算　質疑 …… 67
委員会付託 …… 68
７．議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算　質疑 …… 68
委員会付託 …… 68
散　　会 …… 69

○第３号（　３月１１日） …… 71
開　　議 …… 73
日程第１．一般質問 …… 73
①　宮　城　千賀子　議員 …… 73
②　与　儀　一　人　議員 …… 80
③　金　城　幸　男　議員 …… 90
④　知　花　正　寛　議員 …… 96
⑤　山　城　弘　一　議員 …… 104
散　　会 …… 113

○第４号（　３月１２日） …… 115
開　　議 …… 117
日程第１．諸般の報告 …… 117
２．一般質問
①　渡　口　直　樹　議員 …… 117

② 宮 城　　誠 議員 ---------- 129
③ 山 川 安 雄 議員 ---------- 134
④ 山 城 正 和 議員 ---------- 145
３．発議案第２号　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議　説明 ---------- 157
質疑 ---------- 158
討論 ---------- 159
採決 ---------- 159
散　　会 ---------- 159

○第５号（　３月１８日） ---------- 161
開　　議 ---------- 163
日程第１．議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について　質疑 ---------- 163
討論 ---------- 163
採決 ---------- 163
２．議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について　質疑 ---------- 163
討論 ---------- 164
採決 ---------- 164
３．議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について　質疑 ---------- 164
討論 ---------- 165
採決 ---------- 165
４．議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について　質疑 ---------- 165
討論 ---------- 165
採決 ---------- 166
５．議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について　質疑 ---------- 166
討論 ---------- 167
採決 ---------- 167
６．議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について　質疑 ---------- 167
討論 ---------- 167
採決 ---------- 168
７．議案第１９号　国頭村監査委員の選任について　質疑 ---------- 168
討論 ---------- 168
採決 ---------- 168
８．議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について　質疑 ---------- 168
討論 ---------- 169
採決 ---------- 169
９．議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）　質疑 ---------- 169
討論 ---------- 173
採決 ---------- 173

10．議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）　質疑 ---------- 173
討論 ---------- 176
採決 ---------- 176
11．議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について　質疑 ---------- 176
討論 ---------- 185
採決 ---------- 186
12．議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命について　質疑 ---------- 186
討論 ---------- 188
採決 ---------- 188
13．追加議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更について　説明 ---------- 189
質疑 ---------- 189
討論 ---------- 193
採決 ---------- 193
14．追加議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得について　説明 ---------- 193
質疑 ---------- 194
討論 ---------- 201
採決 ---------- 201
15．追加議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得について　説明 ---------- 201
質疑 ---------- 202
討論 ---------- 206
採決 ---------- 206
散　　会 ---------- 206

○第６号（　３月１９日） ---------- 207
開　　議 ---------- 209
日程第１．議案第　９号　令和３年度国頭村一般会計予算（予算特別委員会委員長報告）　報告 ---------- 209
質疑 ---------- 209
討論 ---------- 209
採決 ---------- 210
２．議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算（予算特別委員会委員長報告）　報告 ---------- 210
質疑 ---------- 211
討論 ---------- 211
採決 ---------- 211
３．議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算（予算特別委員会委員長報告）　報告 ---------- 211
質疑 ---------- 212
討論 ---------- 212
採決 ---------- 212
４．議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算（予算特　報告 ---------- 212

別委員会委員長報告）　質疑 ---------- 213
討論 ---------- 213
採決 ---------- 213
５．追加議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）　説明 ---------- 213
質疑 ---------- 217
討論 ---------- 224
採決 ---------- 224
６．決議案第３号　議員派遣の件（常任委員会正副委員長研修会）　採決 ---------- 224
閉　　会 ---------- 228

１．陳情等一覧表 ---------- 231
２．議長の公務報告書 ---------- 233
３．村長の行政報告 ---------- 235
４．議員派遣の件 ---------- 239
５．議案等処理一覧表 ---------- 241

議会会議結果概要

令和３年第３回定例会

１、招集年月日　　令和３年　３月　５日

２、会　　期　　令和３年　３月　５日
令和３年　３月１９日　　１５日間

３、会議録署名議員　　３番　渡　口　直　樹　　４番　宮　城　千賀子

４、議会答弁のための出席者

村長	知花　靖	福祉課長	與儀　光浩
副村長	宮城　明正	住民課長	新里　智
教育長	園原　實	経済課長	知花　博正
会計管理者	新垣　久美子	建設課長	知念　武裕
総務課長	山城　修	世界自然遺産推進室長	田邊　依里子
企画商工観光課長補佐	奥原　崇	教育課長	宮里　光
振興策推進室長	宮里　幸助		

５、職務のための出席者

事務局長	小橋川　安広	主任	宮城　愛利里

会期日程及び処理結果

自：令和３年　３月　５日
至：令和３年　３月１９日　　１５日間

月　日	曜	日　程	議案番号	事　　件	結　　果
３月　５日	金	1		会議録署名議員の指名	
(第１号)		2		会期の決定	
		3		諸般の報告	
		4		行政報告	
		5		令和３年度施政方針	
		6	議案第　６号	令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）	説　　明
		7	議案第　７号	令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	説　　明
		8	議案第　８号	令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）	説　　明
		9	議案第　９号	令和３年度国頭村一般会計予算	説　　明
		10	議案第１０号	令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算	説　　明
		11	議案第１１号	令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算	説　　明
		12	議案第１２号	令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	説　　明
		13	議案第１３号	国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について	説　　明
		14	議案第１４号	国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	説　　明
		15	議案第１５号	国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について	説　　明
		16	議案第１６号	国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について	説　　明
		17	議案第１７号	国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について	説　　明
		18	議案第１８号	国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	説　　明
		19	議案第１９号	国頭村監査委員の選任について	説　　明
		20	議案第２０号	国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について	説　　明
		21	議案第２１号	指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）	説　　明

月　日	曜	日　程	議案番号	事　　件	結　　果
３月　５日 （第１号）	金	22	議案第２２号	指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）	説　　明
		23	議案第２３号	第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について	説　　明
		24	議案第２４号	国頭村教育委員会委員の任命について	説　　明
		25	決議案第２号	議員派遣の件（主要施策の現地調査）	決　　定
３月　８日 （第２号）	月	1	議案第　６号	令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）	原案可決
		2	議案第　７号	令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	原案可決
		3	議案第　８号	令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）	原案可決
		4	議案第　９号	令和３年度国頭村一般会計予算	委員会付託
		5	議案第１０号	令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算	委員会付託
		6	議案第１１号	令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算	委員会付託
		7	議案第１２号	令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	委員会付託
３月１１日 （第３号）	木	1		一般質問 ①　宮　城　千賀子 ②　与　儀　一　人 ③　金　城　幸　男 ④　知　花　正　寛 ⑤　山　城　弘　一	
３月１２日 （第４号）	金	1		諸般の報告	
		2		一般質問 ①　渡　口　直　樹　議員 ②　宮　城　　誠　議員 ③　山　川　安　雄　議員 ④　山　城　正　和　議員	
		3	発議案第２号	有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議	原案可決
３月１８日 （第５号）	木	1	議案第１３号	国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
		2	議案第１４号	国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

月　日	曜	日　程	議案番号	事　　件	結　　果
３月１８日 (第５号)	木	3	議案第１５号	国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
		4	議案第１６号	国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例にについて	原案可決
		5	議案第１７号	国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
		6	議案第１８号	国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
		7	議案第１９号	国頭村監査委員の選任について	同　　意
		8	議案第２０号	国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について	同　　意
		9	議案第２１号	指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）	原案可決
		10	議案第２２号	指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）	原案可決
		11	議案第２３号	第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について	原案可決
		12	議案第２４号	国頭村教育委員会委員の任命について	同　　意
		13	追加議案第２５号	東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更について	原案可決
		14	追加議案第２６号	東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得について	原案可決
		15	追加議案第２７号	東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得について	原案可決
３月１９日 (第６号)	金	1	議案第　９号	令和３年度国頭村一般会計予算	原案可決
		2	議案第１０号	令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算	原案可決
		3	議案第１１号	令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算	原案可決
		4	議案第１２号	令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
		5	追加議案第２８号	令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）	原案可決
		6	決議案第３号	議員派遣の件（常任委員会正副委員長研修会）	決　　定

議会議員出席状況

議席番号 月　日	１番	２番	３番	４番	５番	６番	７番	８番	９番	10番	計
３月　５日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
３月　８日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
３月１１日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
３月１２日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
３月１８日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人
３月１９日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人

令和３年第３回国頭村議会定例会会議録（第１号）

招集年月日	令和　３年　３月　５日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時及び宣告	開会	３月　５日　午前１０時００分	議長	金城利光
	散会	３月　５日　午後　２時０８分	議長	金城利光

出席（応招）議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	山川安雄	６番	与儀一人
	２番	山城正和	７番	宮城誠
	３番	渡口直樹	８番	山城弘一
	４番	宮城千賀子	９番	知花正寛
	５番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	３番	渡口直樹	４番	宮城千賀子
職務のため議場に出席した者	事務局長	小橋川安広	主任	宮城愛利里
地方自治法第１２１条により説明のために議場に出席した者の職、氏名	村長	知花靖	建設課長	知念武裕
	副村長	宮城明正	世界自然遺産推進室長	田邊依里子
	教育長	園原實	教育課長	宮里光
	会計管理者	新垣久美子		
	総務課長	山城修		
	福祉課長	與儀光浩		
	住民課長	新里智		
	経済課長	知花博正		

議事日程	日程第 1	会議録署名議員の指名
	2	会期の決定
	3	諸般の報告
	4	行政報告
	5	令和３年度施政方針
	6	議案第　６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）
	7	議案第　７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
	8	議案第　８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）
	9	議案第　９号　令和３年度国頭村一般会計予算
	10	議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算
	11	議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算
	12	議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算
	13	議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について
	14	議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
	15	議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について
	16	議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について
	17	議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
	18	議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	19	議案第１９号　国頭村監査委員の選任について
	20	議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について
	21	議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）
	22	議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）
	23	議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について
	24	議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命について
	25	決議案第２号　議員派遣の件（主要施策の現地調査）
会議に付した事件	１．議案第　６号　説明	
	２．議案第　７号　〃	
	３．議案第　８号　〃	
	４．議案第　９号　〃	
	５．議案第１０号　〃	
	６．議案第１１号　〃	
	７．議案第１２号　〃	

会議に付した事件	８．議案第１３号　説明 ９．議案第１４号　〃 10．議案第１５号　〃 11．議案第１６号　〃 12．議案第１７号　〃 13．議案第１８号　〃 14．議案第１９号　〃 15．議案第２０号　〃 16．議案第２１号　〃 17．議案第２２号　〃 18．議案第２３号　〃 19．議案第２４号　〃 20．決議案第２号　採決
会議の経過	別紙のとおり

○　金城利光　議長　皆さんおはようございます。ただいまから令和３年第３回国頭村議会定例会を開会します。

開会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、３番　渡口直樹議員、４番　宮城千賀子議員、お二人を指名いたします。

日程第２　会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、令和３年３月５日から３月１９日までの１５日間と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、令和３年３月５日から３月１９日までの１５日間と決定いたしました。

日程第３　諸般の報告を行います。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情等一覧表のとおりになっており、陳情書等の写しを配付しております。各自お目通し願います。

〔陳情等一覧表　巻末に掲載〕

次に、議長の令和２年１２月から令和３年２月までの公務の報告をいたします。お手元に議長の公務報告書を配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔議長の公務報告書　巻末に掲載〕

次に、村長より入札結果公表の写し及び規則等の写しがお手元に配りましたとおり送付されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、監査委員からの例月出納検査の結果報告が、お手元に配りましたとおり提出されております。各自お目通し願います。

次に、地方自治法第２４３条の第３第２項の規定により、村長から報告第２号　令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてが提出されております。各自お目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　おはようございます。令和２年１２月から令和３年２月までの主な内容について御報告をいたします。

〔村長の行政報告　巻末に掲載〕

まず１２月５日、元沖縄県副知事宮城宏光様から新庁舎の完成を記念し、絵画の寄贈がありました。同日からまた翌６日まで新庁舎内覧会を行いました。

１２月１０日、今年で４度目となりますキリンビール株式会社からやんばる３村世界自然遺産推進協議会への売上げの一部約２７万円の寄附がありました。

翌月１月５日であります。村成人式を新成人４７名が出席し、コロナ感染防止対策のため総合体育館で行いました。

同月１１日、沖縄県で初のスピードスケートナショナルチームの国頭合宿歓迎セレモニーを行いました。

同月１３日、東村長と沖縄県企業局長へ両村の簡易水道事業を企業局管理の広域化への要請を行いました。

２月であります。２月１７日、米軍航空機による辺戸岬周辺の低空飛行について防衛局及び外務省沖縄事務所へ抗議要請を行いました。その他についてはお目通しをお願いいたします。

○　金城利光　議長　以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第５　令和３年度施政方針を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

令和３年度施政方針

はじめに

本日、第３回国頭村議会定例会の開会に当たり、御提案申し上げます。議案の説明に先立ちまして、令和３年度の施政運営に臨む所信を申し述べ、議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関係について

昨年に発生した新型コロナウイルス感染症は、減少傾向にありますが、末だ収束には至っておりません。感染者の看護等にご尽力されている、医療従事者に敬意と感謝を申し上げます。

本年４月下旬より、その感染や重症化を抑えるのに効果が期待できる新型コロナウイルスワクチンの予防接種が開始される予定となっております。予防接種を希望される村民が安心して受けられるよう、北部地区医師会をはじめ村内医療機関と連携を図り、円滑な予防接種の実施に向けて予防接種体制を確立してまいります。

また、影響の多い事業者等を支援するため国の地方創生臨時交付金等を活用し柔軟に対応してまいります。

村民におかれましては、引き続きマスクの着用、手洗い等、新たな生活様式にご協力をお願いいたします。

令和３年度の主な施策について

新たに国頭村学校給食等免除事業として、小学校及び中学校の給食費の半額免除、こども園及び楚洲へき地保育所の主食費の全額免除、副食費及び０歳児から２歳児までの利用者負担額の半額免除を実施し、保護者の経済的負担の軽減によるこども子育て支援に取り組んでまいります。

移住・定住の要件となる住む場所の提供は必須であり、引き続き空家活用住宅、定住促進住宅の整備の他、新たな取り組みとして宅地分譲等調査を踏まえた住宅政策を推進してまいります。そのために、用地を購入するための財源として、土地開発基金に積み立てを行います。

新庁舎建設事業については、令和２年１１月に本体建物が完成し、１月から新庁舎での業務を開始したところであります。

令和３年度は旧庁舎等の解体、新庁舎の正面車寄、駐車場を整備し、全ての建設事業を完了したうえで落成式典・祝賀会を開催いたします。

また、新庁舎落成記念誌作成にも取り組んでまいります。

１　予算編成について

本村が抱える課題の主なものとして、少子高齢化や人口の流出等人口構造の変化、過去に建設された公共施設が更新時期を向かえ、インフラ設備の老朽化対策等、多様化した財政需要に適切に対応することが求められております。

人口構造の変化は、生活関連サービスの縮小、空き家や耕作放棄地の増加、地域コミュニティーの縮小、財政状況では税収減、扶助費等の増加により村財政の財源不足が常態化しています。

これらの課題に対し本村全体の社会構造の変化を念頭に置きながら真に必要な施策を進めてまいります。

医療、福祉、保険、教育・文化など身近で必要不可欠な行政サービス水準を維持していくためには、安定的な財政基盤の確立が不可欠であります。

今後、社会インフラ設備及び公共施設の老朽化は、公債費や財政負担の増加につながることが懸念されることから、引き続き公共施設等の長寿命化対策等や効率的な維持管理を図ってまいります。

また、産業の振興をはじめ、生活環境・公共施設の整備等の新規事業については、健全な財政運営に向けて、財政的な裏付けや妥当性の検証を行い、住民の理解を得ながら施策を推進してまいります。

本村の自主財源である村税については、適正課税と納期内納付を更に推進してまいります。

ふるさと納税については、業務委託をしている観光物産（株）と連携し拡大に努めてまいります。寄付金の用途については、教育の振興、福祉の充実、文化の継承等のほか、本年度から新たに寄付者の申出書の内容に「産業の振興」を加え、村の産業活性化の財源として活用してまいります。

村税については、引き続き、関係機関及び関係各課との連携、口座振替の推奨による収納強化や納税相談、納税計画作成、納税指導を実施することにより納税意識の高揚を促し、自主財源の確保に努めてまいります。

一般会計の予算規模は本年度の施策と新型コロナウイルスに対応する経済対策等を盛り込み５，２７０，２０２千円の予算となっております。

特別会計の国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計については、合わせて８１２，８４０千円となっており、医療技術の高度化や多種多様化する疾病などに必要とされる医療給付費等の確保を行います。

簡易水道特別会計予算は、１９１，６５８千円で、一般会計と特別会計の総額が６，２７４，７００千円の予算規模となっております。

以上のような予算編成でありますが、限られた財源で効率的な行政サービスを提供する使命を常に念頭に置き、各施策の推進に努めてまいります。

２　産業の振興と地域活性化について

農業については、鳥獣被害対策として、カラスやイノシシ等の鳥獣駆除及び被害防止対策事業を拡充し、農業振興補助金などの支援事業を通して、農家の生産意欲の向上と経営の安定化並びに農家の所得向上を支援してまいります。

また、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体など、担い手や新規就農者の確保・育成に取り組んでまいります。

さらに、農地中間管理機構等を活用し、耕作放棄地及び遊休農地の解消を農業委員会と連携して取り組み、農地の流動化と規模拡大に努めてまいります。

その他、本村で生産される農作物の周知・販売促進及び農作物を活用した商品の開発など、村内外のイベント等を通じ、幅広くピーアールしてまいります。

畜産業については、優良精液利用促進事業を継続し、繁殖牛の産地として、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、県内の大半が本村で経営されている養豚業においては、豚熟の対策として、ワクチン接種料の農家負担に対し、その一部を助成するなど、関係機関と連携し、家畜伝染病発生の未然防止に努めてまいります。

林業については、夏の世界自然遺産登録を見据え、これまで以上に多面的機能を有する森林の適切な整備と保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営の確立に努めてまいります。

また、森林の保全と利活用の両立のため、国頭村森林整備計画に基づく森林施業の計画的推進及び森林環境譲与税を活用した木材利用の促進や普及啓発に取り組み、更なる森林資源の持続可能な循環利用に努めてまいります。

さらに、国頭村森林公園施設について計画的な修繕及び一括交付金を活用した森林公園フィールド活用推進事業を実施いたします。本事業では、展望台及び天体観測機器の整備を行い、更なる利用者の増加を図ることで観光業・地場産業の活性化に努めてまいります。

水産業については、今年度より離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業者による密漁パトロール及び新規養殖育成試験等の取り組みについて、漁業集落の活動を支援してまいります。

また、国頭漁業協同組合においては、沖縄振興特定事業推進費民間補助金を活用して高品質鮮魚流通促進事業を実施いたします。本事業は、国頭漁協と国頭村が連携して高品質鮮魚流通システムを構築し、本格的な販売促進を図るため、シャーベットアイス製氷機等の導入、整備を実施いたします。

さらに、安田漁港沖の「やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設」及び西海岸の与那定置網を活用し、東シナ海・太平洋の両海域での定置網漁の操業による漁業者の所得向上ならびに若年層の雇用創出の推進を図るとともに、観光関連施設・観光業との連携による交流人口の増加に努めてまいります。

その他、村内漁業の振興発展及び漁獲高の向上を図るため、漁具資材等の購入費用の一部に対して水産業奨励補助金を交付し、漁業者の継続的な支援に努めてまいります。

クイナ商品券発行について、３０％のプレミアム付商品券を発行し村内の小売り業者の育成、購買の村外流失防止、村内消費の拡大による地域経済の活性化及び村民生活を支援してまいります。

第４次の総合計画の計画期間が令和３年度で期限を向かえることから、これまで取り組んできた施策の評価・検証を踏まえ、持続可能な開発目標ＳＤＧｓの理念を行政運営に盛り込んだ今後１０年の「第５次国頭村総合計画」を策定いたします。

本定例会に提案しております第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略で示す人口目標、施策の展開及び本総合戦略の各施策にＳＤＧＳの関連する１７の目標を示しております。

また、新たな過疎法において指定要件適用の見通しにあることから、関連事業を推進する過疎計画を引き続き策定してまいります。

１次産業をはじめ観光産業の６次化施策を展開する他、地方への流れをつくるワーケーション環境整備などによる関係人口の増加を目指し取り組んでまいります。

安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域コミュニティの維持、充実を図る活動や取り組みを支援するため、地域自治組織の主体的な取り組みを進めてまいります。

また、地域への担い手となる人材の確保のため、村の施策に地域おこし協力隊を引き続き配置するなど、後年において定住・定着を見据えた地域の活力を高める多様な連携と協働を推進してまいります。

世界自然遺産登録後は観光客の増加が見込まれます。遺産地域では、保全管理に努めながら、地域社会経

済の波及につながる観光への利用の調整を図ってまいります。

また、多様な観光入城客のニーズや受け入れ態勢を図るため、民間事業者間と連携し、ノウハウを活用したスピード感のある施策の展開並びに企業の誘致に取り組んでまいります。

インバウンド対応として、国の補助制度を継続活用した村内施設の誘導看板、多言語解説看板の設置の他、ＰＲ動画作成等による魅力の発信など、周遊性の向上及び観光消費の拡大を図ってまいります。

新たな観光コンテンツとして、スキューバダイビングを中心としたマリンレジャー及び星空ツーリズム等の自然資源を活用した滞在型観光を図ります。

その他、村内の公共観光施設の他、移住体験住宅等の宿泊施設をワーケーション施設として活用し、観光だけにとどまらず「新たな生活様式」や「アフターコロナ」に対応した地方への人の流れを生みだす移住・定住の好循環の実現を目指してまいります。

本村においてはプロ・アマ・学生のスポーツ団体の受入れが順調に増加し、沖縄有数のキャンプ地として形成されており、県内外から多くのスポーツファンが見学に訪れ、本村の地域経済にも効果をもたらす他、スポーツの振興、青少年の健全育成にも寄与しております。

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大による合宿のキャンセルや利用の制限を余儀なくされましたが、引き続きウイルス感染防止を徹底し、安全・安心な施設利用の対応に努めてまいります。

一方で、スポーツコンベンションの受入体制には、施設の充実・管理、競技者のニーズの対応等様々な課題があります。

そのため、補助制度を活用した施設改善を図り利便性の向上を図ります。更に新たな合宿需要のある「投てき場」の整備を図ります。

また、地域の活性化を重視した合宿誘致を推進し継続的・発展的な受入体制の確立を目指すとともに、老朽化する施設の維持と機能高度化を図るため、エコ・スポレク公園機能強化計画（仮称）の策定を検討してまいります。

東部周遊拠点施設整備事業については、１月に本体棟と交流棟の建設工事に着手し、１１月の完成を予定しております。施設完成後は、設置条例等を制定、指定管理者の指定を経て、令和４年３月に供用開始を予定いたします。引き続き、地域や地元農家、地域関係団体のご理解とご協力を得ながら、指定管理候補者と連携し、地域に根差した産業創出型の施設づくりを推進してまいります。

３　教育と文化・スポーツ振興について

学校教育においては、教育大綱「つなぐ・学ぶ・拓く」の基本理念に基づき、人のつながりを大切に学び合う関係性を維持しながら、志を高く持って夢・希望を実現していけるよう取り組んでまいります。「学びの共同体」のビジョンと哲学による学校改革を推進するとともに学校、家庭、地域が互いに学びあえる国頭村を目指してまいります。

小中学校の取組みとして、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０という新しい時代を担う子供たちを、誰一人取り残すことのない個々に応じた最適化学習を実施するため、ＩＣＴ支援員を各学校へ巡回させＩＣＴ教育の充実を図り「創造性を育める学びの場」の実現に努めます。

学校の統廃合及び存続については、地域との意見交換会やアンケート調査等を踏まえて、引き続き学校教育のあり方について審議してまいります。

幼児児童の子育て支援としまして、くにがみ児童クラブ及び上島学童や子育て支援センター「ゆっくい

な」、楚洲へき地保育所への協働体制を維持しながら、村内の０歳児から１５歳まで一貫した教育方針のもとで実践してまいります。

支援を必要とする幼児・児童・生徒には、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、安心・安全に教育が受けられるよう学習支援員及び特別支援員の配置等を行い、自立して社会に参加するための基盤となる生きる力を育むように支援してまいります。

子どもの健全育成をサポートして幼児・児童・生徒へのきめ細かい支援と、家庭環境による問題等に対処できるように、専属のスクールソーシャルワーカーの配置、中学校での不登校や問題行動の生徒を継続的な個別支援を行う生徒指導支援員の配置を行ってまいります。

その他、低所得世帯への就学援助費の支給、学童クラブ利用の助成、ふれあいセンター図書室の休日開館、新たに０歳児の親子を対象とした「ブックスタート」の開催、中学校１・２年生を対象にした「ゆめみのる塾」及び中学３年生の無料塾の開催、英語支援員の配置等、教育環境の充実を図ってまいります。

社会教育においては、芸術文化事業の充実や、岩美町との児童交流体験事業を推進し、子ども会活動の活性化、各種団体の育成に取り組んでまいります。

児童生徒の健康の保持増進を目的とした児童オリンピック、沖縄県小学校駅伝大会、国頭村長杯野球大会等は新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、対策を講じて取り組んでまいります。

文化財の保護活用については、埋蔵文化財保護と試掘調査を実施し、実態把握の資料整備を継続するとともに、得られた情報を報告書としてまとめ、地域教育の一助とするための教材化を進めてまいります。

４．子育て支援・福祉・保健の充実で健康村づくり

子どもからお年寄りまで、障害の有る無しにかかわらず全ての村民が住み慣れた地域で夢を持ち、安全で安心して暮らせるよう福祉・保健の施策の充実に努めてまいります。

予防接種事業においても、乳幼児を対象とした、おたふくかぜ等の任意予防接種及び全村民を対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を引き続き実施いたします。

子育て支援につきましては、第２期国頭村子ども・子育て支援事業計画に沿い、地域で安心して子育てができる環境の整備を推進します。

妊娠・出産期・乳幼児期の支援につきましては、妊娠初期から出産までの健康診査と、保健師による出産後の乳児家庭への全戸訪問並びにその後の乳幼児検診、１歳６ケ月児検診、３歳児検診等の支援を行って参ります。また、児童虐待、子どもの貧困対策等、子どもを取り巻く環境が日々変化する中、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援を行うため、家庭児童相談の充実や、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保、楽しく子育てを学び養育に対する不安や悩みなどを軽減するため実施している応援プログラム（ペアレントプログラム）事業の充実等、地域の特性に応じた相談、支援、情報提供を継続して行ってまいります。

次に、経済的な支援策として実施している子ども医療費助成制度ですが、沖縄県においては未就学児の子どもを対象としているのに対し、本村では高校生までを対象として外来・入院を問わず窓口での支払いをすることなく受診できる現物給付を実施しております。また、入院時の食事療養費についても償還払いで助成しており子育て世帯の医療に係る経済的支援につきましては今後も引き続き実施してまいります。

さらに、出産祝い金の支給やファミリーサポートセンター事業の利用料助成、不妊治療費助成等、子を授かる為の経済的支援を引き続き実施いたします。

高齢者福祉につきましては、介護予防や生活支援サービスの体制づくりを強化するため、社会福祉協議会と地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置して地域のニーズを把握し、高齢者を中心とした地域コミュニティの構築・住民リーダーの育成を推進してまいります。

また、新たな第８期国頭村高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿った事業展開を行い、高齢者が住み慣れた地域で介護が必要になっても安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図り、福祉の人材不足を補う為に、福祉人材育成事業を継続的に実施し、福祉の人材確保に務めてまいります。

認知症対策としましては、年々増加する認知症患者の方々が、尊厳を保ちながら生き生きと生活することができるよう認知症初期集中支援チーム等による更なる支援を行ってまいります。

障害福祉につきましては、国頭村第３期障害者計画及び第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画に沿って事業を展開して参ります。

障害者福祉サービスの充実を図るため、相談支援体制を強化し、相談内容に応じた適切なサービスの提供に務め、安心して自立した地域生活が送れるよう取り組んでまいります。

また、障害のある方の住まいの確保につきましては、本人やその家族が安心して地域の中で住み続けられるよう、民間事業者によるグループホームの整備を支援し、障害児者の生活を地域全体で支える体制を構築してまいります。

医療の提供につきましては、現在、県と北部１２市町村による「公立北部医療センター」の整備計画が進められています。村内にある医療機関においても、村民が安心して医療を受ける事ができるよう、関係機関と連携し体制の確保に務めてまいります。

国民健康保険につきましては、村民の健康の維持増進と医療費の抑制を目的とした各種の保健事業を実施して参ります。特定健診・特定保健指導においては例年高い受診率・指導率をおさめており、特に特定保健指導の実施率は、全国の町村の中でも上位１０自治体に入る実績となっております。今後も各種検診の受診率向上と保健指導の強化に務めてまいります。また、保険税の徴収率向上につきましても、適正かつ公平な賦課と徴収を目標に、徴収吏員と共に滞納整理業務を強化し徴収率を高めてまいります。

そして、沖縄県国民健康保険運営指針で明記されている令和６年度を目標としている県内国民健康保険税の統一に向けて、沖縄県との協議を重ね、他市町村の動向にも注視しながら本村の国保運営協議会に諮り、慎重に検討してまいります。

５．自然環境保全対策について

世界自然遺産登録に向けて新型コロナウイルス感染防止のため、延期されてきたＩＵＣＮが中国で開催される予定であります。

詳細については、未だ情報がない状況ですが、本村が誇る「やんばるの森」の世界遺産登録が全国そして世界中から祝福されると信じております。引き続き、国・県をはじめとする様々な関係機関と一致団結し、いつ委員会が開催されても問題ないよう受入れ準備を整え、必要な施策を着実に実施しながら前進しているところであります。

そして、昨年同様「やんばるの森」の多彩な魅力を通して、やんばるの豊かな自然や先人たちが育んできた文化・歴史が類い希であることを世界に発信し、全ての地域資源の価値を、地元を含め多くの人たちが知って、体感できる日が早期に実現することを願うばかりです。

世界自然遺産登録を目指し、その価値を次世代に引き継ぐため、本村の豊かな自然環境の保全施策を推進していく必要があります。

本村のシンボルでもあるヤンバルクイナなど希少動物の保護、ロードキル防止に向けた普及啓発や村営林道のパトロール、在来植物の脅威となる外来植物の駆除、捨て猫・捨てイヌ対策やペットの適正飼育の徹底に加え、森林内に不法投棄されたゴミの回収にも努めてまいります。また、やんばるの森のみならず、里・川・海も含めて、世界自然遺産に値する自然環境・地域景観を構成していることから、地域住民をはじめ様々な主体と連携した海浜のゴミ対策も進めてまいります。

さらに、地元の子どもから大人まで、幅広い層が地域の自然に触れ合える機会や環境教育の場の創出に取り組みます。

６　社会資本と生活環境の整備について

村道については、計画最終年度を向かえる宜名真辺戸線道路改良工事及び辺野喜楚洲線・浜上原線の道路改良を継続して実施いたします。

橋梁については、現在までに４１橋中１４橋の橋梁補修・架替工事が完了しており、平成３０年１２月策定した「国頭村橋梁長寿命化修繕計画」を踏まえ、川代志橋、ナハロー橋、伊部橋３橋の補修工事を実施していきます。また、次年度以降も優先度の高い橋梁から順次補修工事を実施してまいります。

道路は村民生活や産業を支える重要な基盤施設であり、安全性・信頼性の確保を図り、道路網の計画的な保全のための整備を目指すとともに、適正な維持管理を実施し、地域住民の安全確保に努めていきたいと考えております。

河川については、自然資源を活かした河川再生による利活用と、安全性の向上を図るため平成２６年度から着手しています辺土名川河川整備事業が、計画最終年度を向かえることから継続して多自然型の川づくり整備を実施してまいります。

農業基盤については、奥間土地改良区内の農道橋梁４橋の補修事業に係る実施設計が昨年度で完了しており、令和４年度にかけて順次補修工事を実施します。また、奥間土地改良区内の大排水路浚渫工事を実施し、機能保全及び地域の安全確保を図ります。

集落排水等の改善については、地方改善施設整備事業を活用して辺戸区の排水路整備を実施し、生活環境の安定向上に取り組んでまいります。

水道事業については、老朽管や老朽施設の更新及び監視強化を図り村民へ更なる安全・安心な水道水の安定供給を目指すため「施設整備基本設計」に沿って「簡易水道施設整備事業」により、各施設の整備を継続して実施してまいります。また、漏水箇所の早期復旧に努め有収率の向上を図り経営の健全化に努めてまいります。

住宅対策として、令和２年度から実施しています、村営奥間団地建設については、今年夏の完成を目指してまいります。

村民の生活を支える公共交通については、今後も、安全で安心のできる充実した運行に努めます。

防犯対策については、各区へ防犯灯設置に係る費用を助成しております。引き続き、防犯灯のＬＥＤ化を進め安全な村づくりに取り組んでまいります。

おわりに

以上、令和３年度の村政運営にあたっての、所信の一端並びに主要施策について申し述べてまいりました。

新型コロナウイルスにより厳しい状況の中で、コロナ対策や多種多様化する様々な課題に、職員一人一人が、柔軟な発想、スピード感をもって村民の期待に応えられるよう職員と一丸となって行政運営に取り組み、「人と自然が調和する村」づくりに邁進してまいります。

議員各位には、本定例会に提案しております予算案をはじめ、諸議案につきまして、慎重なる御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

令和３年３月５日

国頭村長　知　花　　靖

○　**金城利光　議長**　以上で令和３年度施政方針を終わります。

日程第６　議案第６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第６号

令和２年度国頭村一般会計補正予算

令和２年度国頭村の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２４６，６５２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，６４６，７０５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債の補正」による。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）の補足説明をいたします。２ページをお願いいたします。

第1表　歳入歳出予算補正

歳入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		619,935	1,608	621,543
	1 村民税	137,181	1,000	138,181
	2 固定資産税	437,737	608	438,345
3 利子割交付金		151	5	156
	1 利子割交付金	151	5	156
4 配当割交付金		567	△107	460
	1 配当割交付金	567	△107	460
5 株式等譲渡所得割交付金		345	158	503
	1 株式等譲渡所得割交付金	345	158	503
6 法人事業税交付金		1,918	△11	1,907
	1 法人事業税交付金	1,918	△11	1,907
7 地方消費税交付金		94,181	3,566	97,747
	1 地方消費税交付金	94,181	3,566	97,747
8 自動車取得税交付金		2,577	△602	1,975
	1 自動車取得税交付金	2,577	△602	1,975
10 地方交付税		2,246,114	96,225	2,342,339
	1 地方交付税	2,246,114	96,225	2,342,339
13 分担金及び負担金		6,185	△28	6,157
	1 負担金	6,185	△28	6,157
14 使用料及び手数料		50,489	△1,092	49,397
	1 使用料	46,214	△1,092	45,122
15 国庫支出金		1,751,900	△56,678	1,695,222
	1 国庫負担金	169,082	7,135	176,217
	2 国庫補助金	1,581,618	△63,813	1,517,805
16 県支出金		494,227	△25,510	468,717
	1 県負担金	100,092	3,381	103,473
	2 県補助金	377,316	△28,891	348,425
17 財産収入		57,751	639	58,390
	1 財産運用収入	56,748	639	57,387

款	項	補正前の額	補　正　額	計
18 寄附金		200,200	△73,000	127,200
	1 寄附金	200,200	△73,000	127,200
19 繰入金		105,933	388	106,321
	1 繰入金	105,933	388	106,321
20 繰越金		320,804	△116,087	204,717
	1 繰越金	320,804	△116,087	204,717
21 諸収入		110,075	△1,626	108,449
	1 延滞金加算金及び過料	502	700	1,202
	4 雑入	96,336	△2,326	94,010
22 村債		703,395	△74,500	628,895
	1 村債	703,395	△74,500	628,895
歳入合計		6,893,357	△246,652	6,646,705

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		65,852	△1,709	64,143
	1 議会費	65,852	△1,709	64,143
2 総務費		1,736,531	△117,963	1,618,568
	1 総務管理費	1,628,827	△116,798	1,512,029
	2 徴税費	65,946	△769	65,177
	3 戸籍住民基本台帳費	30,143	△110	30,033
	6 監査委員費	1,499	△286	1,213
3 民生費		1,152,085	△194	1,151,891
	1 社会福祉費	1,061,427	2,821	1,064,248
	2 児童福祉費	90,503	△3,015	87,488
4 衛生費		483,763	△29,796	453,967
	1 保健衛生費	348,913	△24,450	324,463
	2 清掃費	134,850	△5,346	129,504
6 農林水産業費		386,376	△726	385,650
	1 農業費	235,605	△726	234,879
	2 林業費	116,988	0	116,988

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7　商　工　費		458,857	△31,096	427,761
	1　商　工　費	458,857	△31,096	427,761
8　土　木　費		624,619	△24,301	600,318
	1　土　木　管　理　費	48,306	△1,000	47,306
	2　道　路　橋　梁　費	157,100	△13,500	143,600
	3　河　川　費	75,205	△9,801	65,404
	4　住　宅　費	343,858	0	343,858
9　消　防　費		224,395	△7,728	216,667
	1　消　防　費	224,395	△7,728	216,667
10　教　育　費		827,519	△60,792	766,727
	1　教　育　総　務　費	285,780	△20,460	265,320
	2　小　学　校　費	103,940	△4,679	99,261
	3　中　学　校　費	63,990	△9,056	54,934
	5　社　会　教　育　費	59,941	△7,953	51,988
	6　保　健　体　育　費	87,004	△4,324	82,680
	7　認定こども園費	226,864	△14,320	212,544
12　公　債　費		630,243	0	630,243
	1　公　債　費	630,243	0	630,243
13　諸　支　出　金		293,101	27,653	320,754
	2　基　金　費	293,100	27,653	320,753
歳　出　合　計		6,893,357	△246,652	6,646,705

第　2　表　　繰　越　明　許　費

款	項	事業名	金額
			千円
2．総務費	1．総務管理費	新庁舎建設事業	6,208
2．総務費	1．総務管理費	【北連】東部周遊拠点施設整備事業	413,657
2．総務費	1．総務管理費	東部周遊拠点施設整備事業	239,437
2．総務費	1．総務管理費	金剛山補修補助金	5,772
2．総務費	1．総務管理費	新庁舎移転に伴う備品購入費	8,988
6．農林水産業費	1．農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	4,500
7．商工費	1．商工費	【コロナ】国頭村事業者緊急支援事業	17,000
7．商工費	1．商工費	避難誘導案内看板設置工事	20,583
7．商工費	1．商工費	国頭村多言語解説等整備事業	11,516
7．商工費	1．商工費	観光施設機能強化事業	2,900
7．商工費	1．商工費	くいなエコ・スポレク公園管理維持体制持続化事業	3,580
8．土木費	1．土木管理費	分筆登記手数料及び土地購入費	555
8．土木費	3．河川費	多自然川づくり事業	31,916
8．土木費	4．住宅費	村営奥間団地新築事業	209,283

第３表　追　加　　地　方　債　の　補　正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
東部周遊拠点施設整備事業	194,400	（借入先） 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （借入時期） 令和２年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
減収補填債	8,900			
合計	203,300			

第３表　　変　更　　地　方　債　の　補　正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
沖縄振興公共投資交付金事業	8,000	（借入先） 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （借入時期） 令和２年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。	5,600	（借入先） 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （借入時期） 令和２年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
鏡地辺土名線歩道改良事業	20,500				20,000			
多自然川づくり事業	14,000				12,000			
観光拠点屋内施設舗装事業	2,600				2,500			
高規格救急自動車設置助成事業	12,800				10,500			
積載車整備事業	2,900				2,700			
塵芥収集車整備事業	13,200				8,400			
村営住宅新築事業	105,000				70,000			
国頭村地域づくり促進助成事業	5,000				2,400			
社会資本整備総合交付金事業	3,200				0			
スポーツコンベンション観光振興事業	23,700				20,700			
国立公園多言語解説等整備事業	7,200				6,000			
奥間地区公民館屋根改修事業	16,700				11,600			
へき地スクールバス購入事業	5,300				2,500			
沖縄北部連携促進特別振興事業（東部周遊拠点施設）	288,900				76,300			
合　　計	529,000				251,200			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第７　議案第７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第７号

令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算

令和２年度国頭村の国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，５６０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４４，６７５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、補足説明を行います。

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10　繰　　入　　金		96,930	△1,560	95,370
	1　他　会　計　繰　入　金	96,929	△1,560	95,369
歳　入　合　計		746,235	△1,560	744,675

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
２　保　険　給　付　費		538,494	△1,560	536,934
	１　療　養　諸　費	453,082	△300	452,782
	４　出　産　育　児　諸　費	3,360	△1,260	2,100
歳　出　合　計		746,235	△1,560	744,675

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しください。補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第８　議案第８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第８号

令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算

令和２年度国頭村の簡易水道特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６２，７６９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）を補足説明いたします。次ページをお願いいたします。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		94,181	△1,310	92,871
	1 繰入金	94,181	△1,310	92,871
5 繰越金		4,717	1,179	5,896
	1 繰越金	4,717	1,179	5,896
歳入合計		162,900	△131	162,769

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 衛生費		102,612	△131	102,481
	1 簡易水道費	102,612	△131	102,481
歳出合計		162,900	△131	162,769

第　2　表　　繰　越　明　許　費

款	項	事　業　名	金　額
			千円
1．　衛　生　費	1．　簡　易　水　道　費	奥間地区配水管布設作業（その１）	6,333
1．　衛　生　費	1．　簡　易　水　道　費	マッピングシステム構築業務委託	2,860

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

５分間、休憩いたします。（午前１１時２１分）

再開いたします。（午前１１時２８分）

日程第９　議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第９号

令和３年度国頭村一般会計予算

令和３年度国頭村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，２７０，２０２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、８００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

なお副村長が補足説明をいたします。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　宮城明正　副村長　議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算補足説明をいたします。

第1表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　村税		620,422
	1　村民税	132,752
	2　固定資産税	442,135
	3　軽自動車税	18,720
	4　村たばこ税	25,284
	5　鉱産税	1,531
2　地方譲与税		34,528
	1　自動車重量譲与税	20,035
	3　地方揮発油譲与税	7,127
	5　森林環境譲与税	7,366
3　利子割交付金		150
	1　利子割交付金	150
4　配当割交付金		453
	1　配当割交付金	453
5　株式等譲渡所得割交付金		503
	1　株式等譲渡所得割交付金	503
6　法人事業税交付金		2,952
	1　法人事業税交付金	2,952
7　地方消費税交付金		92,678
	1　地方消費税交付金	92,678
8　自動車取得税交付金		6,941
	1　自動車取得税交付金	6,941
9　地方特例交付金		1,497
	1　地方特例交付金	1,496
	2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1
10　地方交付税		2,060,000
	1　地方交付税	2,060,000
11　交通安全対策特別交付金		1,035
	1　交通安全対策特別交付金	1,035
12　国有提供施設等所在市町村助成交付金		89,030
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	89,030

款	項	金額
13 分担金及び負担金		6,026
	1 負担金	6,026
14 使用料及び手数料		50,926
	1 使用料	46,815
	2 手数料	4,111
15 国庫支出金		515,617
	1 国庫負担金	166,509
	2 国庫補助金	348,106
	3 委託金	1,002
16 県支出金		635,166
	1 県負担金	101,183
	2 県補助金	519,961
	3 委託金	14,022
17 財産収入		58,039
	1 財産運用収入	57,037
	2 財産売払収入	1,002
18 寄附金		147,192
	1 寄附金	147,192
19 繰入金		299,460
	1 繰入金	299,460
20 繰越金		193,629
	1 繰越金	193,629
21 諸収入		95,858
	1 延滞金加算金及び過料	1,002
	2 村預金利子	1
	3 受託事業収入	14,339
	4 雑入	80,516
22 村債		358,100
	1 村債	358,100
歳入合計		5,270,202

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1　議会費		67,207
	1　議会費	67,207
2　総務費		1,054,250
	1　総務管理費	968,993
	2　徴税費	53,746
	3　戸籍住民基本台帳費	21,907
	4　選挙費	7,719
	5　統計調査費	383
	6　監査委員費	1,502
3　民生費		688,398
	1　社会福祉費	599,841
	2　児童福祉費	88,224
	3　国民年金事務費	333
4　衛生費		466,937
	1　保健衛生費	351,796
	2　清掃費	115,141
5　労働費		1
	1　失業対策費	1
6　農林水産業費		399,312
	1　農業費	220,499
	2　林業費	161,098
	3　水産業費	17,715
7　商工費		520,608
	1　商工費	520,608
8　土木費		307,732
	1　土木管理費	45,824
	2　道路橋梁費	245,561
	3　河川費	12,760
	4　住宅費	3,437
	5　港湾費	150

款	項	金額
9 消防費		204,424
	1 消防費	204,424
10 教育費		688,280
	1 教育総務費	194,346
	2 小学校費	79,158
	3 中学校費	54,261
	5 社会教育費	53,032
	6 保健体育費	84,415
	7 認定こども園費	223,068
11 災害復旧費		15
	1 農林水産業施設災害復旧費	6
	2 公共土木施設災害復旧費	7
	3 海岸保全施設災害復旧費	2
12 公債費		655,634
	1 公債費	655,634
13 諸支出金		207,404
	1 普通財産取得費	1
	2 基金費	207,403
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		5,270,202

第2表　債務負担行為

事項	期間	限度額
国頭村立東部へき地診療所指定管理料	令和4年度まで	32,801千円

第３表　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
臨時財政対策債	98,000	（借入先）		
村営バス運営事業	6,900	財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
辺地共聴施設更新事業	13,700			
国頭村地域防災計画改定事業	5,600			
農業振興費補助事業	15,800			
国頭村産業まつり補助事業	2,600	（借入方法）		
森林公園フィールド活用推進事業	8,000	証書借入又は証券発行		
沖縄振興公共投資交付金事業	6,300			
社会資本整備総合交付金事業	23,800	（借入時期）		
浜上原線道路改良事業	49,300	令和３年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。		
環境教育センター運営事業	3,500			
スポーツコンベンション観光振興事業	70,100			
国頭村観光協会運営事業	15,000			
辺土名大通り賑わいづくり事業	6,000			
ヤンバルクイナ生態保全確立事業	3,600			
「やんばるの自然」関連施設整備事業	13,100			
学習支援教室委託事業	4,900			
伊地地区公民館建設事業	11,900			
合　　計	358,100			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１０　議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第１０号

令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算

令和３年度国頭村の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７５７，７８６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算、補足説明を行います。次ページをお願いします。

第1表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　国民健康保険税		89,376
	1　国民健康保険税	89,376
2　一部負担金		2
	1　一部負担金	2
3　使用料及び手数料		153
	1　手数料	153
4　国庫支出金		2
	2　国庫補助金	2
7　県支出金		591,394
	2　県補助金	591,393
	5　財政安定化基金交付金	1

款	項	金額
9 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		74,839
	1 他会計繰入金	74,838
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		2
	1 繰越金	2
12 諸収入		2,017
	1 延滞金、加算金及び過料	17
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,999
歳入合計		757,786

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		9,886
	1 総務管理費	4,187
	2 徴税費	5,607
	3 運営協議会費	38
	4 趣旨普及費	54
2 保険給付費		553,210
	1 療養諸費	464,279
	2 高額療養費	85,368
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	3,360
	5 葬祭諸費	200
	6 傷病手当	1
7 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
8 保健事業費		8,882
	1 特定健康診査等事業費	4,944
	2 保健事業費	3,938

款	項	金　額
9　基金積立金		1
	1　基金積立金	1
10　公債費		1
	1　一般公債費	1
11　諸支出金		464
	1　償還金及び還付加算金	463
	2　繰出金	1
12　予備費		1,500
	1　予備費	1,500
13　前年度繰上充用金		1
	1　前年度繰上充用金	1
14　国民健康保険事業費納付金		183,839
	1　医療給付費分	135,778
	2　後期高齢者支援金等分	35,873
	3　介護納付金分	12,188
15　財政安定化基金拠出金		1
	1　財政安定化基金拠出金	1
歳出合計		757,786

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１１　議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第１１号

令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算

令和３年度国頭村の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９１，６５８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算、補足説明をお願いします。２ページをお願いします。

第１表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　（単位：千円）

款	項	金額
１　使用料及び手数料		68,094
	１　使用料	67,993
	２　手数料	101
２　国庫支出金		16,000
	１　国庫補助金	16,000
３　繰入金		95,561
	１　繰入金	95,561
４　諸収入		3
	１　預金利子	1
	２　雑入	2
５　繰越金		4,000
	１　繰越金	4,000

款	項	金　額
6　村　債		8,000
	1　村　債	8,000
歳　入　合　計		191,658

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　衛　生　費		125,297
	1　簡　易　水　道　費	125,297
2　公　債　費		56,416
	1　公　債　費	56,416
3　諸　支　出　金		7,945
	1　基　金　費	1,625
	2　消　費　税	6,320
4　予　備　費		2,000
	1　予　備　費	2,000
歳　出　合　計		191,658

第２表　　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
国頭村簡易水道事業債	8,000	（借入先） 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （借入時期） 令和３年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業機構公庫について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
合計	8,000			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１２　議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第１２号

令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算

令和３年度国頭村の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５５，０５４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を行います。次ページをお願いします。

第１表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　（単位：千円）

款	項	金　額
１　後期高齢者医療保険料		34,382
	１　後期高齢者医療保険料	34,382
２　使用料及び手数料		14
	１　手数料	14
３　繰入金		20,191
	１　一般会計繰入金	20,191
４　繰越金		50
	１　繰越金	50

款	項	金　額
6　諸　収　入		417
	1　延滞金、加算金及び過料	2
	2　償還金及び還付加算金	412
	3　預　金　利　子	1
	4　雑　入	2
歳　入　合　計		55,054

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　後期高齢者医療広域連合納付金		54,573
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	54,573
2　諸　支　出　金		414
	1　償還金及び還付加算金	413
	2　繰　出　金	1
4　予　備　費		67
	1　予　備　費	67
歳　出　合　計		55,054

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

休憩いたします。（午前１１時５７分）

皆さん、こんにちは。午前に引き続き本会議を再開いたします。（午後　１時３０分）

日程第１３　議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第１３号

国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について

国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

副村長を除く外部委員において、医師資格を有することが望ましい事から、本条例の一部を改正する必要がある。

福祉課長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　與儀光浩　福祉課長。

〔與儀光浩　福祉課長登壇〕

○　**與儀光浩　福祉課長**　議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例（令和２年国頭村条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第４号中「北部保健所長　１人」を「北部保健所医師　１人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

それでは配布資料の新旧対照表をお開きください。今回の一部改正は先ほど村長から提案理由の説明があったとおり外部委員の医師資格に関する一部を改正するものでございます。本条例における委員につきましては副村長を除き、医師資格を有する方が望ましいということから、第３条第２項第１号につきましては北部地区医師会の代表医師。第２号が沖縄県知事が推薦する医師。第３号が国頭村予防接種担当医師。そして今回、改正の第４号が北部保健所長となっていることから、今回、医師資格を明記する改正として「北部保健所医師　１人」という形で改正を行います。第５条につきましては副村長となっており、なお現在、委員である山川保健所長のほうにつきましては医師資格を有しているということを申し添えておきます。以上、補足説明といたします。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１４　議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第１４号

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）及び沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）の一部改正に伴い、国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要がある。

住民課長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　新里　智　住民課長。

〔新里　智　住民課長登壇〕

○　**新里　智　住民課長**　議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例（平成２４年国頭村条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「第２４条」を「第２５条」に、「第２５条」を「第２６条」に改める。

第３条中「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

第４条中「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

第５条中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

第６条中「令和３年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、改正前の国頭村固定資産税の課税免除に関する条例第６条の規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

本条例は、地方税法第６条の規定に基づき、固定資産税の課税免除を行うことにより本村産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的としております。今回の本条例の一部改正は各関連法の一部改正に伴い第２条で条ずれによる条の改め、第３条から第６条にかけて令和３年３月３１日に課税免除適用期限の到来するものについてそれぞれ延長する改正となっております。

改正内容を御説明いたします。配布資料の２枚目、１ページをお開きください。本条例第２条第５号中「第２４条」を「第２５条」に、「第２５条」を「第２６条」に改める。

第３条と第４条中の「令和３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改め、第５条中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改め、第６条中「令和３年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改めるとなります。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、経過措置については平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、改正前の国頭村固定資産税の課税免除に関する条例第６条の規定により固定資産

税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によります。また、２ページから４ページには新旧対照表をおつけしております。第２条５号中の条の改め、第３条から第６条までの適用期限の改めとなっておりますので、併せてお目通しお願いいたします。以上で補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１５　議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第１５号

国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について

国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

寄附金を財源として行う事業区分を追加するため、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明をいたします。

○　金城利光　議長　山城　修　総務課長。

〔山城　修　総務課長登壇〕

○　山城　修　総務課長　議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。２ページをお願いいたします。

国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例

国頭村ふるさとづくり応援基金条例（平成２０年国頭村条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４）産業の振興に関する事業

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は国頭村をふるさととして応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を行い活力に満ちた地域づくりに資することを目的に、基金として積み立てる内容となっております。

改正内容については、第３条事業区分に第４号産業の振興に関する事業を追加する改正となっております。

次ページに新旧体表を添付してありますので、お目通しを願います。以上、補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１６　議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第１６号

国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について

国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

寄附金を財源として行う事業区分を追加するため、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

〔山城　修　総務課長登壇〕

○　**山城　修　総務課長**　議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。次ページをお願いいたします。

国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

国頭村ふるさとづくり応援寄附条例（平成２７年国頭村条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４）産業の振興に関する事業

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例の目的については、議案第１５条の基金条例と同じ内容となっております。第２条の事業区分に４号産業の振興に関する事業を追加する改正となります。こちらは寄附者の申出書にあります寄附金の使途の区分にも反映され、寄附者の意向を基に事業の財源として活用することになります。

次ページに新旧対照表を添付してありますので、お目通しを願います。以上で補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１７　議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第１７号

国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

国頭村学校給食費徴収条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

国頭村立幼稚園がこども園への移行及び学校給食費の半額免除に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

教育課長が補足説明をいたします。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

〔宮里　光　教育課長登壇〕

○　宮里　光　教育課長　それでは議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

国頭村学校給食費徴収条例（平成２３年国頭村条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「園児・」を削る。

第５条中「園児から中学校３年生までの」を「小学校１年生から中学校３年生まで半額免除することができる。ただし、」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成３１年１月７日から、第５条の規定は令和３年４月１日から適用する。

村長から御説明のとおり、今回の一部改正は令和３年度村長の施政方針に基づき国頭村学校給食費免除事業としまして、国頭村及び中学校の給食費を半額免除にし、保護者の経済的負担を軽減し、さらに子育てで支援に取り組むため、本条例の一部改正となっております。

配布資料の３枚目、新旧対照表をお開きください。下線のある部分の用語の改正となっておりますので、今回、旧幼稚園児の用語も併せて一部改正となっております。第２条中改正前の「園児」という用語については、改正後は削除となります。第５条中改正前の「園児から中学校３年生までの」から改正後は「小学校１年生から中学校３年生まで半額免除することができる。ただし」に改めます。以上で補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１８　議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第１８号

国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国頭村国民健康保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給内容の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

福祉課長が補足説明をいたします。

○　金城利光　議長　與儀光浩　福祉課長。

〔與儀光浩　福祉課長登壇〕

○　與儀光浩　福祉課長　議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例

国頭村国民健康保険条例（昭和４７年国頭村条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１項中「被保険者（」を削り、「給与」の次に「等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下」を加え、「の支払を受けている者に限る。以下この項において」を削り、「同じ。）」の次に「の支払を受けている被保険者」を、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を加え、「てい」を削り、「期間」の次に「のうち労務に就くことを予定していた日について」を加え、同条第４項中「収入」を「等」に改め、同条第５項を削り、同条に次の２項を加える。

５　前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

６　前項の規定によりこの村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則（令和２年６月１６日条例第１６号）の改正

附則第２項中「同年９月３０日以降の」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和３年２月１３日から適用する。

それでは配布資料の新旧対照表をお開きください。今回の国頭村健康保険条例の一部改正は去った６月定例議会において、御説明いたしました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金に関する一部改正でございます。第６条の２、第１項におきまして文面頭の被保険者を給与等の支払いを受ける被保険者に改め、給与等の説明括弧書きを追加しております。また、文中傷病手当金の対象となる新型コロナウイルス感染症の病原体を特定し、手当の対象となる期間を具体的に明記した改正となっております。

第４項につきましては、第１項の改正に合わせて給与の収入を給与等に開始しております。新設の５項、６項につきましては、表記の難しいということもありまして、例を挙げて御説明いたします。まず就労につくことを予定していた日数を２０日とし、全て勤務した場合の給与を３０万円と仮定いたします。その方が新型コロナウイルスに感染し、予定していた勤務日数の半分の１０日間しか出勤できなかったということであれば、おのずとその方に支払われる給与は半額の１５万円となります。感染により働けなかった日数分の１５万円。その１５万円に対しましては、傷病手当金として手当金率の率３分の２を乗じた１０万円を村のほうからお支払いいたします。また、事業者が支払うべき１５万円につきましても事業者の支払いが滞った場合と事業者との調整の上、手当金率の３分の２を乗じた金額を村が立て替えて支払うことができるというのが今回の第５項の新設でございます。第６項の新設につきましては、その立て替えた分につきましては、本来、事業所が支払うべき給与であるということから、その立て替え分のほうにつきましては事業主から徴収します。というのが第６項の新設となります。なお、本条例は公布の日から施行し、令和３年２月１３日からの適用となります。以上、補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第１９　議案第１９号　国頭村監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第１９号

国頭村監査委員の選任について

下記の者を国頭村監査委員に選任したいので地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を求めます。

記

住　　所　国頭村字辺土名２９４番地２

氏　　名　玉城　孝

生年月日　昭和３０年８月１９日生

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

監査委員が令和３年３月３１日付けで任期満了のため。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第２０　議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第２０号

国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を国頭村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めます。

記

住　　所　国頭村字宇良４７番地２

氏　　名　新城　高仁

生年月日　昭和３０年１１月３０日生

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員が令和３年３月３１日付けで任期満了のため。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第２１　議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第２１号

指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

１　施設の名称　　旧与那トンネル隣接公園

２　指定する団体　　名護市字許田４０５番地

ヘリオス酒造株式会社

代表取締役　松　田　亮

３　指定の期間　　令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成１７年条例第１３号）第７条の規定によ

り、本案を提出します。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第２２　議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第２２号

指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

１　施設の名称　安田くいなふれあい公園

２　指定する団体　国頭村字安田６２番地

特定非営利活動法人

やんばる・地域活性サポートセンター

理事長　比嘉　明男

３　指定の期間　令和３年４月１日から令和７年３月３１日

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成１７年条例第１３号）第７条の規定により、本案を提出します。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第２３　議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第２３号

第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について

第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略を別紙のとおり策定することについて、国頭村議会の議決すべき事件を定める条例第２条の規定により議会の議決を求めます。

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条の規定に基づき第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略を策定し、国頭村議会の議決すべき事件を定める条例第２条の規定により議決を得る必要

がある。

副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について、補足説明いたします。

配付しています第２期の国頭村人口ビジョン・総合戦略書の目次を御覧ください。本企画については、２章立てとしております。第１章については国頭村人口ビジョン、第２章については総合戦略で構成をさせていただいております。まずその１章の人口ビジョンについては、今後目指すべき人口の将来展望を提示するものでございます。それから第１期の人口ビジョンに対する国頭村の人口の推移については、国勢調査、それから住基台帳等々のその人口の将来を推計しております。対象期間については、国の長期ビジョンが２０６５年になりますか、それと同等の形の人口目標等の数値とさせていただいております。人口の現状の分析については、国頭村の長期的な人口推移から、１２項目でまとめさせていただいていずれもその国頭村の減少の一途をたどっているところが示されております。それから人口の将来展望については、現状と課題と今後の方向性を示してございます。国頭村の人口ビジョンについては現状と課題の方向性を勘案しながら人口動向を基に今後の方向性を示してございます。国頭村の人口目標については、現状では減少が続く結果となっているところでありますから国の長期ビジョンと併せた形の２０６５年を目標に５千人から５，５００人、緩やかな増加を目指す人口目標としてございます。

第２章の総合戦略についてであります。総合戦略のあらましとしては、人口減少の報告と地方創生を実現するための指針となるものでございます。これについては国の目標なので割愛させていただきます。２の基本目標と基本方向であります。これについては、国頭村の目標と方向性を示しております。第２期総合戦略の基本目標と基本方向ですけれども、４つの基本目標と基本方向に目標に定めた１８の基本方向を示してございます。基本目標としては具体的な目標を示して目標の指針まで示してございます。３のＳＤＧｓの目標については、基本目標で示した施策分野と連動させた形のＳＤＧｓの目標等を関連づけをさせていただいております。開いていただいて、総合戦略に関連する施策一覧をまとめております。５のＰＤＣＡサイクルの確立・運用というところで、総合戦略で示した施策については計画策定から実践強化、改善を踏まえて必要に応じて改定していくというような流れで示してございます。参考としまして、資料編という形で資料をつけてございますので、後ほどお目通しください。なお、詳細については意見交換会の中で説明したいと思いますので、御了承いただきたいと思います。以上、補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第２４　議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**

議案第２４号

国頭村教育委員会委員の任命について

下記の者を国頭村教育委員会委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２

項の規定により議会の同意を求めます。

記

住　　所　国頭村宇佐手１６６番地

氏　　名　山本　浩司

生年月日　昭和５１年３月１１日生

令和３年３月５日　提出

国頭村長　知　花　　靖

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

提案理由

教育委員会の委員が令和３年３月３１日付けで任期満了のため。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第２５　決議案第２号　議員派遣の件（主要施策の現地調査）を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

決議案第２号　議員派遣の件（主要施策の現地調査）は、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、したがって、決議案第２号　議員派遣の件（主要施策の現地調査）は、議員派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣の決定をいたしましたが、変更等が生じた場合には、議長に一任することに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、変更等が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。本日は誠に御苦労さまでございました。

散会（午後　２時０８分）

令和３年第３回国頭村議会定例会会議録（第２号）

招集年月日	令和　３年　３月　５日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時及び宣告	開議	３月　８日　午前１０時００分	議長	金城利光
	散会	３月　８日　午前１１時２７分	議長	金城利光

出席（応招）議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	山川安雄	６番	与儀一人
	２番	山城正和	７番	宮城誠
	３番	渡口直樹	８番	山城弘一
	４番	宮城千賀子	９番	知花正寛
	５番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	３番	渡口直樹	４番	宮城千賀子
職務のため議場に出席した者	事務局長	小橋川安広	主任	宮城愛利里
地方自治法第１２１条により説明のために議場に出席した者の職、氏名	村長	知花靖	住民課長	新里智
	副村長	宮城明正	経済課長	知花博正
	教育長	園原實	建設課長	知念武裕
	会計管理者	新垣久美子	世界自然遺産推進室長	田邊依里子
	総務課長	山城修	教育課長	宮里光
	企画商工観光課長補佐	奥原崇		
	振興策推進室長	宮里幸助		
	福祉課長	與儀光浩		

議事日程	日程第１	議案第　６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）
	２	議案第　７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
	３	議案第　８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）
	４	議案第　９号　令和３年度国頭村一般会計予算
	５	議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算
	６	議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算
	７	議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算
会議に付した事件	１．議案第　６号　質疑　討論　採決 ２．議案第　７号　〃　〃　〃 ３．議案第　８号　〃　〃　〃 ４．議案第　９号　質疑　予算特別委員会付託 ５．議案第１０号　〃　〃 ６．議案第１１号　〃　〃 ７．議案第１２号　〃　〃	
会議の経過	別紙のとおり	

○　**金城利光　議長**　皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前１０時００分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　議案第６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）を、議題といたします。

これから質疑を行います。８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　おはようございます。１５ページ、収入のほうで寄附金、ふるさとづくり応援寄附金、減額７千３百万円の説明と。

歳出のほうで１７ページ、ふるさと納税委託料、減額の４千６２０万円ですか、その説明をお願いします。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　お答えいたします。

今回のふるさとづくり応援寄附金の７千３百万円の減額については、前回説明いたしましたが、大きな要因としては、マンゴーの特例品の額に大きく関係しております。平成３０年１億１千１４７万４千円、令和元年度でこれが２倍に伸びて２億４千３６５万８千円、その増減が１億３千２４８万４千円の減で１１９％の減となっております。その大きな要因としては、令和元年１２月に前倒しで、次年度のマンゴーの予約分ということで受けております。それが１億円余りまして、実際に受けてその分がまた次年度出荷というか、お礼品としてやるんですけれども、その分は令和元年度のほうに反映されると。次年度以降は、そのお礼品、マンゴーについては、出荷してお礼品としてやる数が実際に減りまして、減ったというよりも通常、お礼品はするんですが、実際には国頭村産として出すべきものが、足りない部分もあって、おわびをしながら国頭郡産ということで、結構なお礼品を出しております。その中でやはり実際には平成３０年度の１億１千１百万円、数量的にそれから寄付額的には変わらないんです、実際には。というのは、その前に予約分で受けたものが、あまりにも大きすぎて、国頭村産以外に郡のものを集めて、お礼品としておわびをしてやったものがあって、実際には数量的には変わりはないんですけれども、その辺は今１億２千６百万円ほど歳入はあります。それを考えてみると国頭村産のみのマンゴーが半数を占めているものですから、人気があるものですから、それを考えると前回の元年度の途中、２月分の予約分があまりにも大きすぎたというのも実際にあります。ちょっと確認したところ、量的に大手のマンゴーをつくっているところも今、国頭村のほうにあるんですけれども、そちらも量的には変わらないという話を聞いています。今現在出している、量的にはですね。なのでその１点、予約分受付を多くしたのが１点と。

あと１点が１２月に、多く６月から出しているものですから、そのマンゴーの期間ですね。次年度以降、予約分は一旦、止めているというところを聞いています。通常１２月で大体、予約分を受けるんですけれども、今回１２月に見込んで予約分は止めたという話を伺っています。去年１２月で１億円余り入ってきたのが、今回の実績の中では、４千６百万円という数字になっております。ですので前回と比べるとかなり落ち込んでいるということもありまして、今回見込みが７千６百万円減るという運びになります。

委託料に関しては、これも通常、物産センターのほうに委託をしております。その委託料も今回減額になるという内容になっております。以上です。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　なかなか理解できないところがありますけど、予約多く取りすぎて、物が供給できなかったわけですか。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　そういうことになります。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　次に、歳出２３ページ、農業振興費の中の農業振興補助金３５０万５千円ですか。出してきているわけですけど、今は先月までにこの農業振興補助金が大分高かったものですから、予算を使い果たして、今月はこの農薬とか、除草剤、堆肥に関して、現時点で助成がついていないという話なんですけど、結局この３５０万円を可決すれば、またこれは復活するという意味なんですか。この振興補助金は、現段階で今日朝、確認したら予算がないということで、現在はついていないという話をしていたものですから……。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　今回農業振興で３５０万５千円を補正にて計上させていただいております。今回予算の３５０万５千円を計上する前に１月末現在までのＪＡ国頭支店、あとは沖縄県花卉農業北部支部、こちらのほうの売上げ状況、農業振興補助金の適用状況を確認しました。その中でやはり令和２年度３月末の補正前の予算では、やはり厳しいということで、３月見込みで３５０万５千円を計上させておりますが、２月末現在、これは３月の２日ごろに実際にこの２月末現在のものが出まして、前年度比較しても３倍以上とか、通常であれば約１千５百万円とか計上、毎年させていただいているんですけど、今年度はその倍、コロナ事業、あと過疎債、両方適用しながら約３千万円の予算を組んでおりますが、やはりこの農業振興補助金、予算の範囲内ということで執行させていただいておりますので、２月末現在、補正した中でもやはり非常に厳しい状況であります。そこの件につきまして、今回補正を通過して２月末現在まではどうにか対応できるかということを検討中であります。上司にもこの件は伝えております。３月につきましては、やはりこの２月末、２月分の農業振興補助金がまず先に執行しないといけない。農家に支払いしないといけないものですから、それで３月末はまず振興補助金の予算は今回は、予算の範囲内でなくなってしまうということで、ＪＡ国頭支店、花卉農協北部支部には３月末からは補助率適用なしということで、農家に周知するように伝えております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　１５０万円余りというのは、結局２月末で予算が超過したものですから、それに充てるという意味なんですか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　そうです。２月分も、あと３月分までを見込んだ補正予算の計上でありますけど、今現時点では２月末現在でこの３５０万５千円を補正して、全て今現在というわけではなくて、今はＪＡと花卉農家支部には、詳細を今確認していただいております。３月分に関しては、補助率適用の予算がありませんので、今回両方に周知しております。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　予算書の６ページをお願いします。繰越明許費、総務費、総務管理費【北連】東部周遊拠点施設整備事業、下のやつもそうですね。４億１千３６５万７千円、２億３千９４３万７千円、これはいつ契約なされましたか。その明繰の理由はどうなっていますか。繰越明許費の理由はどうなっています。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　まずこの主な契約日としては、工事請負費のほうが大部分を占めておりま

す。これについては去る１月の臨時会のほうで契約案件として議決、可決していただいておりますので、その日が契約日となっております。

実際に繰り越しについてなんですけれども、財源元の内閣府、北部広域圏を通してなんですけれども、この繰り越しについては、１月その時期ぐらいから、少しずつ調整を進めさせていただいております。大きなところでいうと、この新型コロナウイルスに係る受注業者が作業員というところの十分な確保ができないというところで、繰り越しの理由として内閣府と調整させていただいて、今月ですか。３月１日の月曜日なんですけれども、その内容について承認をいただいたというところになります。

○　金城利光　議長　　暫時休憩いたします。（午前１０時１４分）

再開いたします。（午前１０時１６分）

６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　説明資料からいったほうがいいかな。歳出３４ページ、歳入においてもありますので、歳入の７ページ、これも説明資料でお願いします。これは北部連携促進特別振興事業補助金ですよね。ここでも３千３１８万８千円の減額になっていますよね。歳出においては、実質組替えていって起債に回していると、一般財源と。村民の負担になるということですよね。実質８０％が国庫補助金という想定でしたよね、予測は。そういった形で事業を進めてきたと。そういう理由でじゃあコロナのためにそういう形になったと、予算の組替えもせざるを得なくなって、歳出に至ったという理由で村民が納得するかどうかですよ、実際に。内閣府はその理由づけでやりなさいという話だったのかしれませんが、そこですよね。実際にいって。これでまた完了じゃないと。指定管理の意向も十分に酌み取って、また新たな事業を進めなければいけないと。そうじゃないと収支が成り立たないと、この施設においては。どうなんでしょうか。だからその辺をしっかりと説明、議会もコロナでこういった形で事業が進まなかったんだよとは言えないはずなんです。この事業において、そこのところどう考えていますか。

○　金城利光　議長　宮里幸助　振興策推進室長。

○　宮里幸助　振興策推進室長　まずコロナに関しての理由については、この事業費を組み替えるというところの理由ではなくて、実際に北部連携事業を進める上での工期の遅れに係る部分というところの理由となっております。

実際に、北部連携事業とその対象分とそうじゃない起債対象分というのは、北部連携事業の調整を進めていく当初の中で、この本体棟を含めたところを北部連携事業の対象として調整をさせていただいております。それを除く、今回でいうと交流棟の部分については、その起債対象分として進めていくというところを調整させていただきながら、事業のほうは申請、配分を受けていただいております。今回の議会で上げている予算については、そこについて明確に事業分けしようということで、この予算書の中で一括プールになっているところを事業分けとして区分させていただいたというところになります。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　実質上、当初の話をすると５億３千４８万６千円の３０年度の工事費を見込んで、事業を進めていくという計画でやってきたわけです。確かに森林散策部立地工事とかやぶき等も実質なくなって、実質新たにまた設計をやり直したと、そこも負担ですよね、実際に言って。実際に当初から全部負担なんです。そこでも一般財源に組替えている部分もありますよね、実際に補助金該当せず、そういうのを換算した場合、計画と今実際の負担率というのは、どれぐらいになっていますか。もともと計画は１０％負担という計画ですよね。しかもそこに過疎債をぶち込めばもっと減るという形でしたよね。しかしながら、

現在実質どれぐらいの一般財源の持ち出し、負担になっているんですか。実際、起債計画においては２０％の負担分からの起債ですよね、計画は。しかし今見ると起債は莫大に上がっていると、その割合というのはどうなっていますか。当初計画から見て、大体我々議会はそういった国庫的なものと、過疎債で見ると、ほとんど一般財源の負担はないと見て、事業を進めていっているはずです。執行部のほうも。だから過疎債というのは大事にして、時限で予約で認められないものをお願いして、制度としてあと１０年という形でお願いして、全国的にやっているわけです。だからそういったものに関して、確かに過疎債という逃げ道になっている可能性はあるんですけど、しかしながらこれも償還していかないといけないわけです。交付税から返ってくるんだから、いいんだという話ではないはずですよ、これは。今後どうなるかもわからないわけですから。

臨時財政特例債だって、わからないという話になっていますよ。第２の交付税として、課税できる部分に関しても、確かに確約としては国がやるということになっていますけど、この辺も国は実質、あるうちはいいですよ財源が。コロナでもう国の財政も逼迫していますよね。だから我々、自立という観点でいろいろと考えていった場合、その施設が本当に必要なのかと、みんな考えた上でやらないと。今実際にいって本当に恵まれていますよ。エコ・スポのそういった施設の補修、修繕まで国が一括交付金も含めて補助金出してくれるんですから。ほとんど５０％以上は出さないはずですよ、実質上。恵まれているのは確かです。しかしながらそういうところをいつまで続くかというのを考えていかないと、今後どうなるかわからないですよ。

新年度予算でも、確かにエコ・スポの事業として新しくあることもあります。合宿誘致として、それだって年にどのぐらい使うかわからないですよね。そういったものに関してもいろいろと考えていかないと。今後本当に負担が大きくなったときに、実質今の制度として本当に、いつまでもあるということではないと思います。村長、どう考えますか。この事業に関してと、これからに関して。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　先ほどの東部周遊拠点施設については、これまでポイントポイントで説明はしたつもりではあるんですが、説明不足があったと、本当に申し訳ないと思っています。今回担当からも説明があったとおり、繰り越しをやると、それは国との関係と、コロナとは言っているんですが、事情があって補助事業とそれから単費、起債を活用したものの整理をしましょうということで、今回の予算の組替えということになっております。それ以外に全体的ないろんな財政事情、ある程度厳しいところもあります。おっしゃるとおり、そこは我々としては優先順位、何が先なのか。選択集中といいますか、それを今後しっかりとやることが必要だと考えております。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　これは実質、事業当初の事業計画なんです。そこで失敗してしまうと、結局は止められない。予算を入れてしまうと止められなくなって、結局は進めざるを得ないと。こういった大幅な設計変更をみんなやりながら、結局国庫を使うとそうなるわけです。だから最初のうちの計画というのがしっかりとやられていないと、結局こういう形になってしまうし、実質計画等含めて進捗、辺戸岬もそうなんですけど、工事期間というのが相当狭められてきて、実質後でまたどこかを補わないといけないというのを新たに入れていくという形もやっているわけです、何回か。

だからしっかりと最初のうちで計画を立てて、本当に必要である事業なのかどうなのかというのを、再度分析をして、考えていって、村民の最終的な負担にならないのかというところを考えていってもらいたいと思います。その辺村長、再度答弁をお願いします。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えいたします。

先ほど６番議員が言ったとおり、我々は計画を立てる前に、しっかりとした計画を立てながら、それを当然に住民に説明をしながら、後々の財政負担がこうなりますというところまでしっかりと説明をした上で、今後はしっかりと十分計画を策定していきたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　繰越明許費、たくさんあるわけですが、まず今回大きなものとしては、先ほどから議論しています北部連携の東部周遊拠点整備事業、これを繰越額が４億１千３６５万７千円、同じく東部周遊拠点整備事業ということで、２億３千９４３万７千円、トータルしますと６億５千３０９万４千円という大変大きな繰越額と事業費になっているわけです。

ここに土木費で住宅費の村営奥間団地新築事業、ここも２億９２８万３千円の繰り越しということになっていますが、ちなみにこの東部周遊拠点事業、どれだけ大きな額なのかというと、結局今奥間の村営住宅、３戸分以上の事業費を投入するわけです。３戸ですよ。以上の巨費を投じてやる。しかも財源的にみると、今やっと内訳ということで財源組替えというよりは、予算組替えという形のしかも３月のこの時点になってそういうことを提案してくる。これは本体工事とそれから交流館事業ということで、既に工事発注は令和３年の１月２１日にも工事請負契約も締結をし、現場はスタートしている。２月１９日には起工式も終えているという状況、先ほど繰越明許費の理由を聞くと、コロナを理由にしている。もうこれは公の話で、これしか出せないという説明があったんですけど、実際は適正工期がとれないというのが現実なんです。ということは、工事の計画から執行までのスケジュール的な進め方にも問題があったということなんです。はっきり言うと。それでしかもこれは補助金の交付決定が１２月にされているわけです。なぜその時点で、この組替えをして事業発注できなかったのか。これは全く単独事業という形で切り離して北部連携という形でも事業になっているわけです。そういう形で当然、設計書がある。全ての監理、工事まで全てそういう形で終えるという形になるわけです。ところが予算は包括して、９月定例会で決めた額をそのまま残しておって、その中身の内訳も予算上は見えない。今回初めて分けた形で組替えということで出してきて、しかも起債の変更も今回出てきている。これはどう見ても事業の進め方を含めて、これおかしいんじゃないの、これ。

じゃあ聞きますけど、本体工事の支出負担行為はいくらで行ったの。そして交流館事業は幾らで支出負担行為を行ったの。事業は別ですよ。当然会計処理する以上別に追加会計処理しないといかんでしょう、これ。入札執行を進めて、委託もそうでしょう。委託関係も、設計管理もそうなんだけど。備品もそういう中だけ分けると。今回そういうふうな形で出ていますでしょう。そうしながら、実際は執行しているわけ。備品にあたっても３月４日で入札終わっているでしょう。これから追加提案はしますと。おかしいんじゃないの、これ。これでいいんですか。

○　**金城利光　議長**　暫時休憩いたします。（午前１０時３２分）

再開いたします。（午前１０時４６分）

宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　北部連携事業、今回は予算要求させていただいた大きな流れとしましては、９月に予算として計上させていただいたところがまず最初でございます。そのときには補助事業対象分、起債対象分ということではなくて、補助事業対象分として、全て裏負担というところで事業としては考えておりました。なので９月２０日時点では、国のほうとも補助事業対象分は幾つ。どの事業、残りの分について

は、起債対象として進めてくださいということで一括して進めておりました。その中で実際に１２月になるんですけど、この北部連携事業の裏負担として考えていた部分についてなんですが、県とのこの起債の地方債の調整の際に、裏負担ではなくて、起債の単独として切り分けていただきたいという話が調整の中で生じております。そのときに、実際には事業分けというところの話が出てきております。その後、手続上についてなんですが、その１月臨時会で議決を受けて、債務負担行為をさせていただいた内容については、この事業分けする以前の段階にはなるんですけれども、実際には支出を伴わない負担行為というところで調整させてもらっています。要は、支出としていない負担行為なので、事業分けした後に再度、その部分について、負担分けすることによって、きちんと北部連携事業の負担、支出負担行為、それ以外の起債対象分の支出負担行為ということで、事務上は処理させてもらった流れとなっています。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　どうも事後の処理というふうにしか聞こえないわけですが、流れ的な話も今あったんですけど、当然１２月の段階では、国庫支出も確定しているわけです、交付金は。手元にも資料はあるわけですが、確定しているわけです。当然その後も工事発注になっているわけです、１月２１日に。ですからその調整というのは、結局はされているわけでしょう。これはもうちゃんと組むんだと。分けてと。

ですから今回初めて出てきたわけです。事業分けの事業枠の総額が。今回初めてですよ。３月定例会で。９月の議会では結局、北部連携という形で総額で全部決めているわけです。ところが事業進捗していく中で、結局はこの村が計画をしている事業の総額分については、当然ここだけは間に合わないというのが、結局は当初から明らかですよね。９月の補正予算の段階でも、結局単独分が幾らなのかということを事務方も把握しているわけです。そして、起債もまた北部連携分と、減額してそして今回、地方債の追加ということで１億９千４４０万円出してきているわけです。事業の結局は単独分の財源裏付けというのは、今回初めて見えてきたわけです。議会に、分けた形の事業執行としての。ですから、普通でしたら、もう事業執行する前に、この財源的にはこれも見えているわけですら、当然予算は編成し直して、その議決を得て執行すべきですよ。これどうなんですか。副村長でもいいですよ。

今、債務負担行為は金銭の支出が伴わないという説明があったんですけど、そういう説明で本当にいいんですか。債務支出負担行為は。契約にあたって、当然、債務負担行為は起こさないといかんでしようが。あれ金銭伴っているでしょう、これ。前払い金も払っているでしょう、払っていないまだ。その辺も含めて、もう少し整理して、わかりやすく説明を求めます。

○　金城利光　議長　山城　修　総務課長。

○　山城　修　総務課長　債務負担行為、それから財務上、問題はないという判断で処理はしています。債務負担行為については、確かに２月に債務負担行為しました。その後は確かに１２月ごろには単独分、それから補助事業分と分けたほうがいいという県からの指導もございました。その中で調整をしながら、債務負担行為については、やはりこちらも事業を分けるものですから、一旦、減額にしているんです。債務負担行為を一旦、減額にして、それから両方に分けるという、一つの事業という認識の下で、それを２つに分けたという認識の下で、特にまた財政上は問題ないということもあったので、それで処理はしております。支出はございませんでした。前払金もなく、だから触っていないような状態ですので、可能であるという判断の下で分けております。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　追加議案としてもまた出てくるわけですよね。これは次年度説明によると。３件

出てきているわけです。この関係で。まず本体工事の工事請負契約の改定、それから備品ですね。これは厨房棟と物販棟ということで２つに分けてということである。入札も備品については既に３月４日、入札執行終えているというふうなこと。結局、今回初めて予算も仕分けもして、しかもほとんど起債関連の事業の中に備品が入ってきているわけでしょう。ということで、我々９月では、北部連携は起債分も含めて、一般の事業で走っているのというふうにしか、私らは説明は受けていないんですよ、流れ的に。２つの事業、単独分、どうします、こうしますという話を受けていないんです。今回、組替えが出てきて、初めて皆さんから説明を聞いているわけです、我々は。そうじゃないですか、村長これは間違いありませんか。

○　金城利光　議長　　暫時休憩いたします。（午前１０時５５分）

再開いたします。（午前１０時５７分）

知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　２番議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど、担当課長等から説明がありました。これ予算上、私の今までの経験からいって、この１２節、１４節、１７節備品の組替えをしているんですが、財政法、それから財務規則等に照らし合わせても、債務負担行為については、特段に違法ではないとは思っています。ただしかし、この財源の内訳、同じ節内での財務関係というか、電算関係の移動でやってはいるんですが、ただこの財源の内訳を説明していなかったということに対しては、大変申し訳なく思っています。本来なら、１２月の末あたりで内閣府財務との、それができた時点でやるべきか。あるいは１月にこの工事の案件を提案したときに、そのときに細かい説明が必要であったのかと思っています。大変申し訳ありませんでした。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　非常に不明瞭な執行の仕方だと言わざるを得ないわけです、村長。だから私はあえて、９月議会の予算審議の過程までさかのぼって話をしているわけです。これまで単独で分けてやるという事業説明は一度もないんです。北部連携で裏負担とか、それに事業枠が大きいから、その分は起債対応という話は聞いていますよ。しかも、これは９月議会では後で計算すると５０％ちょっとしかないわけです。国庫からのあれは。あとはみんな起債対応と。これまでも事業の例からしても、これは前代未聞ということを私申し上げました。あまりにもひとつの事業に、普通だったら国庫事業ですから、この国庫事業採択の枠の中で当然、２割の裏負担もあるわけですから、それで執行すべきで、まるまる今は単独で走っているわけです。発注の段階で既に。そういうことで、議会でも十分な説明もされていないわけです、はっきり言うと。今の説明、質問すると、実はこうですと。財務規則上、問題はないとか。そういうことをおっしゃいますけど、結局は今回しなければ、おかしな財務処理になるわけでしょう。予算を組み替えしてやらなければ。ですから非常に不自然だということを言っているわけです。しかもこれ繰り越しでしょう、これだけの額を。これ事業計画の甘さ、変遷、全て、これが問題なんですよ、だから。結局はこういう形に、議会には不透明な形で流れてきているわけです。担当は内訳的な数字的なものは把握しておって、議会にもその説明も、説明責任も果たさない。

村長は、担当に聞かなければわからないという状況でしょう。これだけ大きなプロジェクトを推進するにあたって、本当にこれでいいのかということです。議会は村民に対しての説明責任という面で、十分果たしていないんじゃないの、それは。これだけまた単独事業を推進しているわけですよ。北部連携だけとタイアップして、ということですよ。今回初めて事業分けしているわけですよ。予算上ですよ。財政上どうのこうの言うけど、やはり筋を通して行政進めてもらわないと、皆さんの都合でこうなっているんでしょう。や

るべきときにやらないで、県の指導を受けましたと、２月ごろですか。おかしいじゃないですか。副村長はどう思いますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　山城議員の御指摘のとおり、当初の計画から本日まで至っておりますけれども、やはり計画通り含めて、議員への詳細な説明というのは、我々が今、調整している中で、不確定な部分も多々あったりしたものですから、なかなか具体的な数字を含めて申し上げられなかったというところは、大変おわびしたいと思っております。今後については、しっかりその時々の重要なポイントポイントで説明させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第６号　令和２年度国頭村一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり可決されました。

日程第２　議案第７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第７号　令和２年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）を、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）を、採決します。

採決は起立によって行います。

議案第８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第８号　令和２年度国頭村簡易水道特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算を、議題といたします。

これから質疑を行いますが、議案第９号から議案第１２号までは、３月１５日、１６日の予算特別委員会で審査することになっておりますので、本会議での質疑は簡潔にまとめていただきたいと思います。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　一般会計ですね、予算特別委員会で審査するということになっておりますけれども、今般、学びの森がこれまで指定管理を受けていた団体が、今回村長のほうに２月１日付で、経営を指定管理を解除したいということで申し入れがあったということで、議会の運営委員会のほうでもお話があって、その急遽、その対応に村は取り組んでいると。４月１日から村直営の方向でしばらく運営せざるを得ないだろうというお話もあったわけですが、そのために今回の一般会計補正予算（９号）が可決された後、補正予算として、その対応のために、追加提案をしたいというお話もあるわけですが、当然いろいろと今、担当課ではそのための補正予算の作業を進めているかと思いますけれども、今回この新年度予算には３５０万円の指定管理料が入っているわけです。それは次の補正予算３５０万円をカットして、補正予算に組み込んで諸々の諸経費といいますか。諸経費のほうに回すという考えなのか。これは関連していくものですから、それを一応確認しておきます。まず、これ１点です。

○　金城利光　議長　暫時休憩いたします。（午前１１時１２分）

再開いたします。（午前１１時１３分）

２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　発言の訂正をしておきます。

３月１日に指定管理者から村長のほうに申し出があったということで訂正します。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　先ほどの正和議員に、お答えしたいと思います。

指定管理料については、御指摘のとおり、全て組替えしたいと思います。９月ごろまでには予定としては直営という形にするんですけれども、その間、公募の手続等踏まえて、今後こういうことで対応させていただきたいと思っております。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　あと１点、開会初日に主要施策の現地調査ということで手続したわけですが、村内のですね。その中でイノシシによる被害が非常に顕著だと、あっちこっちですね。土地改良を含めて、そういうこともあって文教経済委員会が今、その現地調査をしたり、その対策について、いろいろと聞き取りをしながら、今調査を進めているところなんですけれども、やはり今ちょうどキビも刈り取りしまして、辺士名アラダーとか、あるいは渡比謝原ですね。そのあたりでもその子どもたちの通学路であるそういうところにイノシシが出没するということで、父兄からも非常に危険だという話も伺っているわけです。多くのまた村民のほうからも目撃したよという話があります。私も現地調査して、委員会も現地調査したわけですが、非常にイノシシの痕跡があっちこっちにあるわけです。土地改良区ですね。そういうことで、今村がやれる対策があると思います。これは村長の政策といいますか、そのことによって、村が予算措置をして、例えば

放棄地を地主と調整をして、全部除去してもらうということで、隠れる場をなくするとまず。今やらないと、キビがまた伸びてしまうと、それが非常に対策として後追いしてしまうということもありますので、この辺は十分、担当課と調整をして、できれば補正予算（第１号）でもって、緊急にその対策費ということで計上できないものかどうか。それ１点です。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　ただいまの件については、確かにイノシシの出没が最近、激しいというところを私のところにも耳にしておりますので、今回提案させていただく補正第１号の中で、検討させていただきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第５　議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算を、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第６　議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算を、議題といたします。

これから質疑を行います。６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　国頭村の簡易水道においては、今年度固定資産評価台帳ですか。それと固定資産、そして村長も含めて３村で県の企業局に、県単一でやってくれないかという要望したということでありますが、実質今の形態の水道から変わっていくんですが、今のこの国頭村水道ビジョン、そして今後これでもちゃんと包含されていますが、リゾートホテル等への水の給水、そして宅地造成等もあります。そして高いところに今いろいろと住宅を建てようという方々もいらっしゃいます。そういったところへの給水等々が課題になってくると思います。そういったことをやはりもし村長がそういう形で計画、県に対する計画であるのであれば、時期を早急にこういったものを手だてをしていって、政策していくのが必要ではないかと思い

ますが、そこのところはどういう考えを持っていらっしゃるのか、お伺いします。

○　**金城利光　議長**　知念武裕　建設課長。

○　**知念武裕　建設課長**　ただいまの質疑に対して、お答えいたします。

前回の意見交換会の中でも説明いたしましたが、今回予算計上しておりますのは、公営企業会計への移行ということで、やはり今、６番議員のおっしゃられた固定資産関係の細かい細分化しないといけないということで、その調査費用を今、入れております。総務省のほうからは令和５年度までに、公営企業会計のほうに移行しなさいという通達がきております。我々としても一応５年までには、そういった今おっしゃった固定資産の細分割をいろいろとそういったシステムと、これをまた単式簿記のほうから複式簿記にかわるものですから、その人員の育成等も５年までに行わないといけないという今、スケジュールで予算計上しております。

今、議員のほうからおっしゃった広域化については、やはり今、県または企業局との間で、まだ正式な会合ではないんですが、話を続けております。令和３年度までは多分、県内の離島のほうがいち早く、広域化になるということになります。それが終わり次第、やんばる地域、やんばる３村との協議、調整が入ってくるかと思われますが、その中で今調整、関係機関との調整の中では固定資産をどうするかというのは、今のところまだ見えておりません。またおっしゃられた給水区域外のところに関しましても、これから利活用に対していろいろと調査しながら、もしそれが必要であれば、いろいろと検討していきたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第７　議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

村長より施政方針の中で、修正したい旨の申し出がありますので、それを許可いたします。

知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　３月５日に所信表明をしたんですが、その中で１１ページ、５．自然環境保全対策についての、１行目からの「世界自然遺産登録に向けて、新型コロナウイルスの感染防止のため、延期されてきたＩＵＣＮが中国で開催される予定であります」のところを、「ＩＵＣＮ」を「世界遺産委員会」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○　金城利光　議長　これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変、御苦労さまでございました。

散会（午前１１時２７分）

令和３年第３回国頭村議会定例会会議録（第３号）

招集年月日	令和　３年　３月　５日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時及び宣告	開議	３月１１日　午前１０時００分	議長	金城利光
	散会	３月１１日　午後　４時０２分	議長	金城利光

	議席番号	氏名	議席番号	氏名
出席（応招）議員	１番	山川安雄	６番	与儀一人
	２番	山城正和	７番	宮城誠
	３番	渡口直樹	８番	山城弘一
	４番	宮城千賀子	９番	知花正寛
	５番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	３番	渡口直樹	４番	宮城千賀子
職務のため議場に出席した者	事務局長	小橋川安広	主任	宮城愛利里
地方自治法第１２１条により説明のために議場に出席した者の職、氏名	村長	知花靖	経済課長	知花博正
	副村長	宮城明正	建設課長	知念武裕
	教育長	園原實	世界自然遺産推進室長	田邊依里子
	会計管理者	新垣久美子	教育課長	宮里光
	総務課長	山城修		
	企画商工観光課長補佐	奥原崇		
	福祉課長	與儀光浩		
	住民課長	新里智		

議事日程	日程第１	一般質問 ①　宮　城　千賀子 ②　与　儀　一　人 ③　金　城　幸　男 ④　知　花　正　寛 ⑤　山　城　弘　一
会議に付した事件	１．一般質問	
会議の経過	別紙のとおり	

○　**金城利光　議長**　皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前１０時００分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　これから一般質問を行います。

初めに、４番　宮城千賀子議員の一般質問を許可します。４番　宮城千賀子議員。

〔４番　宮城千賀子議員登壇〕

○　**４番　宮城千賀子議員**　皆さんおはようございます。私ですね、新議場で第１番目に一般質問をしようと決めていてですね、早々と出しました。おかげで今日トップバッターで、少々気合いを入れて頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは通告書に従って一般質問を行います。

３つの質問がありますが、まず１つ目、「第２期国頭村子ども・子育て支援事業計画」について。

第２期国頭村子ども・子育て支援事業計画（令和２年度から令和６年度までの５年間）では、「自然の中で、子どもと親が笑顔で暮らせる里〝くにがみ〟」を基本理念とし、親子が安心できる生活環境の整備を推進していくとのことです。

計画の策定に当たり、保護者に対し、「子育て支援ニーズ」のアンケート調査が実施され、また村民から幅広い意見を募集するためパブリックコメントも実施されています。

本村は人口減少が深刻な問題であり、それに伴い児童数も減少傾向にあります。子育て世代の親たちの声を多く拾い、施策に反映させることが重要だと思います。

本村の安心できる子育て環境は十分でしょうか。アンケートやパブリックコメントではどのような意見があったのか、そしてその意見は子ども・子育て支援事業計画にどのように反映されているのか伺います。

２つ目です。ブックスタートの実施を。この件につきましては、次年度予算に組まれており、村長の施政方針の中でも明記されております。通告提出時点では把握していなかったことですので、御了承ください。簡潔に幾つかの確認をさせていただきます。

令和元年９月定例議会で質問した際、「ブックスタートを実施するために、関係課と調整しながら検討していく」との答弁をいただきました。担当課においても実施したいとの意を示していましたが、いまだに実現していません。今後の考えについて伺います。

３つ目です。子ども議会の開催を。

子どもたちが日頃疑問に思っていることや希望など、豊かな感性から出された意見を村が聞き取り、行政に反映させる機会として、子ども議会を開催しているところが多くあります。

隣村の大宜味村においても取り組みがなされ、県内でも盛んに行われています。子ども議員として議会を経験することにより、行政や議会の仕組みについて学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深め、行政について関心を深めるとして、次世代を担う子どもたちへの期待も高まります。

本村でも、子ども議会を開催すべきと思いますが、その考えを伺います。

答弁をいただきまして、質問席より再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**　宮城千賀子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず質問１の「第２期国頭村子ども・子育て支援事業計画」についてのアンケートやパブリックコメント

ではどのような意見があったのか。その意見は計画にどのように反映されているのかについてであります。

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき、５年を１期として教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するため、令和元年度に計画策定したところであります。

子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、平成３１年２月に就学前児童家庭（２２２世帯）及び小学生児童家庭（２５４世帯）にアンケート調査を行い、本村における児童福祉、母子・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する政策を総合的に策定をいたしました。

その中で教育的立場から申し上げますと、そのアンケート調査の集計結果では、就学前の児童家庭においては「子どもが伸び伸びと遊べる場所や遊具を作ってほしい」、「保育の待機の心配がなく、預けられるようにしてほしい」など意見がありました。また小学校の児童家庭においては、「放課後の子どもの居場所の充実」、「経済状況についての困り」などご意見がありました。

そのため、本年度から学童クラブ施設を２か所に増やし、保護者が安心して、放課後の子どもを預ける場所を提供しているところであります。

保育の待機児童については、保育教諭の確保が難しく、待機児童になるケースがあるため、引き続きハローワークや村ホームページの求人募集、就職フェアへの積極的な参加等で保育教諭の確保に努めてまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、給食費や保育利用料等の軽減や就学援助等の充実を図り、こども子育て支援に取り組んでおります。

また、福祉的立場から申し上げますと、「こども園を利用したい」、「職場復帰したい」が希望する保育・教育サービスに空きがない（２６．１％）という意見があり、認定こども園に入れない児童や不定期の預かり先として、ファミリーサポートセンターの利用支援事業を行っており、非課税世帯やひとり親世帯向けにサポートチケットを発行し、利用しやすい保育環境の整備に取り組んでおります。

アンケート調査の結果では、低学年の放課後の過ごし方について、くにがみ児童クラブ（８１．８％）を希望する保護者が多くなっておりますが、現状は自宅（６４．８％）で過ごす児童も多く、子どもたちが地域で孤立しないよう、スマイル☆キッズルームを開所し、子どもたちが安心して利用できる居場所づくりを行っております。

今後も子ども・子育て支援事業計画に基づき、アンケート調査の内容等を盛り込みながら施策に反映できるよう取り組んでまいります。

次、質問２、ブックスタートの実施についてであります。

新年度において、絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントするブックスタートを実施するため、福祉課や読み聞かせボランティア団体等と調整を行っているところであります。

今後の流れとしましては、令和３年４月１日以降生まれの乳児や保護者を対象に、３か月に１回のペースでブックスタートを実施していきたいと考えております。

質問３、子ども議会の開催についてであります。

将来を担う子どもたちが村づくりについて考え意見をするといった体験を通して、行政や議会の理解を深めるとともに、子どもたちの純粋な意見を村政運営の参考とするために子ども議会を開催することは、大変有意義な取組と考えております。

最近の新聞記事を拝見しますと、沖縄市や金武町、大宜味村でも定期的に子ども議会を開催しており、本村においても平成９年度と１４年度に開催実績がございます。

具体的な開催方法や日程等を定めた上で、教育委員会は学校との調整を行い、総務課は子どもたちから提出された質問への回答を準備し、議会事務局は議会の運営を行うなど、三者で協力しながら開催の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○　金城利光　議長　休憩いたします。（午前１０時１１分）

再開いたします。（午前１０時１４分）

４番　宮城千賀子議員。

○　４番　宮城千賀子議員　答弁ありがとうございました。

アンケートも実施されて、就学前児童家庭では回収率が６０．８％、小学校児童家庭では回収率７７．２％と、まあまあの回収ができての結果かなと思います。それでですね、あとアンケートとともに、パブリックコメントも実施したとあったんですが、それについての回答がなかったんですが、私もですね、インターネットで調べてみましたけど、パブリックコメント意見書ということでこういうのを提出をお願いしますということで、村民に向けても発信されていますが、パブリックコメントについては何件あって、どのような内容だったのかを教えてください。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　では、質問にお答えします。

パブリックコメントについては、２月１４日から２６日の間でコメントを取るための期間を設けておりましたが、一つ、１件もパブリックコメントの回答がなかったということでお聞きしております。以上です。

○　金城利光　議長　４番　宮城千賀子議員。

○　４番　宮城千賀子議員　保護者からの意見ももちろん大事ですけれども、地域の方々の意見というのも大事なものがあるかと思います。せっかくパブリックコメントを受ける体制をつくっていたのに１件もなかったということは、その発信の仕方にも問題があったのではないかなということで、今後、この件にかかわらず、行政がパブリックコメントを必要とする際は、村民への周知も少し考えて、なるべく意見を集約できるような形で発信するように努めていただきたいと思います。

私もですね、子ども・子育て支援事業計画案の、一通り目を通して、どのようなアンケートの結果が出たというのは、大まかですが、把握してきました。勉強してまいりました。いろいろあって、本村は医療費を含め、こども園関係もですね、子どもの居場所についてもかなり努力されているものだと私は評価しますが、それでもまだ、なかなか表に出てこないもの、そういう意見があるなということで、今回そういう一般質問に出したわけですけれども、この集計結果の中から、特に私が保護者から聞いたり、また相談を受けたりしたものに限ってですね、今回は質問をさせていただきたいと思いますが、答弁にもありましたが、保護者からの意見で子育て環境整備で重要だと思うものについてという欄で、やはり公園など遊び場の充実というのが６３．７％で１位に上がっていました。これはまた、自由意見のほうでも同じく遊び場が欲しいということで、多くの保護者の意見だなということが分かるんですけれども、以前にも本村では公園計画についてありましたが、なかなか思うように実現できていない現状であります。今回、このアンケートの結果の１位の意見という、大勢の保護者の意見があるということに関して、公園、遊び場などの充実についての今後の公園に対する村の取組はどのようにしていくのかというのを少し確認しておきたいと思います。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　公園についての御質問にお答えをいたします。

以前に子どもたちの遊具公園、観光公園を計画していたんですが、いろいろ事情がありまして、現在、止

まっている段階であります。再度、場所を含めて、規模等を含めて検討してまいりたいと思っております。

○　**金城利光　議長**　４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　いろんな不安がある中で、やはり保護者たちが一番ほしいと思っているもの。公園整備に関しては、なるべく早期の対応をしていただいて、早めの実現ができることを願っております。自由意見のほうに「保育時間を追加料金なく延ばして欲しい」とあったのですが、これは私が相談受けた「短時間保育がどうにかならないか」っていうのと似た意見なのかなと思います。現在、こども園では標準時間と延長保育と短時間保育の、多分３つに分かれているんですよね。標準時間が午前７時１５分から午後６時１５分まで、延長保育が午前６時１５分から午後７時１５分まで、短時間保育が午前８時３０分から午後４時３０分までということで、この短時間保育は産休の後の、育児休暇中の保護者がそれに当てはまるんですよね、多分ね。私が相談を受けた保護者も産休明けの育児休業中の保護者でありましたが、８時３０分、通常だと仕事しているときは８時頃に預けて、仕事が終わる５時過ぎに迎えているわけです。育児休暇ということは、小さい赤ちゃんを、新生児を抱えている状態であります。この朝の送りが約１時間ずれてしまうと、送ったりするのも、それまでお父さんができるかもしれないけれども、８時３０分だと既に出勤していて自分が行かざるを得ない。迎えもそうですけれども、４時半までだと、例えばひどい雨降りの場合ですとか、新生児がぐずってなかなか車を運転する状況にないとかというのも多くあるみたいで、５時過ぎのお迎えであれば、代わりに迎えてくれる人がいるけど、４時半のお迎えだと自分が行かざるを得ないという、そういう状況ということで時短保育がとても心配、自分が仕事に復帰する、生まれた子どもが１歳まで育休を取る予定だとすると、１年間、その時短保育の中で過ごすのがすごく不安だという声が、二、三名から聞いたんですね。その時間についてですが、これは多分、国のこども園のいろいろな規定で、そういう規定があるんだと思うんですが、これは村独自で変えられる、ちょっと緩くできる部分があるのかどうかというのを確認したいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　では、質問にお答えします。

先ほどお話しがあったとおり、保育時間については、７時１５分から夕方６時１５分までの標準の時間、そして朝の８時半から夕方の４時３０分までの短時間がございます。短時間については、お話があったとおり育児をしている世帯だとか、終了ですね、仕事をしているしていないで時間帯が月６４時間以上で１２０時間未満の労働者ということで、こういう方々についても短時間の時間となっております。この時間等についてですね、こども園の規則でうたわれておりまして、当然ながら国の法律でも決められていることでありますが、規則において時間が設定されております。そして、また実際保護者が教育・保育上でも必要がある場合、またはやむを得ない事情がある場合は、提供時間を変更することも可能だということでうたわれております。その保護者がいらっしゃるのであれば、ぜひ教育委員会に御相談いただければ検討したいと思います。以上です。

○　**金城利光　議長**　　休憩いたします。（午前１０時２８分）

再開いたします。（午前１０時３２分）

４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　それでは自席より再質問をまた進めてまいります。

この短時間保育については、規則のほうで定められているということでありました。確かに教育保育の提供時間ということで、第１２条２項のほうに、前項の規定にかかわらず、教育及び保育上必要があり、また

はやむを得ない事情があるときは園長は教育・保育の提供時間を変更することができるとあります。このやむを得ない事情があるときにはということで、今、課長のほうからもそういう事情がある方は相談にいらしてくださいとおっしゃっていましたが、なかなかですね、保護者としてはうちだけそういうことを言ったらというのがあって行けないんですね。ですから、率直に若いお母さんたちの声を届けると、朝の約３０分、１時間以内の時間、お迎えの３０分から１時間の時間、それが標準時間になることによって、こども園側は非常にいろんな体制的に困難なのかなというのがあったんですね。大体、お迎えに行く時間帯はほぼ遊びの時間になっていて、時短の４時半に迎えにいってもみんなで遊んでいるのが多い。そこから何名かいなくなってもそんなに負担は変わらないんじゃないかというのが、お母さんたちの率直な意見でありました。その辺についてはどうなんでしょう。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　お答えします。

この件につきましては、やはり朝の７時１５分からこども園を開所しますので、やはり職員ですか、職員の配置、シフトがございますので、後ろのお迎えの時間までの、長くなると、夜の７時１５分までこども園は開園しておりますので、職員の配置についても調整しながら子どもの時間も、今回お話が出たとおり短時間と標準時間が設けられております。ですので、今、現時点では短時間の子どもたちについては約２０名ほどいらっしゃいますので、その方々のやむを得ない事情がどうなのかというのも把握していかないといけませんので、先ほどもお話ししましたが、個別の相談でもいいですので、対応していきたいなと考えております。以上です。

○　**金城利光　議長**　４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　例えばそういう親から個別に相談があった場合に、延長保育料としての徴収があるんでしょうか。時間オーバーということでの。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　時間のオーバーで徴収するというより、時間の範囲を変えるだけの話になるのかなと思っております。以上です。

○　**金城利光　議長**　４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　例えばですね、金曜日に雨が降ったとします。３番目の子どもを出産して育児休暇をもらっています。そうすると、金曜日はお布団があるんですね。上の２人分のお布団を持って、３か月、４か月の新生児を抱いて雨が降りますとなると、そういう天気のときは非常に困るということもあって、何かこれをうまく解消できたらいいなと思ったんですけど、今後ですね、いろいろまたそういう保護者の声がないかというのも、拾いやすい状況をつくってですね、なかなか行政のほうには言わないのかなと思いますので、保護者の意見を拾いやすい環境をつくって、そういう実際にいるということですので、いますので、なるべく解消できたらなと思うんですが、先ほど言った１２条の２項ですね、やむを得ないことがなくても短時間がなくなったらいいなというのがありましたので、その辺をまた御検討いただけるとありがたいかなと思います。

あともう１点は、子どもが発熱等で急な病気になったときの支援に対してですが、基本目標３の子育てしやすい地域づくりで、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進しますとあり、①の地域子ども・子育て支援事業の充実として上げられた事業の中に、病児・病後児保育事業の計画が載っていたんですけれども、それを見てみますと、ファミリーサポートセンターとの調整をしていくというふうにあったんで

すけれども、現在は実施されていないという結果が出ていました。そこについて、この急な発熱等の子どもの対応についての今後のファミリーサポートセンターとの調整はできているのかどうか伺います。

○　**金城利光　議長**　與儀光浩　福祉課長。

○　**與儀光浩　福祉課長**　急な発熱等に対応するファミリーサポートセンターとの調整ということでありますけれども、おのおの、今、熱がある状態で恐らくはこのファミリーサポートセンターの活用というのはなかなか難しいだろうというふうにも考えます。実際、子どもが具合が悪いときに活用という事例等は今のところございません。今、ファミリーサポートセンターについては、これまでも非課税世帯等について格安の形での対応等を取っております。今までの利用実績のほうですが、令和２年度は３名という形になっております。元年度のほうで６名という形です。おのおの一人の方に対して何枚かのファミリーサポートのチケットをお配りして、そのほうでも対応してもらっているという形になっております。発熱等についての具体的な事例というのが、現在、私のほうの耳には入っておりません。

○　**金城利光　議長**　４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　これもですね、現在、こども園に子どもを預けている保護者からの意見でありましたが、必ずしも村内で働いている親ばかりではなくてですね、両親ともにフルタイムで働いている保護者がほとんどでして、名護とかで仕事をされている方がこども園のほうから熱がありますということで連絡を受けると、どうしても急いで帰ってお迎えするという状況が今続いていてですね、そういうときに緊急でなければ看護師がいる体制で、もう少しゆったりと仕事が上がれる状態というのをつくっていただくと、すごくいいなというふうに言っていましたけれども。例えばいろんな感染症とかの問題で完治するまでに何日間か休まないといけなかったりする場合、感染症じゃなくてもですね、微熱があるけど、子ども自身は元気だと。だけど集団の中で遊ばせるにはあれなので、こども園には行かせられなくて休まさざるを得ない。そういうときに軽い症状のときに対応できる、こども園の中で対応できるような体制があると非常にいいなということで、これはとても仕事を休みづらい親からの意見でした。ちょっとしたあれでも具合を見るために仕事を休まないといけない。そういうときはほぼ母親のほうが仕事を休むわけですけれども、それは２歳ぐらいまでは頻繁に体調を崩しますよね。そういう状態が続いていて、職場にずっと勤務できるのか心配。職場に気まずくて、そういうのもあって働く親の不安としてはとても大きいものがあるということでしたが、すぐには人員を増やしたりどうのというのはできないんですけれども、そういう保護者に対しての支援というのは、今後可能なのかどうか、あり得るのかどうかというのを確認したいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　質問にお答えします。

　こども園においては看護師がおります。今、現状、コロナ禍でやはり熱が出ると、大人も子どもも１週間ないし２週間程度休む状況があると思います。ただ、実際、普通の熱、風邪とかの場合においても、やはりこども園という施設の中で、ほかの子どもたちもいらっしゃいますので、その辺の管理というんですか、やはり保護者を呼んで、連絡を取って引き取ってもらうというのが流れとなっておりますが、やっぱり保護者が安心して仕事ができるような環境というのも大事かなと思っております。こども園については、こういった症状が出た場合の対応というのがどうなっているのか。もう一度、再確認してみたいと思っております。以上です。

○　**金城利光　議長**　４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　この支援事業計画の中に、いろいろ基本目標とかがあって、様々な事業計画が

載っていましたけれども、先ほども言いました病児・病後児保育事業ということで、事業内容に、病児・病後児保育事業は児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業ですということで、先ほども福祉課長から答弁がありましたが、現在では実施の例はないということでしたが、こういう事業もありますので、教育課だけではなくて、福祉課とも情報提供をまた共有しながらですね、そういうときに合った、こういう事業もあるわけですから、活用して何かうまくサポートできればなと思いますので、検討のほどをよろしくお願いいたします。

施政方針においても、第２期国頭村子ども・子育て支援事業計画に沿い、地域で安心して子育てができる環境の整備を推進しますとあります。各関係課ですね、連携取りながら、安全安心に子育てができる環境づくりのために努めていただきたいと思います。

それでは２つ目の質問に移りたいと思います。先ほども申し上げましたように、次年度からの事業でスタートするということで、執行部の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。以前に私が要求したブックスタート事業であります。本当にうれしく思いました。次年度予算に６万７千円が計上されていました。確認いたしました。赤ちゃんの幸せを願い、行政と読み聞かせ団体が連携し、ゼロ歳児の親子を対象に絵本を開く楽しい体験と、絵本をセットでプレゼントする事業ということで、次年度から３か月に１回程度の開催をしていくとの答弁でした。簡単に二、三確認だけしておきたいんですけれども、このブックスタートの絵本についての選書方法についてお伺いいたします。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　では、お答えします。

令和４年度の予算から新しく実施するブックスタートでありますが、この本の選定につきましては、ＮＰＯブックスタートという非営利の業者がおります。そちらを通して本の選定とかを行う予定でございます。

○　金城利光　議長　４番　宮城千賀子議員。

○　４番　宮城千賀子議員　専門の業者に入っていただくということで、それは安心した選書ができるのかなと思って期待しております。今後の参考になんですが、以前にゼロ歳児を抱えたお母さんがちょうど子どもに言葉を教えているときに、既製品でありますけれども、ちょうど手のひらに載るぐらいの小さな絵本で、犬の絵が描かれていて、ワンワンと書いているだけのページ、猫がいて、ニャーニャーだけ書いているページ、これで動物も教えられて、言葉遊びもできる、とてもいい、いつも持ち歩けて、常に子どもにこれを見せながら会話しているというのがあってですね、この小さいサイズの国頭版があるととてもうれしいということもおっしゃっていました。ですので、今後また、ブックスタートを始めるばかりですので、今後の参考にして、いろんな工夫を凝らした本村独自のそういうブックスタートも可能なのかなと思いますので、これからまたいろいろ情報交換をしながら、この事業を盛り上げていけたらと思います。

ブックスタートは、絵本を通して親子で楽しい時間を持つことを応援する事業ですが、赤ちゃんの情緒的発達を促進するとともに、親子の絆を深める効果がとても期待されているものです。予算的にはそう大した額ではないと思います。少額ですが、心豊かな子どもの育成への意義としては大きな大きな価値がある事業だと私は思っています。今後も、これからもどうか継続してこの事業を行っていってほしいなと思います。

少なくなりましたので、３番目の子ども会議の開催をということで、先ほどの村長の答弁にも有意義な取組だと思うということで、前向きな答弁をいただきました。沖縄県内でもあっちこっちで子ども議会が盛んに行われております。伊是名村では子ども議会も行って、このように子ども議会だよりというのもしっかり発行されていて、子どもたちの中にはやはり意見として、今まで知らない自分の地域の問題点を知ることが

できてとてもよかったとかですね、いつも偉そうにしている役場の人がこんなに一生懸命働いているんだなというのが分かってとてもよかったですと、子どもらしい意見もあったりして、行政に対する意見、感想も、そういう見方も変わってくると思うし、自分のふるさとへの愛着も湧いてくるとても貴重な、有意義な体験ができると思っていますので、行政だけじゃなくて、執行部の皆さん、また教育委員会、議会も力を合わせて、過去にもやったことがあるということですので、できたらまた再度やってみて、なるべく継続してできるような方法をみんなで考えながら協力して、ぜひ実現させましょう。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○　金城利光　議長　これで４番　宮城千賀子議員の一般質問を終わります。

次に６番　与儀一人議員の一般質問を許可いたします。６番　与儀一人議員。

〔６番　与儀一人議員登壇〕

○　６番　与儀一人議員　通告に従い、一般質問を進めてまいります。

１、新型コロナウイルス感染関係について。

①クイナ商品券、国頭村高齢者クイナ商品券の換金率は。

②国頭村観光プロモーション推進事業状況は。

③花卉減収支援事業の進捗状況は。

④肉用牛生産農家の所得等の状況は。

⑤水産業関係者の状況は。

⑥国頭村農業継続支援事業状況は。

⑦国頭村有害鳥獣対策支援事業状況は。

⑧国頭村畜産業継続支援事業状況は。

⑨水産漁具資材等購入支援事業状況は。

⑯国頭村宿泊予約システム等構築事業の進捗状況は。

⑪くいなエコ・スポレク公園管理維持体制持続化事業状況は。

⑫観光情報発信媒体整備事業の進捗状況は。

⑬観光施設機能強化事業状況は。

⑭ポストコロナ時代の新しい生活・旅行スタイル普及事業状況は。

⑮新しい旅行スタイル展開事業状況は。

⑯新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画等は。

２、産業の振興と地域活性化について。

①地域の中心となる農業経営体など、担い手や新規就農者の確保・育成状況は。

②鳥獣被害対策の取組状況と効果は。

③養蜂業への取組と成果は。

④森林組合の老朽化した機器等の調査と更新の状況は。

⑤森林環境譲与税の活用状況は。

⑥若年層の雇用創出の推進の取組と効果は。

⑦漁業と観光産業と連携の取組は。

⑧人口減少対策として雇用の場確保を図るため企業誘致の取組は。以上。

自席より再質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**　与儀一人議員の一般質問にお答えをいたします。

質問１の新型コロナウイルス感染関係についての①クイナ商品券、国頭村高齢者クイナ商品券の換金率についてであります。

クイナ商品券については、令和２年７月にプレミアム率３０％で販売を開始し、８月中旬には販売額の３千万円分を完売をいたしました。令和３年２月時点でのプレミアムを含む最終販売額は３，８８１万７千５百円で、換金率は、９９．５３％で１７万２千５百円が未換金となっております。

国頭村高齢者クイナ商品券については、今年度６５歳を迎える人までを対象に１人５千円の商品券を１，６７８人に給付をいたしました。２月２５日現在の換金額は、７８４万９千円で換金率は、９３．５５％となっております。

②国頭村観光プロモーション推進事業状況についてであります。

国頭村観光プロモーション推進事業は、国頭村観光協会と委託契約を令和２年８月に締結し、１０月２９日から１１月１日まで行われた「ツーリズムＥＸＰＯジャパン旅の祭典ｉｎ沖縄」にブース出展及び国頭村モニターツアーを実施しております。

ブース出展では、旅行業社７社と商談会を持ち国頭村の自然を活用したアクティビティー、飲食店などの情報を提供し、世界自然遺産登録後を見据えた商談の実施をしております。

また、２万４，０８０人来場し、本村のブースにも多くの来場者が訪れております。

ブースを訪れた方にアンケート調査（回答：１４５名）を実施し、多くの方が国頭村を知っている一方、インターネットやＳＮＳによる情報発信が課題として出ております。

モニターツアーについても、ＳＮＳ活用の専門家にも参加をしていただき、ＳＮＳの発信方法等についてアドバイスを受けております。

今回の出展を契機に、世界自然遺産登録を控えている中で、国頭村の情報発信及び各関係機関との連携を図りながら、さらなる国頭村の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

③花卉減収支援事業の進捗状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、販売単価の下落及び出荷制限が行われたことによる減収があった８農家に対して、合計７，６６２，１５２円の支援を実施しております。

④肉用牛生産農家の所得等の状況についてであります。

令和２年１年間の国頭村肉用牛生産農家全体の取引頭数２００頭、取引価格合計１億１，５２５万２千円、平均取引価格５８万円となっており、前年と比較して、取引頭数４１頭の減、取引価格合計５，０２５万２千円の減、平均取引価格１０万４千円の減となっております。

現状では取引価格は前年並みに回復傾向にあります。

⑤水産業関係者の状況についてであります。

昨年４月から５月の国の緊急事態宣言や昨年８月及び今年１月から２月の沖縄県独自の緊急事態宣言に伴い、飲食業等の休業や時間短縮営業の影響により、水産物の需要の減少からセリ値が下落しており厳しい状況が続いております。特に、アカジンやイセエビ等の高級魚類について影響が大きいとのことであります。そのため、魚を水揚げしても売れないことから漁に出る日数を減らしている状況と聞いております。

⑥国頭村農業継続支援事業状況についてであります。

令和２年７月から令和３年２月まで、従来より行っている堆肥等の購入補助について、補助率の上乗せを行いました。令和３年１月末時点では、対象農家１７０戸に約２千４百万円の補助を実施しております。

⑦国頭村有事鳥獣対策支援事業状況についてであります。

ワイヤーメッシュを１８農家へ計３，６８４ｍの資材に対し、４０１万８，４０２円の補助と、防鳥ネットを６農家へ計６施設の資材に対し、計２９８万９，７９８円を補助しており、合計７百万８千２百円の支援となっております。

⑧国頭村畜産業継続支援事業状況についてであります。

１２戸の農家に対し一律１０万円、１２０万円の補助金の支払いを実施済みであります。

畜種別内訳については、肉用牛７戸、養豚１戸、猪豚４戸となっております。

⑨水産漁具資材等購入支援事業状況についてであります。

上限１５０万円、補助率７５％以内で事業を実施しております。実績については、２７件８０２万８千４百円を確認し、３月中旬に支援金の支給を予定しております。

⑩国頭村宿泊予約システム等構築事業の進捗状況についてであります。

本事業は新型コロナウイルス感染症終息後の観光需要増を見据え、森林公園・奥ヤンバルの里の公式ホームページ改修及びＷＥＢ予約システムの導入、業務用パソコンの更新を図ることにより、観光客の受入れ強化及び業務の効率化を図ることを目的としております。

奥ヤンバルの里では既に公式ホームページ改修、ＷＥＢ予約システムの導入を完了し、昨年１２月１日から予約対応しております。

森林公園については現在改修を進めているところであり、３月半ばの公開を目指しております。

⑪くいなエコ・スポレク公園管理維持体制持続化事業状況についてであります。

本事業は新型コロナウイルス感染症終息後の合宿をはじめスポーツ利用者の需要増を見据え、くいなエコ・スポレク公園の備品整備を行い、管理体制の強化、利便性の向上を図ることを目的としております。

パークゴルフ場へ製氷機１基、陸上競技場へ券売機１基の設置、また陸上競技場・野球場等の芝整備のための乗用肥料散布機の導入も完了しております。

また、管理用電気自動車２台、高圧洗浄機１台の導入を現在進めております。

⑫観光情報発信媒体整備事業の進捗状況についてであります。

本村の観光ガイドブックにおいては、村内の主要観光施設を紹介した公共的内容の色彩がある情報紙となっております。

本事業においては、観光協会の主体で、主要観光スポットをはじめ、飲食店、宿泊、アクティビティー、土産品等の村内を周遊させるような情報発信媒体の事業であります。併せて英語版も作成し、観光協会のホームページとリンクさせる内容で現在進めているところであります。

なお、世界自然遺産が登録されれば、次年度において改定を進めてまいります。

⑬観光施設機能強化事業状況についてであります。

当事業は世界自然遺産登録を見据え、環境に配慮したエコ・カーの推進を図るため、民間事業者と連携し道の駅に電気バスの充電器を整備するほか、既存の電気自動車の充電器修繕を行い、新型コロナウイルス感染症終息後の観光施設への受入れ強化を図ることを目的としています。

電気バスの充電器は１月末に工事を完了し、民間事業者の電気バスによるモニターツアーが３月８日から開始されております。

電気自動車充電器修繕は、現在、業務完了に向け鋭意取り組んでいるところであります。

⑭ポストコロナ時代の新しい生活・旅行スタイル普及事業についてであります。

世界自然遺産登録をきっかけとした第一次産業の活性化に向け、遠出ができないコロナ禍だからこそ進めたい「村産村消」と、先人達の知恵と技術の伝承のため、平成２０年度に制作した「おばあのいわれ食」も参考にしながら、国頭村産の農産物を活用したレシピブックを制作しました。また、今こそ地元巡りと魅力再発見の足掛かりとなるよう、各集落に残る歌碑を紹介したパンフレットも制作中であります。両方とも、村民の方々の多大なる力添えをいただき、中身の充実化を図ることができております。

さらに、世界に誇る「やんばるの森」だけでなく、国頭村には、森・里・川・海とつながる雄大な自然が広がっていることと、その魅力を存分に伝える語り部であるガイド事業者の存在をアピールするため、海や星空についても紹介した国頭村ならではの多言語パンフレットを制作したことで、コロナ禍で需要が高まっている自然体験を満喫しに来られる利用者の増加につなげていきたいと考えております。

⑮新しい旅行スタイル展開事業についてであります。

コロナ禍では、地域住民が安心して受け入れられる観光活性に向け、コロナ対策を徹底した上で、豊かな自然を活かし、宿泊・飲食・運送の総合的なサポート体制のある新しい旅行スタイルが求められている状況であります。

そこで、株式会社ジャンボツアーズが提案する、県道２号線を使いながら国頭村内を東西南北めぐり、本村が誇る全ての魅力を凝縮させた、那覇発着のバスツアーが運行予定であるため、写真や映像のコンテンツ撮影と村内旅行の魅力を紹介する動画制作業務を委託しております。バスツアーを売り込みたいがコンテンツが揃っていない旅行会社に発注することで、コンテンツの共同利用や動画など制作物の積極的な公開など、互いに利益と保証のある連携を図ることができております。残念ながら、沖縄県の緊急事態宣言を受け、モニターツアーの申込みが１１０名ほどあったにも関わらず中止せざるを得なかったようですが、今後、ツアーバスに村の名前と大自然の写真をあしらったラッピングが施される予定であり、世界自然遺産登録時には、県内を南北に走るバスが常に魅力発信をしてくれるため、観光活性の弾みにつながると確信しております。

⑯新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画等についてであります。

接種期間は令和２年２月１７日から令和４年２月２８日までとし、対象者は１６歳以上の者と国から指示が出たところであります。沖縄県においては３月２日にワクチンの第１便が届き、医療従事者への優先接種が３月中旬より本格的にスタートいたします。報道等では４月１２日から高齢者の接種開始とされておりますが、現在、本村に対するワクチンの供給時期や、供給量について、県から具体的な提示がなく、接種開始日が決定していないのが現状です。村民へのお知らせ通知等につきましては、情報が入り次第迅速に対応をしてまいります。

本村の接種体制の整備に関しましては、現在、希望する６５歳以上の高齢者に対し集団接種が行えるよう、北部医師会協力の下、医師看護師の確保・接種の日程調整等、ワクチン接種が円滑に行えるよう実地計画を立てている最中でございます。

また、老人福祉施設入所者や在宅介護している方に対しては、巡回接種が行えるよう、国頭村立診療所、東部へき地診療所に協力依頼をしているところです。

今後、高齢者への集団接種が一段落し、ワクチンの供給量が安定しましたら、診療所等による個別接種もできるよう体制を整えていきたいと考えております。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国家を挙げての一大プロジェクトとなっております。本村といたしましても、希望する村民が安心してワクチン接種が受けられるよう、引き続き人材の確保やワクチンの管理体制等、全庁的な接種体制確保に努めてまいります。

質問項目大きな２の産業の振興と地域活性化についての①地域の中心となる農業経営体など、担い手や新規就農者の確保・育成状況についてであります。

地域の中心となる農業経営体や担い手からは施設及び機械の導入等の相談を受け、国・県等の事業で活用できるメニューの検討及び経営改善計画書等の作成支援を行っております。今年度は２世帯３名が認定農業者として認定を受けております。

新規就農者の確保・育成につきましても青年等就農計画の作成支援をし、農業次世代人材投資事業を活用した新規就農者の育成に取り組んでおります。今年度は２世帯３名が認定新規就農者として認定を受けております。その他支援内容につきましては、令和元年度に新規就農一貫支援事業を活用した強化型パイプハウスの設置、令和２年度は産地パワーアップ事業を活用した、簡易パイプハウスの導入支援等を行っております。

②鳥獣被害の取組状況と効果についてであります。

ワイヤーメッシュを１地区２５農家に対し計６，７５０ｍ、防鳥ネットを１０農家に対し計１３施設の資材導入の支援、国頭村鳥獣被害対策実施隊による猟銃や罠での駆除、イノシシ捕獲のための捕獲箱５基、くくり罠４０基、ＩＣＴ捕獲器１基、カラスの捕獲箱１基を導入しております。令和２年度の新たな取組として電気柵によるイノシシからの被害防除の実証実験を行っております。

効果といたしましては、資材を導入した圃場において被害の減少が見られております。カラスに関しましては捕獲活動の効果もあり、年々減少傾向にあります。しかしながら依然として本村の鳥獣による被害は深刻であり、特にイノシシに関しましては村内全域で被害が出ている状況になっておりますので、駆除活動や防除支援を継続して行っていき、効果的な手法を模索し、取り組んでまいります。

③養蜂業への取組と成果についてであります。

平成２９年度から地域産業振興事業を活用して、採蜜の養蜂農家の育成に取り組んでおります。平成２９年度から平成３０年度にかけては、新規の採蜜農家を増やすべく、必要な道具を貸し出すスタートアップ事業の実施、平成３１年度から令和２年度にかけては、養蜂農家の技術向上のため、指導員による指導と養蜂農家による勉強会を行っております。

また、昨年８月から試作品の販売として東京の蜂蜜専門店やＪＴＡでの機内販売が実施され、販売促進と知名度の向上に努めております。

事業の成果としましては、平成２８年の事業開始前に蜂蜜を販売している農家は１農家でありましたが、４農家増え、現在５農家が蜂蜜の販売をしております。販売先としては、村内では、物産センターやふるさと市、産業まつりの無料提供と販売、地域の共同店をはじめ、村外では、観光お土産品店や健康食品会社、インターネットでの販売、また、ふるさと納税のお礼品にも取り入れております。

④森林組合の老朽化した機器等の調査と更新の状況についてであります。

老朽化、緊急性、安全性を考慮し、より優先度の高い機器から修繕、更新等を行っております。支援内容につきましては、林業振興補助金を活用し、令和元年度においては乾燥釜の修繕、令和２年度においては車両用の計量器の取換えを行っております。また、他の機器等については、オガコの生産時に稼働するベルトコンベアの老朽化により修繕が必要であることを確認しております。

⑤森林環境譲与税の活用状況についてであります。

令和２年度においては、森林環境譲与税を活用し、新入学児童への学習机導入、木育キャラバンの実施、新庁舎及び幼保連携施設への備品導入を行っております。

質問の⑥若年者層の雇用創出の進捗の取組と効果についてと⑧の人口減少対策としての雇用の場の確保を図る企業誘致については、恐縮ですが、関連しますので一括でお答えいたします。

これまで、平成２６年に策定した総合戦略での新規就業者数等での目標値には届かなかったものの、一定程度の成果はあったものと評価しております。取組と効果につきまして、農業においては、新規就農者からの就農相談及び青年等就農計画の作成支援に取り組んでおります。

また、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者に経営開始時の早期の経営確立のため、経営資金の交付と経営のサポートに取り組んでおり、令和２年度は、２世帯３名の新規就農者が認定され、育成支援が行われております。

林業につきましては、森林組合が緑の雇用制度を活用し、新規就業者２名を雇用し、育成を行っております。

水産業につきましては、漁業人材育成総合支援事業等を活用し新規就業者の育成及び確保に努めており、令和２年度までに５名の育成支援が行われ、現在４名の方が継続して漁業に従事をしております。

若年労働者の確保は本村の経済発展に最も重要な課題でありますが、基幹産業である第一次産業の担い手の確保が厳しい状況であり、若年層が求める職業が国頭村の現在ある産業にマッチしていないのが現状であります。今後の、総合的な雇用創出のためには若年層の求める職業とのマッチングが重要であると考えております。

観光業の雇用創出は比較的、需要が伸びる傾向にあり、リゾート企業の誘致が雇用創出の要素になると推測され、引き続き企業誘致の取組を推進してまいります。

⑦漁業と観光産業と連携の取組についてであります。

これまで、本村の観光コンテンツは森林を活用したプログラムが中心となっておりました。昨今、ダイビングショップの開業者が増え、新たな観光コンテンツとして、マリンツーリズムの推進を進めております。

マリンスポーツの受入れのためには、スキューバーダイビングのポイント調査をはじめ、ポスター作成、観光協会のホームページへの掲載などＰＲが必要だと考えております。

やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設を活用した、ジンベエザメを観察できる定置網漁体験、スノーケリングツアー等の販売をホームページや村内リゾートホテル等と連携し、利用者の増加を図る取組を進めたいと考えております。また、国頭漁業協同組合が運営する国頭港食堂においては、地元で獲れた海産物等の提供を目的に旅行ツアー会社と提携しており、昼食会場としてバスツアーコースのツアー行程として設定し新鮮な魚を使用した食事を提供することで、観光産業との連携を図っております。以上でございます。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　１番のクイナ商品券、国頭村高齢者クイナ商品券の換金率としましては９９．５３％と９３．５５％ということでございますが、これについては事業、２月２８日までとなっていると思われるんですが、今ですね、商工会から換金期限日が３月３１日までとなっており、期日がですね、今調査が入っていると思われますが、実質、この換金されない券に関しては、もう３月３１日をもって、要するに無効となるわけですか、どうですか。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　プレミアム商品券については、今年度末を期限として終了という形となります。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　これについての、まず村民に対する周知はしっかりなされているのかどうか、そこのところは実質そういう活動はどのように行っていますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　商品券の中にちゃんとした期限が打たれているというところを認識しておりますので、そういう形での対応だと思っております。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　分かりました。

引き続いて、２番目のプロモーション事業ですが、これについては実質上、世界自然遺産等々、そして自然体験等を行ってということですが、実質国頭村でこういったコロナでＰＲする事業として持ってきているわけですが、実質これにおいてどうなんですか。コロナの事業としてではなく、計画的には財源をほかの財源としてやる計画であったわけですよね。どうなんですか、その辺。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　この事業については、昨年度でやるということではなくて、その以前からツーリズムＥＸＰＯジャパンが開催されるということの情報は得ていますので、これにしっかりと情報を発信すると、国頭村の自然環境を含めて情報発信するということは一般財源で考えていたところでありますけれども、コロナの交付金が出ました。その中で観光を含めているイベント、それからエンタメ業界を含めて、対する支援というのがございました。対象事業の中にですね。そういったところで次の経済回復に向けた取組という位置づけをさせていただいて、申請して採択されたというものであります。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　実質はコロナの予算を使って、こういった事業を何件か行われているわけですよね、組替えも含めてですよ。実質、コロナで緊急事態的な数値ですよね、このコロナ予算というのは、国が。何件かある中、コロナが終息した後を見据えてということもあるわけなんですよね。しかしながら、結局第３波まで来てしまったと。そこにもろもろ、本当にいい対策としては、花卉減収、そして肉用牛減収、こういうのは本当にすばらしいですよ。実質水産業者の状況、ただですね、これにおいても漁具、観光。漁具の購入に関しても、そういったものに関しても実質、農家の鳥獣被害においてもですよ。実質、組み替えているわけなんですよ。だからこの辺がちょっと納得いかないなと。やはり相当な期間、第３波まで来て相当な期間苦しんでいる。直接交付的な補助というのを本当にやるべき方々がいらっしゃるんだと思うんですよ。だから見据えてとか、国も確かにＧｏＴｏトラベルで実質やってきました。しかし、失敗してしまったという形があるわけなんですよ。しかも、実質今年度使い切れなくて、来年度に繰り越していく部分も大分ありますよね。それにおいても実質、経済が動いていない中ですよ、国頭村。で、交付等々がなされてこなかった。実質ですね、漁具とかそういうものに関しては、地元の方々に直接お金が落ちます。今、鳥獣被害は確かに昨日も調査して現地を見ました。これも確かに必要です。しかし、直接お金が行くのは業者なんですよね。ほとんど。確かに長いスパンで、例えば１年かけて、半年かけて農作物を植えて、分かります。しかし、そういう時間的余裕が本当に皆さんあるのかどうか。その辺がとっても疑問なんですよ。本当に幸いにも、今、畜産農家も実質廃業というのはないですよね、今のところ。農家も実質、確かに農作物が売れ行きが悪かったが、ふるさと市で途中からどんどん売れ始めたということも聞きました。前の一般質問でもですね、

だからそんなにまで影響は及んでいないということですが、宿泊業者とか、小さなですよ。もう全然だめなんですよ。仕事している方々の宿泊はあります。しかし、観光的な宿泊は全くないんですよね。そういうところの手立てが本当に追いついていないのかなというところがあるわけなんですよ。現物を支給して乗り切ってもらうというのは本当に得策だと思いますよ。それがなかなかできなかったというのは。しかもですね、お金の回りが直接的に村外へ出ているところも多々あると思います。資材とかいろいろなものに関してですね。だからその辺的な効果、コロナに対する効果はいかがだったのかなというところが。今年度ですよ。あるのかなと。しかもですね、子どもたちの行き場がなかなかないと。そうであればですね、子どもたちのコロナを徹底したツアーという形でプランありますよね。要するにジャンボツアーズ等々とか、これって本当にジャンボツアーズさん画期的だったんですよね、ＧｏＴｏトラベルのときに。実質人員がバスに２０名定員に１０名しか乗せない。１０名以下。１シート１人、マスクは確実。手の消毒も確実。それでツアーをしっかり組んで１人も出なかったですよ。こういったものを、なぜこういったすばらしい業者を使って子どもたちとか村内ツアーとか、本当に子どもたちは家庭内に閉じこもって、本当に精神的にも、やはり肉体的にもやっぱり影響があったのかなというところがあります。コロナというのを、確かに国も含めて、終息は即できるんだと多分思っていたんでしょう。しかし、そうはいかなかったというのが現実でしたよね。しかし、第２波はそこで分かる。第３波というのが来たわけなんですね。確かに沖縄県は県の緊急事態宣言です。やはりそれを見越したときに、ここにあるように、ほかの議員の一般質問にもありますので、コロナ、アフターコロナとかコロナ禍というのがあります。私も一応ここにコロナの中でどのようにやっていくのかということも質問したいんですが、やはりそこでお願いしたいと思います。そういうことにおいて、やはり来年度に向けて、こういったところをしっかりと村民を、村民に直接サポートできるような体制というのを取っていただきたいんですが、どうでしょうか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　事業者を含めて、直接的に給付する制度というのは、国が持っている持続化給付金であったり、雇用調整基金だったり、それから昨今時短営業要請に伴う飲食業については、応分の支援ができているのかなというふうには感じているところですけれども、御指摘のとおり、村民に直接行き渡る支援というのは、我々のところとしては中小規模、小規模事業者への一律５万円当たりの給付をさせていただきました。その他、経済回復のための事業者への委託料等を出していたんですけれども、確かに御指摘のとおり、村民あたりへの直接的な支援というのはまだまだ手薄なのかなというところは感じているところでございますので、今後、三次の臨時交付金がありますので、一旦新年度予算には６千万円ほどしか計上しておりません。残りの３千万円余りの予算については、今後何があるか分からないというところも含めて、ストックしながらしっかりと対応できるようにして考えていけたらなというふうに思っております。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　来年度予算においてですね、プレミアム商品券１千１百万円、そしてＩＣＴ１，３９９万２千円、すばらしいですよ。だからこういった事業というのは本当に必要だと思いますし、やるべきだと思います。ＩＣＴというのはコロナの時期に来て、やはりどうしても必要だと。コミュニティーの形成においても、私申し上げましたが、各公民館にＷｉ－Ｆｉというのもしっかりとやってもらう。本当にそういったもので子どもたちが公民館で安心してコロナ対策をしてもらってですよ、区長にもお願いして。やはりそこで勉強なり、ネットを使っての自分たちの遊びなりができれば本当に幸いだと思います。そういうところは、本当にすばらしい。

有害鳥獣も本当に必要ですよ。これというのは、やはりコロナというのも分かります。しかしながら、コロナはコロナとしてもう少し考えてもいいのかなと。どうしても農林水産関係のいろいろなメニューとして、やはり使えるものというのはあるわけですよね。そういったものを検討してもいいのかなというところはあります。そして大きいものに関しては、例えば、今後の何らかのメニューというのがあればですね、その辺で使ってもらって、またコロナはコロナとして、今後ですよ、終息というのは今ありましたワクチン接種等々もやはり遅れてくるような様相です。多分今年、今年度では恐らく難しいだろうという専門家の指摘もあります。そういう中で、やはり我々備えて、コロナの交付金をどのように使っていって、絶対に廃業させない、コロナの影響でですよ、事業所を。そういった形を取ってもらいたい。１軒ですね、コロナかどうかは分からないんですが、飲食店１軒閉めています。コロナの影響はないとは言えないとは言っていたようであります。そういったこともありますので、やはり今後、商工会と連携を取って、農林水産、経済課も含めてタイアップして、農家とも、農林水産業、いろいろやってほしいと思います。すみません、これで一応は、コロナ関係はまたありますので、ほかの議員から。そして有害鳥獣もありますので、その辺はもう終えます。

養蜂に関してですが、今、実質、やんばるｐｕｒｅ生蜂蜜セット、実質今、もう物がないんですかね。ふるさと納税の返礼品ですよね、セット。この辺はやっぱり生産的にまだまだ農家が少ないんですかね、どうなんでしょうか。これからまた増えていく要素があるんでしょうか。指導員も入っているのであれば、やはり生産高も上がってくるのかなというところはあるんですが、この辺はどのようになっておりますか。それともまたほかでの販売があって、ここには回ってきていないのかどうなのか。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　先ほど村長の答弁でもありましたように、平成２８年現在で、蜂蜜農家が１で、現在が５名ということで農家は増えているんですけれども、今あったように、まだ養蜂を始めて、ほぼ初めての方ですので、それだけ蜂の群数を増やしていくというのは容易ではないと。また、指導に関しましても、この指導員というのは東京の蜂蜜専門店ですね、そちらから来られて、そういう指導を受けながら、その蜂蜜の精製、つくり方とか、そういうのを現地指導を行っております。その取れた蜂蜜を東京の蜂蜜専門店のほうで試験的に販売とか、先ほど答弁にもありましたようにＪＴＡの機内販売とかですね。ＪＴＡの機内販売では、そういう広報でですね、養蜂組合の農家以外にも、安田のほうですね、コーヒーもつくっています徳田さんという方も、組合員ではないんですけれども、独自でつくっている蜂蜜もありまして、それはもう完売しております。やはりそういう知名度とか、外にどんどん発信していくことで、また養蜂農家が今後増えていくというのは期待されると思います。ただ、この農家からも聞いているんですけれども、養蜂業は管理に手間暇がかかるのと、案外経費もかかるということで、養蜂のみで、専業で経営していくのは、相当な規模が大きくないと、沖縄県でコマーシャルに出るようなですね、そういう農家じゃないと経営は難しいと。今、平均年齢も、リタイアした先輩が多いんですけれども、若手の方が養蜂をするとすれば、兼業とか、仕事を持ちながらやるとか、そういう形で増やしていくという形で生産農家を今後増やしていければ名と考えております。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　大体消費期限、賞味期限といったらどれぐらいありますか。例えば今、返礼品に関しても、マンゴーも含めて、なかなか返礼品自体がないということで、だからいろいろ取り寄せたりで、やはり何といいますか、その時期に合わせて返礼していく形であります。この蜂蜜ってすごいまたいいような、好評だと聞いているので、これに関して生産を上げていって、その都度、こういったものの返礼品とい

うのを開発していけば、その都度、やっていけるのかなというところがあるんですが、その辺どうなんですか。やっぱり大量生産というのは難しい状況ですか、どうですか。

○　金城利光　議長　　暫時休憩いたします。（午前１１時４６分）

再開いたします。（午前１１時４９分）

知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　基本的に蜂蜜は賞味期限がないということを聞いております。保存も常温保存、保存方法等も記載されているんですけれども、直射日光とかを避けてですね。また、幼児には与えないほうがいいという、そういうことの注意書きも書きまして、養蜂組合のうちの組合員の中には賞味期限を書いておりますので、あくまでも賞味期限ですので、おいしくいただける期限、消費期限ではありません。そういうことで特に蜂蜜はそういう賞味期限はないとこちらのほうで把握しております。あと、ほかにもありましたか。販売の。ふるさと納税の。すみません、では総務のほうからどうぞ。

○　金城利光　議長　山城　修　総務課長。

○　山城　修　総務課長　ふるさと納税の取扱いについては、４月から２月の間、２個１セットで、今現在８セット出ている状況であります。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　蜂蜜セット、ぜひもっとお願いしてですよ、ふるさと納税に生かしてほしいと思います。また、この瓶とかデザインもすばらしいですから、本当にいい商品だと思います。ぜひそのような形で、ふるさと納税はやはりまだまだ伸びると思うので、すごくすばらしい返礼品を持ってくると人気が出ると思います。よろしくお願いします。

次に森林組合老朽化ですが、これにおいては経営改善検討委員会からも出されておりましたが、実質、今のパーキというのはちょっと厳しいなと。要するに固定電源費、いろいろ考えるとですね。やっぱり森林組合の内容を見ると、木材、集積機械等々も、実質耐用年数が過ぎて、いつ壊れて生産等々が止まってしまうか分からない状況にあると思います。そういったところを考えたときに、やっぱり行政としてもどういった形で今後の経営を、一緒に経営改善検討委員会であったと思うんですよ。それの助言等々も行ってきたんだと思います、経済課も含めてですよ。そういった中で、やはり今後持続的に、本当に今の状態でいけるのかどうかというのを分析して、一緒になって取り組んでくれればすごく助かるわけなんですよ。今、前年度からですか、前々年度からですか、修繕してもらっている、本当に計量器等々も壊れてしまって、なかなかそういった事業も。ここ自分たちの修繕もやはり経営が厳しい中で難しいという形であります。そういった中で制度も使いながら、本当に抜本的な、大きな大きな実際事業形態の変更等も含めてですよ、考えるべき時期に来ていると思います。そういった制度も使いながら林業関係の国の制度、県の制度、もちろん国頭村も同じく一緒になってやれると思うんですが、そのところどのように考えておりますか。こういった形で修繕していても、やはりどうなのかなと。経営改善検討委員会の中でうたわれている、実質、改善すべき点というのをクローズアップして、それと整合性を持った修繕、投資という形を行うべきと思います。どう考えておりますか。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　森林組合に関しましては、確かに経営改善計画等を提出いただいて、一昨年ですか、議会の文教経済委員会に、その意見交換会の中でも改善は大分されてきていると、節減等、維持費の電気料とかそういうのを節減しながら、経営に圧迫のかからないような経営改善も見受けられているというこ

とで、こちらのほうからは報告しております。それ以外の施設の老朽化に関しましては、これまで主に林業構造改善事業ですね、ほぼそれで整備されてきたかと思いますけれども。この林構事業がですね、ただいま、現在の林構事業、事業採択の要件が、今現在のものから生産指標とかそういう売上げ目標とか３０％以上とか、すごい厳しい目標が掲げられておりまして、なかなか目標まで達しないと事業化できないという。実は言うと、国頭きのこ園も施設の老朽化とかフロンガスの件とかがありまして、これをどうにか林構事業でできないかということを、あらゆる、国までも紹介してもらってやりましたら、この３０％以上の指標がいつもネックになりまして、事業化に向けられないと、事業化できないというネックがあります。それと、今森林組合の経営上、農林業基盤基金ですね、村からの。この５千万円の受入れというのが大きいということで、実質は経営が赤字の状態。これを借入れしないと、なかなか運営できないという状況です。

私が経済課長に就任してから、一番これをですね、どうにかこの５千万円から４千万円の幾らか借入れを減らしていく方法で、森林組合とも話をしてきたところなんですけれども、なかなかそこの経営状況、その都度、機器の修理、修繕等、そういう経費のかかる部分も出まして、造林事業等は毎年９千万円程度の確実な農林事業で、補助事業も組合のほうで受注していますけれども、やはりこの５千万円の借入れですね、その改善のめどが立たないと、新たな事業投資とか、あと雇用体制ですね、高齢化とか。作業班とかですね、そういう確保等をしっかりできないと、森林環境譲与税も含めた、そういう活用の仕方とか、そういうのもありますので、そこの経営計画は組合と話合いを進めながら、今後、老朽化していく施設をどうするかとか、今後の組合としてのですね、現在の経営状況ではなくて、新たな産業にも入っていくとかそういうのも話の中で進めてまいりたいと考えております。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　分かりました。ぜひ、森林組合とタイアップして、やはり問題点を一緒になって考えてもらいたいし、今後働く場でもありますから、たくさんの雇用も抱えております。そういう中で森林組合をサポートするべき立場の行政として頑張っていただきたいと思います。

森林環境譲与税については、意見ですが、今、学校とかいろいろ木育等々で使っていますが、実質、私も前々から申し上げているとおり、今伐採計画も実質厳しくなってきております、公有林の伐採においては。やはり私有林、民有林、そういったものを伐採していって、この森林環境譲与税も上がってきておりますよね。実質７３６万６千円まで、３４６万６千円から上がってきておりますので、その辺も含めて負担分、造林事業の負担分、国、県からの、村の持ち出し分をそこで実質民有林であれば、そことできないんですが、その辺の計画として進めてもらいたいと。そうじゃないと、木材の供給は恐らく難しくなるだろうと。その辺を進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。以上、よろしいです。終わります。

○　金城利光　議長　これで６番　与儀一人議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。（午前１１時５８分）

引き続き、本会議を再開いたします。（午後　１時３０分）

これから５番　金城幸男議員の一般質問を許可します。５番　金城幸男議員。

〔５番　金城幸男議員登壇〕

○　５番　金城幸男議員　これから、さきに通告してありました２点について一般質問を行います。

まず１点目、奥集落センターを地区公民館として改築する計画は。

奥集落センターは、昭和５５年度に構造改善事業により建設され４０年が経過し長年の歳月経て現在においては、屋根や壁等の剝離劣化等施設の老朽化が著しく大変危険な状況にある。

公民館の果たす役割は、区民集会や各種団体の活動、区における諸行事の拠点、区民の憩いの場として重要な役割を果たしており、ぜひなくてはならない施設である。そこで奥公民館の改築について早急な対応策が必要だと考えるが、村長の所見を伺う。

２点目、奥間土地改良区の畑作区域におけるかんがい施設の整備計画は。

奥間土地改良区の畑作区域は……、議長ちょっと休憩お願いします。

○　金城利光　議長　　暫時休憩いたします。（午後　１時３２分）

再開いたします。（午後　１時３２分）

５番　金城幸男議員。

○　５番　金城幸男議員　畑作区域はかんがい施設の整備はされているが、辺土名に隣接する渡比謝原、奥間の前代原、新田原、兼久地域、桃原地域の畑作区域においてはかんがい施設の整備はなされてなく、肥培管理や作物の生育にも障害を来たしており、農家は農業用水確保対策に苦慮している状況にある。水は農業経営においても重要な資源の一つであり、農業振興を図るためにもかんがい施設の整備は最も重要な課題だと考えるが、その対応策について村長の所見を伺う。

以上、答弁いかんによっては質問席から再質問を行います。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　金城幸夫議員の一般質問にお答えをいたします。

質問１、奥集落センターを地区公民館として改築する計画についてであります。

奥集落センターの改築する計画については、令和３年２月１０日付で、奥区公民館の建設について奥区より要請書を受理いたしました。現在の奥集落センターは昭和５５年度に構造改善緊急対策事業を活用し、当時の奥農業振興会によって整備された建物となっております。整備からおよそ４０年が経過し、施設の老朽化が進行している状況にあると認識しております。施設整備の検討を行う前に、公民館建設を図るため、奥区の区民が一丸となって取り組む必要があり、その意思が確認されることが前提と考えております。今後は、奥区の意思確認を行いながら、施設の整備について検討してまいります。

質問の２、奥間土地改良区の畑作区域におけるかんがい施設の整備計画についてであります。

過去にも同様の御質問がありお答えをしましたが、事業の採択に向けては事業推進体制や施設の管理体制の確立、管理方法や維持管理費用についての予定管理者の合意が得られていること、受益者の９０％以上の同意取得や土地改良法に基づく経済効果が得られることなどが審査項目となっております。また、事業化に至っていない大きな要因として受益者負担などの課題があります。

農業用水の確保は作物の増収や品質の向上、生産コストの節減などが見込まれることから、農家の作付け形態及び意向を確認しながら、地域の合意形成を図り、事業採択に向けて検討してまいります。

○　金城利光　議長　５番　金城幸男議員。

○　５番　金城幸男議員　ただいま村長のほうから答弁がありました。

確かに奥公民館、正式名称は集落センター、昭和５５年構造改善事業により農村集落センターとして、鏡地の旧公民館と両方、２つの施設を整備いたしました。奥地区におきましては５，９８０万円、当時の莫大な費用をかけて建築されております。歳月がたつのは早いもので、もはや４０年、集落センターの老朽化が著しく進んでおります。先ほどの村長の答弁によりますと、去る２月１０日付で公民館の改築に向けて、奥より要請書が提出されているとのことでありました。この件については、平成３０年１１月１６日付で、玉

城元区長よりも要請があったと聞いております。そういうことで、何度か要請書が提出されておりますが、そこで教育委員会にお聞きしますが、この２件の要請書について、その後、課内においてどう取扱い、検討されてきたのか。これまで足かけ３年余り過ぎている点もありますし、答弁をお願いしたいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　では、質問にお答えします。

金城議員からお話されている要請書につきましては、平成３０年１月にも区長から要請書は出されております。この後に、確認したところ、まだ残存期間が残っているということで、調査しましたらまだ５年ほど残っているということで、当時は約４百万円近くの国庫補助金相当額の金額が算定されました。その後、区長が代わりまして、その中で、途中から区長が不在の中で話が止まった状況でありました。その後、今年２月に新たに、新区長が決まりまして、その後の２月１０日でしょうか、要請書が上がりました。それを受けまして、私たち教育委員会としても老朽化した公民館については、奥集落の一つのシンボルだと考えておりますので、ぜひ奥区の区民の協力、連携も必要だと思いますので、そこをしっかり確認しながら、あとまた、建設費用の捻出も踏まえて、関係機関と調整しながら検討したいと思っております。以上です。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　今、答弁にありましたとおり、２件要請書が出ていて、以前からこの話は口頭でもあったと思います。そこでですね、先ほどもありましたけれども、４０年が経過して、現在の集落センター、先ほども言いましたが大分老朽化しています。その現在の奥の公民館の状況、３０年にも要請書が出ています。今度も出ています。確認したことはありますか。もし、確認したことがあるとしたら、どのように協議会として感じたのか答弁をしてください。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　お答えします。

教育委員会内だけではなくて、いろんな集まる集会施設だということで、例えば子どもですね、奥小学校のイベントとか、あと選挙のときにも公民館を使ったりします。そういう状況の中で見ると、やはり天井の雨漏り、あと窓の開閉においての不具合、ドアの出入り口、とても不具合が多くなっております。そういう状況を見ますと、高齢化している奥区民もまたいらっしゃいますので、そういった高齢者の利用も、段差のある古い形の建物についても利用がしにくいだろうと考えておりますので、その辺も今後検討していく上で建物の造り方、構造ですね、いろんなことを含めて奥区と調整できたらなと思っております。以上です。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　今、公民館自体が大分老朽化していますから、ほとんど昼間は危ないということで鍵を閉めて閉館している状況です。朝晩は開け、出入り、事務処理をしながら区長がやっている状況も、私も４回ほど行きましたけれども、そういう状況が続いていますので、また新しい区長も生まれていますので、再度確認をお願いしたいと思っております。

村内に２０か所ぐらい、各公民館、今まで整備されてきてあるわけなんですが、その中で、今現在においては、奥の公民館が一番古い公民館だと私は認識しておりますが、どうですか。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　質問にお答えします。

手元に資料はございませんが、奥公民館が、今、村内においての公民館が一番古いと考えています。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　５番　金城幸男議員　先ほど村長の答弁の中において、公民館建設については、区民が一丸となって取り組む必要があるという答弁が村長のほうからありました。確かに最近まで奥区においては、区民役員不在の時期があったので、そういう答弁になったかなという感じはいたしていますが、去る２月に新しい区長、役員が選任されて、その第１回目の会議の中において、この公民館問題が協議されているわけなんです。その協議に至った経緯を踏まえて、要請書として教育委員会に上がっている状況でございます。このことはむしろですね、新しく部長が選任され、役員が選任され、むしろ行政として我々は評価すべきじゃないですか。今まで停滞していたものが活動し始めているわけですから。これは奥区民にとっても大変喜ばしいことだと私は考えておりますが、教育長はどう考えていますか、答弁して。

○　金城利光　議長　園原　實　教育長。

○　園原　實　教育長　金城議員にお答えします。

奥区においては、老人会、婦人会等の組織が現在ないという状況であります。地域として、やはりいろんな団体の組織があることによって、やっぱり強いつながり、そして地域の団結というのが生まれてきます。そういう状況の中で教育委員会が地域のことに対してこうあったほうがいいと、希望は言えますけれども、そこまで教育行政のほうが入ってしまうと、なおさらに混乱する可能性があります。ですので、私たちとしては静観はしているんですけれども、常に奥区のことについて良好なお互い地域の関係というのがあってほしいということを願っております。先ほど奥区の公民館の建設の問題について、ぜひ地域で一体となって、区民総意で建設に向けた同意ができたらなと思っております。以上です。

○　金城利光　議長　５番　金城幸男議員。

○　５番　金城幸男議員　確かに教育長がおっしゃっているとおり、いろんな変遷をたどってきていますので、新しい役員、新しい区長、執行部が誕生したということは区民の意見として、要望としてそれが成り立っているわけですから、ぜひ尊重してください。お願いします。

村長にお聞きしますが、この件について、奥区は鯉のぼり祭りやウンジャミ、シヌグ、ウシデーク、ビーンクイクイなど、伝統行事等が数多く残されています。また、区民集会や各種団体の活動、区における諸行事等を進めるに当たり、全ての拠点である公民館の果たす役割は、私は大変重要だというふうに考えています。そういう考え方からして、今後の改築に向けて村長、所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、奥区鯉のぼり祭りやいろんな伝統文化が大変多くて、これまでもいろいろ伝統を引き継いできている集落等であります。共同店にしてもですね、１００年余りの、県内で一番長生きをしているということで、昨年５月から区長が不在ということであったんですが、２月１日から区長が新しく就任して、非常にほっとしているところではあります。

それで今の公民館の件についてですが、先ほど議員からあったとおり、村内２０か集落の中で名称が公民館じゃないところもあるんですが、公民館的機能を有する施設の中では最も古いと私は今認識をしております。それは建て替えは当然やるべきだと思っています。ただし、今、建っている公民館というか、これは国の補助金を使っていますので、その補助金の適正化法はどうなるのか。場所の選定は今はどこの公民館でも地域に選定させています。どこがいいんですかと。自分たちでまとめてくださいということがあるので、まずはその場所の選定をあの地域にやってもらって、その場所が決まらないと概略設計なり、その先が進みま

せんので、そのあたりをまず区の中で建設委員会なりを立ち上げて、しっかりやっていきながら今後教育委員会とも調整しながら進めてまいりたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　ただいま村長からるる説明がありました。確かにいろいろな方面からチェックすることも大事でしょうし、ひとつできるだけ早期に取り組んでもらうことを希望して終わりたいと思います。

次にかんがい施設の整備の件についてですが、先ほど村長の答弁において、かんがい施設の整備事業の採択に向けた要件、審査項目の答弁がありました。このことは私も重々承知しております。確かに平成３０年３月議会において同様の質問を行いました。当時、私の質問に対し、当時の村長の答弁は、「奥間土地改良区の畑作区域におけるかんがい施設未整備地区につきましては、平成２７年国頭村農業基盤整備促進基本構想及び平成２８年度国頭村農業農村基盤整備事業計画策定業務のワークショップの中で、畑地かんがい整備事業の導入について話し合われて、そして事業採択に向けては受益者負担などの課題があるが、事業措置に向けて地域の合意形成を図り、事業の採択に向け検討してまいります。」というふうな答弁がなされております。あれから３年経っています。昭和３０年の３月定例会ですから、３年が経過しております。地域の合意形成、ワークショップを含め、これまでどのような検討がなされてきたのか。建設課長、まだ建設課へ来て１年しかならないと思いますが、それを踏まえて、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知念武裕　建設課長。

○　**知念武裕　建設課長**　前回、金城議員からも一般質問でありました。その当時、関係者に話を聞いてみますと、すぐ上島のため池から取水する形で、今言う渡比謝原の後方になるんですが、そこから取水できないかということで農家の関係者と役場の建設課担当で現地調査をしたと。そのときは、やはり農家の維持管理の負担軽減をするために自然流下でできないかということで、管路のルートもいろいろ考えながら渡比謝原まで水を送水できないかということでいろいろ調査をしたと伺っております。その中で、やはり高低差があると、ちょっと水圧も弱くて向こうまでには、渡比謝原まではちょっと水が送水できないということになりまして、その後も新たな水源地を計画しようということになっていたそうです。それ以降は調査がまだされておりませんが、各土地改良区域から要請等があれば、再度、新たな水源地の確保と併せて調査は入れていきたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　確かに建設課長がおっしゃるように、当時、じゃあ水源地はどうするのかとか、あるいはもし水源地があるとしたら、辺土名ダムも名前が挙がりました。奥間の入会権に基づくタンクからの引き取り、そういったものも課題に上がりました。そういったことも踏まえて、先ほどこの３年間どういった検討をしてきたのかというような質問をしたわけですが、先ほど建設課長からありましたように、大分慎重に検討はしているみたいな感じはいたしております。できたら、先ほどありましたようにポンプアップじゃなくて、自然流下でできるような方法を今後とも検討してもらいたいというふうに思っております。

この奥間土地開発の畑作区域においてはですね、特に田畑両用区域と違ってかんがい施設の整備がされなかったというふうな経緯もあります。そういった経緯も踏まえて質問しているわけなんですが、国頭村の農業基盤整備促進基本構想における事業名、ワークショップにおいて地域や多くの農家から、このワークショップの中での話ですよ。地域や多くの農家から、特に地区地区のマンゴーなどをつくっている方々を含めて、農家から整備の希望が出ていることも明記されております。この件は、国頭村農業促進基本構想、これが今、国頭村の農業基本整備の最も基本たる構想だと私はそのように考えていますが、その中においても、

農業用水の確保対策について、第２回のワークショップにおいて議論をされています。そしてまた、農業用水の確保対策、今後の目標として、奥間地区、比地地区、桃原地区、辺土名地区においては、畑地かんがい施設の新設の要望が強いため、その対策を取る必要があると。これは８６ページ。このワークショップの中で話し合われて、そして持ち帰って検討会の中で検討された結果をまとめたものとなっています。

次に基本指針として、畑地かんがい施設未整備地区を解消するため、畑地かんがい整備事業の導入を促進する。これが９４ページにちゃんと明記されています。

それから同じく９５ページの中に、地域の概要と農業の基盤整備ということで、畑地かんがい施設未整備地区を解消するため、畑地かんがい整備事業の導入は今後欠かせないものであるということが明記されています。この基本構想、これ建設課長お持ちですよね。そういった点も踏まえて、この基本構想については、当然確認済みだと思うんですが、この基本構想と現在の、先ほど課長が答弁した内容とほぼ整合性は取れているんですが、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知念武裕　建設課長。

○　**知念武裕　建設課長**　ただいま金城議員がお持ちの資料ですね、平成２７年度に基本構想を策定しています。平成２８年度にそれを基に事業計画が策定されました。やはりその中でも畑地かんがいが必要という、ワークショップもこれまで４回程度ですか、その中でもやっぱり意見がありました。しかし、先ほど村長の答弁の中にもありました事業計画性、事業採択まで持っていくまでの要件ですね、それが一番前に進まない要因の一つかなと思っております。農家、その土地改良区域の９０％以上の同意と経済効果も併せて、一番大きなものが受益者負担、それが少し、この事業が前に進まない要因かと思っていますが、やはり農家に対しても作付け状況によっても、水、畑かんを必要としない受益者もいると。その区域の中にですね。そういった方々の同意もいろいろ確認しないと、その事業の採択要件に乗っからないのかなと思っています。一応、これからまたこの計画した区域に、地域に対しては、いろいろ農家の意向、その受益区域の皆さんの意向も聞きながら事業も順次進めていく検討はしていきたいなと考えております。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　確かにいろいろと、この事業の採択要件、先ほど言いましたが、もろもろの補助事業等、それらの採択要件たくさんあります。特に事業の負担区分の問題、そしてここにあるように、先ほど言いました。じゃあ、もしこの事業がのっかった場合には、水の確保をどうするかという点も踏まえて、図面等でチェックをしています。そういった点も含め辺土名ダム、それからため池利用、そういった点も踏まえてですね、先ほど言いましたように、水源地、そして事業の採択要件、この基盤整備事業の促進、これらをもう一度、この地域のワークショップを開催して、意見交換をして、この地域の農家の皆さんがどう理解しているのか、どう理解させるのか、これも行政の一つの仕事だと私は思っています。農業振興をこれから推進するからには、ぜひ行政として進めていくべき道の一つだと思っています。そういったことも踏まえて、最後になりますが、これまで村長、そして建設課長、私というふうに質問、答弁を踏まえて、先ほど言いましたが、今後、ワークショップを含めて地域の合意形成、あるいは負担金の問題、水源地の問題等を含めて、ぜひ対応してもらいたいんですが、村長いかがですか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えをいたします。

今、議員と課長の議論の中でもいろいろな課題があります。補助事業の場合には当然採択要件、条件というのがありますので、まずはその課題の調整、そして最終的には農家とか組合の合意形成が必要ではないか

と思っていますので、引き続き、そのあたりは一緒に話合いを進めてまいります。

○　５番　金城幸男議員　以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○　金城利光　議長　これで５番　金城幸男議員の一般質問を終わります。

次に９番　知花正寛議員の一般質問を許可します。９番　知花正寛議員。

〔９番　知花正寛議員登壇〕

○　９番　知花正寛議員　通告に従いまして、一般質問を行います。

１．社会福祉法人容山会の改革・刷新について。

令和２年９月定例議会の一般質問の傍聴に社会福祉法人容山会の理事長と理事が来ていた。その後、社会福祉法人容山会の理事長と理事の連名で国頭村議会議長宛てに「知花正寛議員の一般質問に対する抗議文」の提出があり、私は議長に呼ばれて抗議文を見せられた。議会だよりにより、社会福祉法人容山会北斗園のセクハラ・パワハラ問題が露呈し、広く村民に知れ渡たれば村民の厳しい視線が向けられ社会福祉法人容山会の理事長以下の役員の責任が問われるのを封じ込めるための抗議文であることは明らかである。

抗議内容は、十数年前にあったトラブルを名指しで批判し蒸し返し、事実に反す内容が多々あり名誉棄損に当たる内容だと抗議する。隠蔽体質、コンプライアンス及びガバナンスが欠如しているとこれまでの法人への信用・信頼・社会的地位を著しく傷つける内容、侮辱発言は名誉棄損に当たる内容だと強く抗議する。知花正寛議員に対し広報誌への掲載禁止、今後、社会福祉法人容山会の一般質問は行わないことを強く要求する。当議員が受け入れできない場合には法的手段を取らざるを得ない旨を申し添えるものである。との内容である。この事案は村民から議会で問題提起すべきと提案されたものであり、傍聴に来た村民もおり、なぜ議会だよりに載っていないのと言われかねず、広報誌への掲載禁止の要求に応ぜず議会だよりに載せることにした。村民は社会福祉法人容山会北斗園におけるセクハラ・パワハラ問題を分かっていてもこれまで口を閉ざしてきたが、議会だよりを見て口を開き始めた。村民の反響として、「理事長以下理事など役員全員は辞めて専門家を入れた新しい体制で運営すべきだ」「村長の答弁からは被害に遭った弱い立場の村民を守る姿勢が微塵も感じられないがっかりした。」「詳しく調べた内容だ。北斗園の問題を議会で誰が取り上げてくれるのかと思い続けてきた。議会だよりを見てよくやったと拍手した」「私が社会福祉法人容山会の役員をしていた時に理事会でセクハラ・パワハラ問題を提起し発言したが、こんなことはないと理事会で一蹴された。その後、理事長が来て役員を辞めてもらいますと告げられ、役員を辞めた」「被害に遭った元職員が裁判所に提訴したらいいのだが」「社会福祉法人容山会北斗園のセクハラ・パワハラ問題の解決、改革・刷新のために議会が強く出るべきだ。」「悪しきことは議会で問題提起して正していかなければならない。頑張ってほしい。」「相手が法的手段を取った場合には闘ってほしい。裁判になりマスコミで報道されれば窮地に立つのは法人だ」「家庭の主婦が被害に遭っていることはずっと以前から知っていた。病気のようなもので治らないのではないか」「関係をせまられて断ったら事務から厨房に移動させられた」「村内で介護職の募集をかけても北斗園の内情を知っている村民は集まらない。内情を知らない村外・県外の人や外国人を募集して住まわせるために宿舎を建設する話がある」「問題の人が次の理事長になるという話が聞こえるがさせてはならない。それこそ国頭村の福祉の現場が危機に陥ることになる。村民の雇用の場が失われる」「北斗園を私物化している最たるものだ」「村民が女性パワーが行動を起こしたらいいが」「理事の中にはセクハラ・パワハラ問題のことは知らずに抗議文に名前を連ねている者もいる。詳しく調べてみなさいと言った」「名護市内のアパートに北斗園のセクハラのチラシが配られ、これを見た市内の看護師がこんな人国頭にいるのと私に聞いた。内部告発だったのか」「被害者は元村長に相談したそうだ」などの村民の声が

寄せられた。

村民の反響を踏まえて質問すべきとの村民からの提案があり、以下の質問をする。

（1）村長は村民の反響をどのように受け止めるか。

（2）村民から村長のリーダーシップで社会福祉法人容山会の改革・刷新をすべきだと村長に進言があるか。

（3）抗議文に十数年前にあったトラブルを蒸し返し云々とあるが、人権に関わる問題であり、過去の問題だから本人が反省しているからと看過すべき事案ではない。滋賀県の社会福祉法人の理事長から１０年以上性暴力やセクハラ・パワハラを繰り返し受けたとして、元職員の女性ら２人が理事長と社会福祉法人に約４千２百万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。との新聞報道が令和２年１１月１７日にあった。元職員は「被害を訴えたのに社会福祉法人は対策を取らなかった」「心の痛みが分からずに障がい者福祉の仕事をする資格はない」と主張。元職員の女性は提訴した理由について「福祉という社会的弱者を助ける仕事に携わっている者が、性暴力やハラスメントによって人権や個の尊厳を害するような行為をしてはならないと思います。私だけでなく、職場の他の若い女性たちからも被害を相談され、もう黙っていることはやめようと、今回提訴を決断しました。」「なぜ退職を選ばなければならなかったのか。仕事も職場も大好きだったし、何より“ただ普通に働きたい”その願いさえも、性暴力とハラスメントのせいで潰されました。」と目に涙を浮かべながら語ったと報じられている。２人は「心的外傷後ストレス障害」の症状で現在でも苦しんでいるという。村長は元職員の女性が東京地裁に提訴した理由をどう受け止めるか。

（4）社会福祉法人は高い公益性を有していることから、法人税、固定資産税が免税されている。社会福祉法人が適正な法人運営を確保することによって、社会からの役割期待に応えるための統治の仕組みがガバナンスであり、その実効性が担保されなければならず社会福祉法人における理事会、理事長及び評議員会の責任・役割は重大である。社会福祉法人容山会の理事と評議員会のメンバーは、理事長らの村内の友人や知人が占めており、社会福祉の専門家がいない、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者がいないがゆえに「牽制機能」が全く働かず、また就業規則にハラスメント防止規定があるが形骸化し全く機能していないことや特定の理事者への決定権限の集中を許し黙認し続けてきたことがセクハラ・パワハラが生じた最大の要因であると社会福祉の専門家は指摘している。また、村外から社会福祉の専門家や社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者を理事に充て、「牽制機能」「監視機能」「ガバナンス機能」を強化し、明るく働きやすい福祉の現場の職場環境を構築すべきであるとも指摘している。いまこそ、村長は行政主導で働く職員の人権と個の尊厳を守るために社会福祉法人容山会の改革・刷新をすると英断を下すべきである。

２．教師の不祥事及び教育長人事について。

令和３年１月２５日に、村民から辺土名小学校の先生が１月９日に本島中部の公衆浴場で盗撮したとして警察に逮捕されたと知らされた。報道記事によると警察が動機や余罪について捜査をしているとあった。

このことを踏まえ以下の質問をする。

（1）令和３年１月２５日に沖縄県教育委員会は「教職員が逮捕されたのは誠に遺憾で、事実関係の把握に努め、確認され次第厳正に対処する」との新聞報道があった。県外の教育委員会では教職員がわいせつ行為や盗撮などの不祥事があった場合には、当該教師は懲戒免職となり、監督責任者の学校長は減給１０分１（１か月）の処分が下されている。２月１６日に沖縄県教育委員会は国頭村内の小学校教師を懲戒免職処分にしたと発表した。県教育長は「児童生徒の教育に携わる教職員としてあるまじき行為で、決して許されるものではない。このような卑劣な行為は大変遺憾」とコメントし、再発防止に努めるとの新聞報道があった。

監督責任者の学校長はどのような処分になるのか。また、再発防止策はどのようなものか。

（２）令和３年１月２１日の臨時議会に辺土名小学校校長を教育長にする人事議案が提案され可決された。１月２６日の午前１１時２０分頃に教育委員会の担当者に電話をし、教師の不祥事について１月２１日の臨時議会以前に議会に説明すべきではなかったのかと話した。担当者は校内でのことではないからと言ったが校外でのことでも問題だと話した。２月２日に村執行部と議会との意見交換会が開かれた。教師は逮捕され捜査中であり、地検へ書類送検されて裁判所の判決で刑が確定した後に学校長の監督責任が問われることになるので、教師の不祥事のことを事前に議会に説明があれば教育長人事案の取下げもあり得たことだ。教師の不祥事を議会に隠蔽して人事案を提案し可決されれば取消しができないことを承知の上でやったことは意図的であり、議会との信頼関係を損ね、議会に対する背信行為ではないか。村長の見解を伺う。

（３）教師の不祥事による学校長の監督責任問題について、村民から意見を聞いたところ、村民感覚からすると教師の不祥事を議会に隠蔽して人事案を可決せしめたプロセスがそもそも大問題であり、また、純真な子どもたちに「悪いことをしてはいけませんよ」と教えている先生が悪いことをしても、教師の直属の上司である学校長が監督責任を取らないとなると申し開きができないのではないか。学校長を監督する立場の教育長への就任を辞退することが賢明な責任の取り方ではないかと話していた。村長の見解を伺う。また、本人から監督責任を取りたいとして教育長辞退の申入れがあったのか。

以上、質問を終わります。よろしく答弁をお願いします。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　知花正寛議員の一般質問にお答えをいたします。

まず質問１の社会福祉法人容山会の改革・刷新についての（１）村長は村民の反響をどのように受け止めるかについてであります。

まずは、行政の立場として、公平性を保つ考えであることを申し上げます。

社会一般的な考えとして、どのような職場においてもパワハラ行為やセクハラ行為は決して許される行為ではないとの認識であります。もし、容山会「北斗園」において、そのような事実があるとするならば、それは容山会の理事会等で諮られる事案であると考えております。今回の質問について北斗園に確認したところ、「議員だより」に関し多くの村民から「職員は皆頑張っている」「足を引っ張る内容で人間性を疑う」「何の企みがあるのか」「内情に詳しい方の嫌がらせではないか」等の意見が寄せられたそうです。以上のことを踏まえ、私の方から意見を述べることはございません。

質問１の（２）村民から村長のリーダーシップで社会福祉法人容山会の改革・刷新をすべきだと村長に進言があるかについてです。

村民から私に対し、容山会の改革・刷新をすべきとの進言や意見等もございません。

質問１の（３）抗議文に十数年前にあったトラブルについてです。

滋賀県の事件については、詳細を把握もしておりません。現在、司法の判断に委ねられており、私が意見を述べることは差し控えさせていただきます。

質問１の（４）社会福祉法人が適正な法人運営を確保することについてであります。

平成２９年度社会福祉法人制度改革により「地域における公益的な取組」「地域貢献活動の取組」が明文化され、その制度改正に対応した「無償による身体障がい者への買い物支援」「認知症カフェ」「海浜清掃活動」等を実施しているとのことです。

また、再度お聞きしている行政主導による容山会の改革・刷新につきましては、昨年の９月定例議会でもお答えしたとおり、容山会の人事に関し介入する考えはございません。

質問２の教師の不祥事及び教育長人事についての（１）監督責任者の学校長はどのような処分になるのか。また、再発防止策はどのようなものかについてです。

今回の不祥事については、被害者、保護者、子どもたちの皆様には大変申し訳なく深くお詫び申し上げます。本村としても教育に携わる教職員の身勝手な行為で、反社会的な犯罪行為を行ったことは許されないことです。

また、今回、監督責任者の処分については、「沖縄県教育委員会懲戒処分の指針」に基づき、部下職員の非違行為を知得しておらず、その事実を隠蔽、黙認はしていないこと、また日頃から綱紀粛正と服務規律に取り組んでおり、監督責任者の学校長の処分には当たりません。

また、不祥事の再発防止策については、学校の全職員に対し、服務規律の徹底と全国で教職員の不祥事があった場合、新聞記事等により職務会議を開催し、情報を共有し指導を徹底しているところであり、沖縄県公立学校教員の育成においては、教職員の採用から経験年数に応じて研修を行っており、その中での重点項目として「職員の服務、倫理、人権に関する研修」や「学校における危機管理に関する研修」など行っているところでございます。

今後とも教職員の綱紀粛正と服務規律の徹底に万全を期し、再発防止に努めてまいります。

質問２の（２）教師の不祥事を議会に隠蔽したことは意図的であり、議会に対する背信行為でないかについてであります。

この人事議案につきましては、沖縄県教職員定期人事異動内示が毎年２月中に行われることから、事前に昨年末から教育長人事については教育委員会と調整しながら、令和３年１月の臨時議会に向けて準備をしておりました。不祥事については、１月９日に建造物侵入容疑で現行犯逮捕され、翌日には警察から捜査の関係でマスコミ報道されるまでは、守秘義務が課されました。

それを受けて、情報を注視しながら１月２１日の臨時議会が開会し、開会中において再逮捕するという連絡が入り、翌日にはマスコミ報道されたことを受けて守秘義務が解除されたということになりました。

不祥事については、警察からマスコミ報道されるまでは守秘義務が課されており、議会に隠蔽したことではなく、議会に説明ができなかった状況であったため、議員の皆さんには大変御迷惑をおかけしたところでございます。

質問２の（３）学校長を監督する立場の教育長への就任を辞退することが賢明な責任の取り方、また、本人から教育長辞退の申入れがあったのかについてであります。

先ほど答弁したとおり、部下職員の非違行為を知得しておらず、その事実を隠蔽、黙秘していないことなど、監督責任者としての指導監督に適正を欠いていたことにはならないため、教育長の就任を辞退させることは考えておりません。

また、本人から教育長辞退の申入れはございません。以上です。

○　金城利光　議長　９番　知花正寛議員。

○　９番　知花正寛議員　この北斗園の問題ですね、職場で、今頑張っている云々とあるんですけど、この問題は、発足当初から三十有余年勤務した方から、このままの状態では大変だよと再三話があって、ほかの方からもこういう話があって、問題提起して議会で取り上げてきているんですよ。今の状態では大変だと、みんなセクハラ・パワハラに遭った人は辞めて、隣の老人ホームに行く人もいるし、募集かけても国頭村の

人は集まらない。大宜味のほうに面接に行く、新たに老人ホームで働く人たちが向こうに行って採用されて、四十数名もいると、国頭出身には。こういう現状を国頭村に福祉の、雇用の場がありながら向こうに行っちゃっているんですよ。これは大変なことですよ。地域の、国頭村に住んでいるオジー、オバー、老人ホームにいるオジー、オバーはね、「あんたどこのマーガね、どこの子どもね」って気軽に話し合って、親近感を持ってやると、こういうことからすればね、本当にあのね、今の状態は大変な状態ですよ。だから三十数年発足当時から勤めた方が、僕に再三、このことは議会でも取り上げてどうにかやってくれないかと言っているんですよ。村長、ああもう、容山会の法人のことだからといってね、こんなことも言えないでね、ちゃんとやらんと大変ですよ。村民が言うんですよ、地元の人がね、介護職だったら、こう話をしながら親近感を持って、もっと長生き楽しくあれして、そういうことになるんですよ、村長どう思いますか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えをいたします。

先ほども答弁をいたしましたが、正寛議員のおっしゃっている件はですね、それは私は施設長とこの件で話をしました。若干、両方の言い分にかなり隔たりがあるなというふうに感じております。９月議会でもあって、先ほど答弁もあったけれどもね、村民が議会だよりを見ていると、今回の質問も、当然北斗園に見せております。これからまた議会だよりにも出るかと思います。今のところ、両方の言い分が違うし、ただ私がどうしなさいという、私の、そこにそういった権限もありません。ただ、話合いはやりました。施設長を伴って、ある理事の方ともこの件について話合いはやりました。かなり意見の食い違いがあるかなと感じているところでありまして、私から今特段どうしなさいということは差し控えます。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　この抗議文が出てきたときに、議長から呼ばれました。見せられました。議長からも提案がありました。「知花さん、理事長と話し合う気はないですか」と言った。今の状態は大変だから、村民の雇用が失われる。大変だから、理事長以下、全役員が辞職して、専門家を入れたら、社会福祉の専門家を入れた条件での話合いなら私は応じてもいいと、議長に申しました。しかし、何の話もないですよ。こんな有様ですよ。大変ですよ、国頭村の福祉の現場が、老人福祉の現場がね。この間ね、これは斡旋申請が出ていました。これは、私は労働基準監督署へ行きました、名護の。この問題が出ている、被害者が訴えているのに、何であなた方は弱い立場の人を助けるための方策を取らなかったかと。これがね、ちゃんと生かされてやっていれば、今のように募集をかけても人が集まらないような、退職しないで地元の人がこっちで仕事をする、雇用の場ができたのにとんでもないことだよと僕は言いましたよ、労基署の方に。こんな言ってもね、じゃあ今後問題起きた場合はどうしたらいいですかね、匿名で出してやることもできますよと言いましたよ、向こうの担当者は。これがちゃんとやっておけば、人権擁護委員も関わってやってきていることですよ、みんな隠蔽しているんですよ。話合いも議長がこう出したけど、やったけど、課題等。こういうことなんですよ。それでね、村長、理事会はこの問題で全部理事を総入替えしてやるとか、そういう話は全くないんですか。今までの、ずっとこの体制で行くということですか。そういう話は聞こえない。どうですか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　繰り返しの答弁になるんですが、社会福祉法人容山会、北斗園の理事やら評議員、役員会について、私がどうのこうのするという権限がございませんので、そういうことでございます。

○　**金城利光　議長**　休憩いたします。（午後　２時３９分）

再開いたします。（午後　２時４６分）

９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　この北斗園の容山会の、令和２年度の役員のメンバーを見るとね、もう理事会はあれですよ、区長経験者とか現区長とかそういう感じで、１、２、３、４名、１、２、３、３名にね。最近では議員経験者も１人入っていますけどもね。それから評議員会は団体役員と、家族会の会長とか、元会長とか、そして国頭村の課長をした方が３名入っているんですよ。こういう状況なんですね。要は取り巻きがみんな忖度するような感じの人たちですね。だから理事会で役員がセクハラ・パワハラの問題を言ったら、こんなことはないと一蹴された理事会で。この方も言っていました。それで辞めたんですけど。この方もね、第三者的な目線がないと、弁護士とかこういう人たちを入れないとこの機能が働かないよと。だからこういうセクハラ・パワハラが起こって、もう辞める人もいるし、募集かけて国頭村の老人ホーム入らないで、隣のホームに行っちゃうと。そういう感じになるんですよ。村長、これをね直さないとね、だからあれですよ。この問題は原点に戻らないといけないんですよ。発足当初は、理事長は山田之朗先生ですよ、お医者さんの、沖縄整肢療護園のね。そして理事が饒波正一郎さんね、当時村長。そして宮城　勇さん、助役ね。渡久地政昌さん、議会議長ね。上地　寛さん、宜名真診療所のお医者さん、そして崎浜秀松さん、これ商工会長ですね。こういう面々、そして國場組の国場幸太郎さん、こういう面々だったんですよ。やっぱりね、こういう理事も原点に戻った形でやらないとね、今の状態では、もうやっていると絶対あれですよ、国頭村の村民の雇用の場はつくれないですよ。村長、この辺は何か理事会にも、このぐらいのことは言わないといけないんじゃないですか、村民の雇用の場をつくるために。みんなね、今、募集かけても人は集まらないものだから、定年退職した人がＪＡＬの奥間に勤めて、こども園ができたらこども園に行って、そして北斗園は人が足らないということで、そして北斗園に戻った人も、そういう人も退職した人も何名かいるんですよ。こういうのが実態ですよ。だからね、どうにか改革するように村長から言わないといけないんじゃないですか。どう思いますか。一法人だから関係ありませんで、これで終わるんですか。大変ですよ、どうですか、村長。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　容山会の理事、役員ですか、どういう基準でそれが選ばれているのか私もよく存じませんので、その役員等について私から意見を述べるのは差し控えさせていただきます。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　被害者が訴えて、役場にも訴えた、労働局にも訴えた、北斗園の容山会の役員にも訴えが中にあるんですよ。職場内で家族のいる職員をはじめ、独身女性まで交際云々といってね、過去数十名に上り、地域でもうわさされているとか、いろいろねあるんですよ、こういう訴えがあるんですよ。そして北斗園の祭りで、人権擁護委員に理事長が罵倒したとか、申し訳なかったとか、そういうのがいろいろあるんですよ。これでもね、何らかのアクションを打って、村長、こういう専門の人を入れてとかね、大改革しなさいというのを宣言してもいいんじゃないですか。どう思いますか、村長。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　先ほどから同じ答弁の繰り返しになるんですが、容山会については、いろんな議会でそういう取り上げられているというのは、当然、役員の皆さんも承知していると思います。その中でしっかりとやるべきだと思っています。私からどうのこうというのはありません。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　この問題は、もう発足当初から勤めた方から言われているんですよ、僕は再三再四、今ね、直していかないと大変になりますよ、国頭村の老人福祉の現場がということなんですよ。今、村

長の答弁を聞いてもね、全くもうこういう弱者、弱い立場の被害に遭った村民を守る立場にない、雇用をつくるあれもないと、こういうような状況でありますので、村長の答弁を聞いたらね、本当にもうあれですよ。

それでね、私は、那覇に何度か通ってね、社会福祉の専門家にいろいろ話を聞いたんですよ。以前、沖縄県で社会福祉法人が不正経理とか不祥事を起こして、これが県の福祉保健部が入り込んでいって、こういう人たちが出動して専門家を入れて、改革・刷新、立て直しを図ったというふうな事例もありますよと言ったんですよ。だからね、この問題は、沖縄県の監査基準の事項を見ると、非常にこの訴えた面からしても、文面からしても非常に抵触する部分も結構あるんですよ。それである友人が、この間、２月２４日かな、県議会へ傍聴に行ったときに、ついでに知り合いの人に会って、こういう話をしたもんだから、「知花さん、県議会の一般質問に取り上げてやったらどうですか」というぐらい言われたんですよ、こういう方法もありますよということで。これも私は検討する余地があるかなと。これは三十数年勤めた方が、いろいろ、再三再四改革しないといけないという話があるものですから、今、そういう話をやっています。この問題は、これで終わりたいと思います。

それと、その教師の不祥事と教育長人事ですけれども、この件についても私は２月１日、国頭教育事務所へ行きました。この問題を宮城所長と話をしました。不祥事の問題と処分の問題。そして２月２４日、県議会へ傍聴行った帰りに、山城正和議員から、行くんだったら教育庁も行ったらどうねという話だったので、教育庁へ行きました。３名の方と会いました。教育委員会の教育庁の学校人事課の人事管理監という方と班長という方と、そして主任の３名と話ししました。そして、これ１月９日に盗撮して逮捕されている、教員。そしてこれは全く説明しないで、議会で学校長の、辺土名小学校の校長先生の人事が可決されたと。普通だったら、処分を本土ではさっき減給１０分の１とか、そういう処分があるけど、この間、村の執行部と意見交換したとき処分はないと、教育長に聞いたらないというふうな話をしているものだから、これでこの問題もどうなるんだと聞いたけど。３名、半時間余り、正面に座ってこう話してやるけど、一言も、何も言わなかったですよ。一言も。３名とも一言も何も言わない。じゃあね、５６歳で定年まであと４か年ある。４か年あるのに、何で今、４か年も、普通だったら３月３１日に定年だから、じゃあ次の教育長人事にという話なら分かるよ。４か年も残してあるのに、何で教育長人事に上げるの。逮捕されているのに、こういうのがあるのにね。それで話をしたけど、この理由は何ねと言ったら何も言わない。処分のことも何も言わない。こんな状態でしたよ。本当にね、教育現場というのは、やっぱり仲間内を守る意識が強いものだから、なかなかこういう体質が強いものだから、いじめがあっても隠蔽して、後でばれて、謝罪しないでばれて謝罪して、何か懲戒免職になったりね、こういう感じがあるんですけれどもね。こういう実態ですよ。村長、本当にあれですか、本人から全く何もない。村長も、これはこういう、１月９日逮捕、そして２１日に報道されるその間は、警察から何も口外するなと言われていても、そうであれば、この後に、今口外しない。報道が出たら説明するでは、そうであれば、何でこれしいてそこまでやらんでも、あの人じゃなければならないの。ほかの人をやるとかさ、まだ４か年残っている人をこんなして。４か年まだあるのに、何で今度上げたの。これ理由を説明してください。

○　金城利光　議長　園原　實　教育長。

○　園原　實　教育長　知花議員の御質問にお答えします。

村長の答弁にありました、教育長人事については、去年の末から話合いをしまして、私としては、任期を２期務めたということもあって、退任を申し出たところであります。１２月のほうにですね。村長にそれをお話ししました。後任の人事のことなんですけど、私が推薦しました。１２月の時点で推薦した理由として

は、彼は国頭村の教職を約１９か年ですかね、子どもたちに関わっています、学校に関わっています。教育委員会に５か年おりましてですね。平成２４年度に学びの共同体という、本村の教育の根幹をなすものを彼が土台をつくったということです、平成２４年ですね。彼が国頭村教育委員会の指導主事をしたときですね。それから彼は２か年指導主事を務めて、辺土名小学校の教頭に赴任しました。これまでの彼の経歴を見ますと、やっぱり国頭村の今の学びの共同体というすばらしい教育理念ですね、それをつくったのが彼であります。彼が中心となっていろいろな学校でどんどん普及させていったというところがあります。そういうことも含めて、彼の貢献度というのは私は高く評価しています。その時点で、ぜひこれまで同様に国頭村の教育を推進していくためには、彼の尽力が必要だということで村長にお願いしました。ということでですね、その不祥事のことに関しては１月９日ということになっておりますけれども、その以前にその方針は決まっておりました。

先ほど不祥事のことについては、村長の答弁のとおりであります。やっぱり非違行為ということを事前に知らないということがとても前提となっておりますので、校長の監督責任というのが問われない。ただし、申し訳ないという気持ちはいっぱいであります、本人がですね。ですので保護者会を開き、そしてそこで謝罪をし、議員の皆さんにもこういうところで、私が説明しているところでありますということでぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

○　金城利光　議長　知花議員、質問時間が残りあと３分弱でありますので、まとめて簡潔にお願いします。９番　知花正寛議員。

○　９番　知花正寛議員　教育長が推薦したということで、実績はすばらしいからというけど、ほかには全然いなかったんですか、候補は。この人ありきだったんですか。ほかにいなかったんですか。

○　金城利光　議長　園原　實　教育長。

○　園原　實　教育長　お答えします。

彼は、現在５６歳と、教諭職があと４か年残っているわけですね。彼の誠意というか、やっぱり自分自身が辞めてでも国頭村の教育のために頑張りたいという決意が、日頃からそういうのに関わることで、彼以外には今のところ適任者はいないというふうに私は考えております。

○　金城利光　議長　９番　知花正寛議員。

○　９番　知花正寛議員　私はね、確かに履歴書をみんな配りましたよ、活動歴もね、見ました。これじゃあね、私としてはこの人がどういう人物であろうか分からないものですから、村民何名かに聞きました。３点ほどね、ちょっと問題だなというのがあって、僕は反対しましたよ。ほかの人は分からないかもしれないけれどもね。こういう問題は履歴書だけを見て、「ああ、そうですか」というふうにはいかんものですから、だからどういう人物で、どういうのかなと調べたら３点ほど問題点があったから私は反対しました。こういうことでね、あるんですよ。だから履歴書だけ見て、「ああ、そうですか」というふうにはいかんですよ。だから村民からね、この人はどういう人物ですかと聞かんといかんですよ。我々は採決する責任がありますからね。採決するときでも。そういうことでね、私は反対しました。だからね、４か年残っているのにほかの人でもあれして、やったほうがよかったんじゃないかと僕は思います。必ずしも校長先生じゃなくてもいいんですよ。教育行政に明るい、こういう活動していた人、校長先生ありきで教育長も考えてはだめですよ。校長先生も、狭い視野の中であれしているものだから、広さがないものだからね、この社会教育とかいろいろ考えると、社会で幅広く活躍している人でもいいんですよ、校長先生ありきじゃなくても。今後はこういう方向でやっていかないと、教育行政も、学校教育、社会教育もありますからね、生涯学習のいろいろとか、

そういう面から幅広い、教育行政、社会教育、幅広くこういう知識を持った人も教育長にするような、今後、村長、こういうのも考えないといかんと思うがどう思いますか。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　お答えをいたします。

先ほど教育長から説明があったんですが、教育長から宮城尚志氏を推薦したいというお話があって、私、本人と直接お会いしました。本人の考え、どういうことをやりたいんだということを聞いて、それで私が決定をいたしました。彼が若い５６歳ということなんですが、彼を前からよく知っています。地域活動や、当然学校教育に関して、それから文化活動、音楽等もいろいろやっているので、また非常に元気があるところです。やる気があるということを私が総合的に判断して、今回、教育長にということで議会の同意を得たところであります。

○　金城利光　議長　これで９番　知花正寛議員の一般質問を終わります。

次に８番　山城弘一議員の一般質問を許可いたします。８番　山城弘一議員。

〔８番　山城弘一議員登壇〕

○　８番　山城弘一議員　では、通告に従って、一般質問を始めていきたいと思っています。

国頭村の農業の現状と課題についてです。

今、一番国頭村の農業をする中で、鳥獣害については、大変苦労しています。昨日も議会のほうでイノシシの被害の確認を辺土名２か所、安波では電気柵の設置場所を確認し、電気柵のほうは効果を上げているという説明もありました。また、辺土名のほうは村営団地の近くは子どもたちの通学路、遊び場となっており、大変危険な状態という、議員の中からの意見もありました。近年、全国的に鳥獣被害が拡大し、農水省では２０２０年度から始めた重点地域を設定し、捕獲への取組を強化する集中捕獲キャンペーンを行っています。集中捕獲地域に指定されると、１頭当たり７千円から８千円の助成があり、それに今年度はプラス３千円を上積みしている予算を確保しているというふうに、日本農業新聞にありました。１９年度の野鳥獣害での農作物の被害額は全国で１５８億円と言われています。村内でもこれまで山間地域でのイノシシの被害がありましたが、ここ数年、奥間土地改良区周辺でもイノシシの被害があり、サトウキビをはじめ、野菜にも被害の報告がされています。村もこれまでワイヤーメッシュの補助事業の導入をはじめ、実施隊による捕獲を行っているが、実績も上がっていますが、被害の拡大に追いつかなくなっているのが現状であります。土地利用型のサトウキビ、パインの面積の大きな農家ほどイノシシ対策に苦悩しているのが現状であります。

質問のほうです。①近年、イノシシの被害が拡大し、農家の営農意欲も低下していると聞こえるが、被害状況と対策について。

②土地改良区についても、猪垣のワイヤーメッシュを補助事業対象に含めることはできないか。

③電気柵購入に補助金を出すことはできないか。

④鳥獣害対策実施隊の捕獲活動を活発にするため、買取り価格を上乗せできないか。

⑤イノシシ被害拡大で、今年度ワイヤーメッシュの申込みが増えると予想されるが、対応は検討されているか。また、何年度までワイヤーメッシュの事業はあるのか。

１の２です。ＪＡおきなわ国頭支店の存続に向けての行政の支援について。

昨今のマイナス金利政策の下、ＪＡおきなわ経営環境はますます厳しさを増しており、２０２０年３月にＪＡおきなわ店舗再編戦略の下、統廃合計画が進められています。２０２０年１０月２３日をもって、北部では辺野古、屋部、並里、恩納村の山田出張所が閉店しました。国頭、大宜味、東、久志、本部、５支店は

２１年度までに黒字化し、恒常的な黒字化が見込めると判断すれば支店を存続する。国頭支店も経営基盤強化に向けた改革プランをつくり、集出荷場の集荷体制もこれまで女性職員が１人いて、１日開いていたんですけれども、８時３０分から９時までの間、購買も午前中です。金融店舗も９時から１２時、昼休みを挟んで１時から３時までの営業となっている。支店でも黒字化に向けた改革であり、農家の皆さんには大きな負担を伴う改革を昨年の４月１日から進めています。指定金融機関については２０２１年の補正予算で手数料の一部助成をしてもらいました。

質問です。①東村、大宜味村並みに指定金融機関の諸手数料の予算措置について。

②指定金融機関の単独の指定についてです。なお、質問席より再質問を行いますのでよろしくお願いします。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　山城弘一議員の一般質問にお答えをいたします。

国頭村の農業の現状と課題についての質問１－１、鳥獣害対策についての①近年イノシシの被害が拡大し、農家の営農意欲も低下していると聞こえるが、被害状況と対策についてであります。

イノシシの被害につきましては、村内全域で被害が出ている状況にあります。被害防止対策としまして、ワイヤーメッシュによる猪垣資材導入の支援、また、実証試験として、電気柵の効果について確認を行っております。

駆除活動としましては、国頭村鳥獣被害対策実施隊による猟銃やわなでの駆除を行っております。わなによる駆除を強化するため、今年度に捕獲箱５基、くくりわな４０基、ＩＣＴ捕獲器１基を導入しております。

引き続き農家、国頭村鳥獣被害対策実施隊と情報を共有しながらイノシシの駆除を行い、農作物への被害軽減に努めてまいります。

②土地改良区についても猪垣のワイヤーメッシュを補助事業対象に含めることはできないかについてであります。

ワイヤーメッシュの補助事業の対象区域につきましては、土地改良区内の設置も補助対象としております。

③電気柵購入に補助金を出すことはできないかについてであります。

次年度において、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、有害鳥獣対策の取組として、イノシシの被害防除のために、電気柵の資材導入を支援してまいります。

④鳥獣対策実施隊の捕獲活動を活発にするため買取価格を上乗せできないかについてであります。

沖縄県、北部地区野生鳥獣対策協議会へ確認したところ、買い取り価格を上げることによって捕獲数の増大を図るといった事例がないとのことで、その手法が的確かどうか検討する必要があります。

今後も関係機関等と効果的な手法について情報を共有し、効果が見込まれるものにつきましては積極的に取り入れ有害鳥獣の駆除に取り組んでまいります。

⑤イノシシ被害拡大でワイヤーメッシュ申し込みが増えると予想されるが対応は検討されているか。また、何年度までワイヤーメッシュの事業はあるのかについてであります。

今年度の被害の状況から、次年度において農家からの申込みは増加するものと見込んでいます。令和３年度は例年実施している沖縄県鳥獣被害対策総合支援事業に加え、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業も活用し、ワイヤーメッシュの導入支援の予算を拡充し、申込みの増加に対応してまいります。

ワイヤーメッシュの導入事業である沖縄県鳥獣被害対策総合支援事業の計画期間につきましては、令和５

年度までとなっています。

次、質問１－２　ＪＡおきなわ国頭支店存続に向けて行政の支援についての①東村、大宜味村並みに指定金融機関の諸手数料の予算措置についてであります。

東村と大宜味村の指定金融機関の諸手数料については、両村に確認したところ、国頭村と同程度の予算措置と伺っております。

②指定金融機関契約の単独指定についてであります。

国頭村指定金融機関については、平成１１年から、村内のＪＡ国頭支店と沖縄海邦銀行国頭支店で、２年交替制で実施しておりましたが、諸般の事情により、平成２９年７月からＪＡ国頭支店が継続して行っております。

令和３年７月から沖縄海邦銀行も指定金融機関への参入を希望しており、両金融機関からの費用負担要望等を参考に検討してまいります。

なお、指定金融機関の変更に当たっては、議会の議決が必要となります。以上でございます。

○　金城利光　議長　８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　今、質問に対する回答があったわけですけれども、この鳥獣被害については、国頭村議会の文教経済委員会でも、今年度所管調査の中で、精力的に宇嘉、安波、辺土名の方を、現地を確認して調査を行っているところであります。このイノシシ被害、実施隊のほうでも箱わな、くくりわな、囲いわなですか、３つを駆使してやっているわけなんですけれども、令和元年の捕獲実績ですか、手元に２つの資料があるんですけれども、経済課長、これどちらが正しいんですか。１９０頭と１４７頭があるんですけれども、令和元年。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　文教経済委員会の現地視察に渡した資料と、また昨日の議員全員の現地視察で渡した資料の中には、多分１４７頭と１９７頭ですか、２種類あるんですけれども、１４７頭というのは、一応タイトルにも書いていますけれども、実施隊での捕獲実績であります。買取り実績ですね。１９７頭というのは実施隊以外の農家からとか、村内からのイノシシの駆除等を行った方からの買取り実績、イノシシの顎ですね、そちらのほうをプラスしたものが１９７頭となっております。

○　金城利光　議長　８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　１９０頭ですね。じゃあ、実績としては１９０頭ほど捕獲はできたということで確認したいんですけれども。令和２年１２月末では１２７頭でいいですか。令和２年１２月末の捕獲頭数が１２７頭と昨日説明があったんですけれども、それで間違いないですかということです。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　こちらの数字は、令和２年１２月３１日現在の国頭村鳥獣被害対策実施隊の捕獲実績となっております。

○　金城利光　議長　８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　これだけ実績を上げて来ているんですけれども、なかなか被害拡大に追いつけない。鳥獣害被害対策の基本的な考え方として、ワイヤーメッシュをして入れない、住み着かせない、荒蕪地を解消する、捕獲をする、この３つが鳥獣害を少なくするための条件だというふうに言われてきているんですけれども、現在、この駆除活動をする皆さんは何人いますか。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　令和３年３月１日現在で、実施隊は１４名となっております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　１４名ですね。この実施隊の皆さんもほかの仕事をしながらやっているものですから、なかなかその被害に追いつかないというのが現状であります。そこでこの実施隊のメンバーを多くしてもっと駆除活動を活発化する方法はないですか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　先ほど令和３年３月１日現在が１４名ということなんですけど、２年ほど前は実施隊１０名ほどでした。それから新たに、村外からも、村外に住所を有しますけれども、実施隊のこの規約の中にも厳しい規制の規約がありまして、その中で状況をクリアした方も村外から実施隊として入れられるということで、現在１４名となっております。４月予定なんですけれども、今までは個人的に活動された村内の方ではあるんですけれども、その方も実施隊のほうに入りたいということで、役場のほうで担当、あと上司と一緒に説明を受けて、その内容を聞きまして、ぜひ実施隊に入りたいということで、実施隊の隊長にもその旨は伝えております。あとやはり実施隊を増やしたいとあるんですけれども、それなりの経費もかかります。あとこの実施隊は猟銃等を使うものですから、すごい危険性があるものですから、しっかりこの組織が安全管理とか情報共有も持っておかないといけないものですから、そこはしっかり審査、確認した上で入隊しているみたいですので、そこもしっかりとした方を入隊させるような形で、今後も役場と実施隊と情報共有しながら行っていきたいと思います。それ以外に実施隊のみでは対応が厳しいというのも聞いておりますので、実施隊にもそういう旨を伝えましたら、実施隊から県の猟友会とか、隣の大宜味村あたりとか、その辺でやっているメンバーを応援とか、要請する検討をしているということを聞いております。ただ、大宜味、東も役場の担当課長から聞きますと、そのあたりも大分大宜味、東も被害がひどいみたいですので、そこを応援に来られるのかというのもありますし、そこのところは３村以外、特に山がそんなにないところでそういう免許等を持って活動できる方が猟友会に所属しているメンバーが分かれば、応援のほうもしてもらって、それなりの経費というのも、上司とも相談しながら計上していきたいと思っております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　この実施隊以外にくくりわなの資格を持っている方がいると思うんですよ。その辺は何人程度いるか確認されていますか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　今、経済課のほうで把握している、実施隊の中でくくりわなの免許を持っている方というのは把握しております。現在、わなの免許所持者は１４名中１０名となっております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　じゃあ、実施隊以外はくくりわなの免許を持っている方が何人いるか、経済課としてはまだ確認されていないわけですか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　これまでの担当にも確認しましたら、そういう県からとか、そういうわなの所持者、くくりわな免許の所持者の調査等もないということで、特に把握はしていないということなんですけれども、これだけイノシシの被害がひどいということですので、毎年、沖縄県から猟銃、わな等の講習会の案内があります。農家からもそういう通知が来れば、必ず周知してもらいたいと。それでぜひ免許を取って、農家の周辺のメンバーはチームをつくって駆除に当たりたいということも聞いておりますので、今年度の年

度はじめ、４月、５月あたりに文書が来ます。そのときに、またわなの講習会等の周知を行っていきたいと思います。ただ、講習の後にはそういう免許とか、手数料等も発生しますので、その旨も併せてしっかり周知してまいりたいと思います。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　ぜひですね、この実施隊以外にも、こういったくくりわなの資格を持っている方がいますので、その辺をちゃんと把握して、そういった方々にも協力を仰いで、今のイノシシの被害防止を、抑える方法を取らないといけないと思いますけれども、ぜひ、その辺も新年度はやってほしいと思います。

２番目の土地改良区の猪垣についても補助事業対象に含めているという答弁があったんですけれども、これはどうですか。土地改良区というのは面積が大きいものですから、例えば１人１町歩３，０００坪申込みしてきた場合、村としての対応はどうなりますか。確かに平等という話もあるんですけれども、どっちが平等なのか。面積を多く持って、これだけ貢献している人が多く申込みをして、それを取ったときに、１人だけ取っているというふうに苦情が出る可能性もあるわけ。この辺、行政としてはどういうふうに考えているのか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　昨日の議員の現地視察でも説明していますけれども、やはり令和元年度までは鳥獣被害対策の予算関係は、平均的に大体千四、五百万円ぐらいで推移していたんです。令和２年度から平均ですね、イノシシ被害というのがあちこちから声があって、被害状況も確認できまして、それでこの予算ではどうにも追いつかないということで、やはりそういう予算の手当が必要となりまして、そのときに新型コロナウイルス創生臨時交付金があるということで、午前中、与儀議員からそれはあまりよろしくないんじゃないかという話もありましたけれども、これを上げたという理由としては、やはりこの農作物の被害というのは一番３年前ぐらいに遡るんですけれども、９月、１０月の大型台風が連続で来た場合に、これはすごく農産物の被害がありまして、特に果樹関係は一旦被害があると２年ぐらいは樹勢、木の勢いが回復しないということで、それで２年間は収穫できないと。その翌年に、またコロナが起きたということで、この打撃で農家の意欲も停滞する。さらにイノシシの被害があるということもいろいろ考慮しましてですね、やはりコロナでそういう見直された部分が、今回、農産物等、流通もこれだけ停滞しますと。やっぱり自給自足というのはとっても必要性が、多分認識されたと思います。そこで国頭村としましても、そういう流通が停滞したとしても自給自足できる産物ですね、そこは確保したいということで、農家にもその意欲をつけてもらうということで、コロナの使える話をしながら、農業振興補助金も上乗せしながらとか、そういう形で今回助成を行っているところであります。

この配分ですね、倍以上の予算を令和２年度は組みました。令和３年度も令和２年度並みの約２千８百万円ほどですね、そういう予算を組んでおります。それでも被害は多くて、そういう農家からの応募が来た場合の割合とか、今、ワイヤーメッシュとか防鳥ネットは農家は１割負担なんですけれども、これでどうにか令和２年度は予算できたんですけれども、それ以上増えますと、実際、予算不足が生じます。その場合には単純に割合を落とすのか、それともやっぱり専業農家を優先するとか、過去に助成を受けた人の回数が多い人を優先順位から下げるとか、いろんな考え方があるんです。そこですね、そこで加味しながら、やっぱり被害額等、また聞き取り等も行いながら、公平性を保ちながら支援してまいりたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　今年度はコロナ関係で大分予算がついたということで、農家の申込みに対応でき

たという話なんだけれども、次年度も１千８百万円の予算を組んでいるという話なんですけれども、仮にそれに間に合わないときには、農家の負担率を上げるとか、そういう説明もしていたんですけれども。これはあれですか、予算を増額するという判断は、これは村長か副村長しかできないと思うんですけれども、答弁は。この辺はどうですか。今、１千８百万円を倍以上にするとか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　特にイノシシ対策ですね、私は被害が、承知をしています。現場も見てきました。今、令和２年度、３年度にも予算は組んでいます。ただ、これだけの金額では到底無理だと私は思っています。ただ、今の補助のやり方、それでいいのか。あるいは補助率を下げて、幾らか予算を増額して、それで増やしたほうがいいのか、そこをちょっと内部で検討させてください。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　自分なりにちょっとした提案なんですけれども、よく東村方式と言われているんですけれども、東村は購入したワイヤーメッシュに５０％を補助しているわけですよね。例えば、この事業から漏れた方々が、割と面積の大きい方々が、自分でもやりたいから、そのときに５０％はどうにかして補助できませんかと来たときにはどうなのかな。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　私もいろいろなことを考えてはいるんですけど、今、１割負担と一律で決めてはいるんですけれども、もしやはり、予算的に厳しくて、どうしても農家が欲しいとかという今の意見も想定するのであれば、やはり人によっては２割出してもいい、３割出してもいい５割出してもいいという農家がある。またその方の所得水準とか、間違いなくそれも大丈夫かという、そういう選択の余地のことも考慮してもよろしいかなと。村が一律でぱっと決めるんじゃなくて、やっぱりそこは農家からの必要性ですね、一律で５０％、どうしても収支がありますので、農家も。そこでやっぱり厳しいと。じゃあもう、そこで農家の意欲がなくなると、また農業振興に結びつかなくなりますので、そこのところいろんなパターンがありますので、そこを検討させていただきたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　今、ＪＡの見積りを持っているんですけれども、１００メートルで５万４千円で取れるんですよ。今、村がやっているものより少し低いものですね、下も細かくされていなくて、シンプルなほうで安くできるのがあってですね、それが１００メートルで５万４千円ですね。そうすると、半額助成されますと２万５千円、農家としては何とか手が出る範囲なんです。その辺も１割負担で希望者全部できればいいんです。しかし、できないときに被害が出て、どうしても必要だという方に対しては、私はこれは認めるべきだと思うんですけれども。これは村長か副村長のほうで答弁してほしいんですけれども。何でできないというか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　ただいまの御質問ですけれども、負担によっては農家の皆さんが多分助かるだろうというところは重々認識はします。本当はその農家の割合、補助率の割合というところを上げるのか下げるのか。若干、半分するのかというところは、確かに意欲のある農家に関しては幾分か支払っても体力的に間に合うだろうというところもあるでしょうけれども、農家の意欲を掻き立てるという意味での補助率の条件というのは、しっかり十分検討しながらやらないといけないかなと思っておりますので、検討させていただきたいなと思っております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　ここに被害の写真も持ってきているんですけれども、こういう形でイノシシというのは、パイナップルの芯を抜いて、これは年中なんですよ。夏場であると、また新芽が出てきて回復はできるんですけれども、冬場にこういうふうに芯を抜かれると、もう成長しなくて枯れていく可能性もあるんですよ。そういうこともあって、本来、農家が努力してやるのが鉄則なんですけれども、農家もやっているんです。やっていても追いつかない。これまで土地改良区で年に１回、ワイヤーメッシュを、外回りを点検すれば、それで防げたんです。それがこの二、三年、年に２回やっても、また下から開けられている。こういう状況が現に起きているわけ。だから農家のほうでも温度差がある。面積を多く持っている方、パインをつくっている方、サトウキビをつくっている方。サトウキビに関しては収穫前、収穫期を除けばイノシシの被害はないわけ。こういうこともあるから、ぜひ土地改良区でも農家が希望すれば、それは、半額助成は認めて欲しいものだと私は思っております。

それと、やっぱりこの実施隊の活動を活発にするためには、弾代を含め、買い取り価格を上乗せしないとなかなかこの実施隊の皆さんも、これが専業じゃないから。今、３千円のものを四、五千円に上げるとか、弾代を倍にするとか、その辺の効果があるかないかという話もあるんですけれども、やってみないと分からないでしょう効果というのは。ぜひこの辺は要望したいんですけれども、どうですか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　先ほどの村長の答弁で買上げ料を上げた場合の効果が上がるか上がらないかというのは、これはうちの担当から、県とか北部の鳥獣被害対策協議会の職員への聞き取りの中での答弁となっております。私としまして、今の話の中でも買上げ料を上げてみるというのも一つの手かなとは一応考えております。ただ、それはもちろんまた予算が伴うものが出てきますので、財政当局、あと村長、副村長とも調整を図りながらやっていきたいと思いますけれども、金額的にも３千円から、極端にですよ、極端に。本土並みにとか１万円とか、イノシシをあげたとしても。実施隊の実績が１４７頭であれば１４７万円とか、どのほうが効果があるかないか、ワイヤーメッシュでも結構な単価がします。だから、そこはどこが効果的なのかとか、そこも検討しながら買上げ料を上げる方向も、予算的なものもありますので調整していきたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　ぜひですね、この買い取り価格を上げて実施隊の意欲を向上させない限り、イノシシ被害防止については、被害は少なくはならないと思いますので、ぜひその辺は検討してほしいものだと思っています。

５番目の、これはさっきもやったんですけれども、予算が令和５年までですか。そうすると３、４、５、あと３か年ですね。それ以降は村単独でそういった被害が、拡大が収まらない場合には続けていく予定なのか、そこら辺はまだ先の話なんですが、今、考えている段階だと思いますけれども。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　こちらの沖縄県鳥獣被害対策総合支援事業、一応、県の担当、担当から確認させましたら、今、補助事業に関しては令和５年度までということですが、ただ、この令和５年度で終わりましても、またこれに代わる、名称が変わったりとか、そういうものがそのまま続くんじゃないかと。なぜかというと、こういう鳥獣被害というのはそこで実際成果が、間違いなくイノシシも、カラスもいなくなるということはあり得ませんので、今までの活動を見ていますと、カラスに関しても手を抜くとまた戻ってくると

いうことがあります。そこは生き物も必死ですので、そこは分かると思います。やっぱり強化していると、人が動くとイノシシも鼻がすごいいいですので、そこのところはやっぱりそれだけ活動を続けないと、農作物被害はひどくなる一方で、多分農業する人はいなくなると思います。令和５年度でこれが全てなくなるということはないと考えております。

○　金城利光　議長　休憩いたします。（午後　３時４９分）

再開いたします。（午後　３時４９分）

本日の会議の時間の延長をお諮りいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。本日の会議時間を３０分延長し、会議を４時３０分までにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本日の会議は、午後４時半までといたします。８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　さっき課長がおっしゃったとおり、今日はカラスの話はしないんですけれども、よく被害が減っているという話をする人もいるんですけれども、自分の感覚ではそんなにまで、私の住んでいる地域では、常に土地改良区で確認していますので、イノシシ対策同様、カラス対策を含めてお願いしたいと思っています。今年は、今はタンカンの収穫も終わったんですけれども、鳥獣の被害は少なくて、イノシシは除いてですよ。カラスとかヒヨドリとかコウモリの被害が少なくなっています。これは今年は大きな台風がなかったから山に食べる作物があるのかどうか、その辺はまだ詳しいことは分からないんですけれども、ただ、現況は被害が少なくなっているというのはあります。本土では、イノシシ、シカ、猿、それと小動物を含めて大変みたいなんです。震災のあった福島のところなどは住民が避難したことでイノシシが侵入して町中を歩いているという。それを今、駆除しようとしているんですけれども、なかなか追いつけないという報道等もあって、これは全国的な問題だと思っております。ぜひこのイノシシ対策については、気を緩めずしっかり、また議会からも、今、文教経済委員会が所管事務調査をしていますので、これに沿って、村長宛てに要請が上がるかもしれませんので、この辺はお願いしたいと思っています。

次にＪＡおきなわ国頭支店の存続に向けてですけれども、さっき村長の答弁では３支店、同金額を予算化しているという話があったんですけれども、私の聞いた範囲では、国頭支店が３８５、東が６百、大宜味５５０というふうに聞いているんですけれども、この辺の数字はどうなんですか。これは会計管理者が詳しいと思いますけれども。

○　金城利光　議長　新垣久美子　会計管理者。

○　新垣久美子　会計管理者　質問にお答えします。

今、東村も大宜味村も議会中ということなので、まだ議決されていないということもありまして、金額のほうは、先ほどおっしゃったとおりでありますけれども、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○　金城利光　議長　８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　金額はそれで間違いないと私は思っています。今、国頭支店でも、黒字化を目指して令和２年１月には職員が１９名いたんです。今年の１月には１４名、５名削減しているんです。それに伴って購買の営業店舗とか、半日営業とか、集出荷場の時間制限とかいろいろのものをやって黒字化に向けて今やっているわけですけれども、それは当然農家の大きな負担を伴っているわけです。特に、この辺土名周辺は午前中でもぱっと農協に行けるんですけれども、特に上のほうは半時間以上かかるものですから、そ

の着替えをしたりなんやかんやしたら、往復１時間半、２時間は見ないといけないわけですよ。そうすると、丸半日仕事ができないという環境もありますので、その辺ですね、じゃあ行政として農家の支援の立場からどうしても私はＪＡの国頭支店の存続は必要だと思うんです。今、経営戦略改革の中では国頭、大宜味、東の中で、３支店のうち１支店を基幹支店として残して、２支店はＡＴＭを置いた形での、規模を縮小した形のほうに持っていくという方向性があるわけです。そこでこの３か年間というのは非常に重要な年になると思うんですよ。そこで指定金融機関の経費についても、３村並みにやらないといけないと私は思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　お答えします。

今、実際に当初予算のほうにのっけている３８５万円、そちらのほうについては、人件費として計上しております。次の質問のほうにありますが、海銀のほうからも要請がありました。そちらはまた３５０万円ということで上がってきておりまして、それを考えると妥当な金額なのかなというふうにこちらは考えています。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　今の国頭支店の１２月時点の残高が約６０億９千５百万円ですか。そのうち公金のほうが２２億１千万円余りとなっているわけですけれども、ちなみに大宜味村が６０億、東村が４４億、ＪＡ、１２月末にあるわけですけど、この指定金融の２２億が抜けたときに大きな、何と言うか損失というか、本店がどういうふうに見るのか、その辺も非常に危惧されるところでありますので、ぜひ支店の存続に向けては、確かに大宜味、東と違った環境は認めます。しかし、国頭村の農業振興を考えるときにどうしてもこの国頭支店の存続というのはやらないといけないんですよ。そこで行政が少し支援することによって支店の存続ができたと。そういうふうにできればいいのかなと思いますので、ぜひその辺は考慮してほしいものだと思っております。

そこで、去年の１１月１８日ですけれども、ＪＡ国頭支店と国頭村議会議員との意見交換会を行いました。その席で前田経営管理長が現状の厳しさもるる説明されていました。また、支店のほうからも、支店長が黒字化に向けて相当腹をくくって頑張っているというのもありまして、また支店から出された要請書ですか、それも去年の１２月議会で可決していますので、それを村長のほうにも持っていっていますので、その辺を十分加味して、この国頭支店の存続に向けて配慮してほしいなという思いがありますので、そこを確認して私の一般質問を終わりたいと思いますので、最後は村長のほうから答弁をお願いします。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　指定金融機関については、ＪＡさん、海邦銀行さんから要望等が出ております。金額については、先ほど若干あったんですが、委託料として、東村も大宜味村も、金額は別にして出しているんですよ。国頭村の場合は委託料プラス収入手数料というのが東村と大宜味村はないんですよ。国頭村は収入手数料とか、要するに金融機関が取り扱えば、それにプラス、ほぼ３村同じぐらいの金額になるということです。先ほど私が答弁で申したとおり、今の議会の議決事項の中では、ＪＡが期限を打っていないんですよ。ＪＡから海邦銀行に変える場合は議会の議決が必要です。今のところＪＡが期限を打っていなくて、さっき言った平成２９年の７月からはずっとＪＡという、議会の議決事項になっています。当然、海銀さんに変える場合はまた変える議決が必要なので、もし変えるんだったら６月議会でやる。その前までにいろんな、今後の将来も含めてどうするか。ＪＡは、私は当然なくしてはいけないと思っていますので、今後将来を考え

てどうするか、しっかりと検討していきたいと思っております。

○　**金城利光　議長**　これで８番　山城弘一議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。傍聴人の皆さん、大変ありがとうございました。また、明日もひとつよろしくお願いします。

散会（午後　４時０２分）

令和３年第３回国頭村議会定例会会議録（第４号）

招集年月日	令和　３年　３月　５日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時及び宣告	開議	３月１２日　午前１０時００分	議長	金城利光
	散会	３月１２日　午後　４時０８分	議長	金城利光

	議席番号	氏名	議席番号	氏名
出席（応招）議員	１番	山川安雄	６番	与儀一人
	２番	山城正和	７番	宮城誠
	３番	渡口直樹	８番	山城弘一
	４番	宮城千賀子	９番	知花正寛
	５番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	３番	渡口直樹	４番	宮城千賀子
職務のため議場に出席した者	事務局長	小橋川安広	主任	宮城愛利里
地方自治法第１２１条により説明のために議場に出席した者の職、氏名	村長	知花靖	住民課長	新里智
	副村長	宮城明正	経済課長	知花博正
	教育長	園原實	建設課長	知念武裕
	会計管理者	新垣久美子	世界自然遺産推進室長	田邊依里子
	総務課長	山城修	教育課長	宮里光
	企画商工観光課長補佐	奥原崇		
	振興策推進室長	宮里幸助		
	福祉課長	與儀光浩		

議事日程	日程第 1	諸般の報告
	2	一般質問 ① 渡口直樹 議員 ② 宮城 誠 議員 ③ 山川安雄 議員 ④ 山城正和 議員
	3	発議案第２号　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議
会議に付した事件	1．一般質問 2．発議第２号　　説明　質疑　討論　採決	
会議の経過	別紙のとおり	

○　**金城利光　議長**　皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前１０時００分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　諸般の報告を行います。

文教経済委員会委員長より、令和２年度文教経済委員会調査報告が提出されておりますので、配付しております。各自お目通し願いたいと思います。

日程第２　これから一般質問を行います。

初めに、３番　渡口直樹議員の一般質問を許可します。３番　渡口直樹議員。

〔３番　渡口直樹議員登壇〕

○　**３番　渡口直樹議員**　皆さん、おはようございます。それでは通告書に沿って、一般質問を始めてまいります。

令和３年度施政方針の具体策について。質問の要点としては、本村のビジョン、方向性の重要性について進めていきたいと思います。

知花村長は就任から約１年が過ぎようとしています。人口減少対策等の課題や産業振興、子育て支援など課題解決に向けた取組を掲げ「人と自然が調和する村づくり」を目指し取り組んでいると思います。しかし就任早々から新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応・対策等に追われた１年だったと感じています。令和３年度の施政方針には、新型コロナウイルス関連や様々な課題解決に向けた施策に期待するとともに、具体策が重要だと思います。以下について具体的な施策内容を伺います。

①村長就任から約１年間を振り返り自己評価を伺う。

②新型コロナウイルス感染症について、１年間を振り返っての感想及び今後の対策指針を伺う。

③令和３年度の主要施策について具体策を伺う。

④予算編成については、村財政の財源不足が常態化している中で本村の目指すべき方向性を伺う。

⑤産業の振興と地域活性化を「アフターコロナ」に向けた具体策を伺う。

⑥学校教育における「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の取組やＩＣＴ教育の方向性を伺う。

⑦自然環境保全対策として、世界自然遺産登録に向けた体制状況を伺う。

答弁いかんによって、質問席より再質問を行います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　**知花　靖　村長**　おはようございます。渡口直樹議員の一般質問にお答えをいたします。

令和３年度施政方針の具体策についての①村長就任から約１年間を振り返り、自己評価についてであります。

昨年の４月７日に村長に就任しましたが、新型コロナウイルス感染拡大第１波の拡大の中で４月１６日には、全国に緊急事態宣言が発令をされました。そのような状況の中で、コロナ対策として国の地方創生臨時交付金等を活用し、５月の第１号補正予算はじめ、本議会に提案しました８号補正予算まで関係予算を計上し対応したところであります。就任後、１７回の新型インフルエンザ等対策会議を開催し、新型コロナ感染防止対策等に取り組んでまいりました。また、各区や団体等からの要請に対しても、可能な限り迅速に対応してまいりました。

その他の事業については、主に前年度からの事業を継続し、着実に執行しております。また、アフターコ

ロナに向けた受け入れ観光施設等の環境整備等を行ってまいりました。人口減少対策等の新規の事業については、令和３年度に芽出しを図ってまいります。

この１年間村長という重責を改めて日々感じており、私自身の評価については、非常に難しい質問ではありますが、本来なら住民が評価すべきものだと思います。あえて評価するなら、職員の人事評価でいう自己採点は５段階のＢ程度だと考えておりますが、職員が今モニターで見ていますので、甘いと言っているのかは分かりません。

質問の②新型コロナウイルス感染症について、１年間を振り返っての感想及び今後の対策指針についてであります。

現在、国内及び県内全ての地域が、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に、難局を乗り切るべく取り組んでおります。

本村においても、令和２年度当初から新型コロナウイルス感染症により、住民生活が大きく影響を受けた１年であったと思います。

その影響への対応策として、国の交付金、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設され、国の直接的な政策では手の届かない地域の実情に応じた財源で自由度の高い交付金制度を活用して定額給付金事業をはじめとし、飲食店に対する協力金、プレミア付クイナ商品券等、村独自の対策としては、お年寄りや子どもを持つ世帯への給付金支給並びに、給食費免除等の子育て支援、村民の生活への影響を少しでも和らげるため、様々な事業を実施してまいりました。

村内で新型コロナ感染症に罹患した方は、今日現在、累計で１０人。県においては３月９日時点で累計８，３５４人。なお、お亡くなりになった方が１２０人となっており、緊急事態宣言は解除されたものの日々新規感染者が確認され、下げ止まりの状態が続いております。

今後の対策としましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の推進並びに経済活動への支援、村民の方々に対しましては、引き続き感染症予防対策の徹底を呼びかけてまいります。

村の財源が潤沢ではないことから、新型コロナウイルス感染の拡大防止の事業や、影響を受けた小規模事業者の生活や事業に役立てるよう知恵を絞ってまいります。

③の令和３年度の主要施策についての具体策についてであります。

住宅政策について、これまでの本村の主な住宅政策の基本的な枠組みとして公営住宅制度を活用し、一定程度の成果を上げてきましたが、予算の枠組みや土地の確保等により公営住宅の増設は難しくなっております。

また、本村の人口減少に歯止めがかかっておらず、その要因の一つとして住宅不足が上げられ、喫緊の課題となっております。宅地についても、新規住宅供給の促進から移住定住者等への受入れや、本村で働く人への住宅供給が急務となっております。

このような住宅不足の背景にあることから、一定規模の未利用地活用の宅地分譲及び空地空家活用の調査も交えた情報を発信し、住環境のストックを重点的に進めてまいります。

さらに、調査を踏まえた住宅地確保のための用地取得を念頭に、新年度予算において土地開発基金に５千万円の積み立てを提案しております。

次に、子育て支援策についてであります。国頭村学校給食費等の免除事業を実施し、村内の小学校及び中学校の給食費の半額免除、こども園及び楚洲へき地保育所の主食費の全額免除、副食費及びゼロ歳児から２歳児までの利用者負担額の半額免除を実施いたします。

具体的な内容については、小学校及び中学校の児童・生徒の人数は３７１名で、給食費の負担軽減額は７６４万９，９５０円となります。

また、こども園及び楚洲へき地保育所の主食費の全額免除対象者が９９名で、負担軽減額は７１万２千８百円、副食費については半額免除対象者が３７名で、負担軽減額は６６万６千円となります。ゼロ歳児から２歳児までの利用者負担額の半額免除対象者が３５名で、負担軽減額は３１０万３千２百円となり、総額１，２１３万１，９５０円で保護者の経済的負担の軽減が図られます。

④予算編成については、村財政の財源不足が常態化している中で本村の目指すべき方向性についてであります。

公共施設のインフラ整備に対する老朽化対策等、財政状況が厳しい中、対応を迫られる対策としまして、令和２年度より国頭村公共施設等総合管理基金を設立し、現在、１千万円を積立しております。今後も計画的に積立を実施してまいります。また、自主財源確保のための取組としまして、村税等について関係機関及び関係各課との連携を図り、口座振替の推奨による収納強化や納税相談を実施することにより納税意識の高揚を促し、自主財源の確保に努めてまいります。このような厳しい財政状況の中で健全な財政運営に向けて、財政的な裏付けや妥当性の検証を行い、住民の理解を得ながら施策を推進してまいります。

⑤産業の振興と地域活性化を「アフターコロナ」に向けた具体策についてであります。

新型コロナウイルスの猛威は、生活様式や働くスタイルを一変させております。

感染拡大防止が最優先される緊急事態宣言下では、テレワーク・在宅勤務や時差出勤を中心とした働き方が優先され、今後の働く環境について見直すきっかけと感じております。

観光産業の中長期的な取組を考える上で、域外からの企業のワーケーション等の受入れは、新たな観光と地域経済の回復の変化にもつながると考えております。

そのことから、観光の新たな環境づくりとして、村内の観光宿泊施設や移住体験住宅等の宿泊施設のリノベーションを図り、滞在型観光のみならず、地方への人の流れを生み出す移住・定住と絡めたワーケーションの受入れ整備について、沖縄振興特定推進費を要望しているところであります。

⑥学校教育における「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の取組やＩＣＴ教育の方向性についてであります。

これからの新たな社会として、グローバル化や人工知能・ＡＩなどの技術革新が急激に進み、社会や生活が大きく変化する時代が到来すると予測をされております。

現在、児童生徒においても、スマートフォンやタブレットの普及により、情報を利活用する機会が増えている中で、学校のＩＣＴ教育は児童生徒にとっても、とても重要なことと考えております。

本村はＩＣＴ教育を通して、情報通信技術を積極的に利活用し、児童生徒の地域間の教育格差をなくし、情報活用能力を身につけさせる必要性があるため、文部科学省の学習指導要領を基に「児童生徒が情報手段の基本操作」と「児童生徒の論理的思考力」２点の習得を目標としております。

１つ目の「児童生徒が情報手段の基本操作」については、文字の入力、データの保存整理、インターネット上の情報閲覧や送受信等の操作などの学習の基盤となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施してまいります。

２つ目の「児童生徒の論理的思考力」については、プログラミング教育を体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を取り入れてまいります。

また、情報モラルについても、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題、ネット利用の長時間化等を踏まえ、学校現場と連携を図り、情報モラルの学習活動を実施し、ＩＣＴ教育の

充実に努めてまいります。

⑦の自然環境保全対策として、世界自然遺産登録に向けた体制状況についてであります。

世界自然遺産対策室から推進室になり、まさに、世界遺産登録をきっかけに加速すべき主な施策として、豊かな自然環境の保全やエコツーリズムの推進に取り組んでいるところであります。

世界遺産登録に向けた動きとしては、ＩＵＣＮによる延期勧告から、環境省や沖縄県などとの協議の上、推薦書の再提出を果たし、新型コロナウイスによる未曽有の事態を乗り越え、３度目の正直で、今年の夏に確実なものになると確信をしております。

最も重要なことは、必要な施策を継続することだと考えています。世界自然遺産推進室は引き続き残しつつも、他課室との連携・協力体制を強化しながら、役場一丸となって機運醸成など必要な施策の展開に努めてまいります。以上でございます。

○　金城利光　議長　３番　渡口直樹議員。

○　３番　渡口直樹議員　それでは少し項目が多いので急ぎ足になると思いますが、再質問を進めていきます。

１項目ずつお伺いしますが、まず１点目、村長は就任早々から新型コロナウイルス感染拡大の対応、そして対策本部を設置し、全庁挙げての対策に取り組んできたと感じております。令和３年度についてはこれまでの経緯と、また課題や反省点をしっかり把握した上で、また収束の見通しがつかない中でアフターコロナに向けて取組が重要かと認識するところです。そこで改めて、これまで臨時給付金や子育て支援策などスピード感を持って対応してきたという答弁の中で、優先順位、支援を行ってきた点で課題として感じた点。また今後さらに支援を進めるとしたら、どのような視点に目を向けることが大事だと感じていますか。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　お答えをいたします。

コロナの対策、感染防止も含めて、それから事業所とか村民の影響を受けたところに対して支援を行ってまいりましたが、特に私が村長に就任をして子育て関係、こども園や小学校、中学校、高校、大学等にいる世帯に対しての支援をしっかりやりたいという思いで臨時交付金も使いながら、また村の単費、あと事業者に一律５万円等をやりました。それから一次産業、特に漁業関係とか花卉関係、畜産関係等に迅速にやってきたわけですが、それが全て十分だとは私も思っていません。特にコロナの関係で各団体等から意見を聴取しました。どういうところが困っていて、どういうことをやってほしいのかと聞いたのですが、なかなか、特に事業者、最初は一律５万円、今回また臨時議会で１０万円と出しているのですが、非常に分別がやりづらいという点等がありまして、もっと困っているところもあるんじゃないかと思ったりもするのですが、そのあたりが若干自分の中で非常に苦しい状態だったのかと思っています。当然国の交付金も使いながらですので、今後さらに細かい支援も検討してまいりたいと思っています。

○　金城利光　議長　３番　渡口直樹議員。

○　３番　渡口直樹議員　特に飲食店や観光業は大打撃だと思うのですが、それ以外に村長がおっしゃるように本当に広い視野で視点を広げて情報を収集した上で、今後の支援に取り組んでほしいと要望します。

今年度は学校、あるいは各イベントについて、ほとんどが中止ということになりました。その中で「コロナだからしょうがないよね」というような状況で、うたい文句のように進んできましたが、本当にそれでよかったのか。振り返って、どういうふうに感じているのか。あるいは次年度については、さらにまた感染状況も踏まえなのですが、新たな取組に進めることはできないのか。そういった点について、お伺いします。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　お答えします。

まず小中学校につきましては、臨時休校とかもございました。それについては昨年の４月７日から５月２０日までの４４日間の休校がございまして、そのときに小学校の入学式、中学校の入学式とかもございましたが、４月７日の日程でございましたが、５月２０日で休校の期間が終了したということを受けまして、小学校が５月２１日に入学式、５月２２日に中学校の入学式を迎えさせてもらいました。それと伴い、中学校の運動会についても６月２１日を予定しておりましたが延期となり、９月２７日、規模縮小の中、保護者は学年別、競技ごとに分けて実施いたしました。小学校においても運動会という表現ではなくて、体育の授業という形で、学習発表会という形での実施を各学校において、短時間の保護者を招いて実施したところでございます。これから先も、卒業式も国頭中学校は終えましたが、これからまた小学校の卒業式も迎えます。これについては実施する方向で規模縮小、そして来賓なしの対策で、中止は考えずに対策を取りながら実施してまいりたいと考えております。以上です。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　その他以外に村が主催する様々なイベント、行事等が全て中止や規模縮小となりました。また各集落においても、祭り等を含めてほとんどが中止ということでありました。去年は、世界で初めてこういうコロナが出てきて、非常に皆さんが怯えている、恐怖心があって、県全体的にもという雰囲気になって様々なものが中止になったということで、これはもう致し方なかったのかと思っております。ただ、次年度に向けてはコロナの感染拡大防止の対策をしながら、いろんな行事について、そのマニュアル等も作成する必要があるのかと。拡大の状況も見ながらですよ。感染の状況も見ながら、次年度についてはちょっと検討したいと思っています。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　次年度に向けての取組として、一例というか、地域の事例も含めて少しだけ例えとして言えば、学校現場においては行事のリモートを使って家庭内配信、動画、写真での表現などが行事でできないかとか、国頭村まつりについては野外大型スクリーンを使っての映像とか、数か所地域で、または地域別に花火の打ち上げができないかとか、文化福祉まつりについては、文化舞台発表を各団体ごとにリモート配信の動画記録保存とかができないか。福祉については、個別強化支援や作品等のサポート支援ができないのか。産業まつりについては、農家の圃場紹介ＰＲ政策とか、ふるさと納税の返礼品につながる取組ができないか。特産品開発に向けた取組のサポート支援に変えられないのか。スポーツ大会については、陸上のように記録大会。村民の健康増進として、パークゴルフやウォーキングなどの推進に充てる。祭りやイベント、大会会場に人を集めるだけが祭りではないと思いますので、その辺しっかり今できること、どのようにしたらできるかということを前に進めて、柔軟な発想を期待したいと思います。

それと村長の自己評価についていただきました。本人はＢ程度という評価でした。おっしゃるとおり村長の評価は村民が下すものだと理解します。しかし職員も自らの自己評価をしています。村長も自己評価をすることは大切なことだと思っていますので、そこでＢ評価にした中で、本人としてよかった点、あるいは反省する点があっての評価だと思います。それについて伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　また難しい質問が出ましたけど、先ほど答弁したとおり５段階のＢ評価ということがあります。何でそれをしたかと言いますと、職員の人事評価はＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄまであるんですが、いつ

も評価している立場でありました。今回Ｂということでやっているんですが、コロナの関係だけとは言わず、ほとんど外交ができなかった。外へ出て、そういった企業誘致とか、あるいはいろいろな点でできなかった面と、村民のいろんな各区の行事等もなくなったものですから、村民と直接話する機会がなくて、村民の声を聞けなかったという点等が非常に反省というか、次年度は増やしていこうかと思っているところであります。以上です。

○　金城利光　議長　３番　渡口直樹議員。

○　３番　渡口直樹議員　②に移ります。先ほどのコロナ対策等とも重複しますので、簡潔に行きたいと思います。

福祉課長にお伺いしますが、福祉課においては対策の窓口業務として今も御苦労が続いているものだと痛感しています。その中で、福祉課長の視点でこの１年間を振り返ってきて、対策を講じてきたとは思うのですが、現場での対応の中で何か課題が見えているところがあるのか。また、それを把握した上で次年度、今後については、どのような視点を持って対策に取り組まなければいけないのかというところを伺います。

○　金城利光　議長　與儀光浩　福祉課長。

○　與儀光浩　福祉課長　想定的な質問という形で捉えます。昨年度年度当初から、村長のほうからもあったとおり、もうコロナに振り回される１年でございました。当初はマスクがないと。手洗いをする、この消毒液等が足りないということで多くの企業等からも御寄附いただいて、各施設等で配ることもできました。令和２年度の当初からはマスクをどのようにつけるか。我々もこのマスクをしながらも、どういったマスクが有効なのか。そういったところも、各メディアを通しながら各村民等に、今どこを歩いても、ファミリーマート等に行く場合にもおいても、来られるお客さんはもうほとんどがマスクをしているという状況になっております。そういったところでは我々、平生からこのマスク、手洗い等そういったものを徹底してもらえるように、これまで村民のほうに呼びかけてまいりました。それの成果が出ているのじゃないかというふうに思います。

先ほど村としての行事の自粛等におきましても、去年までの１年で１０名しか罹患者はいなかった。それも最後が１月５日が最後で、それ以降、今現段階までは新規患者は出ておりません。そういったものも村民の方々の予防対策への理解等、そういったものが十分やってきた。また自分の行動、おのずから自粛してもらえたというところが大きな要因ではないかというふうに考えています。今後につきましては、一番大きなものが予防接種、ワクチンの接種になりますけれども、今、国のほうにおいてもなかなかこのワクチンが入って来ないという状況の中、今、医療関係者に関しまして３月の半ばから実際に接種が本格的にスタートしております。国頭村における供給量につきましても、昨日の与儀一人議員の説明で、村長のほうからお答えしておりますけれども、なかなか県のほうからちゃんとした提示がまだないという部分と、我々は我々のほうとして、その情報が来た場合には即時対応できるような形で医師会、また診療所の先生方のほうと今調整を進めているところと。４月の後半からを今予定しながら、希望として医師会のほうに日程の調整は入っておりますけれども、何にしても１２市町村が一挙にスタートするというところと、あと供給はどれぐらいの量で来るのか。当初は１人２００名あたりを念頭に、１４日間でどうにか終えることができないかというふうに試算しておりましたけれども、その２００名分が届くという保障も今ない状態であるというのがありまして、そういった情報等がしっかり出た段階では住民に対して迅速に周知する。今、住民に対するチラシ等、そのほうも今考案しながら、日にちが入った場合、入らなかった場合、入らなかった場合は次年度についても第２段の通知というものを、予算の中で今考えている部分があります。新年度のほうにおいては、ま

ずは予防接種を迅速に確実に、受けたいという村民には受けることができるような体制づくり、そのために当初予算のほうでも予防接種のほうで約２千１百万円、体制構築の部分で約２千２百万円の予算を計上させていただいておるところでございます。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　今年度を振り返って、しっかり職員で確認しながら、また課長のおっしゃるように次年度については、その予防接種が中心になると思いますが、しっかり情報収集をして村民に的確に伝わるようにしてほしいと要望します。

村長にお伺いします。様々な活動を今後進めていく上で、最も重要になってくる点はＰＣＲ検査になるかと思います。旅行に行く前、帰ってきた後、あるいはイベントに参加する前、大会に参加するなど、事前事後のＰＣＲ検査が求められる機会が増えてくると想定します。県内のニュースでも取り上げていましたが、希望する住民に対しては県が８千円の補助をするということで、自己負担額は約２千５百円と想定されています。それに対して村民の負担額をさらに下げる検討が各市町村でも行われているというような情報がありますが、それについて本村の動向はどのように考えているのか伺います。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　このＰＣＲ検査については沖縄県の事業となります。新型コロナウイルスのＰＣＲ検査補助事業というものを立ち上げて、その受託した検査機関、沖縄民間ＰＣＲ検査機構株式会社というふうに伺っております。せんだって２月末あたりに、その会社が情報周知という形でお見えになっておりました。目的については今議員がおっしゃったとおりのところで、要するにコロナ禍における事業者の活発な事業運営の支援というところも目的とされているようであります。村としても、この件については早速大手の旅行会社、それから商工会あたりへのその周知をさせていただきました。県の宣言が２８日に消えた直後でありましたので、なかなか今のところその反応が鈍いのかというところがございますので、いずれにしろ今２千５百円という個人負担が出ると。８千円については県の補助と多額な額ではあるのですけれども、その２千５百円の自己負担が重荷になっているところも少し感じられるのかというところもありますので、そこについては今後、新年度に時期を見計らいながら、どれぐらいの自己負担を緩和させられるのか。全額負担するのかというところを含めて検討しながら、しっかりと対応できたらいいのかと思っております。いずれにしろ、その事業については市町村と契約を結びなさいというところがございますので、そこも今前向きに検討させていただいています。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　非常に重要な部分になると思いますので、しっかり検討していただきたいと要望します。

次に、③の主要施策について伺います。村長の答弁にもあるように公営住宅が中心に、これまで行われてきました。しかしまだまだ必要性はある中で、土地の確保、建設地の確保が難しいということもおっしゃっておりましたが、それについては同感です。ただ、これまでの公営住宅の入居者の大部分を大まかに見てみると、ほぼ村内移動が主になっている状況かというふうに感じています。喫緊の課題としている住宅問題については、村長の宅地分譲住宅政策を進めていく中で、次年度予算に調査委託費１百万円が計上されています。これについて具体的にどのように委託業務を進めていく考えなのか。また、その分譲に対する実施時期に対しても、今の考えは計画的にあるのか伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　宅地分譲の件であります。

まず調査費については、まずこの宅地分譲の今土地開発基金に５千万円、当初予算に計上し、提案をしているところであります。私のイメージとしては、１，０００坪ぐらいまとまった土地がないのかということを、今、念頭に置いています。それで当然幾つかの候補地を出して、そこが可能なのかどうなのかというものを、用地鑑定等を含めて、幾つかの候補地を、それを用地鑑定を入れて具体的に、要するにそこの地盤がどうなのかとか、そういった調査をやりたいと。その後にスケジュール的に言いますと、できたら早くやりたいというのは、これは総務省の補助事業があります。ちなみに令和３年度も調べてみますと、令和３年度の事業については４月にこの補助金の内示が出るということなので、恐らく毎年年度の事業は４月なんだろうと思っています。早めにその用地が決まれば、次年度の補助事業に申請をしたいと。この補助事業の内容については、分譲団地の場合は最低５団地以上です。この補助対象としてはいろいろあるんですが、当然用地購入は該当しません。用地はまた売買するので、その５団地に係る共有部分、例えば道路とか配水、給水、ちょっとした遊び場とか、１戸当たりの上限もあるようです。３７０万円ぐらいですかね、そういった補助事業があるので、もし令和３年度中で用地が確保のめどがついたら、次年度のその補助事業に申請をしたいということで、今、私の考えであります。以上でございます。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　土地の選定については非常に重要だと思いますので、しっかりした調査を願いたいと思います。ぜひ実現に向けて、村民の転出を極力食い止める施策。子育て世代が住居を本当に求められることができるように。それから村外から転入受入れが実現できるような仕組みづくりを期待します。

次に、子育て支援の中で給食費等免除事業が施策として盛り込まれています。答弁の中で実際必要数、児童生徒数、それと細かい金額等はちょっと明記できなかったのですが、トータルで約１千２百万円余りという答弁がありました。そこでその小中学校、まず給食費について、半額と提案している根拠。また将来的には全額免除まで考えているのか。そこをお伺いします。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　小中学校の給食費等の件なんですが、今回、私の政策として小中学校及びこども園の給食費を半額にすると。それからこども園のゼロ歳児から２歳児までの負担金も半額ということで、いわゆる財政全般的に見て、このぐらいだったらどうにか出せるんじゃないかという判断の下で次年度は半額といたしました。これは、今現在はコロナの臨時交付金を使って３月まで小中学校、それからこども園は今無償です。今月まで。それをすぐいきなり全額かというとかなり幅もあるので、そこは半額にしたいという私の方針になります。今後は全額免除もあるのかという話なんですが、今ここで断定はできませんが、私個人の一つの考えとして、今、子どもの医療費助成を国頭村はゼロ歳児から高校生までやっています。沖縄県が小学校の就学前まで助成して、小学校、中学校、高校までは村の独自の財源でやっています。それで沖縄県が令和４年度から小学校、中学校までその助成を拡充すると。これは方針が出ていますので、ではその小学校、中学校の分、村が今一般財源で負担している分が県に行くと、その財源が幾らなのか詳しいことを調べないとまだ分からないのですが、その財源を給食費に充てるのか、どれに充てるのか。子育て支援には充てたいと考えていますので、今後それを検討していきたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　政策実現に向けては、同時に財源確保は必然的なことだと認識します。しっかり財源と伴った取組を推進してほしいというふうに思います。

次④に移りたいと思いますが、財源について、本村の財源は財源不足の常態化している大きな要因の一つとして、公共施設の維持管理費が課題と前々から指摘しているところです。その公共施設等総合計画に基づいた計画を実施し、特に新規箱物整備については原則行わないということを明記されてきております。必要な施設は、もちろんいろんな調査根拠を含めて建設されると思います。この計画が平成２９年に作成された後に辺戸岬拠点施設、あるいは現在東部周遊拠点施設は進められている状況ですが、このことについては実際、様々な根拠を含めて現在進めている、進んできた状態があると思いますが、この計画を基にして考えたときに、今現在どのように考えているか。村長の所見を伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり今公共施設の管理等、それから修繕等がかなり多額の費用を要しています。今後さらにそれが増えていくものだろうと予測はされます。今後の公共施設については、私の中では、今箱物という計画はない。いわゆる先ほど言った宅地分譲と別に、今住宅が非常に不足していると。実はおとといですか、私のところに来て「国頭村で今５つの部屋を探しているけど、１つしか確保できない」と。アパートですね。「その４名はどうするの？」と言ったら、「名護市に行きます」と。仕事はここですよ。国頭だけど、部屋がないのでとそういう状況もあるので、そういた箱物と言えば箱物なのかもしれないけれども、そういった住宅対策は先ほどの宅地分譲も含めて、それはしっかりやっていきたいと思っています。それ以外の箱物という施設については、今のところ私の予定では計画はないと。必要な部分については当然学校関係、教育関係、それはやっていくんですが。ということで、これまで造った辺戸岬等を含めて、今コロナで非常に厳しい状況ではあるんですが、世界自然遺産の登録を見据えて、しっかり造ったものは活用できるように指定管理者、それと地域としっかりと連携していきたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　先ほど答弁があるように、喫緊の課題解決から重視してほしいと要望します。あえて言えば、黒ニンニクの施設も同様だと思っています。後へは戻れません。どうすればいいかをしっかり考えましょう。しっかりとした調査、計画を検証し、身の丈に合った形で見極めることが今後は求められると思います。

また、この計画に示されているとおり維持管理に関する施設の廃止、あるいは統合、複合化、民営化など優先順位が位置づけられています。計画策定に基づいた実行を強く要望します。本村の標準財政規模は約３０億円としている中で、次年度も既に２倍を超える予算額が提示されています。ここ数年、ほとんどそういう状況が続いていく中で、今後しっかり中長期的な財政の運営については計画を立てる必要があるかと思います。その財政の健全化をどのように目標設定していけばいいのか。村長の所見を伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えをいたします。

今議員がおっしゃるとおり非常に厳しい財政状況が毎年続いております。非常に自主財源が低いということです。それで起債と公債費で特に賄っている部分が多々あります。それと昨年の国勢調査で人口が減った分で、地方交付税も約１億円ぐらいの減になる見込みであります。そういった状況の中で、今後は優先順位、より選択と集中、何が必要なのか。今までマンネリ化していて、ずっと続けているものは本当に効果を検証し、止めるべきものは止めるといったことが必要ではないかと思っています。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　３番　渡口直樹議員　そのことを踏まえて、次年度策定される国頭村第５次総合計画にも反映されていくと思いますので、しっかりと検証していただきたいと思います。

次に⑤に移りたいと思いますが、経済課と企画商工観光課に同じ質問で答弁いただきたいと思いますが、範囲が大きくて漠然とする答弁になると思いますけれども、今年度コロナ禍において各課で、現場でどのような課題、影響が見えてきたのか。その点について、両課から答弁をいただきたいと思います。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　今課長がいないというか、兼任させていただいていますので、私のほうで答弁させていただきたいと思います。

まずコロナ禍の影響で、先ほどの村長の答弁と重複があるかと思いますけれども、企画で担当していただいているイベント等についてはほぼ中止という形になって、村民へのそういった参加を含めて、せっかくのイベントの中での村民との会話、コミュニケーションが図られなかったというのは少し残念なのかというところであります。その中で様々な御意見をいただきながら観光振興に含めるというところもございましたので、そういったところが少し残念だったと思っておりますが、昨今のそのリモート化による地方への移住というところの中ではリモートワークだとか、テレワークだとか、あるいはワーケーション型というのが注目されておりますので、この辺のところを施政方針でも村長のほうから述べていただきましたけれども、都会から地方へ人の流れを移すというところを含めて、そこも踏まえての移住定住の施策につながればいいのかというところは感じさせていただいております。なおかつ、今後世界自然遺産を見据えた取組の中では、しっかりと感染予防対策を含めての観光というところもしっかり考えていけたらと思っております。昨年来、公共宿泊施設というのが、多々その経営的なものも観光の影響というのが、各事業者への影響も交えているのかというところもございますので、しっかりこの辺のところも支援策を打ち出しながらやれたらというふうに思っております。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　では経済課としましては、一次産業を担っております。渡口議員からもありましたように、コロナ禍でいろいろなイベント等も開催できなかったということでありますが、コロナ禍のあたりはいろいろなイベントの開催方法もあるんじゃないかと。村長からもありましたように、そういうイベント等を開催できなかったことはあるんですけど、経済課としましても今年１月に予定していました国頭村産業まつり、こちらも中止となりました。その中で、やはり地元特産品の一番ＰＲする場であるということで、しかも今県外、鳥取県岩美町、あと茨城県境町、あと与論町等、産業交流等も行いながら盛り上げてはいたんですが、今年もそれを期待していたんですけど、それが中止でできなかったということで、どうにかなかなか普段食されない、そういう県外の特産品をどうにかいただいていただきたいということで、まず２月の初旬頃に役場庁内で岩美町の海産物等を賞味するという募集いただいたところ、ここで約３０万円ほどの売上に貢献できたということと、またそれをさらに広げるということで道の駅ゆいゆい国頭で２月末から３月末まで産業交流。また茨城県境町からは特産品である干し芋、そういうのをゆいゆい国頭で商品として置きながら、そういう県外のものも産業交流を行っているところでございます。一番コロナで影響を受けたというのは、とにかくこれは国頭村だけではなくて日本国内、世界を含めてなんですけど、これはコロナ禍、このワクチン接種が始まって収束を願うことしかないんですけど、それに向けた一次産業の振興ということで、しっかりと農業基盤、生産基盤を、これまでコロナでいろいろな策は講じてきたんですけれども、さらにまたそういう農林漁業者の意欲を削がないような形で、今後役場としましても可能な限りを支援を行っていき

たいと考えております。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　本村のやんばる地域はウイルス感染防止を徹底した取組の上で、大いに活性化につながるチャンスもあると感じています。ぜひ逆転の発想でチャンスに変えましょう。

次、⑥に移ります。ＩＣＴ教育へ向けて児童生徒へのタブレットの整備状況はどうなっているのか。また、それに伴った運用開始時期について確認を取ります。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　質問にお答えします。

タブレットにつきましては、小中学生に対して３８２台を発注しております。当初１２月末には納品する予定でございましたが、やはり全国的にＧＩＧＡスクール構想の端末の生産というのが間に合わず、そして今回コロナ禍の流通の停滞もありまして、やっと今月の１３、１４日、明日、明後日に各学校に配付する予定でございます。運用につきましては、当初１２月に来ることを予定しておりましたので、１月に各学校の教職員の担当者をお呼びして、これからの運用についての取扱いを説明してきておりますが、実際の使用については新学期、４月に入ってからの利用になるのかと考えております。それで先生だけではなくて保護者、生徒にもその使い方、運用については、これから日程を決めて説明していきたいと考えております。以上です。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　予定より大分遅れてきているということですけれども、事前に少し取扱いについても新年度を迎える前にできるのかというふうにも思っていたんですが、新年度のスタートになるということで、使用する際に想定される課題もあるのか。また、それに伴って支援策をどのように取っていくのか。それと以前に世帯に対するＷｉ－Ｆｉ設置状況だったかな、アンケートを行って９５％が整備されていると。非常に高い率だと思っています。しかし５％は未整備の自宅があるということですが、そこに対してもどのような対応を取っていく考えがあるか伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮里　光　教育課長。

○　**宮里　光　教育課長**　では質問にお答えします。

タブレット導入に伴って、使用についてはやはり保管場所というのを決めておきたいと。それにおいては各学級の教室のほうに保管庫というのを準備しております。これは充電器と一緒に併用された形の保管庫となっておりますので、各教室に設置しております。そしてまた学校と家庭以外では使用しないということで、保護者からも承諾書を取りながら、もしタブレットを壊す可能性もありますが、それがないように先ほど話した説明と承諾も取りながら行っていくということで考えております。それと、やはり家庭で使う場合は学校長に使用について報告しながら、例えば教職員のほうから宿題を出して、家庭に持ち帰ってタブレットで宿題をするとか。それとか、また実際校外学習でタブレットを使った学習とかで、使っていこうという考えであります。

また、以前アンケート調査ということで各家庭においてのＷｉ－Ｆｉの整備につきまして調査したところ、お話があったとおり約５％まだ整備がされていないということで、小中学校の人数に対して約２０名ほどですか、そういう環境ではないということがありましたので、同じくこのＧＩＧＡスクール構想の一環として、各公民館においてＷｉ－Ｆｉの整備も着々と進んで、今月いっぱいでは整備が終わる予定でございますが、その中で各公民館において、今自宅で整備されていない児童生徒については公民館を利用したリモート授業、

もしくは学習を行う予定で考えております。以上です。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　私の質問の趣旨がちょっと間違っていたと思います。すみません。コロナ禍において、文言が足りなかったです。万が一、休校とかになった場合、どういうふうに対応するかということを質問したかったんですが、大変失礼しました。１点、教育長に伺いたいと思いますが、ＩＣＴ教育、それから今後、施政方針に書いているようにＳｏｃｉｅｔｙ５．０、横文字が出て難しいですね。の取組が教育の中で重要になってくると思います。そこで本村が学びの共同体としている、それに基づいた教育の中で、これからのそのＩＣＴ教育やＳｏｃｉｅｔｙ５．０の教育との整合性を取った形で、どのように進めていくべきなのか。また、そういう社会に進んでいく中で、本村が求める教育で重要だと教育長が認識している面があったら伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　園原　實　教育長。

○　**園原　實　教育長**　渡口議員のご質問にお答えします。

先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、基本的にこのＧＩＧＡスクール構想と本村の学びの共同体と、どのように関連性を持たせるかという御質問の内容と思います。まず初めに、このＧＩＧＡスクール構想の内容についてちょっと確認したいと思います。これまで本来学校においては一斉授業といって、教師のほうから一方的に授業をするという展開が基本とされているところがあります。本村においては、一斉授業というよりは子ども同士で互いに学び合って、友だちの意見を聞きながらお互いの学習を高めていくという内容になっております。そのＧＩＧＡスクール構想においてタブレットの活用ということは、例えばこれまでの一斉授業という内容の殻を破って、教師が児童生徒一人一人の学習内容を把握できる。そして子どもが自分に合った、つまり学習内容は一緒であるけど、解ける問題の難度とかそういうものに個々に応じた対応ができる。ということは子どもに応じた、個々に応じた学習内容が展開できるという。それと一緒に、教師は子どもの学習内容は、みんな問題が違っているんだけども、教室と子どもが双方向で対応しているわけです。例えば例を挙げると、算数などの内容においてちょっと難しい問題が展開される。よく問題を解ける子と、またなかなか前に進めない子どもがおりますので、その個々の子どものスピードに合わせた学習内容を一斉にできるということです。そしてまたタブレットで、このＧＩＧＡスクールでいいところは、子ども同士の双方向の意見、つまり情報の共有ができるということです。ですから会話ということではなくて情報、つまり自分の意見をこのタブレットを通して相手に伝えていくという、一人一人の能力に応じた個別の学習、そしてお互い情報を共有すると。ですので、このＧＩＧＡスクール構想によって学びの共同体がさらに充実していくというふうに私は考えております。家庭に持ち帰るということになりますけれども、情報というのはタブレット自体には保存されていなくて、そのデータをネットを通して、そこから呼び出して自分の学習を進めていくということになります。そのことで今日学習したことを、それを呼び込んで振り返ることができる。そしてそれに対して、また先生のほうに解いたものを送信することもできるということで、家庭においても学びの連続というか、継続できるという、そういうことでやはり疑問に思ったことを即ネットを通してお互い情報を共有できるということで、学びの共同体という理念がさらに加速されるのではないかというふうに考えております。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　これまでは学び合う、要は肌で感じながら子どもたちが一緒に学び合うというような状況だったというふうにも認識します。教育長がおっしゃるようにＩＣＴなどを活用することによって、

その人間性も同時に忘れず高めていきながら、より高い教育環境を目指してほしいと思います。これについては世界がどんどん変化し、物すごいスピードで進んでいます。我々大人も、行政も、議会もそうですけれども、子どもたちに遅れないようにしっかり学んでいきたいと思います。

最後です。すみません、長くなりました。最後ですが、これまで世界自然遺産登録へ向けては様々な対策、推進に関わって取組がなされてきたと思います。施政方針にもあるように、その価値を後世につなぐための具体策。また、機運を高め地域活性化に向けた振興推進策を改めて伺いたいと思います。

○　金城利光　議長　田邊依里子　世界自然遺産推進室長。

○　田邊依里子　世界自然遺産推進室長　村長からの答弁もあったとおり三度目の正直、私が着任してからというもの、ＩＵＣＮからの延期勧告から始まり、新型コロナウイルスというのを乗り越えての世界自然遺産登録が今年の夏頃に確実になるんだと信じて、我々としては本来であれば遺産登録後、必要であったであろう、あるいはもしくは前後もちろん必要であったであろう施策を着実に進めてきたと思っております。もちろん希少種の対策、もしくは外来種の対策ももちろんです。一方で、エコツーリズムの推進も図ってまいりました。その中で前回の議会において、公認ガイドの利用推進条例も策定できたと思っております。今後、この施策を引き続き継続していくこと、これが一番大事だと思っています。新たなことというよりは、今まで着実に進めてきたことを継続的にしていく。一方で世界遺産登録ということで、地元が誇りを持つという意味では機運醸成を、三度目の正直でもありますので一気に高めていくということも重要だと思っておりますので、令和３年度におきましては着実に進めていくとともに、世界遺産登録で今後加速していくべき、我々だけではなくて役場全体が加速していくべき施策を着実に進めていくことが重要だと思っています。

○　金城利光　議長　３番　渡口直樹議員。

○　３番　渡口直樹議員　三度目の正直です。今回の登録に向けて、確実なものになると確信していますとの答弁でした。大いに期待します。

１点、最後に提案ですが、以前に「やんばるふんばる」のポスターが制作されています。約１０年たっています。やんばるの森を守り活かす連絡協議会が出品して、平成２１年、平成２２年の連続で全国観光ポスター受賞をしています。皆さんも見られたポスターですね。ふんばるの文字が半分から切れている、非常に独特なポスターです。詳しい内容まではしっかり聞いていませんが、なぜ半分切れているかということを、まだまだ半分頑張りが足りないんだよと。踏ん張りが足りないんだと。まだ半分しかできていないんだよというようなイメージを聞いたような記憶があります。それに向けて、もし世界自然遺産に登録がかなった場合、そのふんばるの文字が少し出て、また新たな続きのストーリーができたらというふうに個人的に思います。なぜかというと、第４次国頭村総合計画の裏紙に全部印刷されているんですが、次年度その５次計画が策定されます。その暁には、その文字が少しでも出て、本村が前に進んでいるというような新たなストーリーができればいいかというふうに個人的に思っていますので、ぜひ検討もいただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染拡大に厳しい状況の中で、コロナ対策や多種多様化する様々な課題には真摯に取り組み、次年度施策については今だからできること、村民が安心して暮らせる柔軟な発想、行動を職員一丸となり取組をすることを期待します。以上です。もう終わります。

○　金城利光　議長　これで３番　渡口直樹議員の一般質問を終わります。

次に、７番　宮城　誠議員の一般質問を許可します。７番　宮城　誠議員。

〔７番　宮城　誠議員登壇〕

○　７番　宮城　誠議員　通告に沿って、質問をさせていただきます。

１番目に国頭村民俗資料館建設について、２番目に黒ニンニク事業の将来展望についてを質問させていただきます。１番目の民俗資料館建設については、今まで幾度となく民俗資料館建設についての質問をしてきました。今回は、ぜひ満足のいく答弁がいただけるよう期待をし、質問に移りたいと思います。

民俗資料館建設については、平成２５年３月議会の答弁で建設計画はないが、村が有している資料のみだけでは心もとないため、今後資料を収集し将来的には考古、民俗、自然を網羅した総合的資料館を建設し、国頭村の文化の発信拠点としたい、との答弁でありました。

総合的民俗資料館は、先人たちの偉大な功績や、生活様式、生活用品、写真などを展示し、資料館に訪れる人々に村の歴史、文化、自然概要を説明し、観光、誘客スポットとしての機能も果たし、また子どもたちの学習の場として大変重要だと思い質問します。

①現在建設計画があるか伺います。

②現在収集した資料等はどのような場所で保管されているか伺います。

③資料館建設資金の積立てはできないのか。

④資料提供を村民に協力願いができないか。

⑤前建設課の庁舎を利用し、収集した資料の保管ができないか伺います。

２番目の黒ニンニクについてですけれども、黒ニンニク事業については、平成２９年度から令和元年度までの３年間の継続事業として、商品開発、遊休地の解消、雇用創出などを目的に、事業が展開されたがうまくいかず、令和２年からニンニク販売実績のある事業者が、自前の熟成機械を持ち込み新規加工事業者として事業を行っている。現在、村内７農家がニンニク生産をしているが、他の農家からも生産したいとの要望がある。しかし、種ニンニクの値段のことや、ニンニク保管倉庫の確保、品種についての不安等があり、農家が安心して生産できる手だてができないか伺います。

必要に応じて、質問席より質問をさせていただきます。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　宮城　誠議員の一般質問にお答えをいたします。

質問１の国頭村民俗資料館建設についての①現在建設計画はあるかについてであります。

国頭村民俗資料館の建設については、平成２８年度に国頭村歴史民俗資料館整備の素案を作成し、平成３０年度には寄贈資料の受入れの収蔵場所を増やすため、総合体育館の２階に収蔵場所を整備しております。また発掘調査による考古学的遺物の収集やシヌグ、豊年祭等民俗行事の映像撮影による記録を継続して行っております。

現在、民族資料館建設の根幹である基本構想、基本計画の策定には至っておりませんが、建設費用等の捻出を踏まえ関係機関と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

質問②現在収集した資料等はどのような場所で保管されているかについてであります。

収集した民具等の民俗資料や鳥獣の剝製等については、国頭村観光物産センター内で展示されております。また発掘調査等で得られた土器や貝殻などの考古学資料は辺土名小学校の空き教室を利用したミニ博物館、総合体育館収蔵スペース等に保管をされております。

③資料館建設資金の積立てを行えないのかについてであります。

現在は、施設整備計画が進んでいないため、建設費積立基金は考えておりません。

次、④資料提供を村民にお願いができないかについてであります。

令和元年度において地域に残る文化財等を有形無形問わず、関係資料や情報提供のチラシを作成し、区長会を通して周知しているところであります。

現在、少しずつではありますが資料提供もあり、これからも貴重な文化財資料の収集に努めてまいります。

⑤前建設課の庁舎を利用し、収集した資料の保管ができないかについてであります。

現在、前役場第二庁舎は、各課の永年資料等保管倉庫として利用をしているため、収集した文化財資料の保管はできない状況にあります。

質問の２　黒ニンニク事業の将来展望についてであります。

黒ニンニク生産に向けて、現在７農家が栽培をしております。次期作からニンニク栽培をしてみたいと意欲を示される農家もいらっしゃいます。

今年度は、ニンニク栽培農家及び次期作にニンニクの栽培を検討している農家で、ニンニク栽培が盛んな伊江島に視察をしております。そこで、ニンニク栽培方法、種ニンニクの保管方法等について学んできています。

種ニンニクの購入には費用がかかること、次期作のために種ニンニクの保管が大切なことは認識をしています。次期作に向けて農家自身で種ニンニクをしっかり確保し、保管をしていただきたいと考えています。以上でございます。

○　金城利光　議長　７番　宮城　誠議員。

○　７番　宮城　誠議員　今まで四度ほど一般質問を行ったように覚えておりますけれども、今回も計画がないということで大変残念に思っております。私たちを取り巻く周辺の市町村、その中で大宜味村と国頭村が、今、民俗資料館がない状態であります。私はよく東村の川田のほうにある資料館へ何度か足を運んでおりますけれども、そこに写真の展示がよくされております。その写真の展示が、知っている方の写真が展示されていたんですけれども、次行ったときはなかったものですから、「前に展示されていた写真はどうしたんですか」と聞いたら、「資料が相当数あるので定期的に変えている」と、そういうふうに職員はおっしゃっていました。私たち国頭村もそういったことからすると、もう東村をはるかに超えるぐらいのいろんな展示物があると思います。何か年前ですか、もう十か年ぐらい前ですかね。安波と安田の発掘調査がありましたけれども、そのときに１，７００点の土器のかけらが見つかっております。そういったことからすると、私たち国頭村で義本王のお墓の調査でＤＮＡ鑑定もやったということをお伺いしておりますけれども、その結果などはどうなっているか、ちょっとお伺いします。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　議員の質問にお答えします。

この採取をしました土器については、辺土名小学校のほうにあるミニ博物館のほうに、手入れして保管しているところでございます。

○　金城利光　議長　７番　宮城　誠議員。

○　７番　宮城　誠議員　確かに辺土名小学校に保管されている、あの石斧とかそういうのが保管されているのを私も２回ほど、前の校長先生にもお願いして見に行ったことがあります。何かしら、私の感じとしてはあまり大事に保管されていないんじゃないかなというイメージを受けたんですけれども、やっぱりこういう遺跡物、展示物というのは特に人通りがあるところでやったらいいのかなということで、私は今回の５番目の建設課の庁舎を利用してできないかということ。これは辺土名の今の通り会のにぎわい事業、その一つとして、例えば辺土名の共同店だった跡、ひかり医院の跡ですね。あの辺を辺土名区としては解体して、更

地にしたいというふうな声を聞いております。そういった場所を、少々狭いんですけれども、何か考慮して活用することは考えていないのか、お伺いします。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり辺土名大通り会を盛り上げるためには、やはりそういった通りを利用して、また空いている施設を利用しながら、特に村民に展示しながら、過去の遺物等をみていただくだけでも、本当に大事な文化の大事なところだと感じております。ただ、やはり今現在、いろんな土器とか遺物等を収集しながらの中で、まず場所はどこがいいのかというところがまだはっきりと決まっておらず、またどのぐらいの量があって、そして先ほど東村の話も出ましたが、そういったいろんなテーマに沿った形での展示というのでしょうか。そういったのも、どういった区分で、どういった形でやっていくかというのもまだ決まっていない状況でもあります。私たちとしても、文化財担当の職員がございますので、今後の計画を調整しながら、財政とまた調整できたらなと考えております。

○　金城利光　議長　暫時休憩いたします。（午前１１時４０分）

再開いたします。（午前１１時４５分）

７番　宮城　誠議員。

○　７番　宮城　誠議員　やっぱり今回も私が期待した答弁はもらえなかったんですけれども、しっかりと今収集した資料、それから贈呈いただいた資料とか、各集落に区長を通じて、先ほど村長からも収集していきたいということでチラシを配っているという話でしたけれども、ぜひこれはもう一生懸命になって、私はまた次、一般質問をしますので、それまでにしっかりした返事をいただきたいというふうに思っております。

では次に黒ニンニクの関係に移りますけれども、７農家。今までのニンニク栽培で大きな違いが１つあります。１つは、まず前回は堆肥だけでニンニクを作ろうと。これは確かにオーガニックで、いい栽培方法ではあるんですけれども、ただ、このニンニクを成長させたいという時期。例えば１月、２月にぱっと成長させたいとか、１２月に少しずつ、追肥しておって成長期に備えるとか、そういうことをやるのは化学肥料を使うというのもあるんです、やっぱり。だから私もそういう農家の苦しみを自分でも体験しようということで、今作っております。そして先週水曜日に、伊江島の大城さん、彼は沖縄でも第一人者です。彼のところに足を運んで、また勉強してきました。そして「やはり一番大事なのは、宮城さん。種ニンニクの保管ですよ」と。種ニンニクの保管をしっかりして、この種ニンニクにはネギコガという虫がつくんです。どんなにネットを張っておいてもつきます。これは相当細かいものですから、ついて、農家が植付けをしようとしたときに形は見えるんだが、指で押さえたらスカスカです。そういうものを非常に彼は懸念しておりました。まずニンニクづくりは種をしっかりしたものを作るということで、そして前回はキロ１千円でニンニク農家は買いましたけれども、ニンニク農家が１キロ業者に販売するときは、一番いいもので７百円と聞いております。そうであれば、３百円も損するような感じですよね。そういったことは十分考慮して、例えばそうであればお互いの、国頭村で作った今回のニンニク、全部１千円で種ニンニクとして一応出していくと。そして国頭村農家のこれからニンニクを作る農家に、この自分たちで作った地元産の種を使わせてもらうためには、個人での保管はできないと思います。やはり３か月、４か月間、冷房の聞いた部屋で保管してもらって、この黒ニンニク事業というのは、私は１か年、２か年の勝負じゃないと思います。５か年を見据えてしっかりと、今まで私はいろんな事業をした中で、どうにか一つ一つ成功させていくような気持ちじゃないといけないと思います。経済課長、よろしくお願いします。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　宮城議員から先ほどありましたけど、これは平成２９年度でしたか、３か年ぐらいですよね。この地方創生事業で黒ニンニク事業を実施してまいりました。当初は、確かに言われるように完全無農薬とかそういう形の考え方でありましたけれども、実質これを進めていくにつれて、実際当初の植付けから、それはやはり堆肥だけでは厳しいと。化学肥料も必要ということで、あと消毒も必要ということで、当初からそういうような栽培で行っております。それはほかの議員も知っていると思います。だからそれは現在も違いはありません。当初はそういう先進地ということで、宮崎県のほうのニンニク農家の視察で栽培指針等、それを習いながら、農家も勉強会を行いながら、それに沿って作付、収穫等を行ってまいりました。やはり本土と沖縄の気候等の違いもありまして、あと初年度ということでなかなかそういう栽培技術が確立されていないということもありまして、収量の形もなかなか一定のものができなかったと。２年目に関しては、また沖縄のこの気候とより近い環境ということで鹿児島県の沖永良部島、そちらのほうにまた農家と視察研修を行って、より国頭村の土壌に合ったような形の栽培指針等も受けながら、それも一緒ですから、全く同じように消毒は絶対必要ですし、堆肥、化学肥料も必要です。これは全て同じような形です。同じような形で栽培を行っております。やはり農家によっても、栽培指導等や勉強会も行っておりますけれども、ニンニク栽培の場合は水を大分嫌います。水はけが悪いところとか、まずその畑を選定する場合にそういう農地の選定からも始まりますので、多分農家によってはまちまちで、やはり水腐れしたりとか、病気じゃなくて。もちろん追肥も必要ですし、またそういう追肥のタイミングとか、遅れて追肥すると球根が割れるとか、分けつとかいろんな症状が出てきます。そういう農家によっていろいろな症状で、収穫が多い農家、少ない農家、形が小さい、大きい、様々でした。そういう形でまた２年目の収穫を終えて、３年目に関しても同様な形でなかなか収量が上がらないということで、やはり土壌、それなりの肥料等も入れてはいるんですけど、やはりこの黒ニンニクの大きさまで持っていくというのがなかなか厳しいと。通常のニンニクであれば生の食用がほぼですので、ある程度の形、一定になればもう食用に行けるというのがあるんですけど、しかも種ニンニクで保管して生ニンニクとして、食用として残すのも、そんなにまで難しいことではないと思います。ただ黒ニンニクに持っていくためには、ある程度の規格とか形とかがありますので、そのサイズまで持っていくというのがなかなか農家としても厳しいと。しかもこのニンニクに専業してという農家が少なくて、ほかの作物も作りながら従事しているということもありまして、なかなかそこまでの品質ができなかったと。今年度につきましては伊江島、宮城議員がこの大城さんをよく知っているということで、そういう話もありまして、前年からそういう話も伊江島にはそういうニンニク栽培の有名な方がいるということで、一応今年度計画して農家、あと時期、ニンニク希望。４名ほど、今希望している方はいます。うち１名は検討中なんですけど、という方も連れて研修を行っております。その中でまた沖永良部と違うこともありまして、伊江島は追肥はやっていないと。マルチもやっていないとかですね。やっぱりいろいろ栽培の方法が違いますけど、よりここの土壌に合った形、気候に合った形ということで、今年度それに近いような形で栽培していただいておりますけれども、今の作付状況を見ますと、例年よりすごいいい状態でニンニクが育っています。収量は、これからの気候もありますけど、大雨がずっと続くとか、去年の４０日間、そういうのもありますので、そういうことがなければ、一番収量が期待できると思います。乾燥機に関しましては、やはりほかの農家との公平性もありますのでそこも含めて、予算的なものもありますので検討させていただきたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　７番　宮城　誠議員。

○　７番　宮城　誠議員　最後になりますけれども、質問は終わりなんですけれども、今度２期８か年の要職を退職される園原教育長に思いと、将来の教育行政について思いがあればお伺いして質問を終わります。

○　金城利光　議長　園原　實　教育長。

○　園原　實　教育長　突然のことでちょっとびっくりしていますけど、私が教育長に就任したのは平成２６年４月１日でございます。それまで教職員として３４か年勤務して、今回退任ということで、教育長職としては７か年勤務しているところであります。私は行政の経験はなくて、ずっと学校の教育現場で勤務した経験でありまして、行政の役割とか、その大変さというのを本当に私は理解しておりませんでした。議会のことについてもちょっと認識不足で、議員の皆さんが村のためにこれだけ議論を尽くして、行政執行部と話し合っているということが、この７か年の体験を通して、本当に学ぶことが多かったです。私の、もし教職で終わっていたら、国頭村の理解度はやっぱり小さかったのではないかと思います。この職を通して国頭村のことを学び、そして村民のことも理解し、議会が果たしている役割も理解しました。そして国頭村役場職員が本当に血眼になって職員が働いていると。見ていると、教育長という職を通して見ているんですけど、職員がこれだけこんなに働くのかと。村民のために、生活と福祉、その支えになっているということに対して、とても感謝でいっぱいです。ですからこの７か年間こういう場をいただいて、村民に対して、そして議員、そして執行部の皆さんに対して、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○　金城利光　議長　これで７番　宮城　誠議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩します。（午前１１時５７分）

再開します。（午後　１時３０分）

次に、１番　山川安雄議員の一般質問を許可します。１番　山川安雄議員。

〔１番　山川安雄議員登壇〕

○　１番　山川安雄議員　通告に従い、一般質問を始めます。

１、国頭村人口ビジョン。

国頭村人口ビジョン・総合戦略が２０１６年３月に出ており、現在第２期の作成が進んでいると認識している。１７ページに、この総合戦略の国頭村における基本的な考え方は「まち・ひと・しごと　好循環の確立」が基本視点だと明記されている。①で人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる。という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥ることに危機感を持ち、②で新たな「ひと」の流れを生み、その流れは「まち」に活力を取り戻し、村民一人一人が安心して暮らし、子どもを産み、育てられる地域社会の創生につながっていく好循環の考え方が必要だと明文化されている。

国頭村人口は、２００５年５，５４６人、２０２１年１月末で４，６１４人、１６年で１６．８％の減である。そこで、最近の村民の声、横断的な視点から人口ビジョン・総合戦略について質問する。第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略作製過程も踏まえ答弁を求めたい。

１　基本目標１　国頭村にしかない自然資源を活かした仕事をつくるについて。

（１－１）一次産業の振興によるしごとづくりにおいて丸ポツで６項目を挙げている。

数値目標達成値でなく「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で５年間のアクションを振り返って、特に「・基幹産業である農林漁業の振興と特産品のプロモーション強化」「・後継者の育成と確保の仕組みづくり」はどのような課題があり、好循環の確立には何が必要と考えるか。

（１－２）商工業の振興は丸ポツで７項目ある。

数値目標達成値でなく、東部地域拠点施設の新しい動き、ＷＩＴＨコロナなどを通じて「まち・ひと・し

ごと　好循環の確立」の視点で５年間のアクションを振り返って、特に「６次産業化プログラムの策定とプロデュース」「商工業と一次産業が連携した特産品開発」、ほかにどのような課題があり、どのように形なら好循環の確立につながると考えるか。

（１－３）やんばるの資源を活かした観光産業の振興では丸ポツで６項目ある。

ガイド条例が制定された。星空観光、観光施設の受入れ環境整備、Ｗｉ－Ｆｉ環境、電子決済化などが整いつつある。「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で最近のアクションを振り返って、特に「・一次産業と連携した体験・滞在型観光の推進」「・宿泊施設の誘致による受入れ環境の整備」どのような課題があり、どのような形なら好循環の確立につながると考えるか。

２　基本目標２　移住者と交流人口の増加による活力づくりについて。

（２－１）移住・定住支援事業の実施において丸ポツで６項目を挙げている。

数値目標達成値でなく「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で５年間のアクションを振り返って、特に「・定住化プログラムの策定」にどのような課題があり、好循環の確立には何が必要と考えるか。

（２－２）観光の振興による交流人口の増加では丸ポツで６項目ある。

「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で最近のアクションを振り返って、特に「・世界自然遺産登録を見据えた地域のブランド力の強化」「・地域の共同売店等を活用した交流機会の創出」にどのような課題・評価があり、どのような形なら好循環の確立につながると考えるか。

３　基本目標３　若者が夢をかなえ、いきいきと活躍できるむらづくりについて。

（３－１）平成３１年１月に立ち上げた「国頭村若者未来応援ネットワーク会議」はどのような位置づけで、取り組んでいるか伺う。また夢を持っている様々な分野の若者チームが自分たちをＰＤＣＡサイクルで深める深化、進める進化する仕組みは現在あるか。

（３－２）結婚を希望する若い世代の応援プロジェクトで丸ポツで２項目ある。

「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で最近のアクションを振り返って、特にどのような課題・評価があり、どのような形なら好循環の確立につながると考えるか。

（３－３）若い世代の経済的安定性の支援は丸ポツで６項目ある。

数値目標達成値だけでなく「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で５年間のアクションを振り返って、特にどのような課題・評価があり、新しく取り組むものは何が必要と考えるか。また、働きたい保護者で預けることができない待機児童問題をこの項目で取り上げたいが、好循環させるにはどう考えるか。

４　基本目標４　豊かで安心安全なくらしを営むむらをつくるについて。

（４－１）教育環境の向上と機会の創出は丸ポツで６項目ある。

「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で５年間のアクションを振り返って、特に「・情報通信技術を活用した遠隔事業の実施」にどのような課題があり、好循環の確立には何が必要と考えるか。

２年ほど前から沖縄県社会教育課の考え方は、まさにこの「人口ビジョン・総合戦略」の考え方であり、先日も教育委員会において研修会があったと聞いた。この視点から国頭村の好循環の確立にどう向き合うか。

（４－２）ふるさと納税制度のＰＲと、実施体制の強化。

数値目標達成値でなく「まち・ひと・しごと　好循環の確立」の視点で最近のアクションを振り返って、特にどのような課題・評価があり、どのような形なら好循環の確立につながると考えるか。

以上です。質問席から再質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　山川安雄議員の一般質問にお答えをいたします。

国頭村人ロビジョンの基本目標１　国頭村にしかない自然資源を活かした仕事をつくるについての１－１一次産業の振興によるしごとづくりについてであります。

基幹産業である農林漁業の振興と特産品のプロモーション強化につきましては、農業においては、県内で実施する農産物フェアや鳥取県岩美町、茨城県境町との物産交流やふるさと納税への出品などのプロモーションを実施しております。また、漁業においては、シャーベットアイスを活用した高品質鮮魚や活魚について「やんばるイーユ」として県内スーパー及び海外向けに販売を行っております。しかしながら多くの農林水産物は、国頭村産としてではなく、沖縄県産として流通していることから、まだ差別化・ブランド化ができていない状況となります。一次産品を活用し、付加価値の高い加工及び販売を一体的に推進し、特産品化や観光産業との連携する仕組みを確立する必要があります。村外から新規就業者を呼び込み、好循環の確立には、住む場所等の住居環境及び安定的な収入が確保できる環境整備が必要と考えております。

後継者の育成と確保の仕組みづくりにつきましては、国等の支援事業を活用し後継者の育成と確保に取り組んでおります。

課題の一つとして、村在住者から後継者や新規就業者の確保は限られることが挙げられます。

１－２　商工業の振興についてであります。

一次産業の政策を一体的に展開し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組として６次産業化が推進されています。

生産段階において、農林水産物（加工品原材料を含む）をいかに安定的に確保するか、加工段階での技術・ノウハウをいかに修得するか、販売段階での新たな販路をいかに開拓・確保するか６次化に向けて具体的な取組が課題であります。

商工業と一次産業の好循環を生み出すためには、農林水産の従事者をはじめ関連団体の組織や企業を入れた組織体制の構築は必須であると考え、このため東部周遊施設の整備を機に６次産業化に向けた取組を推進してまいります。

１－３　やんばるの自然を活かした観光産業の振興についてであります。

一次産業と体験滞在型観光では、修学旅行の受入れや民泊事業を展開し、地域行事や祭りごとなどの体験学習の要素を含むコンテンツがあります。農業体験は農家の高齢化や担い手不足により農業に触れ合う機会が減り課題となっております。

本格的な滞在交流型観光の推進に当たっては、一次産業の素材の活用や、新たな素材の掘り起こしとして、星空ツーリズム、マリンツーリズム、ワーケーション等の受入れ環境整備が体験型観光の施策の一つとして推進していきたいと考えております。

滞在型観光を推進する一方で、本村の宿泊施設の多くは小規模宿泊施設であり、観光客の需要やニーズに応じた宿泊施設は不足していることが現状と考えます。

本年、世界自然遺産の登録を機に、より多くの観光消費が見込まれる宿泊旅行者を確実に取り込み、「観光の６次産業化」を実現するためには、宿泊施設の不足解消は喫緊の課題と認識をしております。

これらの観光を支える充実した民間宿泊施設の誘致及び受入れ環境の整備が「まち、人、しごと」の好循環の確立につながると考えております。

次、質問２の基本目標２　移住者と交流人口の増加による活力づくりについての２－１　移住・定住支援

事業の実施についてであります。

定住化のプログラムとして、地方への人の流れを創出するため、村外から移住を希望する者への移住体験施設への入居、県外から地域おこし協力隊の受入れのほか、空家の改修、定住住宅の整備を実施しました。

第１期の総合戦略の展開した施策では一定程度の成果を見ていますが、大きな人口増加には至っていませんが、移住や定住を考えている人の“住まい”と“仕事”の循環が最も重要と考え、引き続き移住・定住施策を継続し、緩やかな人口増加を目指し取り組むことが重要と考えております。

２－２　観光の振興による交流人口の増加についてであります。

世界自然遺産の登録は地域住民または観光客にとって、観光資源に新たな意味を与え、観光地としてのブランド力を大幅に高める効果をもたらすと考えております。

本村の自然資源は世界自然遺産の候補地として世界的にも高い価値を持ち、多様な野生生物の生息地など、その自然保全の前提が課題にあることから、観光客や入域客を取り込んだ保全活動の施策と地域社会経済との循環が観光地のブランドとして形成されるものと考えております。

第１期総合戦略で示した「地域の共同売店を活用した交流機会の創出」は与那地区の地域団体を中心に、誘客を図った様々な交流が進められております。これらの「小さな拠点」による交流機会の創出のためには、各字が主体となった取組が重要になってくることから、引き続き地域づくりを促進していきます。

次、質問３の基本目標３　若者が夢をかなえ、いきいきと活躍できる村づくりについての３－１　国頭村若者未来応援ネットワーク会議についてであります。

沖縄県が深刻な子どもの貧困問題に直面している中、本村においても沖縄県同様の子どもの貧困問題が実在します。その貧困問題を少しでも減らし、村内に住む若者たちの未来が明るくなるような施策を、あらゆる分野において協力しながら一体的に取り組むことができないか、との考えから「国頭村若者未来応援ネットワーク会議」を平成３１年１月に開催しております。

初回は「子どもの貧困」をテーマとして、沖縄県子ども未来政策課長による講話を実施し、参加者は副村長、教育長を含め２４名でした。この会議は、貧困対策事業並びに子ども・子育て支援事業に位置づけて実施をしております。当初の計画では、会議を重ねる中で各課の事業の掘り起こしや連携方法を考えていく予定としておりましたが、第１回の会議以降日程調整が難しく、今年度に入っては新型コロナウイルス感染症の影響により第２回の会議開催に至っておりません。

子育て環境は、福祉や教育のみならず、将来的には多岐の分野にわたり関係が出てまいります。その中において最終的に貧困状態に陥らないために、今できること・今やるべきことを整理し、将来を担う国頭村の子ども・若者たちが健やかに成長し、未来に希望が持てるよう取り組んでまいります。

３－２　結婚を希望する若い世代の応援プロジェクトについてであります。

未婚化及び晩婚化が進む中、結婚を希望する独身男女への出会いの場を提供支援することにより、定住化の促進につなげる目的で、これまで１０回の美コンのイベントを開催してきました。

実績として、参加者総数２１６人、カップル２３組が成立をしましたが、その後の入籍までのアプローチが難しいことが課題となっております。

入籍までの実績が思わしくないことや、昨今の男女間の出会いの場のミスマッチング等もあり、次年度以降は婚活目的ではなく、新たに「ひと」の流れの中で若者同士の交流の機会を生み出す様々なイベントを通じ、男女間の出会いの循環につながればと考えております。

３－３　若い世代の経済的安定性の支援についてであります。

第２期子ども子育て支援事業計画の中で、若い世代の経済的安定性の支援において、保護者のアンケート調査より「保育の待機の心配がなく、預けられるようにしたい」、「経済的に苦しい」、「放課後の子どもの居場所の充実」など様々な御意見が出ております。そのため、令和３年度から新たに保護者の経済的負担を軽減するため、給食費や利用料の軽減を行い、子ども・子育て支援に取り組んでまいります。

国頭村の待機児童については、毎年４月１日時点での入園希望者の人数に合わせて保育教諭を配置するため待機児童はおりませんが、年度途中からこども園の入園希望者が増える傾向があります。ゼロ歳児におきましては、保育教諭１名が保育できる人数は３名となっており、年度途中でゼロ歳児の入所希望者の人数を対応できるだけの保育教諭の確保が難しい状況になっております。

現在、保育の待機児童については、就労を希望する保護者のニーズが増えておりますので、引き続きハローワークや村の求人募集、就職フェア等へ積極的に参加し、保育教諭の確保に努めてまいります。

質問４の基本目標４　豊かで安心安全なくらしを営むむらをつくるについての４－１教育環境の向上と機会の創出についてであります。

本村では、令和元年度からＩＣＴ教育に向けた環境整備を実施しているところであります。今年度はＧＩＧＡスクール構想において、村内小中学校の児童生徒１人１台のタブレット端末、ネットワーク環境等の整備など、遠隔操作による授業や交流がさらに促進化されることになります。

その中で、学校現場のＩＣＴ化による環境において、教職員や児童生徒が遠隔操作による授業や交流を円滑に取り組むためには、初期段階の機器操作等の運用が課題だと考えております。

そのため、来年度から村内小中学校を巡回するＩＣＴ支援員を増員し、教職員の授業改善により児童生徒のＩＣＴ教育の充実を図り、「誰一人取り残すことのない個々に応じた最適化学習」の実施に取り組んでまいります。

沖縄県社会教育課の研修会においては、先月４日に沖縄県教育庁生涯学習振興課から安座間氏を招き、国頭村社会教育委員に対して研修会を開催いたしました。研修内容は「社会教育委員の職務」と題して、戦前の社会教育委員の役割やこれからの地域づくりなど充実した講話があったと聞いております。

今後については、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」による家庭・学校・地域との連携と協力により、地域活性化につながると考えております。社会教育関係者を中心に継続して研修会の実施に向けて検討してまいります。

４－２　ふるさと納税制度のＰＲと、実施体制の強化についてであります。

平成２８年３月策定された国頭村人ロビジョン・総合戦略では、施策体系の、基本目標４　豊かで安全なくらしを営むむらをつくるの目標の中で、ふるさと納税制度のＰＲと、実施体制の強化として掲げてきました。

しかし、今回策定した国頭村人ロビジョン・総合戦略では、基本目標２　移住者と交流人口・関係人口の増加による活力づくりの中に、ふるさと納税・企業版ふるさと納税制度の取組強化による関係人口の増加として施策分野に変えております。

ふるさと納税については、国頭村観光物産株式会社「道の駅ゆいゆい」を委託業者として移行したことにより、地元の委託業者だからこそ分かる地元産品のよさと宿泊等を取り入れたプラン、自然体験ツアーを商品化し、安全安心なお礼品の提供を目指し、現在も新たな商品開発に取り組んでいるところであります。

今後、ふるさと納税お礼品のみではなく、国頭村の魅力を重ねた形で寄附者へ発信できるよう委託業者と連携しながら検討してまいります。

また、企業版ふるさと納税制度活用事業については、村が行う地方創生の取組に対して支援する企業から寄附金を募り、村のよさを県内、県外に広くＰＲするため、産・官・学・金の連携で関係人口を増やす目標を掲げ、積極的に取り組んでまいります。以上です。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　１－３のやんばるの資源を活かした観光産業の振興について再質問いたします。

やんばる学というのをこれまでやっておりましたけれども、私、これは前村長の評価も高いのもあったし、続けていくのかということで質問をこれまでやってきましたけれども、今期の予算に計上されていないようですが、どのような検証をし、そのような結果になったのか。私も何回も参加しましたが、役場職員の参加が非常に少なかったというのをよく覚えております。そういうところでのその評価にならなかったから、今回の予算計上がなかったのかどうか。どちらでもいいのですが、どのような検証がそこにあったかを聞かせてください。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　やんばる学については大変有意義な、歴史的なものも含めて、自然的なものも含めて、国頭村のよさを関係機関から伺えたというところはとても評価をしているところであります。今回予算計上に至っていないというところも含めて、今後どういった形のやんばる学的な講演会を含めて、少し研さんが足りなかったのかというふうに思っていて、今回についてはちょっと触れさせていただいておりません。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　さっきの村長の答弁、かなり課題は的確に押さえている感じはいたしました。次のアクションをどうするかというところがすごく大事だと思います。

次は基本目標２の２－１で、新しい第２期の総合戦略の中に、新規住宅地の供給で目標が２，５００平米とあります。午前中の３番議員の質問で１，０００坪ぐらいの、３万３，０００平米ぐらいのことを考えているというふうに聞いて、すごく安心したんですけれども、２，５００平米では大した面積にならないし、改めて聞きますけれども、それだけの規模でしっかりと考えているのかどうか。２，５００平米では小さいかという感じを受けましたから、聞きます。

○　**金城利光　議長**　暫時休憩いたします。（午後　２時００分）

再開いたします。（午後　２時０１分）

知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　午前中で私が答弁したのは、私の頭の中で想定しているのは約１，０００坪です。というのは、単純に宅地分譲１０区画ぐらいは欲しいと思っています。単純に言うと１００坪の１０で１，０００坪になるんですが、その中には当然道路とかもいろいろあるんで。という形でとにかく１０区画、約１，０００坪は目指したいと。一団としてですよ。という今想定であります。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　計画上、国土利用計画というのが国頭村にあります。その中の宅地利用というのが今後の計画の中で５，０００平米ということ、その半分ですね。その半分の理由というのが、いわゆるその宇良で、平成何年かに公社で分譲住宅にしました。それを例にさせていただいています。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　せっかくの人口ビジョンの総合戦略なので大きく絵を描いて、村の思いというのはこういうことがしっかりあるんだということをぜひ表現してもらいたいと思います。

それからその下、２－２で与那地区のことが事例に出ておりましたけれども、地域の共同売店。これは、与那以外のところにはどういうふうな広がりをしているか。分かる範囲でお願いします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　前回については与那地区のほうでユナムンダクマ協議会でしたか、そういったところがいろいろなイベントを踏まえて、地域での散策だとか、宿泊を含めての活動をされていて、地域の連携ができているというところで評価をさせていただいています。それをどういう形で広げていくかというところでありますが、その前に辺戸岬拠点施設を整備する際に、地域の小さな拠点づくりという形でもさせていただいています。そういうことを踏まえて国頭村としても、そのまま単独事業ではあるんですけれども、地域づくり促進事業ということがございます。これは起債でやっていますけど、そこを含めて各年ごとに要望を受けながらさせているところでありますけれども、そういったところをやっぱり実際にやっていく、地域住民の活動というのがとても重要だと思いますので、どういうふうにこうして機運を盛り上げていくかというところも、こういった事業がありますよという情報を紹介しながら取り組めたらなというふうには思っています。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　共同売店については、かなり魅力的だということはずっと言われて続けてきましたけれども、現実はかなり厳しい。経営上、運営上ですね。それをどういうふうにつないでいくのか。世界自然遺産の中で環境省と話をしたときに、各売店をつないでいくような、ポストカードじゃなくて、カード的なもののつなぎができないかとかいろいろなことがありましたが、なかなか具体的なアクションになっていないのが現実かなと。それと地域において、地域の住民がそこら辺をしっかりと理解していない中で、計画が一部の人たちで進んでいて、それが共有化されていないというのもあるので、そこら辺はしっかりと「見える化」して取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと大きな話にしていきたいと思いますけれども、この第２期の人口ビジョン総合戦略の２１ページに、国の方向性として新たな視点が加えられております。１で、民間と協働する。２、人材を育て活かす。３、新しい時代の流れを力にする。今日もいろんな新しい技術革新のところがありましたけれども、今日の午前の質問の中にも。そして４で、地方へのひと・資金の流れを強化する。５、誰もが活躍できる地域社会をつくる。６、地域経営の視点で取り組むというふうな新しい今回の人口ビジョンの国の視点が入っております。それを受けて４８ページにＰＤＣＡサイクルの各段階における目的や取り組むこととして、縦割りでなく横断的な連携、外部人材・知見の活用、自走を意識した計画、経営の視点からの検証など、すばらしい文字があると。あえて文字があるという言葉を使わせていただきます。前回も、１年に１回このＰＤＣＡサイクルによる検証を行うということがあったんですが、なかなか機能していなかったということを議会の中で聞きました。今回は具体的にどのような単位で、その業務ごとの単位で、その都度検証、改善に生かしていくのか。あるいは前回やったような、その年度末の単位でやろうとしているのか。そして役場職員とか村民が分かりやすい、このＰＤＣＡサイクルの事例モデルというのは準備して、説明できるものがあるのか。それについて伺います。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　御指摘のとおりＰＤＣＡサイクルというのは、とても重要な取組だというふうには認識をしております。行政として業務の内容を確認するという意味等を含めて、年度当初、各課から事業要望書を上げていただいています。その中にどういった計画があるのか。どういった評価がされているのかと

いうところも書く欄がございます。それをまとめて、我々としては事業化に取り組むと、予算化に取り組むと。そうじゃないものは削るというような流れで取り組んでいるところでございます。併せて去年から、第５次の総合計画が始まりますので、現在各課から上がってきたものを評価・検証までの資料が既に出来上がっています。これについては次年度それを活用しながら、再度、もう一度ブラッシュアップしながら、評価・検証をしながらやっていけたらというふうに思っておりますので、その中で当然ながら総合戦略に基づいた事業というのが出てきます。そこも含めてチェック機能を果たせたらというふうに思っておりますけれども、これについては５年に１回の見直しがございますので、やはりその辺は５年後と言いましょうか、そういったところも踏まえて評価・検証ができたらなというふうに思っております。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　このページ、なかなかいいようなチェックのＡですよ、今。それがＡじゃなくて、本物のやんばるの、国頭の力になれば、すばらしいのが生まれると思います。それをだから役場職員も含めて、幹部職員も含めて、村民が分かることも含めて、どのようなチェックをして、この何かの事例を出して、このようなチェック、検証をしたり、アクションからプラン、ＰＤＣＡだからプラン、ドウは実行、チェック、アクションに移していくというふうなものを分かりやすくしてあげるということもすごく大事なのかな。これはすごくいいことが書いています。前回のもすごくいいことが書いていました。それが実践されていないことが駄目なんでね。ここには横断的な話とかいろいろあります。ぜひ頑張ってください。

次、ＳＤＧｓのことがたくさん書かれておりますけれども、ＳＤＧｓの視点で観光地を紹介するという地図教材の沖縄版が全国に先駆けて近畿日本ツーリストから発売されました。やがてＳＤＧｓに取り組んでいるかいないかで、旅行が選別される時代になるという声もあります。今回の第２期人口ビジョン総合戦略がそのような高い意識で生かされてもらいたいが、副村長の所見を伺います。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　持続可能な開発目標という形で、これは世界的な取組でございます。国内においてもＳＤＧｓを掲げた政策、あるいは計画、あるいはその実施という形の中で進めているということは我々としても当然認識をしているところでありますけれども、実際そのＳＤＧｓとは何ぞやというところも含めて、まずは行政として村民に知ってもらうというところから始めるべきなのかなと。行政ばかりがやるのではなくて、自ら住民一人一人が意識をしてやっていくことも、とても重要な取組なのかと。身近で言うと、ごみを出さないとか、ごみ拾いだとか、そういったところも一つの環境に優しい村づくりにつながるというところもございますので、この１７の目標があるということで、我々各課が持っている事業にどうひもづけさせるかというところがとても大事だと思いますので、そこは今回の意識をさせるという意味の中でのＳＤＧｓの位置づけをさせていただきました。次についてはその総合計画の改定がございますから、そこも踏まえて位置づけをさせていただきたいというふうに思っております。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　今さっき話をしたのは、観光という視点から見ても、その観光地の在り方とか、観光の方法がＳＤＧｓの何にのっとってやっているんだということを、この近畿日本ツーリストのものにはあるわけですよ。ですから、そのＳＤＧｓに取り組んでいるかいないかというのが相手から、旅行者から選別されるよということが書かれているということです。そこをしっかりと検証してください。じゃあ次、行きます。

第１期の人口ビジョン総合戦略と、それから第２期の人口ビジョン戦略を読んでみると、新しい横文字や、

その横文字の解説とか、言葉が多々あります。例えば農業のＩｏＴ化、これは調べてみたらスマート農業のことだということで分かりましたけれども、その時代の変化のスピードが非常に早く動いている現実社会の中で、必要なこと、あるいはものは取り入れないとならないでしょうが、これを動かしてく人の部分で、地元だけで間に合うのかどうか。それは今回のものにもあったけれども、この第２期のものに民間との協働というのが書かれています。そういうことを含めてその新しい時代、これがマッチングすればすごくいいことだと思います。農業の人が足りないとか、いろんなものを解決するために、このスマート農業という考え方もあるらしいので。だからそれは文章として絵に描いた餅にならないためにも、そこら辺の協働作業というのを取り組んでいくのかどうか伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　事を起こすためにはどのような事業についても、やはりそれぞの専門知識を持っている方々というのは当然必要だと思っておりますので、そういう意味では、まずまち・人・仕事がマッチングできるような形の人づくりも含めて、足りない部分についてはやはりその専門家を招聘したり、やっていくことも需要なのかというふうに思っております。昨年来、企画商工観光課のほうに配置させていただいている観光専門の方々を招聘させておりますので、彼は物すごいスピード感があって、いわゆる観光に特化した人材だというふうに思っております。その辺のところもうまく活用した形の村づくりにさせていただきたいと思っています。また別のところの分野の中でもそういった情報がありましたら、また御紹介いただければというふうに思っています。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　何か横文字の近代的な話の後に、世界自然遺産登録を目の前にして、世界遺産推進室長の田邊室長を中心として、最近聞いたもので取り組んだものに、１０年ほど以前につくった「おばぁのいわれ食」というものがありました。おばあちゃんたちから聞いて、レシピをまとめたものです。そのバージョンの第２弾が新しい感覚で作られたと。また、村内各地の歌碑巡りブックも完成したような話も聞いております。その時間の移り変わりの早さとさっきから話していますけれども、その時間の移り変わりの早さと普通に昔から継承されてきた、これは実はこの前の議員の現地視察の中で、２番議員と海を通るときに、昔の夜のイザイ、タコを獲ったりする。そのイザイ文化など生活に密着した、そういうふうな文化の大事さを次の世代に伝えていくことの必要性の話がありました。田邊室長は、この新しい年寄りたちや若い子たちの作ったレシピだとか、歌碑巡りブックを作ることを通して、どういうふうにその大事さを感じたのか。それで、私はこの総合戦略にこういうふうなことを書き込む場所があっていいのかなということを思っていますけれども、いかがでしょうか、田邊さん。

○　**金城利光　議長**　田邊依里子　世界自然遺産推進室長。

○　**田邊依里子　世界自然遺産推進室長**　急にピックアップしていただいて、ありがとうございます。今回、今お話しいただいたレシピブックや歌碑巡りブックについては、この新型コロナウイルスという未曽有の事態がある中で、いま一度見直すチャンスをいただいたと捉えるしかないかと思っておりました。これまでは世界遺産登録後の、もちろん観光活性を見据えるというところですが、私自身が兵庫に住んでおりまして、大阪、奈良、いろいろ学校に通う中で、小さい頃からよく行っていたところが、だんだんと観光地でしかなくなってきて、なかなか地元が近寄りがたい場所になっていくというのを見てきたつもりでもあったので、今、観光客が来ない。それこそ民業が一番大変ということも重々承知しながらも、先ほどの３番議員じゃないですけど、今を逆手に取って、地元が地元を再発見できるチャンスにできたらなと思って作り始めたとこ

ろです。なかなか時間がかかって年度末になってしまいましたけれども、まだコロナ禍というのは続くことも見据えながら、地元のことをいま一度歩く、学ぶ、知る、いろんな形で五感で感じてもらうというきっかけをと思っておりましたので、いろいろと私も知らないことだらけで、調べていくと先ほどの「おばぁのいわれ食」だったりとか、先人の知恵、技術、これまでの歴史で今がある。私たちも生きているということをよくよく知ることができたと思っておりますので、そういったこれまでの礎を今後につなげていければと思って製作をした次第です。今回はパンフレットという形になりましたけれども、脈々と受け継がれているものは全員の中にあるかと思いますので、そういうのを形にしていくきっかけになればと思いましたし、世界遺産登録で地元としても魅力を感じながら、それを外に発信していけるタイミングになったらなと思っております。ちょっとすみません、答えになっているかは分からないですけど。

○　金城利光　議長　１番　山川安雄議員。

○　１番　山川安雄議員　この人口ビジョン総合戦略って、すごくよくできているって思います。非常に辛辣なアンケートも素直に載せているし、１年ぐらい前に質問したときもそういうことを言いましたけれども、それをどういうふうにして生かしていくのかというのがやっぱり大事なんですね。次年度の第５次総合計画にどのようにしてこれをつないでいくのか。ＳＤＧｓがそのときはもっと詳しく、どういうバージョンがこれに当たるんだというふうなことをイメージできるような、次年度の総合計画につながることを期待しておりますが、その第２期人口ビジョン総合戦略の４６ページに、豊かで安心安全な暮らしを営むむらをつくるで、集落単位の生活の利便性の向上と賑わいづくりという項目があります。知花村長に２つの事例から伺いたいと思います。

辺土名川沿いの土手の桜が今期花も咲かず、枯れかかっている部分も見られます。これは早めに調査して、原因を突き止めて、親しみやすい多自然型の川づくりの最終年度のようですので、その最終の仕上げに生かして、こども園の園児とお年寄りの散歩コースにもなっているので、にぎわいのある町並みにつなげていただきたいと思います。

もう一つ、辺野喜ダムまでの村道辺野喜楚洲線において、大川浄水場からダムの入り口までの間に危険なドリフト走行が激しくなってきております。これは先日の副村長、建設課長も一緒にバスの中で、現地視察の中で見てもらいましたけれども、ここはケナガネズミやヤンバルクイナ、希少なカエルたちが生息している場所でもあります。以前に国頭村には生き物が住みやすい場所は、人間も住みやすいというふうなことでまちづくりをやったグループもありました。そういうふうな視点からも、村長の強いリーダーシップで、その世界自然遺産登録前に小さなハンプというんですけど、そのハンプなどを施して対応する必要があると考えますが、いかがでしょうか。今の桜の件と辺野喜の件です。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　お答えをいたします。

まず、この辺土名川沿いのこども園を含めての桜なんですが、私がちょうど先月桜が満開のときに、ちょくちょく普段から向こうは散歩するのですが、その川の事業で植えた川沿いの桜、それから上の集落に入った、そこも植えているのですが、その集落は咲いているのに、この川沿いが全く咲いていないと。それは建設課長にも言って、何が原因なのか分からない。要するに環境条件が悪いのか。風が強くて。こども園の中も咲いていないんですよね。上島のほうは咲いていて、この咲いていないほうが、何か建設課長から聞くと１年先に植えていると。後に植えたほうが、集落のほうが咲いているということなので、ぜひこの慰霊塔からの流れとして上島まで桜並木をぜひやりたいので、せっかく植えたものが今枯れているので、何が原因な

のか専門家あたりに聞いて、どういう対策をしたほうがいいのか。それはしっかりやっていきたいと思っています。

辺野喜の村道について、今暴走族というか、何か非常に暴走しているということを聞きました。今ちょうど辺野喜の村道の改良中なので、建設課長にも指示しているので、地域区長と相談しながら早めに対応しなさいということを言っていますので、そういうことであります。

○　金城利光　議長　１番　山川安雄議員。

○　１番　山川安雄議員　ありがとうございます。上島のほうは近年よく咲くんですよね、桜はね。森林公園に上がるところはもう老木になっていて、ちょっと整備する必要があるでしょうね、あそこは。あの一帯が桜ですごくきれいな場所なので、それから森林公園に上がるまでが一つの桜並木の場所になっていますので、ぜひ再整備していただきたいと思います。

そこで、ぜひ今回のＰＤＣＡを含めて、人口ビジョン総合戦略に書き込めないかと思うものがあります。菅総理もおっしゃっていますが、前例主義の見直しと。時代に見合わない前例主義は、見直すことは絶対必要だと思います。何で私はそれを感じたかと言うと、国頭村は岩美町の子どもたちの交流というのをすごく前に出しています。十何年も前から、学びの森に一回も来なかったんですよ。どんなに当時の教育長に話しかけても、担当に言っても、皆さん学びの森は国頭村が環境教育センターとして位置づけているところだろうと。だけども、おととし初めてちょっと来たぐらいで、ここでお茶飲んで……、子どもだからお茶じゃないな。何かを飲んで、あのデッキから、ここが世界自然遺産に登録される場所の真ん中なんだよというふうな話すらできないかと言って何回もやったことがあるけれども、一向に実現しなかった。それはまさに悪しき前例主義だと思います。プログラムそのものを日付だけ変えてやっているんじゃないかというふうな疑うこともたくさんやりましたけれども、どんなに話をしても、それが実現しなかった。だから時代に合わない前例主義の見直しというのを、あえて書く必要があるんじゃないかなと思います。

それから、これはちょっと書かれているようですけれども、縦割り行政から横断的なつながりによる無駄を省く行政へ。その縦割りというか、横につなぐというのをちょっと書かれていますけれども、縦割り行政から横断的なつながりによる無駄を省く行政へ。これは箱物をたくさん造ったという話も今朝ありましたけれども、だからこそ、この前に見に行った比地の公民館の考え方というのはすごくすてきな考え方だと思います。必要なやつを造ると。今あるものをあえて壊して、新しい大きいものを造るんじゃなくてね。縦割り行政だけでは見えないものっていっぱいあると思うんですよ。それは基本計画でつくった、例えばこの前森林公園も行きましたけれども、５年ぐらい前につくった第２次の基本計画だけをその担当課がやっていくだけじゃなくて、今の時代が変わったので、例えば星空観光を今進めていくといったときに、今やろうとしていることが、それがこれに合うことなのかというような、子どもたちの学校教育も含めて、あそこの展望台の計画、ぜひ教育委員会も観光部局も経済課も含めて、真剣に横断的な形で調整してもらえないかと思いますが、このような項目をその第２次の人口ビジョン総合戦略にちゃんと書けないものでしょうか。いかがでしょう。さっきの岩美町の話だとか、今の展望台も含めて、ひとつ答えてください。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　人口ビジョン総合戦略の策定については、これを皆さん御理解いただいて、今回議案として提案させていただいていますけれども、これはあくまでも村づくりの指針的なものも加味されます。ですから、今議員から御指摘があったものについては随時見直しをしながら進めていくというところもありますので、そこの中で言葉を拾いながら、これに続きましょうというところは可能だと思います。次期総合

計画がありますが、それが村づくりの一番大きな計画でございますので、そこも今のお話はしっかりと位置づけすることが可能です。ですから今回議案に上がった、山川安雄議員が御指摘したものについては、しっかりとその次期計画の中に反映できたらいいのかと思っております。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　最後になりますが、今回この質問をするきっかけというのは、人口ビジョン総合戦略というのは結局それを行う人が大事で、人によって人を動かして、人を増やすということだと思います。その人が仕事も生み、そこの生活も支え、地域をつくっていくと。その人が安心して行動できる、生活できる。そのためには住居が絶対不可欠だという思いから、こういうような質問をしてみようと思いました。その人の部分と仕事と住居と、どっちもうまく進んでいけばいいんですが、そこの手段を考えるのがこの人口ビジョン総合戦略だと思っておりますけれども、そういうような人が人をつくっていく。人を増やしていくということと、本当に住居がないと来たい人も来れないんだということです。これに尽きるのかと思いますけど、ある意味ね。そういうふうな意味で村民のために、村民が豊かになるための人口ビジョン総合戦略だと思っておりますけれども、そこの人と仕事の関係というのかな。住居、そこに対しての村長の見解を伺います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えいたします。

おっしゃったとおり、まず人口を増やすためには議員がおっしゃるとおり仕事、それから住むところ、住居、そして私は子育てもそうだと思います。これが総合的に回らないと、なかなか人口は増えてこないだろうと。その中で、まず私が今できることからということで今住宅政策を早く推進したいと。それと子育て支援もやりたい。ただ、企業誘致、雇用等に関しては動くんですが、ただしそこは相手もいる話なんで一気にというわけにはいかないので、そこは地道にしながら、企業の誘致もしながら、あるいは新規就農者あたり、それから漁業をやりたい方を１人でも２人でも増やしていくという施策を推進してまいりたいと思います。

○　**金城利光　議長**　これで１番　山川安雄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。（午後　２時３２分）

再開いたします。（午後　２時４０分）

次に、２番　山城正和議員の一般質問を許可します。２番　山城正和議員。

〔２番　山城正和議員登壇〕

○　**２番　山城正和議員**　では通告に従いまして、一般質問を行います。

１、地方交付税の減額と健全な財政運営の確立を図ること。

令和３年度予算から令和２年度実施された国勢調査結果が地方交付税算定数値に反映されることから、大幅な地方税の減額が予想される。

今後の健全な財政運営の確立を図るため、さらなる行政改革の推進と自主財源の確保や財政運営の効率化と地方債の抑制など多くの課題があることから、以下のとおり質問します。

（１）令和２年度当初予算一般会計の歳入の自主財源構成比は２６％である。自主財源の確保のため、重点施策をどう進めるか伺います。

（２）令和２年度末地方債の残高見込額は６２億９，７３３万８千円である。歳出の公債費６億３，０２４万３千円は、構成比で１３．１５％と財政負担が大きく、それを改善する施策が求められることから、計画的な健全な財政運営を図るため、財政計画を策定する必要はないか伺います。

（３）令和２年度国勢調査結果による人口減少に関係して、令和３年度地方交付税の減額が幾ら見込んでいるか。また、地方交付税の減額分を補塡する新たな財源確保の施策と見通しはあるのか伺います。

（４）地方交付税基準財政需要額算出数値で道路橋梁費は、道路の面積、道路の延長が測定単位でありますが、村道台帳未整備により、基準財政需要額に算出されていない道路の面積、道路の延長に係る地方交付税の金額はどのぐらい見込まれるのか伺います。

（５）村道台帳未整備路線を年次計画で道路台帳作成することにより、長期的には地方交付税の増額につながり、財政運営に有利になると思うが、前向きに進めてはどうか伺います。

２、国頭村過疎地域自立促進計画の策定はどう進捗しているのか。

新たな過疎地域自立促進特別措置法が今国会で議員立法され、３月末に１０年間延長し、成立する予定である。

国頭村過疎地域自立促進計画の新たな策定の進捗状況はどうなっているのか伺います。

３、職員の人事管理と女性管理職の登用方針について。

（１）人事評価制度を基礎とした人事管理が公正に運用されているのか伺います。

（２）現在の村長部局と教育長部局における男女別の人員の内訳と管理職の男女別の人員の内訳と女性管理職の比率はどうなっているのか伺います。

（３）国頭村特定事業主行動計画における女性管理職の現行目標割合１０％を３０％に変更する考えはないか伺います。

４、世界自然遺産登録に向けた課題の解決と対策について。

今年の夏頃にやんばる国立公園の一部が世界自然遺産登録されることに期待されているが、国、県、村と連携した万全な課題の解決と対策が求められることから、以下のとおり質問します。

（１）県管理林道網と村管理林道網及び農道の通年の維持管理と標識や交通安全面の対策及びロードキル対策など現状の課題と解決の取組はどうなっているのか伺います。

（２）今年２月上旬、辺野喜山中で捨て犬を目撃したが、村内での野犬、野猫及びマングースの捕獲の実態及び外来種の対策の取組はどうなっているのか伺います。

（３）令和３年度の環境省、県、村の世界自然遺産登録の推進に関連する事業計画や予算内容などの処置はどうなっているのか伺います。

（４）国頭村公認ガイド利用推進条例が令和３年４月１日から施行されるに伴う、必要な規則制定作業の進捗状況はどうなっているのか伺います。

（５）公認ガイド制度の運用の開始に当たり、この条例の目的に基づく持続可能な観光活性を促進し、保護と利用の調和による地域振興と優れた地域資源の後世への継承に資する原資を確保するため、入域料、あるいは協力料などの制度化の取組の進捗状況など現状はどうなっているのか伺います。

（６）国頭村公認ガイド利用推進条例の目的を達成するため、快適で質の高いサービスを提供するトイレや駐車場等の新たな施設整備の必要な箇所と計画の推進について、どうなっているのか伺います。

（７）国頭村の国管理３ダム公園内にあるトイレ施設が老朽化し、全面改修が必要な時期に来ていると思うが、実態を調査し、時代に対応した快適な施設改善の早期実現をダム管理者に要請できないか伺います。

（８）令和３年度第３１回日本ウミガメ学会やんばる大会が国頭村で開催される予定である。県内外から２００名以上の参加者が来村されると過去の沖縄県内での開催の事例から予想されています。ウミガメは世界で７種類がいて、国頭村でアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの３種類の産卵が確認されている。大

会の参加者は国頭村内のウミガメ産卵箇所の現地視察も予定されているなど、世界自然遺産登録候補地の生物多様性に富んだ現地での体験ができること。国頭村の自然環境や保全行政の現状を内外にアピールする絶好の機会と捉え、国頭村ウミガメ保護条例とウミガメ観察ルールを策定し、ウミガメ保全の取組に生かせる全国的にも先駆けた施策に尽力し、実施することができないか伺います。

（９）令和３年度やんばる３村世界自然遺産推進協議会の活動する事業計画や予算の予定内容と執行計画について、どう進めているのか伺います。

（１０）国立自然史博物館の国頭村への誘致に向けて、どのような取組を進めているのか伺います。

５、国頭村特産品の商品開発の現状と取組について。

（１）日本ハムファイターズ球団承認の商品開発は必要であると思うが、例えば泡盛ボトル、マグカップ、タオル等を球団側と協議して、村のロゴマークを活用したコラボ商品の販売で経済的な波及効果を高めるため取組の現状はどうなっているのか伺います。

（２）国頭村特産品加工施設を活用した専門家や専門業者に委託し、特産品開発を進めることは考えていないか伺います。

６、集落の雨水排水及び里道整備の促進について。

（１）地方改善施設整備事業及び村単独の整備から外れた未整備の雨水排水及び里道の実態について、各集落別に箇所数、総延長、概算事業費の内訳と年次整備計画はどうなっているか伺います。

（２）鏡地集落道の大城盛久氏、高嶺正男氏、金城建昭氏、金城光野氏、住宅前の延長約６２メートル、幅員３．２メートルから４．７メートルの区間について、鏡地区から整備の要請がされているが、未整備のまま長年経過している。平成２８年１０月２４日開催の鏡地区行政懇談会でも鏡地区要望事項の中で取り上げられ、それに対し「大分以前から要請されているようなので、村内での優先順位を確認しながら調査等の検討をしていきたい」と建設課は回答している。

あれから５年経過しているが、調査及び優先順位の確認などの作業を踏まえ、何年度の整備計画箇所に予定されているか伺います。

（３）集落の生活環境整備で補助金制度にのらない適用除外になる事業箇所など村単独で整備される場合に、地域力と結ま～る精神を生かして現場の設計から施工、管理、監督まで地元住民に任せて、村からは原材料、重機代、人件費等の必要最小限な経費を区長より事業計画の見積書を村へ提出し、査定をし、区長へ事業補助金として交付し、各集落における必要な生活環境整備を各区で直接事業執行できるような新たな村単独の制度創設の仕組みができないか伺います。

以上、質問席より再質問をさせていただきます。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長　山城正和議員の一般質問にお答えをいたします。

質問１の地方交付税の減額と健全な財政運営の確立を図ることの（１）令和２年度当初一般会計の自主財源の確保のため、重点施策をどう進めるかについてであります。

令和３年度の自主財源構成比は２６．７６％、前年度とほぼ同率で比率増減はありませんでした。自主財源確保のための取組といたしましては、村税等の徴収率向上を図るため、徴収業務の強化や担当課以外の課からも徴収に係る情報収集連携を密にし、自主財源確保につなげてまいります。また、広告料収入としまして、くいなエコ・スポレク公園内各施設のネーミングライツを活用し、広告収入増額を図ってまいります。

また、ふるさと納税の増額を図るため、委託業者である国頭村観光物産センターや地元業者と連携を図り、自主財源確保に努めてまいります。

（２）財政負担を改善する計画的な健全な財政運営を図るため、財政計画を策定する必要についてであります。

平成２６年度から平成３５年度国頭村中長期財政計画書において地方債残高の目標値は「７０億円未満維持を目指す」となっており、目標を達成しています。平成２０年度当時の地方債残高６８億７，１９７万４千円と比較すると、５億７，４６６万６千円の減額となっております。財政の健全度を判断するための４つの指標のうち、令和元年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はゼロ％で、実質公債費比率は６．７％となっており、４つの指標とも国の基準を大きく下回っており健全と判断できます。今後、基金残高、地方債残高、財政指数を確認しながら行政活動の最適化、歳入と歳出のバランスを崩さない持続的な財政運営を計画し、国頭村中長期財政計画の見直しを図ってまいります。

（３）令和２年度国勢調査結果による人口減少に関係して、令和３年度地方交付税の減額分を補塡する新たな財源確保の施策と見通しについてであります。

まず初めに、令和２年度国勢調査結果による人口減少に関係して、令和３年度普通交付税の減額見込みをどう算出したか説明をいたします。

令和２年度普通交付税を基礎として、測定単位が国勢調査の人口となっている項目について、平成２７年度国勢調査４，９０８人を３８７人減少した令和２年度国勢調査結果４，５２１人に置き換えて算出をしております。その場合、地方交付税の減額見込額が１億２，９５２万６千円となります。

また、減額見込額を人口１人当たりで換算すると３３万５千円となります。財源確保の施策と見通しについては、村税等の徴収業務の強化による自主財源の確保、ふるさと納税制度の活用、企業版ふるさと納税制度等を取り入れた関係人口増加による地方交付税への算入、各基金への積立て、適正な予算編成と無駄なコスト削減等による歳出の減額よる財源の確保に努めてまいります。

（４）地方交付税算定基準財政需要額算出数値で地方交付税に算定されていない道路の面積、道路の延長に係る金額は幾らになるのかについてであります。

現在、村道台帳未整備により普通交付税の基準財政需要額に反映されていない村道は、５路線あります。

その５路線の面積と延長に係る基準財政需要額の見込額は、２０７万５千円であります。

（５）村道台帳未整備路線を年次計画で道路台帳を作成することにより、長期的には地方交付税の増額につながり財政運営に有利になると思うがについてであります。

台帳未整備の５路線の台帳整備に係る経費は、概算で１，７８６万３千円となります。

仮に５路線の台帳を同時に整備した場合、普通交付税の基準財政需要額で毎年２０７万５千円の増額が見込まれることから、金額的には９年で採算が取れることとなり、議員がおっしゃるとおり、長期的に見れば財政運営が有利になると認識をしております。

一方、台帳整備に係る経費については、村単独予算での執行になることから、全体予算を勘案しながら計画的な整備について検討したいと考えております。

次、質問２の国頭村過疎地域自立促進計画の策定はどう進捗状況しているかについてであります。

令和３年３月末の現行過疎法の期限を迎え、本村の過疎指定地域指定要件が引き続き該当することが見込まれ、国において新たな過疎法が本年３月に成立される予定となっております。

そのことから、新たな過疎法の施策分野が異なることも想定されますが、各課からの事業内容の収集を行

い、過疎計画策定の準備を進めているところです。

過疎計画の策定は法改正後に沖縄県の過疎方針・計画が策定され、沖縄県の方針に基づき市町村計画を策定することになっております。

県の策定スケジュールは現在では不明ですが、村の計画策定は、平成２２年度の法改正時のスケジュールを例にすると、早くて９月議会に上程を見込んでおります。

質問３の職員の人事管理と女性管理職の登用方針についての（１）人事評価制度を基礎とした人事管理が公正に運用されているかについてであります。

平成２６年５月１４日に地方公務員法の一部が改正され、「地方公務員については、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること」とし、人事評価制度導入の目的は「人材育成」「人事管理の基礎」「組織の活性化」に寄与するものであります。

本村においては、国頭村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例が令和２年９月１４日に可決され、関連する規則の改正を含め令和２年１０月１日から施行をしております。

今年度は、去る１月に人事評価結果に基づく昇給査定区分を反映しており、今後は昇格等を決定する際の基礎資料とするほか、勤勉手当査定区分に反映し、公正な人事管理、人材育成及び組織の活性化に活用してまいります。

（２）現在の村長部局と教育長部局における男女別の人員の内訳と管理職の男女別の人員の内訳と女性管理職の比率についてであります。

令和３年３月１日現在における村長部局の男女別の人員は、男性が５１名、女性が１９名。教育長部局は、男性が１５名、女性が２１名となっております。

管理職の男女別人員は、男性が８名、女性が２名で、女性管理職の割合は２０％となっております。

（３）国頭村特定事業主行動計画における女性管理職の現行目標割合１０％を３０％に変更する考え方についてであります。

国頭村特定事業主行動計画の終期は令和３年３月３１日までとなっており、現在、状況把握と比較分析等を行っております。

本村の管理職の女性割合は２０％で、県内市町村の割合１４％より高い状況となっておりますが、女性管理職２名は今年度末に退職を予定していること。割合にすると分母となる人員（管理職の数）が少ないので、１名の増減でも大きく左右されること。また、課長補佐相当が２名で１８．２％、係長相当が４名で２２．７％となっており、女性割合が低い現状などを考慮し、数値目標を設定する必要がございます。

次期計画については、副村長を委員長とする国頭村特定事業主行動計画策定推進委員会の中で議論が交わされるかと思いますが、「女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る」という目的の実現を見据えた計画を策定してまいります。

質問の４　世界自然遺産登録に向けた課題の解決と対策についての（１）県管理林道網と村管理林道網及び農道の通年の維持管理と標識や交通安全面の施策及びロードキル対策など現状の課題と解決の取組についてであります。

県営林道の維持管理につきましては、沖縄県に確認したところ、除草作業及び路上や集水ます内の土砂撤去等を行っているとのことです。村営の林道及び農道の通年の維持管理につきましては、除草業務や修繕業務等を行っております。

また、標識や安全対策、ロードキル対策につきましては、林道での交通量調査及び林道の起点及び終点へ

の夜間林道通行止め規制の周知看板の設置や、奥間林道への標識の設置などを実施しております。

課題と解決の取組につきましては、予算が限られていることから優先順位を勘案して除草業務等を実施しているところでありますが、今後も水源地域環境保全事業や企業からの寄附金等を活用し、適正な維持管理に努めてまいります。

（２）野犬、野猫、マングース、その他外来種の現状と対策状況についてであります。

野犬、野猫、マングースの対策事業は環境省と沖縄県にて実施されており、本年度は犬１匹、猫５匹が捕獲され、うち１匹の猫は残念ながら大宜味村の飼い猫であり、今後も３村で足並みをそろえた対策の必要性を改めて認識をしております。一方、村が進める集落周辺の犬・猫対策の結果、昨年度より２０頭減り、１００頭程度が捕獲をされました。

また、マングースについて、今年度は安田区にて１頭捕獲され、個体捕獲が数年ぶりで、目撃情報も多いことから、集中的にわなが設置されております。広報誌等に掲載したとおり、引き続き目撃情報の収集強化に努めてまいります。

その他外来種対策は、環境省、県と分担しながら、村では辺土名区の施業地でツルヒヨドリを保全上、重要な地域で観光利用が期待される与那覇岳、比地大滝ではその他外来植物を対象に、継続的な駆除作業を行ってきました。年々大幅に量が減っていますので、やんばるの森らしい生態系を守れるよう、根気強く対策を講じてまいります。

（３）令和３年度の環境省、県、村の世界自然遺産登録の推進に関連する事業計画や予算措置についてであります。

現時点では次年度予算が確定していない状況なので、本年度実績または次年度要望をベースに概算でお答えをいたします。

主たる継続案件としては、環境省と沖縄県のマングースや猫、犬を含む外来種防除事業で計３億円、本村による外来種対策事業で計８百５０万円や、主に環境省と沖縄県が実施する密猟・盗掘防止のための林道管理事業で計３千３百万円、ヤンバルクイナの保護増殖のための飼育繁殖施設運営費と２千万円が見込まれております。

世界遺産登録年度だからこそ強化すべき事業として、魅力発信や機運の醸成が挙げられます。環境省としては、ウフギー自然館のスタッフとしてアクティビティレンジャーの追加雇用を。沖縄県では環境教育や図画コンクール、公共交通機関のラッピング等の継続を。村として登録記念品の制作、各種協議会による普及啓発物の作成、環境教育等を実施予定であり、合計３千５百万円を投じられる予定であります。

（４）国頭村公認ガイド利用推進条例に基づく規則制定の進捗状況についてであります。

昨年１２月２２日に、村内の自然体験ツアーを実施する、または予定しているガイド事業者を対象に、条例に関する勉強会を開催し、特に村外居住者であっても本村に大変関心の高いガイド事業者とは、どのように地域経済に貢献できるか意見交換会を重ねてまいりました。

一方、今後のコロナ禍でも継続的に認証を行えるよう、公認ガイド認証に必要とする講習会のオンラインシステム化を実施してきました。既にやんばる３村世界自然遺産推進協議会より、認定ガイドとして認証を受けている事業者を条例附則に基づき公認ガイドへ移行されるよう、オンラインでの受講を進めているところです。

規則について、３月末の法令審査会で制定できるよう調整をしております。

（５）入域料などの制度化の取組進捗状況についてであります。

離島と異なり、アクセス方法が多様な本村では、現時点での観光客量を踏まえると、行政による入域料課金システムの運用上、費用・労力対効果が悪いため、ふるさと納税の活発化を図るほうが大いに有効と認識をしております。

まずは宿泊施設だけでなく、森林公園や比地大滝などに管理者のいる自然体験フィールドとその駐車場等の利用料の値上げや、使途が分かりやすい協力金を地域や施設管理者等が設定する仕組みが最も現実的かつ効果的だと思っているところであります。

今後、観光客の回復状況や世界自然遺産登録後の盛り上がりを見ながら、効果的な仕組みづくりを検討していけたらと考えております。

次、（６）快適で質の高いサービスを提供するために必要なトイレや駐車場等の施設整備の課題と計画についてであります。

明確な管理方針や利用計画がなく、現地に管理者がいない自然体験フィールドのうち、特に与那覇岳のようにアクセスも比較的容易で、沖縄島最高峰のため情報露出の多い場所では、世界自然遺産登録後、林道上の縦列駐車の悪化や事故が懸念をされます。

今後、登山口にあるバイオトイレを十分に管理するとともに、現在の駐車スペースは公認ガイド専用とし、適切な利用人数や質を想定した規模の駐車場を別途設けられるよう、登山口周辺の私有地の一部借り上げを検討してまいります。また、安易な登山による遭難や死亡事故が耐えないため、適切な情報発信も進めてまいります。

さらに、国頭村森林公園、比地大滝、辺戸蔡温松並木保全公園のトイレを次年度改修予定ですので、エコツーリズムの拠点になるフィールドの快適な利用を促し、地域資源の保全と利用を活性化させていきます。

（７）国管理ダムのトイレ改修の要請についてであります。

３ダム（安波・普久川・辺野喜ダム）では水源地域ビジョンにより、自然体験の場としての位置づけがされております。

御指摘のある訪れる方々への快適で良質なトイレ空間の提供は必要と考えることから、機会を見てダム管理者への要請を検討してまいります。

（８）国頭村ウミガメ保護条例とウミガメ観察ルールの策定についてであります。

現時点でウミガメ保全の重要性に関する啓発不足が顕著だと考えていますので、まずは周知看板や車両修理防止柵の設置について沖縄県に要望をしてまいります。

また、持続可能な観光活性を目指して、全ての利用者に守ってもらいたいルール・マナーを「国頭村利用ルール」として位置づけ、「たき火をしない」「砂やサンゴのかけらも持ち帰らない」「砂浜に車を乗り入れない」など、海浜利用のルールも追加した上で周知を図り、「やんばる３村ルールブック」にも記載をする予定であります。

さらに、環境省を筆頭にやんばる国立公園管理運営計画の策定が進んでおり、法令だけでなく関係機関全員で啓発していくべき「地域ルール」も記載される予定です。村内ほぼ全ての海浜が自然公園に指定されていることから海浜利用ルールも積極的に記載をし、日本ウミガメ会議の開催までに、国、県、村の行政機関と関係団体等が議論を重ねて決めた「地域ルール」として公表できるように努めてまいります。

（９）令和３年度のやんばる３村世界自然遺産推進協議会の事業計画と予算についてであります。

世界自然遺産登録年度ではありますが、コロナ禍でもあることから世界遺産委員会への村からの出張を控えるとともに、協議会による新規のガイド認証を行わない方針となった一方、まさに登録決定時の式典や関

係者を招いての祝賀会などを３村内で開催できるよう、普及啓発物の制作や民間連携による保全活動の実施費用などを増強し、市町村負担金を大金の約６０万円としております。また、企業等より頂いた寄附金の一部は積み立てておりますので、コロナの状況や登録年度の盛り上がりを見ながら、普及啓発の強化や著名人を招いた祝賀会にするなど、展開事業によるＰＲ効果の向上も検討をしてまいります。

（１０）国立自然史博物館の誘致についてであります。

国立自然史博物館の誘致については、一般社団法人国立沖縄自然史博物館設立準備委員会が中心となり、沖縄県と共催した「国立自然史博物館誘致シンポジウム」が本年２月１４日にも開催されたところです。

前年度と同様、国立自然史博物館の魅力と県誘致の意義を発信するにとどまっており、県としてはまだ整備の実現化に向けた国への働きかけや県民全体の機運醸成を図る段階だと認識しているとのことです。

来年度にはコロナが落ち着きを見せ始め、世界自然遺産の確実な登録により弾みをつけ、首里城の復元工事着手、祖国復帰５０周年と沖縄県の自然・歴史文化に焦点が当たることは明白であります。政府の動きがなかなか見えない状況ですが、最も効果的なタイミングで県、ひいては本村への誘致につき要望をしてまいります。

質問の５　国頭村特産品の商品開発の現状と取組についての（１）日本ハムファイターズ球団承認の商品開発についてであります。

プロスポーツの収入要素は主に、興行収入、放映権収入、スポンサー広告収入、ロイヤリティーほか権利料収入によって構成されていると言われております。

特にロイヤリティーの権利料収入はグッズ等収入の相当割合を占め、売れ行きの高い分野と言われていますが、財産権が発生することから慎重に取り扱わなければならないと認識をしております。

現在、日本ハムファイターズの球団担当職員に商品開発の可否について詞整を図っているところです。

コラボ商品に対する酒造会社は前向きに考えていると聞いており、物産センターにはデザイン案を検討してもらうよう働きかけをしているところであります。

日本ハムファイターズのみならず、他のプロスポーツ団体のコラボ商品化に向けても、次年度以降のキャンプ前までに商品化できるよう協議を進めてまいります。

（２）国頭村特産品加工施設を活用した特産品開発計画についてであります。

特産品開発計画については、令和２年度内に国頭村特産品加工施設を活用した農産物を活用した加工品、試作品づくりでの利用は１名でありました。また、村内の同様の施設であるやんばる３村観光連携拠点施設内の加工施設においては、５名の農家や法人等が試作品を作り、一部販売がなされております。

一次産業の振興には、特産品の開発は重要であり、関係団体等と業務委託等も含め検討し、連携して取り組んでまいります。

質問の６　集落の雨水排水及び里道整備の促進についての（１）地方改善施設整備事業及び村単独の整備から外れた未整備の雨水排水及び里道の実態についてであります。

未整備箇所の雨水排水及び里道の実態についてですが、これまで農村総合整備モデル事業やその他事業において各集落内の道路、排水路等の整備がなされてきましたが、その中で未整備となっている雨水排水施設に関して、当時、用地に関して地権者の同意承諾が得られなかった事案等により、未整備となっているところがございます。

各区から整備の要望がありますのは、村全体で２３路線で、総延長１，６４７メートルとなっております。現在のところ年次計画等はありませんが、地域住民の快適及び衛生的な生活環境を確保するためには、道

路・排水路等インフラ整備は必要不可欠な整備だと感じております。各区からの要請に対しては、整備箇所等の用地形態を調査し、地権者の同意を得ながら計画的な整備を進めていきたいと考えております。

（２）鏡地集落路の区画について、鏡地区から要請されている整備計画についてであります。

平成２８年度の行政懇談会において２路線の要望がありました。奥間ビーチ横の路線については、平成３０年度に村単費で整備が完了しております。御質問の路線についても該当する補助事業が見込まれないことから、庁内で調整を図り、早急に対応できるよう検討してまいります。

（３）集落の生活環境整備で補助金制度にのらない適用除外になる事業箇所など、村単独で事業補助金を交付し、各区で直接事業を執行できるよう制度創設の仕組みはできないかについてであります。

地域住民による集落内の環境整備については、コストの縮減はもちろん、施工を通じて住民の一体感を高め、地域の活性化につながることが期待されるため、適正な事業計画や見積り等による要望があれば、対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○　金城利光　議長　休憩いたします。（午後　３時３１分）

再開いたします。（午後　３時３１分）

本日の会議の時間の延長をお諮りいたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　金城利光　議長　異議なしと認めます。本日の会議時間を１時間延長し、会議を午後５時までとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　金城利光　議長　異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は午後５時までといたします。

２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　たくさん項目があって、残り時間も僅かですけれども、まず財政の計画についてです。

これは第４次国頭村の総合計画、その中でも中長期の財政計画をつくってというふうなことも明記されているわけですが、財政指標上は国の基準をみんな満たしているという村長の答弁でしたけれども、やっぱり実際の新年度予算を見ても、非常に厳しい財政運営を強いられている状況があるわけです。本当に地方債を発行しなければ事業に対応できないというのが現実の財政運営になっているわけです。もちろんこれは後年度負担が伴うということで、やっぱり村民税ぐらいの起債を毎年度やっているというふうな状況が見て取れるわけですよね。当然起債についても６億円とか、公債費ですよ。編成の、というふうなことですので、そういういろいろ財政のバランスも考えたときに、どうしてもその辺はもう改善していかなければ、またこの過疎法が１０年延長されたということで、ほっとはしていると思うんですけれども、やっぱりそれはいつまで続くかも分からないですよ。１０年後はどうなるかも分からないという状況の中で、しかも借金は残った状態。５億円の改善をされたというふうなお話がありましたけれども、これは決して計画的にこういうふうに起債が縮減されたということではないわけですよ。今まで持っていた水源基金を起債の、こういう林業整備事業の返済が利率も高いというふうなこともあって、その基金を潰して起債の前倒し、返済をしたというふうなものが大きく起債比率を下げてきたというふうな背景もあるわけですよ。それからすると、これから過疎計画も作成をして、９月議会には提案予定かなというふうな説明もあったわけですが、やっぱりこの中で十分財政計画と並行した形で、ある程度整合性の取れた形で施策を展開していくと。当然、その取捨選択というかな、優先順位というのは当然生まれてくると思いますので、必要な財政はこれだけしかないという

ふうなことがありますので、そういうふうなことを十分踏まえた形で事業の計画執行というふうなことは、当然計画的にですよ。過疎地域自立促進計画、多分今回も５年単位の作成になろうかと思うんですけれども、そういうふうな形で包含してやっていただきたいと思います。

実際に国調の人口によって１億２千万円ほど、交付税が人口分だけのものでおよそ減になるというふうな状況も見えているわけですよね。人口減少にね。１人当たり約３３万円ぐらいの交付税の減額があるというふうなことですので、それに代わる新たな財源というのは、当然考えなければいけない。努力しなければならないですよね。収支のバランス、事業を遂行していくには。その辺が、まず十分今の答弁には出てこない。１億２千万円の交付税減額があるんだが、それに代わる１億２千万円はそういう税収を上げるような、それでやると。徴収率を高めるとか、そういうのは当然なんですけれども、それ以外のちゃんとした施策というのを示してやらないと説得力がない。ですからさっき言ったように、これにも含めて中長期財政計画の中でしっかり出していただきたいと思っています。

それで、今交付税の話で道路橋梁費を例にして私は申し上げたんですが、整備することによって２０７万円ほどの基準財政需要額が増えるということで、そうすると道路未整備の、この費用は９年間で相殺することができるというふうな今答弁がありました。ならば、やっぱりもう整備する路線をはっきり新年度予算の当初編成で計画的にこれを進めていくということがないと、この今の答弁というのは進まないわけですよね。要するに交付税、せっかく取れるものが取れないというふうな現実が進んでしまうということがありますので、これはぜひ計画的に進めてもらいたいと。再度確認したいんですが、どうですか。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　この件につきましては、おっしゃるとおり計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　これはぜひ、今年度予算を見てもそれがないわけですよ。ということは、また１年遅れてしまうと。だから途中で補正予算を組んで整備をすれば分かりますよ。そういうふうなことがありますので、もし財政的に余裕が見通せるんだったら、できる路線から、１本でもいいから進めてほしい。特に整備を完了した路線とか、いろいろ優先順位があると思うんですよ、管理上の。あると思いますので、その辺は担当課と十分調整した上でやってほしい。担当課はどうですか。この進め方というか、戦略を持っていますか。

○　**金城利光　議長**　知念武裕　建設課長。

○　**知念武裕　建設課長**　今現在、工事を継続してやっている路線、今回は安田漁港線がありました。今回で、もう完了になります。同時に台帳整備も入れております。これまで工事完了時点で台帳整備をしてきました。先ほど総務課長からもあったとおり少し計画的に、今５路線残っているところ、多分それは昔に工事は実施している箇所で、その昔の資料、データ等がなくて、台帳の整備ができなかったというふうに感じております。少し計画的に、これから整備の検討をしていきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　次に世界遺産関係なんですけれども、ガイド事業が、条例は４月１日から施行ということでもう既に決まっているわけですが、それに附随する規則等も、一応この前案についてちょっと説明があったわけですが、見ると非常に不備があるなということを気づいたわけです。村長の答弁では、３月末の法令審査委員会ですが、そこで審査をして交付したいというふうな答弁でしたけれども、これはなぜ私

がそれを言うかと言うと、やっぱりスタートというのは大事なんです。これまで独自に要綱をつくって、ガイド養成事業を進めてきたわけです。その要綱というのが非常に、これは登録の手数料は５千円と、要綱を見るとあるわけですが、これ条例上は違う形、附則を見るとやっぱり６か月あって、その申請をすると。申請をして、審査をして公布するということですから、４月１日から条例は施行されても、ちゃんとした条例に基づくガイドというのは存在しないわけですよ。この条例上は、運用上。と私は解釈しているんですけど、大丈夫ですか、今の解釈。

○　**金城利光　議長**　田邊依里子　世界自然遺産推進室長。

○　**田邊依里子　世界自然遺産推進室長**　４月１日から条例施行となりまして、実際に移行が可能になってくる方々は、そろっていない資料を追加で出してくださった方々を随時公認していくという形になりますので、御指摘のとおり４月１日付で全員がなるというわけではないと考えています。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　それで今、１番議員からも人口ビジョンの計画の中であったんですけど、私もちょっとめくって見ると、ガイドについては３０名という数字が出ていますね。この３０名というのは、向こう５か年の計画ですから、この数値目標というのは何か根拠があるんですか。

○　**金城利光　議長**　田邊依里子　世界自然遺産推進室長。

○　**田邊依里子　世界自然遺産推進室長**　現時点で３村協議会のほうの登録認定ガイドの認証を進めてまいりました。実際に認定ガイドまでなっておられる、国頭村内のフィールドを実際に使っていらっしゃる方は現時点で１４名おられます。それに加えまして、今後世界自然遺産登録、もしくは要件を満たした上でガイドになることを希望しながら、勉強会ですとか、講習会を受講してくださっている方を踏まえて３０名程度がおられますので、その今関わっている方々全員がなってくださることを見越して、数値目標に掲げております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　そういう方向でぜひ、この規則等も整合性を合わせた形で整備をしてほしいと思っています。講習会の講習参加費用も、今ネット講習をやっているという説明もあったんですけれども、その辺も認証に当たっては委託することもできるというふうなこともありますので、そしたら委託費用も生じるでしょう。そしたら予算措置を見ると委託料もないというふうな状況ですので、いろいろ執行体制をするときに、これは重要なことですので、ぜひ財政とも調整をして進めてほしい。

　それと、今、入域料であるとか協力料の話、まだ制度設計すら十分されていなくて、この条例化もどうも見通せないという状況ですよね。屋久島になると、ガイドのその制度と保全協力金の条例、ほぼ同時に整備をしてスタートしているんですよ。入域料１人１千円、宿泊すれば２千円ということで、１千２百万円ぐらい初年度で既に徴収しているわけです。そういう実績があると、私たち研修行きましたのでね。たまたま初年度でした。私たちが行ったときに。だからそういうこともあるものですから、この保全の財源とかいろいろどうするかということに対して、やっぱりそう税収がないと、今の村の状況からすると大変な負担になるということですので、どうですか。再度、この辺。

○　**金城利光　議長**　田邊依里子　世界自然遺産推進室長。

○　**田邊依里子　世界自然遺産推進室長**　御指摘のとおりだと思っております。屋久島のほうもそうですけれども、実際に使途を明確にした上でこういう事業を展開してく、いわばクラウドファンディングじゃないですけれども、しっかりとこういう事業を進めていく上で協力金を集めますということで条例化も含めて検

討されていて、ガイド条例に至るまでも１０年間ぐらい長い年月をかけて検討をしてきたことを、我々もヒアリングですとか現地調査で確認しております。今後、現時点での観光客数を見越すと、一括で何か制度を設けるということはなかなか難しいのではないかと思っておりますけれども、まずは受入れ体制を整えるということでガイドの利用推進をしていきながら、実際にフィールドの整備、もしくは維持管理でどれくらいの規模の事業が必要になるのかというのをしっかりとモニタリングしながら、その上で何に使うのかを明確に打ち出して、条例等含めて制度化を検討していくべきと思っております。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　結局これに伴っていろいろと環境保全をしたり、あるいは利活用をしていくためのいろんなことを、メンテナンスも含めて金がかかる。やっぱりそれは歳入がないと対応できないという状況ですので、これは早めに村長、私は今の答弁ではちょっと納得できない。既に今ツアーガイドをどこかの業者がやって回っているわけでしょう。料金を取ってやっていますよ。ガイド料は、それはいいかもしらん。雇用効果はあるかもしらん。だけど村に幾らそういう形で、この仕組みをつくらないことにはどうしようもないんですよ。村長、どうですか。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　先ほど答弁したんですが、今県内の離島で行っている入域料に関しましては、いろんな法律上とか自治法上の問題で、たしかあれは地元の住民税の公平性からということで頂いているようです。竹富町においては調べたら、そういったことがあって条例上厳しいということで、協力金という形で港あたりで徴収しているということです。そういった点を含めていろんな税制上の問題等があるので、一律に協力金というのは難しいので、要するにガイドからどういった形で徴収とか、あるいは協力金なりできるのか。法的にはどうなのかというのを検討させてください。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　この辺もちゃんとしたことを、ガイド事業はもうスタートするわけですよ。条例もやってね。これは並行してやらないと、これは条例執行までに２か年かかっているんですよ。徴収を、向こうは。屋久島だって。条例をつくって、施行は２か年待ったんですよ。分かりますよね、田邊さん。そういうことですぐは、やっぱり利用する側の協力も得なきゃいけないとかいろいろあるわけですよ。コンセンサスするための、これが非常に遅れているわけ。そういうものがね。整備するのが遅れて、それを先に要するに見越して、そういう対応を一方でやっている。その行政の遅れが、もう顕著なんですよ。そういうことを肝に銘じて、早めにいろいろ検討して、どういうのがベストなのか。今言うようにガイドの申込みを窓口でしますよね。そのときに、そのガイド料の中に含んで、協力金ですよという形で徴収して村に還元するというふうな仕組みをつくるのか、いろいろ含めて早めに検討してください。

あと、ウミガメ関係のあれは共通ルールを強化して対応したいという答弁なんですけど、これはやっぱり戦略をどこに持っていくか。基本をね。非常に大事なんですよ。国頭村は独自の保護条例を持っていないんですよ。それも持っていない。質問をしたら、これは県が作成するからということで当時の、今の副村長は答えているんですよ。やっぱりこれは必要だろうと。独自の、行政の。それもまだ制定されていない。例えば生物多様性基本法というのが１０年前にあったんですけれども、その中の１３条の１項で、地方自治体はその戦略も立てなさいということが明記されている。全国で、もう１０団体が既にやっている。そういうのも事例があるので、ちゃんと参考にしながらするべき制度を制度化してほしい。県がどうのこうのじゃないですよ。自治体独自の。

時間がないんですけれども、女性管理職の話も３番目に取り上げたわけですが、今お二人いて、比率からすると２０％ということなんですけど、お二人がもう退職されるということで、４月移行どうなのかというのが、既に村長は人事案を固めているとは思うんですけれども、ぜひさっき言った答弁も私は非常に前向きな答弁だと見ていますので、ぜひやっぱりその辺も女性が登用できるような、活躍できるような、そういう仕組みをつくって。子年ですかね、会計管理者が一応ここに、定年退職を迎えるというふうなお話を聞いていますけれども、大変４か年、会計管理者として重責を担って、またすばらしい美声の中で決算書をやったり、大変感銘を受けました。そういうことで、女性だってすごい能力があるんだということをつくづく感じました。そういうことで後輩へのエールを含めて、また出身が奥間ということで芸能の村で活躍もしっかり舞台で見ていますので、その辺後輩へのエールも含めてお願いします。

○　金城利光　議長　新垣久美子　会計管理者。

○　新垣久美子　会計管理者　ありがとうございます。少し挨拶させていただきます。

平成５年の採用からあっという間に２８年の月日がたち、現在、今を迎えております。振り返ってみますと、常に多くの方々の支えと励ましを得て、日々の職務を果たすことができたのだとつくづく感謝の気持ちでいっぱいでございます。本当にありがとうございます。「ヤマミジンチュラサ　シナサキンブカサ　クイシ国頭ニ　イクユマディン」、国頭村の魅力をうたった言葉あります。このように魅力あふれる国頭村に住み、国頭村を愛する思いを持った村民、職員、議員の皆様と交われたことは喜びで、感謝でした。ありがとうございます。国頭村を愛する一人一人の情熱が、ますます魅力ある村づくりにつながっていくのだろうと思います。今後の皆様の活躍を願い、また心から感謝を込めて、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○　金城利光　議長　これで２番　山城正和議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全て終了しました。

日程第３　発議案第２号　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者　金城幸男議員。

〔提出者　金城幸男議員登壇〕

○　提出者　金城幸男議員　大変お疲れさまでございます。では、発議案第２号について読み上げて説明に代えたいと思います。

発議案第２号

有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議

上記の発議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

令和３年３月１２日

国頭村議会議長　金　城　利　光　　殿

提出者　国頭村議会議員　金　城　幸　男
賛成者　国頭村議会議員　山　城　正　和
〃　同　上　宮　城　　誠
〃　同　上　宮　城　千賀子
〃　同　上　渡　口　直　樹
〃　同　上　山　川　安　雄
〃　同　上　与　儀　一　人

〃　同　上　山城弘一
〃　同　上　知花正寛

（提案の理由）

イノシシやカラスの有害鳥獣による農作物の被害は、農家の生産意欲の減退を招いている。村において有害鳥獣の被害防止対策を推進してもらうため。

有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議

近年、村内において鳥獣被害の報告が頻繁に聞かれ、イノシシやカラスによる農作物への被害だけでなく、通学時の子ども達や地域住民への人的被害をも与えかねない危険な状況にある。

鳥獣による被害は、近年に始まった事ではなく、わが村では長年にかけて被害対策に取り組んできた歴史があり、農業関係者だけでなく、村民を苦しめる大きな課題と言える。

これまで行政や農家、鳥獣被害対策実施隊が対策に取り組んできたが、被害は増える一方で集落内までおよび、深刻な問題となっている。こうした被害の深刻化は、経済的損失のみならず、農家の営農意欲まで減退させる。

村民の安心、安全、意欲の確保のため、有害鳥獣被害の更なる対策を講じるよう下記のとおり要請する。

記

1　地権者の協力を得て、子ども達の安全を確保のため渡比謝原、新田原の休耕地を村事業で雑木伐採作業を早急に実施するための予算措置をすること。
2　農地中間管理機構事業の活用等、遊休地の解消等の推進強化を図ること。
3　猪垣の保守点検と管理を強化し、補修及び新設を実施すること。
4　猪垣から耕作地に侵入した猪捕獲の効率を高めるため、カメラ設置を増やして、適格な映像情報を鳥獣被害対策実施隊へ提供すること。
5　多面的機能支払交付金制度を活用し、予算増額や農家の協力体制を強化すること。
6　鳥獣被害対策実施隊の増員及び活動費、買取額等の見直し検討を行うこと。
7　ふるさと応援基金の財源を活用し、有害鳥獣被害対策の強化に必要な諸要な施策の措置をすること。

以上決議する。

令和３年３月１２日

沖縄県国頭村議会

国頭村長　知花　靖　様

以上でございます。

○　**金城利光　議長**　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議について、賛成討論を行います。

文教経済委員会の皆さん、大変精力的に活動してもらいましてありがとうございました。有害鳥獣被害、カラス、イノシシの対策については村行政、特に役場経済課の皆さんにおいては昨年の１１月５日、宇嘉地区のほうなんですけど、役場職員の皆さんと農家の方々と一緒になって猪垣を回り、侵入場所の確認を行っています。実施隊の皆さんの努力によって捕獲頭数も増加しておりますが、被害の拡大が進行しているのが現状ではないでしょうか。農家にもククリわなの資格を取るため啓蒙活動、予算措置も必要と思われる。猪の繁殖場所となっている遊休地の解消を進めるため、補助事業を活用した対策について、農家の皆さんが希望した場合、行政として積極的な対応が必要と思われる。農家の皆さんが意欲を持って生産活動ができるよう、要請決議書の１から７まで対策を進めることを希望し、賛成いたします。

○　金城利光　議長　ほかにございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議案第２号　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議を採決します。

発議案第２号　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって発議案第２号　有害鳥獣被害対策の強化を求める要請決議は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでございました。

散会（午後　４時０８分）

令和３年第３回国頭村議会定例会会議録（第５号）

招集年月日	令和　３年　３月　５日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開散会等日時及び宣告	開議	３月１８日　午前１０時００分	議長	金城利光
	散会	３月１８日　午後　３時３０分	議長	金城利光

	議席番号	氏名	議席番号	氏名
出席（応招）議員	１番	山川安雄	６番	与儀一人
	２番	山城正和	７番	宮城誠
	３番	渡口直樹	８番	山城弘一
	４番	宮城千賀子	９番	知花正寛
	５番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	３番	渡口直樹	４番	宮城千賀子
職務のため議場に出席した者	事務局長	小橋川安広	主任	宮城愛利里
地方自治法第１２１条により説明のために議場に出席した者の職、氏名	村長	知花靖	住民課長	新里智
	副村長	宮城明正	経済課長	知花博正
	教育長	園原實	建設課長	知念武裕
	会計管理者	新垣久美子	世界自然遺産推進室長	田邊依里子
	総務課長	山城修	教育課長	宮里光
	企画商工観光課長補佐	奥原崇		
	振興策推進室長	宮里幸助		
	福祉課長	與儀光浩		

議事日程	日程第１	議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について
	２	議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
	３	議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例について
	４	議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について
	５	議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
	６	議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	７	議案第１９号　国頭村監査委員の選任について
	８	議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任について
	９	議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）
	10	議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）
	11	議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略について
	12	議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命について
	13	追加議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更について
	14	追加議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得について
	15	追加議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得について
会議に付した事件	１．議案第１３号　質疑　討論　採決	
	２．議案第１４号　〃　〃　〃	
	３．議案第１５号　〃　〃　〃	
	４．議案第１６号　〃　〃　〃	
	５．議案第１７号　〃　〃　〃	
	６．議案第１８号　〃　〃　〃	
	７．議案第１９号　〃　〃　〃	
	８．議案第２０号　〃　〃　〃	
	９．議案第２１号　〃　〃　〃	
	10．議案第２２号　〃　〃　〃	
	11．議案第２３号　〃　〃　〃	
	12．議案第２４号　〃　〃　〃	
	13．追加議案第２５号　説明　質疑　討論　採決	
	14．追加議案第２６号　〃　〃　〃　〃	
	15．追加議案第２７号　〃　〃　〃　〃	
会議の経過	別紙のとおり	

○　**金城利光　議長**　皆さんおはようございます。これから、本日の会議を開きます。

開議（午前１０時００分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１３号　国頭村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第２　議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１４号　国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　本条例は村長の政策的な判断もあるわけですが、文教経済委員会の広報用で納税に関するいろんな形で、受託している国頭村物産センターの職員の方々、それから総務課、担当の方々、あるいは経済課という形で、意見交換をやったわけですが、その中でもふるさと納税の使い道について、やはり農業者側に成果とか、事後報告の提供、いろいろ情報を提供する形で、そういう事業に使って、こういうことがありますという形を伝える仕組みも必要だろうというふうなこともいろいろ議論したわけですが、今回も条例改正に当たって、産業振興部分にその寄附金を充てるというふうな、要するに条例根拠を今回設けて、そして令和３年度からそれによって予算も張り付けしているという状況ですので、この辺をしっかり納税者側に伝える必要もあるだろうと思うのですけれども、そのことによって、さらに納税者の理解を得て、ふるさと納税の増税につながっていくだろうというふうにも考えられますので、その辺どういうふうに取り組まれるのか。

○　金城利光　議長　山城　修　総務課長。

○　山城　修　総務課長　お答えいたします。

この件については、たしか山城正和議員もおっしゃったように、文教委員会のほうで経営の先生方、それから総務課、経済課というふうに照合しました。そのとき産業の振興にもこの財源が必要ではないかというところも話がありました。今後、この議案の議決後に寄附金の使い方が決まってきます。今の産業振興は明記されておりません。今後、申入れをする時点で、もう少し踏み込んだ作業をしたいと考えます。ただ、その使い方なんですが、先ほどホームページがございましたが、ホームページのほうにも載せまして、お礼状のようなもの、これはまた何に充てていきますという形で周知というか、納税された方に伝えられればいい

のかと思っています。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１５号　国頭村ふるさとづくり応援基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。８番　山城弘一議員。

○　８番　山城弘一議員　議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

これまでは産業面に対して、ふるさと納税のあれが利用できなかったんですけれども、今回から利用できるということで、いろいろ使途については、去る予算委員会でもあったとおり、鳥獣被害とかありますので、その辺を加味した形、また、さっきの補正予算の中で大分予定より、ふるさと納税が減額になったと。それは特に返礼品のマンゴーあたりが準備できなかったという説明があったんですけれども、その辺も１か所だけに頼っているとそうなるんです。それを物産で対策しているんですけれども、役場の経済課でもよく連携して、返礼品に関しても十分納税者の意向に沿った形で対応できることを希望して賛成いたします。

○　金城利光　議長　ほかにございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１６号　国頭村ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　これは村長の政策的な判断、それに反映した形の条例改正だということで、今回の令和３年度予算でもこの方針を踏まえて、自分たちの子どもたちの負担軽減という形の制度設計に基づく予算措置もされているわけです。コロナによって村民にはいろんな状況が生まれております。最近のあれは母子世帯であるとか、いろいろあるわけですが、ある意味では貧困の状況にあるとか、いろんな境遇の方々がいらっしゃると思います。その中で２分の１の軽減というのは非常に子育て支援の大きな効果があるのではないかと思われるわけですが、徴収面で２分の１を軽減することによって、徴収面で滞納者とかいろいろあると思いますけれども、この辺はこういう制度を入れても、なおかつ課税的に負担が厳しいということも出てくるのか、その辺について対応の仕方を含めてどうお考えなのか、お伺いします。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　山城議員の質疑にお答えします。

今年度においては、コロナの影響によって収入面が減った世帯等もあると思います。また、今年度においてもコロナ禍による交付金による給食費の継続変更という形で短縮する世帯が途絶えませんが、やはり次年度については今年の収入によって、非課税者も多くなるかと思っております。それを通して、対象者についてはこれから決まるか、自分で申告によっての税務確定があると思いますので、対象者が出る中、しっかり

と非課税、そして貧困者に対しての就学援助等も、給食費の援助等もございますので、それにつなげていけたらと考えております。以上です。

○　金城利光　議長　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１７号　国頭村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１８号　国頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第１９号　国頭村監査委員の選任についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１９号　国頭村監査委員の選任についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１９号　国頭村監査委員の選任については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第１９号　国頭村監査委員の選任については、同意されました。

日程第８　議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第２０号　国頭村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意されました。

日程第９　議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）を、議題といたします。

これから質疑を行います。１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　確認したいところがあります。与那トンネル隣接公園の範囲はどこまで入っているのですか。そのトンネルの中だけなのか、外も含んでいるのかを確認します。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　お答えいたします。

トンネルについては賃貸借で契約をしています。その隣接公園というのは、こっちのトンネルから、辺士名から与那向けの陸地から入ってくる広場がありますが、そこと内側トンネルを区切ったところが一体管理をしてもらうということになります。

○　**金城利光　議長**　１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　そうしますと、報告書にある清掃活動というのは、彼らが通年を通してやるということになるんですか。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　年４回行っております。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　与那トンネルの報告書の中に施設の安全調査について報告があります。これについて平成１８年に行われ、その後１５年が経過して、現在、築４９年になると思います。それから現状の安全性は問題なく保たれているのかということの情報共有ができているのか。また、本村との契約の中で、こ

れだけ老朽化しているので、不備があっては困ると思います。本村との瑕疵的責任が問われることがあるのか、その辺の契約内容をお伺いしたいと思います。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　お答えします。

まず安全面からですが、こちらのほうは２月１５日に指定管理者選定会議の中でも出ました。平成１８年に安全性を守るためにということで検査が入っております。その後、確認をしたところ、平成１８年に見ていたのが義務的ではなくて任意なものと。そのときに諸々の補修、それから剝離した部分の補修ということで、その当時はそういうふうにしたということで、今までの経緯の中で、剝離、それからひび割れ等はないということで、完全確保は大丈夫ですかということで話をしました。そうしたら安全は確保されていると。その認識でいいですかということで、確認はしてございます。契約には、事故が起きた場合はどうするかというのは協定の中にはうたわれてはいないんですが、先方としては、受けたものは自分たちで解決するというものの中で話はされていたみたいです。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　少し微妙な線の契約、答弁かと思いますので、改めてその辺をしっかり双方で契約内容を確認しながら、お互いに不備のないような進め方をしてほしいと要望します。

１点、そこに貯蔵されている与那の蔵４４度があると思うんですが、それについてこれまで預かりの実績として、情報の共有はできているのか、行政として把握しているのか。それと同時に、前から与那の蔵を使ったふるさと納税の返礼品の提案があったんですが、その後、調整はどのように進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○　**金城利光　議長**　山城　修　総務課長。

○　**山城　修　総務課長**　お答えいたします。

まず中の状況というか、どれくらい貯蔵されているのかというのを、先週お話を聞きました。ただ、瓶詰をして、それからまた補充をするということで、どのくらい今、貯蔵されているかというのは、すぐには出せないということを聞きました。私が広報担当だった頃には携帯だったので、この状況の中で、作業をしていたこともあって、深くは今、確認できていない状態です。その後見たことはあるんですが、今後どのくらい貯蔵があるかというのは後ほど調べておきたいと考えております。それから返礼品については、今、貯蔵しているものはお客さんの預かりということで、お貸ししているということで、実際には与那の蔵として販売もしているということを伺いました。ふるさと納税の返礼品としても使えますという回答はいただいています。今、国頭村の返礼品の中に酒類がまだ見ていませんので、お土産品も出せたと思うんです。そういうことと併せて、今後どうやって出していったらいいかというのを、委託業者、物産センター、それからヘリオスさんと調整しながら、出せたらいいのかと思っております。以上です。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　ただいまのふるさと納税の件についてなんですが、返礼品です。実は１月にヘリオス酒造さんが村に来られて、４月以降も指定管理を受けたいということだったので、そのときに私のほうからヘリオスさんに、ふるさと納税の返礼品に使いたいので、与那の蔵あたりを、国頭村にそのふるさと納税の返礼品ということで注文しているので、それは総務課長が言うようにそれは該当するだろうと思っています。ヘリオスさんも返礼品をやりましょうということで、これはまた年明けでも連絡をして、今、物産センターが事業を委託しております。それで今どういった形でやるかというのを調整中でございます。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　分かりました。ぜひ村のほうで調整して、ふるさと納税の返礼品が国頭村は物品が少ないという状況がありますので、ふるさと納税に沿う意義が、調整が可能であれば、ぜひ地元で貯蔵を担っているので、進めていただければと要望します。それと与那の蔵については、ぜひタイアップして、いろんな意味合いを含めた形で情報を常に共有して、全国の村内外に広めていけるような活動もしてほしいと要望しておきます。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　指定管理ですね、期間もこれからまた５年間ということで、令和８年３月３１日までということで、旧与那トンネル隣接公園ですね、ヘリオス酒造株式会社がこれまで指定管理をして、その公園を管理しているということでありまして、村長のほうから、ヘリオスのほうから指定管理者の指定申請書ということで、議員のほうにも配付されているわけですが、この中身をいろいろ目を通したわけですが、向こうを使用して、既に１３年が経過しようとしています。商品名として、今そこで向こうの企業の戦略として、与那の蔵と、先ほど返礼品にもそれを活用したいという村長の答弁もありましたけれども、これは３年貯蔵と５年貯蔵ということで申込みをして、そこで熟成をして、それをまた３年後、あるいは５年後に申込みをした方に届けるという活用もやっているわけです。そしてさらに向こうでかしらのを入れて、そこで原酒、まあ「くら」という商品名の原酒を育てていると。要するに熟成させていくという２つの利活用をやっているわけですが、たまたま昨日、私用件があったものですから、午前中にヘリオスのほうに電話でコンタクトを取ったら工場長の又吉さんという方が対応されていまして、２時にお会いできるということがあったものですから、私は直接工場のほうに行きました。そうしますと、たまたま松田社長も一緒に同席して、１時間ほどいろいろ意見交換をしてきました。意見交換をした中で、非常に社長は喜んでいました。先ほど村長から答弁があったように、初めて村長のほうから私たちのやっている酒造所に対して、協力できませんかという要請があって、これは初めてのそういう村長自らの要請があったということで、社長、工場長をはじめ、大変喜んでいました。それでぜひそういうものを協力したいと。さらには提出された資料を見ると、なかなか企業戦略というのはこれから向こう５年間のですよ、そこを活用した新たな企業戦略というのが見えてこないものですから、それを踏まえて、私は意見交換をしてきたわけです。というのは、あの公園の広場は空間がすごく大きな空間になって、今モクマオウの木が大きく育って、村民もほとんど中は利用できないという状況にあるわけです。年に４回の草刈りをしているんですけれども、村長は行かれたと、総務課長は行かれましたか、中に入って利用できない状況。これはもったないないなと。私はずっと以前からそれを考えていまして、そういうものはあの場所からはちょうど西に向いているものですから、夕日もきれい、落日してですね、夕日もすごいけれども、そしてリーフが広がっている。その北側には岩礁があって、すごく深みがあると。そうしたらダイビングスポットとして非常にいいところ、ダイビングをするにも。与那の高坂（たかひら）とか、あるいは与那集落が集落サンセットとか、いろんな活性化の取組もしている。位置的にはあれだけの空間を有効に利用して、企業がですよ、村の活性化につなげるような、そういう会社としての考え方がないのかということも私は申し上げたら、向こうはびっくりしていました。会社としては、役場の対応とか、議会への対応というものはどういうふうな形で、そういうお話を持っていくかよく分からないということを正直に申し上げていました。だから私がそういう話合いの中、企業がそういうことであれば、村の活性化にもつながるような施策展開をするということであれば、村長もそれは皆さんの計画を受けて、いろいろ意見とか、相談もあるはずだしというお話をやったら、来週早々でも村長とお話をして、いろいろ

話合いをしてみたいということも率直に申し上げていました。ぜひ村長、あの広場の利活用について、ものすごい有名な企業からの申入れとかあれば、村は村としての立場でいろいろ検討されて、あれは相当広い空間ですから、あのぐらいのスペースがあればホテルでも大丈夫ですよ。そしてお土産品店があるとか、ダイビングのためのシャワー施設を提供する。いろんな展望ができると私は思いますので、ぜひその辺の相談があったときにはぜひ前向きな対応をしてもらいたいんですが、その辺、村長の見解をお伺いしておきます。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　貴重な御意見ありがとうございます。ふるさと納税の返礼品をはじめ、今おっしゃったようないろいろなこれまでの歴史とか、観光になるようなものもありますので、そこは私、社長と直接会って、そういった話をしてみたいと思います。それでこの旧与那トンネルについては、来週、沖縄総合事務局長が視察に来るんです。道とかもどうなっているかということで来るので、そのあたりまた沖縄総合事務局長にも話もしてみたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　いろいろと話をすることによって、いろんな可能性も広がるでしょうし、そういうことで、村長は政治力をフルに活用して、いろんな方策の展開を図っていただきたいと思っています。

特にふるさと納税の返礼品というのは、今、大変総務課長が苦慮されていると思いますけれども、品をそろえるのがなかなか大変だという状況にあろうかと思います。そういうことで、お隣の今帰仁村あたりが地元の酒造所が企画提案をして、ふるさと納税の返礼品に、泡盛のセットを、試飲できるような組み合わせのセットはどうですかと。逆に素人のほうから提案があって、それが非常に好評を得ているということも伺っています。そしてさらに今帰仁村はシークヮーサーの加工所もあって、それもセットにしながら返礼品に活用しているということで、２億６千万円ほど今帰仁村はふるさと納税があるということを課長がおっしゃっていました。ぜひそういうふうなことで企業の力を借りたり、あるいはいろいろと情報を収集しながら有効に、そしてそういう協力ができるというヘリオスの社長もおっしゃっていましたので、遠慮なく、そういう相談をしていただきたい。

それで私は与那の蔵の３年か５年もう１３年になるわけですが、そこの窓口がどこですかと、どこどこでやっているんですかと聞いたら、本社の営業があるんですが、そっちとあとはネットだと。この２つだということで、私はオクマリゾートのガーデンヴィラのお土産品の販売コーナー、そういうところで受け付けしているのかと思っていたら、そうではないということをおっしゃっていました。だから私はあっと思って、社長にお伺いしたのです。そういうことで、いろいろ意見交換をしながら国頭もね。

そして世界遺産が近々国頭村はなるというお話もしたんです、私のほうから。そうしたら、やはり企業としては、たくさんのお客さんが訪れるのだから、そしてＮＨＫのドラマの撮影も始まっています。私はこの前見ました、ヴィラオクマの会員で、もう既に撮影に入っています。女優は県内の糸満市出身です。そういうことで国頭村がロケ地としてもう既に動いている。そういう意味では、さらにはいろんな世界遺産の形も近づいている。これでは間違いなく……、それと企業がまたそういう戦略もメリハリついていますので、ぜひ村長、この辺を念頭に置きながら、企業との活動をぜひ展開してほしいと思いますけれども、村長どうですか、これは必要だと私は思うんですけれども、そのことによって、国頭村のいろんな経済的な波及効果になってくると思いますので、ぜひ村が主体になって動いてほしいというところがいっぱいありますので、いま一度、見解を求めたいと思います。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、企業と、それから村にとってもいい方向になるように、企業の力も借りながらお互いにとっていい意味に、村の発展につながると思っています。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第２１号　指定管理者の指定について（旧与那トンネル隣接公園）は、原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）を、議題といたします。

これから質疑を行います。３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　安田くいなふれあい公園について、添付資料の中に現状の課題としている点で、安定的な経営を行うために生態展示学習施設の管理及びパークゴルフ場のプレー料金の条例改正が必要としていると明記されています。行政としてその情報の共有及び今後の動向をどのように考えているのか伺います。これが１点。

それと計画書の中に食堂、カフェの収支計画が令和４年度までゼロ円としています。非常に厳しい状況で、今現在行っていないと思うんですが、その食堂、カフェの運営と全体の中でどのように改善をしていく考えなのか、それについても、行政として情報共有しているのか、その辺を伺いたいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　お答えします。

利用料の値上げということについては、お話を伺っているところです。何分、展示施設、それからパークゴルフ場の利用料で、経営をしているところでございますので、昨今、ほかの施設でもそうなんですけれども、あまり安くにもできないのかというところは共有させていただきたいというところで、私のほうからもさせていただきました。それから食堂、カフェですけれども、以前は平成３１年度までいろいろ理由つけて経営していましたけれども、売上げはするんですけれども、売上げ以上に欠損が多いというところを含めて、その目的がそこで食事をするという目的がないので、そこなのか売上げが落ちているというところもお聞きしています。今後はどういった形で進めていこうかというところはあるんですけれども、大きなイベント等があった場合に、そこで模索しながら、例えばいろいろたたきながらですけれども、方向性はあります。なおかつ、若干スペースがございますので、ワーケーションが既に整備されておりますから、そこの活用もいいのかというところでは話は聞いています。

○　金城利光　議長　３番　渡口直樹議員。

○　３番　渡口直樹議員　条例改正、要望があった上で、そうした場合に、おのずとそれに伴ったサービス提供というのが望まれると思いますので、しっかり協議をしてほしいと思っています。

それとコロナ禍の中で、感染予防マニュアルを策定し、いち早く新しい生活様式を取り入れて、ガイドラインに沿って管理運営を対応を続けてきていると伺っています。その夏にその話を伺って、現場も行って確認してきましたけれども、そういう中で、職員の意識はどのように変わってきたのか、職員及び地域、行政を含めて、情報共有をどのように図ってきたのか。ほかの管理施設とも今後、重要なことにつながるかと思いますので、その辺について、ずっと開けて続けてきた上で、何か課題があったとか、こういう面は非常に努力してきたということが情報としてあったら伺いたいと思います。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　添付している資料の中にも関連がございますので、特にコロナ流行の緊急宣言があった場合には、我々としても情報共有をしながら、しっかりと安全対策をしながらやりたいということもお伝えしながら、特に展示施設については、３密を避けるようにということも距離を取るようなところも含めてやっていると。それから窓も開けながらというところはしっかりやりたいと思いますので、村としても今後も継続して対策をしていただきたいと思っております。当然、職員の意識としてはあると思っておりますので、今後とも十分対応できるかとは思っております。

○　金城利光　議長　ほかにございませんか。９番　知花正寛議員。

○　９番　知花正寛議員　安田くいなふれあい公園の指定管理については、議会運営委員会の中でですね、そして今、日本郵政の沖縄社長が理事も務めていると。この件を兼ねていることは問題ないかという指摘がありましたけれども、村長、どんな調査は……。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　今、御指摘のやんばる地域活性サポートセンターの理事長、比嘉明男さんが沖縄郵便の社長も兼ねているけれども、問題はないかということで、私、社長には直接聞きました。そこは別に問題はないと。こういう理由で議員、県会議員とか、国会議員の方もいるということで、そこは全然問題ないということで話は聞きました。

○　金城利光　議長　９番　知花正寛議員。

○　９番　知花正寛議員　日本郵政の沖縄支社長という立場であれば、本人からこういう立場に就きましたから、私は理事長を交代しますとか、こういう話は全くなかったのですか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　そういう話はなくて、比嘉社長は今月いっぱいで退職のようです。４月からは国頭村に戻ってくるという話は聞いております。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　実は最近、郵政の内部で沖縄支社長をしながら理事長をやっているのはいかがなものかという話があったということで、今この質問をしているのです。今月お辞めになると、引き続き理事長はやるということなんですね。それでこの資料を見ると、環境省は受託事業とか、環境省事業とか、総務省の事業とか、国頭村補助金事業とか、一括交付金でとか、こういうのをトンネルみたいだけれども、そこを受け皿になっている感じがするんですけれども、実際こういう事業をやっているんだけれども、安田の人口は１４０名ぐらいということで、なかなか増えない実態があるんです。これが何か達成感につながっていることは非常に村民から疑問視しているところもあるんです。それで村民の中には本部町は１万二、三千人の人口で、役場職員も９０名だから国頭村は人口あたり多いと、そういう職員もいるんだから、そういうふうな事業だけに持っていってやるよりは、村が何人か配置して直営でやるとか、そしてこのパークゴルフ場とか、周辺はシルバー人材センターとか使って、こういう６５歳以上の方の仕事の場を作ったほうがいいかという意見もあるんです。それはどう思いますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　この施設はパークゴルフ場を含めて、ヤンバルクイナの生態展示学習施設という位置づけになっております。ヤンバルクイナの普及啓発を含めて、環境省、環境大臣のほうから保護・啓発しますよというふうな保護増殖事業の一環としてやっているものでございます。村としても当然ながら貴重な補正予算で、ここはしっかりやっていきたいと思っていて、シルバー人材センターと連携して取り組んでいくというところが最大の意味合いがございます。それで３年か前にも世界遺産の許可がございました。重要な位置づけという形の中で措置されているというふうには認識してございます。安田の人口が増えないということは、国頭村全体にありますけれども、世界自然遺産登録を機に、そこで国頭村に来ていただくということも含めて、とても重要な施設になるのかなというふうにしておりますので、そこを今後ともしっかり指定管理者と連携を取りながらやれたらと思っております。御提案にあるようなものについても、それがいいのかどうなのかというところは今後の議論になると思いますが、今のところ村としては、今回提案させていただいているように、今後も引き続き継続させていただけたらと思っております。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　今、またとない、ヤンバルクイナの里といううたい文句で、いろいろマスコミも宣伝されていますけれども、沖縄市の沖縄こどもの国にヤンバルクイナが配置されるんです。そうすれば、中南部の人はもう近場に、沖縄市にヤンバルクイナを見るところがあるよと。そうするとヤンバルクイナの里のネームバリューもダウンしていくんです。こんな北の外れまで来てヤンバルクイナ見ない。沖縄こどもの国で見るというふうになっていくんです。だからそういうことを考えると、これが指定管理料とか、こういうのをずっとやってきていますけれども、これの考えを変えないといけないと思います。これは村民においてこういうのが多いんです、みんな建物を造って、指定管理料を払って、なかなかこれが活性化に結びつかない。雇用に結びつかない。人口増加に結びつかないというのが国頭村の実態なんです。事業計画をいろいろ見直して、そういう維持管理がかからない、指定管理料を払わない。長期で経営しなさいという方針に持っていかないといけないと思います。村長どう思いますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　ヤンバルクイナのリスク分散という形で、今、沖縄こどもの国とお互いやりながら、要するに個体が鳥インフルエンザにかからない形でのリスク分散という形で位置づけて、今調整をしているところでありますけれども、沖縄こどもの国ですぐさま展示しようというわけではございません。当然、国頭村の合意形成も必要ですので、我々としては合意が得られていないというところであります。そうした中での保護・増殖事業というところの位置づけというのはありますという答弁がありますけれども、とても重要な位置づけだと思います。それを村の直営でいくのかというところは、人員的なものも含めて、かなり厳しいものがあるというところで、そこをある意味、動物園扱いの施設でもあります。なので、飼育展示している方々、それから保護引受けしている方々、動物取扱法というものをしっかりあります。なので、あくまでもそのための人材育成、なおかつ集落、地域から五、六名の人員も配置してございますので、少ない人員になりますけれども、そういった取り組みがとても重要なことだと思っていますので、御理解いただければと思います。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第２２号　指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。（午前１１時０７分）

再開いたします。（午前１１時１５分）

日程第１１　議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　この資料を見ると、２０４５年には３，０１１名と非常にショッキングな数字も出てきているわけですけれども、歴代村長も人口ビジョンにいかにして判断してるか、いろいろ政策を見てきたわけですけれども、なかなか、現在のところ人口減少に歯止めがかからないということで、今回これを策定していたわけですけれども、その中で古民家の活用というのは、正常に重要と思うんです。まだここまでには各地域にすぐにでも使えるような空き家があると思うんです。奥のほうでもこの前、古民家ですか、それを募集したら大分募集者がいたという話もあるんですけれども、まずその辺の説明からお願いします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　これについては補正予算で修繕させていただきましたけれども、その中で区長が決まったというのを含めて、早速区長と相談して募集していいかという話をしながら、ぜひともお願いしたいという経緯がございました。それで公募したところ４件の方々の応募がございました。早速選定いただいたと。地域の方々の意見を聞きながら、２０名か、４０名でしたか、若手の方でした。今回子育ての家族でしたので、子育て世代、関連世代という形に決定したという流れになっていて、当然その世代についても区の予算もということで、その辺も募集しながら、早速決定したという流れです。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　ここに関しては非常に募集者がいるかどうか心配されたんですけれども、やってみると４件の募集があったと。今こういう形で一軒家、アパートではなくて、アパートもあるんですけれども、一軒家に対する希望者が多いんです。アパートはいろいろ制約があるかもしれないんですけれども、そういった関係で、ぜひ活用できる公民館とか、空き家は利用していけば、人口も増えると見ているんですけれども、その辺、再度区長さんと情報を共有して、実態調査をさきにやってほしいんですけれども、その辺はどうですか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　人口ビジョンに進めたそこについては、その続けたものに対しては事業がございまして、それは策定した後に総務省のほうから調査がございますのでその中でどういった策があるか、そこを事業化に向けた予算措置するためにはお金が必要でありますから、そのあたり事業を活用しながらやりたいと思います。当然ながら物がないとできませんので、しっかりと十分検討しながらまとめていきたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　都会から地域へ人口が異動する、田園回帰というあれで、各地域こういった一次産業、特に農業を中心に人口を増やそうということで、新規就農にも力を入れているんです。国頭村もこれだけ遊休地もありますので、今、非常に若い青年たちが移住してきて活気が出てきているところがあるんですけれども、さらに人口増に結びつけるためにもう一段の農業青年を呼び込む政策、例えば東恩納でやっているみたいに一戸建ての、一次産業専用の住宅、倉庫までついている住宅なんですけれども、こういった住宅、そういったものもできれば都会あたりから国頭村で新規就農に来て頑張ってみたいという人も出てくると私は見ているんです。これはまたいろいろ事業の関連があるかもしれないんですけれども、ぜひこういった……、農家というのは、漁業者も同じなんですけれども、アパートではどうしても倉庫がないと思い切った営農活動ができないものですから、どうしてもそういった場所が必要なものですから、その辺をぜひやってほしいんですけれども、どうですか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、様々な職業がありますといって、住居の検体業務というのがたくさん意見として出てきております。公営住宅については定職者ということで、それも認められるんですが、ある意味では、アパートを造ってほしいとか、あるいは農業をやりたいんだけれども、一戸建てのほうがいいというのを聞きまして、宅地分譲も出てきているので、取りあえず新年度、宅地分譲を今、予定をしているんですが、空き家も含めて、先ほど言った一戸建て住宅も含めて、調査は並行してやっていきたいと思います。それでまた土地が確保できるんだったら、その分できたら早めにやりたいと。空き家についても、空き家はあるんだけれども、いろんな事情で貸してもらえないというのがあるんですが、再度、区長に依頼をして、使えるところがないのか、その感じしかできないと思っています。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。１番　山川安雄議員。

○　**１番　山川安雄議員**　２点ほど質疑します。人口を増やすためにはいろんな政策が必要だと思いますが、先日の一般質問でも聞きましたけれども、４９ページのＰＤＣＡサイクルの言葉を聞く、説明をしております。その中でＰＤＣＡサイクルの各段階において、以下のような取組を行いますとあります。それで各事業ごとに、各段階において取り組むべきことを実践して、そしてそれをチェックして、村民や議会に見えるような形で情報を共有するのかどうか。こういうことができれば着実な人口増加の一つの形になると思うのが１点です。もう一つ、国頭村はこれまで２０００年だったか、国頭観光交流を考えるという国交省事業でやって、そのときに２０か字の区長が参加して、その地域の自然だとか、文化だとかの先人からの知恵とか、伝承ごとを拾い出して、まとめてやった経緯があります。それから村のゆんたく会とか、いろいろこれまでやってきていますけれども、地域で忘れかけている先人からの知恵や、伝承を掘り起こしは、このビジョンの中であえて入れるとすれば、基本目標の１にはめるのか、あるいは２に位置づけるのか、アクションは具体的にどのようなことで位置づけていくのか。私は位置づける必要があると思うので、質疑しておりますけれども、このビジョンの中に未来技術を活用した観光コンテンツの開発とかいろいろあります。Ｉターン、Ｕターンを増やそうということも一つあると思いますが、この忘れかけている先人たちの知恵を伝承の掘り起こしというのをどうにか基本目標の中に入れることは考えられないかを伺います。２点です。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　まずＰＤＣＡサイクルの活用についてであります。一般質問のほうでも少し触れさせていただきましたけれども、まず、各課から受けている事業の予算をどうしていくかということで具体的にしっかりとその事業に対しての背景がどんな感じなのか、あるいは必要性はどういった形になるのか、課題があった場合、この事業によってどう解決されたのか。最後にどういう効果があるかというところを様式の中に掲げることになります。ですので、これは毎年確認することになります。全体の評価についても、その事業ごとの評価になるんですけれども、その事業の目的は何なのか、何のためにやるのかというところと、その事業の意図とは何なのかということで、それを確認をする、一定の評価を次年度の総合計画の中で行います。その中で成果目標というか、どういった成果があるのかというところを含めて、数字的に表せるものなのか、あるいは制度的なものなのかというところを確認しながら、今後の方向性を決めていく。今後の基本方針は現状維持でいいのか、例えば達成されたからいいのかも含めて、新たな新規事業はないのかということを含めて、ＰＤＣＡサイクルにいったらいいのかその結果については、多分、今まで受けたことないのですけれども、公表という形でですね、今後ホームページあたりに調整できたらいいのかなというふうには

考えております。

それから地元から御指摘、御質問のあった地域で忘れかけた伝承をどういう形で伝えていくかというところの基本目標に入れられないかというところではありますけれども、何と言いますか、伝承、伝える、例えば行事イベント等についても、これは地域資源というところも捉えていますので、基本目標の１になっています。その２、そこで来ていただいて、２に関係するつながるのか何なのかというところは多分位置づけるということは可能なのかというところはございますので、そこについての事業としてみなすということは、当然出てきますから、そこの位置づけを事業化していくかどうかということは、今後、検討が必要になるかと思います。

○　金城利光　議長　１番　山川安雄議員。

○　１番　山川安雄議員　割とはっきりと答えていただきました。やっていると、プランのときは確かにやって、しっかりと目標を持って、これがどうなのああなのというのは議論していると思います。その議論を表に出してもらいたい。その結果、アクションにやっているのをチェックして、実際ドゥでやりましたと。それをチェックしました。検証しました。それを次のさらなるアクションにつなげていくことがＰＤＣＡサイクルのいいところなので、そこの間のところがこれまで見えなくて、議会でもいろいろ質問されたりしていると思うんです。ですからそこの部分をどうにか、まあホームページで公開でもいいです。そこがすごく大事なところなんです。そういうのをしっかりやっていれば、移住者、Ｕターンの青年たち、若者たちが戻ってくるとか、そういうふうなものに基本的につながっていくと思います。それから基本目標の中に入れることは、ここまで仕上がっているものには難しければ、その後ろ側、基本目標のこういう考え方が大事だということを何か入れられないか。その辺が明文化されていないわけです、伝承的なものの位置づけが、一つの資源だということをですよ。ということで、ひとつ話しておきます。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　これまで計画を策定する際には策定委員会、それから庁内委員会等の意見を吸い上げて、今までやっています。新たな項目を追加するのは、再度その委員会にかけなければいけないということもございますので、そこは何といいますか、委員長あたりに相談しながら、そこでやっていくかというところを、それを受け入れたことによって、絶対変わるというふうなことではなく。少し調整させてください。

○　金城利光　議長　ほかにございませんか。２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　今回、第２期の人口ビジョン・総合戦略ということで提案されているわけですが、中には具体的な施策として、各課そういう事業を展開していくということで、列記されているわけですが、その計画といろいろ整合性を実際事業に当たっては、面積の確保をまたさらに組み立てていくと。その辺はもちろん場合によっては村長の政策的な優先課題を取捨選択しながら入れていくというのは非常に大事なことであって、その中で今、活動が１０年間延長されると。その中で５年単位の実施計画を作成していくと。その中で財源的にはその事業を張りつけて、起債を活用していくと。そういうふうなものにつながっていきますので、この人口ビジョンが、今検討している過疎計画の事実計画の５年計画の中に優先事業、その中から入れ込んで、ぜひ９月定例会にはそれが見える形で、こうして事業展開していくということが分かるような形で、ぜひこの議会に出していただきたい。せっかくいろいろとお金をかけて、いい２期目のビジョンが作成されるわけですから、さらにはまた次期の５次の国頭村総合計画を今年度策定に向けて、再度進めるということですから、その辺の整合性を取りながら、しっかりと施策展開という一つの戦略ですので、戦略も立てたわけですから、議会が承認するということになれば、それを尊重して、やはりこれを生かしていくと

いうことではないと、せっかくの計画には反映されないと、生かされないという結果になりますので、その辺について、今後、国頭村人口ビジョン・総合戦略をどう生かしていくかという方針をお聞かせください。具体的にどう進めていくのか、つなげていくか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　先ほども少しお答えしましたけれども、総合戦略に位置づけられた事業の中で、今後村行政に係る事業の展開というところで渉外部署を置きます。その中の事業展開の中に、今の優先的なものを巻き込んでやって、進めていきたいという思いでやっています。まずは住む場所がないと人は集まりませんから、そこを重点的に取り組めたらなと思います。計画というのは当然財源的なものが含んできますから、その予算の中にそれも含めた形の整合性の取れるようなものに、総合計画の中でもしっかりと指針として載せると。ようなやり方をしながら、位置づけたものは、しっかり管理をするということでもやっていけたらと思っています。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　１点、先ほどの質疑にもあったように、ＰＤＣＡサイクルを含めた検証というのはとても重要なことだと思います。第１期の検証を含めて、それから今回の第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略が策定されています。当たり前のことだと思いますが、最も重要なことはその戦略を職員全員が意識していくことがとても大事なことだと思います。それを重要視するためには、この戦略を各課にどのようにおろして、そこから各職員に認識させ、それを事業に反映させていくかというようなことが重要であり、また戦略を持って実現できるというのがとても必要だと思います。この辺の取組をどのようにしっかりと進めていくかを確認していきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　御指摘のとおり、各職員が人口ビジョン・総合戦略に基づいて仕事をしていくのだという位置づけが大事だと、私どもとしても認識はしているところであります。ですので、このまとめ方というのは、各課長から上がった理由もここにありますので、そこをしっかり共有させていただきたいと思っています。そもそも誰のためにやっているんだ、村民のためにやっているのだというところを含めて、各課共有しながら課長会あるいは庁議の中でも再三議論しながら進められたらと思っております。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　確認と、教えてほしいんですが、４１ページをお願いします。総合戦略、施策一覧、この事業に関してはほぼ農林水産業、まず歳入としては補助金、そして県補助金、実質この補助金は例えば農業振興だと肥料とか、堆肥、農薬等、これにおいても実質あるものと考えているんです、農家は。長年、ＰＤＣＡサイクルにおいてもそのように必要だと、ずっとずっと。次世代の人材投資資金１百５０万円、これも５年間あると、営農新規においてはですね。これも当たり前にあるという考えの下で、実質来ると、そして行くでしょう、また。ほかの諸々もそうなんです。例えば２番議員からもあったように、総合戦略においての過疎事業債にも繰り入れることができる。そして一括交付金等にもほかの事業においては繰り入れることができる、計画においては。確かに今は財源があっていいです、ＰＤＣＡサイクルにおいては、必要とみなすのかどうか。しかし、今回いつなくなるか分かりません。実施これって沖縄振興も含めていろいろな部分においての補助かもしれません。他県ではこんなものありません。実質言って、もともとから自立というのと、あともう一つ、なぜ若者が定着しないのかどうなのかということを、例えば肥料の補助金、薬剤の補助金の中で、この補助金を受けるのであれば、目標値というのをある程度考えてくださいと。農業生産

もそのうち若い方々においても、それになぜ至らないのかというものを報告書等、例えば若者営農団体としてのグループを作って、その場で話し合いを持つような、そんな活動資金というのも必要だと思います。お互い勉強し合う。もう人材をつくる時期です。いいですよ、こういうのは補助金があるので、その活用も大いに結構です。しかし技術人材をどうつくり上げるか。本当に前からそうなんですが、実質それに徹底して考えていかないと、今後はまず無理だと思います。自立できないと。地元でできることは地元でする。例えば堆肥でも実質ばら堆肥なら、森林組合、本当に言いますが、前に安田で堆肥場もあったわけです。しかし運営できない状態、仕入れもあるわけです。だから何で人が、要するに人をつくって、人が何ができるのか、政策が毎年同じなんです、ビジョンが。なぜか、財源があるから。ありですよ。だけど、人をつくっていかないと逃げていきます。もうからないと。厳しい中ではあるんですけれども、目標値をお願いだからつくってくれと、農林水産業。実質資源がどうなのかというのをみんな調査してくださいというのが私の意見です。今後、海洋資源はどこまで激減するのか、それとも上がっていくのか、いろんな観点です。確かにそうです。我々は本当に財政が厳しいです。しかし、厳しい中で絶対やらないといけないことがあるんです、人づくりです。自立できる。例えば農業で３千万円ぐらい上げている方がいるというのを聞いています、１千万円以上の農家も何名かいると聞いています。すばらしいです。その方々が講師としてアドバイスできる場を作るのも一つだと思います。成功事例としてあるんだから。水産業でもそうです。大きな投資を、例えば２０トン級、２０トンなんですけれども、１０何トンにして、トン級の船を３千万円、４千万円、５千万円で買って投資して、それで自立してどんどんやっている方がいます。なぜそれができるのか。林業もそうです。厳しい中で、伐採も厳しい中でやる。それも一つにやらざるを得ないと。木材の供給が必修だと、必要だからです。そうだと思います。そういったものを今後しっかりとビジョンとして持たないと、人を入れて、稼げる人、結婚して子育てできるぐらいのサラリーをもらえるような環境を一人一人つくり上げるというのが本当にベストだと思います。そういった戦略を本当に今後持ってもらいたいけれども、どう考えていますか。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　今回の人口ビジョン・総合戦略にあたりまして、教育目標の第一次産業の振興によるしごとづくりについては第１期とほぼ内容は一緒であるんですけれども、内容は確実にですね、今、村として、真にいるものに対して上げております。この第１期の中では国頭も３年間続けてきた国頭村ブランド牛支援事業とか、そういう……、単年度とか、二、三年とかという事業規模があって取り入れて支援を行っております。ただ、この人口ビジョンは一次産業だけに限らず、全て１、２、３にて、それを含めた形の人口ビジョン・総合戦略になっておりますので、そこは十分御理解いただきたいと思います。やはり一次産業に関しましては、経済課としましては次世代、前で言う青年就農給付金、こちらのほうで村外から多数の新規就農者が移住しております。それに伴う助成で、そこも農業青年関係であるんですけれども、そこの中でまた村からも補助金を支給しておりまして、その中で定期的に勉強会とかというときは、この会長であります方が法人化も目指しているということで、また農業を地元の経験のある方とか、そういう方といろいろ勉強をしながら、そういう形で動いております。先ほど村長からもありましたように、山城弘一さんの質問に関してありました東村が実施しています農家事業ですね、こちらのほうは確かに農家は機械関係を保有しておりますので、アパートというのは多分新規就農問題から移住してくるのは厳しいです。あと空き家活用とか、そういう形でどうにか農業できるような環境を、そういうのはあくまでも農地だけではなくて、住むところとか、全て含めた形で総合的に横の連携を図りながらやっていかないといけない施策だったわけです。通常は国、県の事業以外にも新たなそういうビジョンとか知らない人の場合には、補助メニューにない、

一括交付金、そういうのを活用しながら、今後また一次産業振興に取り組んでいきたいと考えております。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　分かりました。私も農林水産だけで言っているわけではなくて、やはりみんな人材ですから、いい人材、そしてその方々が自分のスキルの中で大きな対価を得るような人材が一人一人つくり上げられれば、幾らでもここに定住するし、山を使い、海を使い、農地を使って生活もできるし、またそれに付随して例えば商工業、生産業、いろんなものが波及できる。しかしながら、資源はここのものをほとんど使うと思いますよ、ほかのところで資源をとって、はい、ここで作りましょうという工場というのはちょっと厳しいのかと思われます。

もう一つなんですが、やはり思うに、ほかから定住してもらうのもいいです。しかしながら、地元の方、地元の若い人がなぜここに定着できないのか、なぜ出ていってしまうのか、農林水産業の魅力がないのか。周りを見て、親を見て、これでは飯が食えないと思っているのかどうか、そこも原因だと思いませんか。農林水産業のみならず、ほかも含めて、ここに職種がないと、テレワークとか、そういったものができるような環境というのはとても大事です。これもあります。これというのはやはり進めるべきです。地域、過疎地域も含めて、Ｗｉ－Ｆｉやネット環境、そういうのは本当に必要だと思います。それを含めて都会の格差をなくす。情報網をここでもしっかりとれるという環境も必要で、そこで実質コロナ禍においての戦略として、持っている。これもすばらしいと思います。そういったものをもう一度考えて、基本に戻って、本当に裾野の調査、そして課題、たしかに大きな渦でやりますけれども、そこでやっても下というのは、本当に小さなところというのは解決できているのかどうかは疑問です。与えるだけではなく、責任を持ってもらうというのも一つだと思います。目標値を一人一人持ってもらって、それにケアされる、できるのであればしてもらう。そういった戦略でいってもらいたいと思いますが、村長どう思いますか。

○　金城利光　議長　知花博正　経済課長。

○　知花博正　経済課長　一つの例をとって言いますと、就業補助金というのは、就農補助金を受けるためには、農業施策の振興が必要ということで、ＪＡとか、ふるさと市ですね。部会に入っているというのが条件ということになっております。ということは、特にＪＡの場合、それだけの先端そういう形で担い手とか、中心的な経営体でないと、そこの部会に入ることが条件となります。そういうことも条件として、村としても支援しておりますので。水産業に関しては、前回ですか、ちょっと村長のほうからもありましたけれど大学から、沖縄高専の流通、政府の特進授業ということで、シャーベットアイスですけれども、こちらのほうがみんな実施をして、メーカーのほうがこういう器材を借用して、実証しているんですけれども、これは海外にも展開できるような形で、鮮度は通常の氷よりも３日ほど長持ちするということで、こういうことで海外にも展開できるということで、試験的にシンガポールとか、そういうところにも出しております。これは好評を得ています。県内でも沖縄高専にも維持できるような、今シャーベットアイスの機械がないということで、今回は大学の事業選択を受けまして、漁業協同組合が直接実施します。この中にも国頭村で捕れた魚をいかに県内、県外、海外まで展開できるかというのもまた事業を導入しながら、いろいろまたそういうマニュアルとか作成もしながら、国頭村の水産振興を図っていきたいと考えております。

目標なんですけれども、基本的に国頭村の農業基盤整備促進基本構想の中で作成すべき構想というのがあるんですが、そこにも年間１５０日以上とか、所得は３百万円以上とか、そういう目標がございます。あと実際に受ける場合ももちろんそれなりの目標、青年就農計画とか、そういうのも提出してもらって、国のほうが事業を採択しますので、必ず新規就農する方はそれなりの目標を持って、そういう給付金を受けたり、

機械導入を受けたりしておりますので、各課がそういう方は計画をちゃんと持って行っています。ただ、実際にそれを経営までもっていくというのは５年かかると。そのために５年間の支援があったりします。そこのところはまた行政としましても、サポート体制、いろいろなもので支援していきたいと考えております。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　与儀議員からも質問の中でもたくさんの御意見をいただきました。おっしゃるとおり、ビジョンの中の目標値が今、２０６５年は５，０００人から５，５００人という目標を設定しています。前の基金で後期を示したんですが、大変厳しい状況であります。ただし、そこに向かっているという状態で、今どういったことがあるかということがその中身になっております。その件数が、これは基本構想というのが図面が私は予算書あたりがその図面になると思いますので、先ほどからあったいろんな事業をするんですが、やはり財政が脆弱なので、補助金あたり使えるものと追加したものとですね、それで事業執行しているというふうになります。

国頭村は一次産業、二次産業、三次産業、いろいろな課題があります。さっきおっしゃったようにですね。そこで人材育成が非常に大事だと思います。産業の部分でですね、誰か成功して、ならば、そこに向かってみるのも目標にしてやってくるだろうし、そういう考え方をしようとか、そういったのもあるので、こういうところもいろんな部分も、取組も、予算を使いながら、村主体のまた人材育成もできるように検討してまいります。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　１点だけ確認しておきたいと思います。簡潔に話しますので、総合戦略ですが、３５ページにありますＳＤＧｓなんですが、今回ＳＤＧｓに新しい理念が入ってきたということがまた大きな特徴かと思います。私も一般質問をしまして、その後また村のほうの広報誌でも取り上げていただいたので、地域は本当にお年寄りからも何だかよく分からないけれども、何かが始まっているというぐらいの感覚はあるようで、「あんたが出していた何とかというのは、あれは何か」、「村の広報にも載っていたあれは何ね」、「オリンピックと関係あるの」とか、「何かの祭りするの」とか、まだまだ理解度は低いものでありますが、何か新しいのが出てきたというのは意識されているような感じが見受けられます。私が１２月定例会で質問した際に、まだまだ住民への周知啓発も必要だと思うが、職員への周知からまず始めていかないといけない大きな課題だということをおっしゃっておりました。その点について、現状というか、その後、総合戦略を進めて、かなり細かく、どの施策にはどれが当てはまるというのが分かれていて、それは本当に一人一人の職員が意識しながら進めていけたらすばらしいと思うんですが、職員の現時点での理解度はどうなっているか、お伺いいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　千賀子議員から一般質問を取り上げていただいて、早速、広報誌に分かりやすいつもりで掲載させていただいたんですけれども、まだまだ意味が分かりづらいかと思っています。職員の理解度はどうなっているかというところですけれども、今回の予算編成のときに皆さんが上げてきている事業はＳＤＧｓについてはどう考えますかというところを周知させていきます。そうしたらこの事業は果たしてＳＤＧｓの観点でどうなのかというところはもう少しだと思っています。その１７の目標については、１６９あたりのところがまだ公表してませんので、そこも加味した上で本当の意味でもＳＤＧｓをしっかりと職員で共有したいと思います。皆さんのいずれにしろ、こういった取組を通じて、社会の環境、経済の波及も回っていますというところを認識づけさせたいと思っています。

○　**金城利光　議長**　４番　宮城千賀子議員。

○　**４番　宮城千賀子議員**　職員もまだまだということで、ましてや地域住民はまだまだ分かっていない状態ですので、これからまだ先は長いですので、でもあるという期限でもありますので、少しずつ分かりやすいように、これは決して難しいことではないと思っています。福祉産業の発展のために本当に大事なものは何かという基本に戻るということが、ある意味、このＳＤＧｓの意図するものかと思いますので、その辺はみんなで共有理解しながら、また習得して伝えられるぐらいの勉強も我々はしなければいけないと思いますので、今後も力を入れて、ぜひ推進していけたらと思っております。頑張りましょう。以上です。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　本村の人口構成を見てみますと、浜から与那まで約８０％の人口を占めていると、そして謝敷から安波までは１０集落ありますけれども、高齢化率が６０％以上を超えるのは４字、そして２０％以上が３字と、３０％以下が３字あるという実態なんです。それでこういう人口減少は特に東部地域の人口減少を考えた場合、この間、我々は安波に視察に行きました。そして見てみると、遊休農地といいますか、放棄地とかたくさんありました。放棄地、遊休地をいかに活性化させて、農業生産を上げて、そして加工して販売までもっていくかということを考えた場合に、農業者が生産すると、そして加工すると、そして販売するという、そういう交流の場ができていくんです。こういうことを併せると、この安波の遊休農地をいかにして利活用していくかという視点で物を考えて、そこでこれを建てたらそこに人口、住む人が増えると思うが、さっき８番議員が言ったように、古民家利用、宿泊、こっちで泊まると、それで人口が定着していくと。そういう事業を展開していかないといけないと思うんです。そういう意味で、民間企業、今、規制緩和されて、建設業でも何でも農業に参入しますから、荒れ放題の土地も農業をさせて、特産品開発から販売まで一気に引き受ける六次産業を興していくというシステムで、全国農家、あっちこっち、外国でもいいです、準備して、そこでやってくれませんかというお膳立てをして、もうトップセールスをして、世界中、国内あっちこっちで、そういう誘致活動をするといいと思います。村長はどう思いますか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えをいたします。

　安波の土地改良の中に荒蕪地があるというのは、私もそこに行って見ています。今、ゆがふ製糖がサトウキビ植えています。少しずつ今、解消しつつあります。それと今、沖縄県と遊休地の解消の件で事業導入について検討中でございます。協議中でございます。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　国、県とも連携して、村内の遊休地の解消、六次産業化に向けてやってきているようなトップセールスをぜひ頑張ってほしいと思います。よろしくお願いします。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　ＳＤＧｓにおいてですが、地方創生ＳＤＧｓ、官民連携プラセント等、プラットフォームと、あとモデル事業。モデル事業においては、恩納村が進めております。そういったのも戦略において、このＳＤＧｓを取り入れるんですか、どうですか。これにおいては事業の推進のための取組として、自治体で進められる事業が上限３百万円で都市、定率で２分の１で上限１千万円、定率補助で上限２千万円という形で、都市以外がそうなっているんですかね。そういう事業も取り込む、戦略の下にこのＳＤＧｓというのを取り込んでおりますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　今の事業はプラットフォーム事業ということで……。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　プラットフォームと、恩納村は三部です、恩納村再生事業、あれがＳＤＧｓのみらい都市自治体のＳＤＧｓモデル事業にうたわれているようです。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　その辺の事業については、ＳＤＧｓに絡んだ助成事業があるかと思いますが、まだそこまでは念頭にないんですけれども、取りあえず世界遺産を目指している地域なので、その辺の環境保全的な事業というのをそれこそ事業の中に盛り込むとも考えられますので、その辺のところは村にとって有効なのかどうかというところを検討しながら進める必要があると思います。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　プラットホーム事業は今のところ……。

○　**金城利光　議長**　知花博正　経済課長。

○　**知花博正　経済課長**　先日の予算委員会で説明しましたけれども、今年度計上しています離島再生支援事業というその中に、一つの中でサンゴの保全等、そういうのも実施していく予定になっております。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　ぜひそれを検討していただきたい。やはり本村は再生事業を進めるべきだと思います。私においては、もう砂防ダムを壊すような事業というのは、絶対に不可欠だと思っております。それには何が必要なのか、どういった河川事業が必要なのか、河川河口事業が必要なのか、そういった再生的な植林とか、植物の再生とかを含めて事業化するのが必要だと思いますし、プラットフォーム事業においては、１号会員という形で都道府県、市町村が４２３団体、２号会員としては関係省庁１３団体、産業会員としては、民間団体６５３団体、１，０８９団体という形で、２０１９年１１月末現在という形になっておりますので、その辺もどうするのかという方向性をしっかり決めて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第２３号　第２期国頭村人口ビジョン・総合戦略については、原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。（午後　０時０５分）

午前に引き続き本会議を再開いたします。（午後　１時３０分）

日程第１２　議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　現在、教育委員はどちらの出身の方々と、内容を教えてもらえますか。何名がどこの出身か。それと今後、重大な作業としてはどういったものがあるのか、教育委員会使命。そしてどういった権能を有して、それにかかっていくのか。大きな学校改革があると思います。教育長はすごい重責を担うはずです、次年度から。それについてどのように取り組んでいくのか。そして地域と相当密接に話し合わないといけないと思います。そういった面でどのような取組がなされるのか、お伺いします。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　与儀議員の質疑にお答えします。

今回新たに教育委員として任命する方については、佐手出身ということは御存じだと思いますが、今現在、教育委員が４名いらっしゃいます。地域としましては、鏡地区、そして安田区、今期の任期満了する方も鏡地区です。あと桃原区となっております。すみません、名前ですね、鏡地区のほうで島袋晴美さん、そして今度任期満了の鏡地区の前田　実さん、そして安田区の仲根　忍さん、そして桃原区の小川剛男さん、４名となっております。今現在、人材育成、健全育成等も含めて、スポーツとか、社会教育関係、また当時ＰＴＡ会長などされた方が教育委員となって、学校改革、振興を含めて教育委員会議の中でいろいろ議論をしてきました。今後、質疑があったとおり、現在学校の統廃合というのを委員会の中でいろいろな議論、話し合いをしている中で、実際、昨年の６月からその委員会を立ち上げて、その中で、コロナ禍の中でなかなか検討委員会とか、地域の意見交換会、現地調査などが流れてしまって、予定が６月までに何とか議会報告できたらと考えております。その中で地域においては、現在残り２回、来週、奥区と佐手区のみ残っております。やはり各地域においての意見等を集約しているところであります。それを踏まえて、４月には意見を取りまとめた上で、検討委員会で審議して、５月の教育委員会議、そして総合教育委員会議で答申をしようと計画しているところでございます。今後その計画に基づいて、今、学校の整備を考えないといけないと思っておりますので、今後の取組についてはやはり地域の意見を尊重に、意見を基に学校の整備、もしくは廃校もあるかもしれませんが、そこに向けて地域の意見を取りまとめた形で、前向きに進めていけたらと考えております。以上です。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　校区的に今、休校している、西海岸地域、安田区の方は教育委員として選任されてきているわけです。安田の東部海岸地域、そして鏡地、桃原と、今言う辺士名地域、奥間地域等々、両方兼ねるのかな、鏡地・桃原という感じで、前田さんが今度ということでございます。その中でやはり西海岸

地域においては、今、休校の状態にあると。地域がどのような考えを持って、そのような学校をどのようにしてほしいのかというのが、やはり基本としてあるわけです。その中で実質３月４日に予定の教育長の答申が出ると。その後に教育委員で話し合いがなされるわけですか。そういう学校の歴史とかというのをここから本当に勉強してもらいたいんです、いろんな面で。教育委員になって、その都度の定例会議ではなく、やはり地域を見てもらわないと、今後、あとに禍根が残るのではないかと、廃校になった場合。あれも結局教育委員はいるんだけれども、山本さんですか、知らないな。話もしたことはないな。最終決定権はやはり委員会にあるわけです。教育長の答申を経て。そういう面にからして、今後相当勉強しないといけないと。歴史というか、学校の歴史とかいろんなことに対して、そうは思いませんか、どうですか。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　質疑にお答えします。

やはり与儀議員がおっしゃっている、教育委員としてまだ実際に業務の中身というのはまだ分からない、勉強をするところだと思います。ただ、やはり地域で今、活動しているということもありますので、また学校の歴史も踏まえて、今後、教育委員会議だけではなく、地域にもっとさらに溶け込むように佐手地域でもなく、西海岸、もしくは村全体に学校の歴史というのを学んでほしいと考えております。以上です。

○　金城利光　議長　６番　与儀一人議員。

○　６番　与儀一人議員　こういう流されているということは、実質上、未来で、この歴史は残るわけです。これを最終的に決定するのは委員会で、議会。委員会がほぼ出してくるんです、提案として。村長からですが。そこの要するに委員会で議論がなされるわけです。議論がなされて、決めてくるわけですよね。どうですか。誰が実質そういうのを最終的に決めるか。委員会はどのような影響、そこの話の中に影響があるのかどうか、お伺いします。

○　金城利光　議長　園原　實　教育長。

○　園原　實　教育長　お答えします。

現在、学校統廃合検討委員会で話し合いが行われています。それぞれ教育長の諮問ということでお願いしているところであります。この諮問を受けて、教育委員会議を開催します。その中で地域の意見、児童生徒、保護者、その皆さんの意見を酌み取って、今後の学校の在り方についてということで話し合いを行います。この話し合いの一つの方向性をしっかり示すということは、多分その話し合いの中では難しいかと私は思っています。それを我々の意見をそのまま教育会議、村長が主催します総合教育会議の中に、その教育委員としての意見書を出して、その教育会議の中では村長、教育長、そして教育委員の皆さんが参加して、その中で今後の学校の在り方について検討されます。それが１回開催して決定するかというと、それは多分話の内容、進め方にもよるかと思いますので、慎重を期して対応していくという考えであります。以上です。

○　金城利光　議長　宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　教育長が答弁したとおり、やはり総合教育会議というのが一番の最後に決定する機関だと思っておりますので、やはり地域の方々、そして保護者、児童生徒の意見を酌み取った形で、最終的に判断して決定したいと考えております。以上です。

○　金城利光　議長　　暫時、休憩いたします。（午後　１時４１分）

再開いたします。（午後　１時４３分）

ほかにございませんか。４番　宮城千賀子議員。

○　４番　宮城千賀子議員　今回の山本氏の推薦については説明でもありましたが、保護者であるものが含

まれるようにしなければいけないという保護者枠からの推薦ということですけれども、確認しておきたいのですが、保護者というのは、中学までですか、高校までを指すのですか、どちらでしょうか。休憩をお願いします。

○　金城利光　議長　　暫時、休憩いたします。（午後　１時４４分）

再開いたします。（午後　１時４５分）

宮里　光　教育課長。

○　宮里　光　教育課長　お答えします。

将来保護者になる方々ということで、児童生徒を含めた高校生も含めた方、保護者と考えております。

○　金城利光　議長　４番　宮城千賀子議員。

○　４番　宮城千賀子議員　分かりました。私もこの保護者枠で教育委員になった経験を持ちますが、そのときは小学校、中学校の保護者からということを私、聞いていましたので、その確認までででした。保護者枠というのはとても必要だと思ったんですが、現在、村が補助金を出している村内の小中学校の漢字検定があります、英語検定とかありますが、これを元々村内の小学校のＰＴＡ会長の話の場で、辺士名小学校はＰＴＡ会費から出ているけれども、ほかの学校は自費でやっているということがあって、そういう教育の場において、教育に差別があってはいけない。そういうことをなくそうということで提案して、現在に至っています。もう１０年以上前ですけれども。ですので、現役の保護者の枠というのはとても大事だと思いますので、その辺を何と言いますか、大事に大事に扱いながら人選をされていけばいいのかと思います。確認を兼ねてでした。

○　金城利光　議長　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立

願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第２４号　国頭村教育委員会委員の任命については、同意されました。

日程第１３　追加議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更についてを、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第２５号

東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更について

次のとおり、東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めます。

記

１　変更前の契約金額　　３２４，５００，０００円

２　今回変更による減額　　１５，４５５，０００円

３　変更後の契約金額　　３３９，９５５，０００円

令和３年３月８日提出

国頭村長　知花　靖

国頭村議会議長　金城利光殿

提案理由

設計変更に伴い契約金額を変更する必要がある。

副村長が補足説明いたします。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更について、補足説明を行います。

今回の提案については、工区の設計変更に伴う請負契約の額が契約変更になるものです。資料１が改定契約書となっております。現契約には完成年月日が令和３年３月３１日、改定による完成年月日が令和３年９月３０日となっております。資料のページが現工事請負書となっておりますので、お目通し願いたいと思います。以上で補足説明を終わります。

○　金城利光　議長　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　今日は３月１８日です。契約が令和３年１月２１日契約です。提案理由の説明では、設計変更に伴う契約額を変更するということで、先ほどの補足説明で、副村長は工期の変更があると。それによって改定契約が生じると。それで今回の改定契約が１，５４５万５千円ということですけれども、具体的にはいろいろ手続があると思うんですけれども、この時点で改定契約をしなければならない理由が、今言ったことなんですけれども、これは当初の入札段階で現場説明等を多分しっかりと行った上で、入札を行うというのは当然なんですけれども、その段階ではそういう説明をなさった上で、予定額とか、そういう

のは設定していますと。入札、落札もそういう事情による、さらに最低増額があるんですということ等を十分説明した上での今回の提案ということですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　入札の段階において、仕様書等をもちろん提示していくことになるんですけれども、実際にはそれも踏まえた上で、質疑等もお受けしております。その質疑の中できちんと今回の工期についての見込みも含めて、工期を延長するところについて質疑として回答させてもらっております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　そのことで今回の変更後の改定契約金額が３億３，９９５万５千円ということになるわけですが、現場もこれからいよいよ９月３０日の完成に向けて急ピッチで進めていくと思いますけれども、実際、現場を進めていく中で、原設計と、それから実際施行したときに設計変更がとられる可能性もあるわけです。そのときもまた改定契約が生じるだろうと、増になるか、減になるか、その辺の見通しというか、今現在ですよ。設計の中でですけれども、それはあるのかないのか。そしてあるとする場合には減なのか、増なのか、その辺も含めてどうお考えですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回内閣府と工期の延長について調整させていただく段階では、９月末ということで、調整をさせていただいております。実際にはこれから現場を進めていく中で、遅れが生じるかどうかというのはまだ見えないところであるんですけれども、大きな全体工程の中では最低でも１１月末までには確実に工事については終わらないといけないと考えておりますので、仮に延長がかかったとしても最小限、１１月末までには工期を終わらせるというところで想定をしております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　答弁もれがあります。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　仮に工期を延長した場合には、もちろん今回と同じような形になるんですけれども、それに伴う総括ということはもちろん想定されます。

○　**金城利光　議長**　暫時、休憩いたします。（午後　１時５７分）

再開いたします。（午後　１時５９分）

宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　工事の施工については、もちろん現場があります。その現況によっては当初の設計と数量の違いというのはもちろん出てくるかと想定はしております。ただ、それが今の時点でどれくらい出るのかとか、増減が出るのか、あるいは減額になるのかというところはまだ想定して動いているわけではありませんが、そこは考えられるところだと思っております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　事業に当たっては、当然、事業費というのがあって、相当の事業費の中で工事額の中で縮小したり、あるいは変更したりというのはあると思います。だから私が今言っているのは、そういうことで予算措置も含めて、別にまた増額されるのかを含めての、要するにそういう考えなのですか。あるいは減額という形になるのか。総額というのは決まっていますよね。内閣府からの補助金、交付決定は受けたりして。それが増額と、方針決定の変更増額というのはないんでしょう。ありますか。その辺も含めて、予算の増減もでてくるのかどうか。予算措置の上限をですよ。まだ工期が９月３０日まである中で、その辺

のトータル的にはどういうふうに解釈をして事業を進めるかということです。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　実際問題、事業を調整していく上でも事業費については今回の繰越しにもつながったんですけれども、その事業の範囲の中でもちろん進めていくということで、進めさせてもらっているところであります。実際には今回の事業については、事業決定を受けた額、その範囲内で執行すべきだと考えていますので、その範囲内で執行できるような形というのを目指して、工事については進めたいと思います。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　今回は直行、直接工事計画ですよね。その変更ではないですよね。この辺の説明もしっかりやらないものだから、聞いていても恐らくただ設計変更に伴う契約となると、よく分からないと思うんです。ですから今回はあくまでも直接工事契約の変更ではなくて、工期変更に伴う諸経費の変更だというふうにしっかりと説明してもらわないことには、説明責任を果たしていないという形になると思うんです。私が質疑してから、実は中身はこうですという話ではなくて、分かりやすくしっかり説明しないと困ると思うんです。ですから現場説明の段階では仕様書を含めて、こうこうしかじかですので、諸経費の変更分は当然出てきますということを踏まえて、出てきている数字だと思うので、この辺を説明しないと、説明義務にならないではないですか。この辺をしっかり説明をお願いします。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回の工期の延長についてなんですが、工事の設計書で言うと、仕分け書に含まれる項目になります。今おっしゃったように、直工において、工事の内容については増減はございません。工期の延長に伴う経費の増加になりますので、まず共通仮設費、そこについて３か月から４か月に工期を延ばすことによって、共通仮設費のほうが増額します。もう一つ、工期が延長する項目としては、現場管理費があります。今回、共通仮設費と現場管理費において、工期を延長することによって増額が生じております。それぞれ今回建築、電気、機械をまとめた形で工事の発注となっておりますので、今の３か月から、たって４か月という工期の延長に伴う、今おっしゃった共通仮設費、現場管理費については、それぞれ増額、それを積み上げた形が今回の工期増額分となっております。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　工期の変更ということですが、工期の変更に伴って、入札の際に工期と金額とフローチャートで、ある程度緩やかな線に上がっていきます。しかし、工期が短いとぱっと上がるんですよ。となると、入札は高くなるのではないですか、逆に。期間が少ないんです。投入する期間も少ない。安全管理もよりお金を使う、いろいろな面で。私はそう認識しているんです。突貫工事だから。例えば２４時間働けば、その分の労賃が上がっていきます。何倍も上がるんです。その辺というのは、私は認識がないので、ちょっと分からないので教えてもらえますか。そういうところで例えば１月で３月いっぱいの工期だとすれば、その物件をわずか２か月で仕上げるわけです。それぞれで、その説明で入札に臨まれると。では２４時間やらないといけないとなれば、私はそうなるのではないかという認識なんですが、どうですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　実際、現実的にどうかというところはあるんですけれども、例えばこの短期間で、今回予定しているものでは完成させるということになれば、それ相応に縮めるわけですから、先ほどおっしゃるように、２４時間働くのかとか、そういった形にはなります。これは実質、そういうことはで

きないのですが、例えば時間を短縮することによって、その工事に従事する作業員を、例えば５％引きのところを１０％引きするとか、そういったこともあるいは考えられると思っております。ただ、これは現実的には考えられませんので、工事の請負契約については、その工事の完成を約束した契約となりますので、その工程高については、今言う現実的にはできないんですけれども、そういったところを踏まえた形で、完成を目指していただくということを想定しています。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　人員がここにたくさんその人が同じ時間に入れるということは、まず私の考えでは不可能。しかし、時間を延ばして２４時間やるんだったら可能性があるんです。なぜかといったら２４時間あります、８時間働くのを３で、結局は２４時間だと、要するにずっとフル回転していると、３倍に伸びるわけです。１か月だったら６か月です。私の考えはそうなんです。だけど一気に８時間、８時間で回ってみんな入れて、はいやれと言っても現実的に動けるわけがないと思うんです。だからそういう観点で質疑しているんです。だから実質上、単価は私の考え方においては、その工期内容を２か月で突貫しなさいと言えば、単価がべらぼうに上がってくる考えなんです。今後延ばして、総額というのは、その辺の説明が分からないんです。教えてください。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今、確かに私も例えといいますか、実際それで２４時間働くとか、パーティーを組めるのかというのは、実際にそれができるかといえば、それはなかなか難しいのかと思っております。当初、契約入札する際には、標準の工期を含めて大体どれぐらいのスパンがかかるというのは、もちろん把握した上で発注させていただくこととなっております。それを踏まえて、今言う共通仮設費にかかるとか、現場管理費にかかるというところで、積算基準の中で、何日かかるかというところのみが反映されますので、今、与儀議員がおっしゃる期間ではなくて、現実は入れるかどうかとか、できるかできないかというところは、基準上、そういったことを加味した基準ではなくて、適正工期の中で行っていく上での工期となっているので、さらに上乗せするとか、そういった形での工事費の算定というところは、積み上げとしてはございません。

○　**金城利光　議長**　暫時、休憩いたします。（午後　２時０９分）

再開いたします。（午後　２時１１分）

６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　この件については私もちょっと不明なので、理解できないところもありますので、後でまた説明資料等を含めて、議会に提出ください。よろしくお願いします。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、追加議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

追加議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、追加議案第２５号　東部周遊拠点施設整備（本体棟）建設工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第１４　追加議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得についてを、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第２６号

東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得について

次のとおり東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品を取得したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めます。

記

１　取得の目的　　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品購入業務
２　取得数量　　厨房等備品　一式（別紙のとおり）
３　取得金額　　２３，１００，０００円
４　契約の相手方　　那覇市久米１丁１６番１０号
　　株式会社　第一機行
　　代表取締役　大城　政敏

令和３年３月８日提出

国頭村長　知花　靖

国頭村議会議長　金城利光殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定による。

副村長が補足説明いたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得について、御説明いたします。

厨房等の備品については、本体棟、厨房エリア、それから飲食物販エリアを含めまして、計６２点の購入となります。主な備品については、冷凍冷蔵庫、それからショーケース、調理器具等となります。資料１については、物品売買契約書となっております。納入期限が令和３年３月３１日となっております。資料２が入札結果報告書となっております。資料３から資料５については、エリア物品に分けた備品を整理しておりますので、お目通し願いたいと思います。資料６は厨房等の備品の配置図となっています。赤線のほうが厨房エリア、青線のほうが飲食物販エリアとなっております。以上、説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　議案第２６号なんですが、いろいろ備品の厨房関係の購入ですけれども、その備品を使って、現段階で具体的にどういったメニューが想定されているのか、また地域とどのぐらい想定されているのか、お願いします。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回この備品を使って、どういったものを想定しているかということでありますが、実際、今、出来上がる商品だけを販売するということは想定していなくて、主にパイナップル等、そういったものを仕入れて、それを加工、販売という流れを想定しております。なので、今回想定している備品では、まず主食はなんですかということで出したパイナップルケーキがあります。さらにはパイナップルそのものを冷凍して、それをかき氷にして出すとか、そういったかき氷機等も今回の備品には入っております。これまで安波の地域でそういったものが出せるかという協議の中で話が出ていたピザ、ピザを出すためのピザ窯等も整備としては予定しております。あとは地域の食材ということでありますが、魚介類についても仕入れる予定としていまして、そういったものを冷凍する機械を、今現在別事業で整備しているんですけれども、そういったものもこの中に配置していく予定となっております。さらには定期的に出す軽食というところで、パン関係、そういったものをメニューとして予定しております。パンであったり、あと飲み物で言うと、できれば地域の豆を使いたいんですけれども、コーヒー等、そういったものも定番のメニューとして、今のところ想定しております。ただ、これだけではなくて、今も実際には安波の集落の婦人会等も話をしているだけなんですが、さらに話を広げていって、ここの施設を使って、この備品を使って、いろいろ商品を試しながら、そこで反応を見ると。そういったことが展開できるような形で、備品のほうは整備させてもらっています。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　これはその場所で販売するもの、それとも東京の銀座ですか。そこで販売することはできないんですか。この割合というか、そういった代表して、こういうのが主流になるというのか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回、現地だけでの販売というところは考えておりません。今おっしゃるように、今回東京に持って行って試作品として販売したパターンも含めてなんですが、実際、今、指定管理候補者については、現地のスタッフもいますし、東京スタッフというところの配置も想定していますので、

こういったイベントというのも含めて、現地から離れたところでの販売と、あともちろんインターネット等を使った販売、そういったところで売る手法というのは展開していく予定となっています。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　こういった農作物を含めて、大都市で販売する。それによって地域を紹介していく。そういった国頭村の何というか、特産物、そういったものを戦略的に宣伝するという計画まで持っているのかどうか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回、東京でパイナップルケーキを販売した組合というか、途中経過というか、報告を聞いているんですけれども、パイナップルが国産品のパイナップルというところがなかなか都市部の方にはイメージがないようでした。要はパイナップルと言えば海外の物。特に台湾です。その台湾からくるパイナップルというイメージがかなり強かったです。しかもパイナップルを展開している台湾の、今回も台湾式パイナップルケーキということなんですが、その台湾式のパイナップルケーキを国産のパイナップルでやるというところで、お客さんについては評判というのか、海外産よりも国内産というところで評判がよかったと。それが日本、沖縄の国頭村のパイナップルを使っているところは十分アピールできたのかと思っています。

○　**金城利光　議長**　８番　山城弘一議員。

○　**８番　山城弘一議員**　私が言いたいのはそれだけではなくて、村全体のそういったものをそういう施設を使って、戦略的にアピールして、人を呼び込めるようなところまで考えているかということです。村長のほうでお願いします。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えをいたします。

先ほどの室長のほうからパイナップルを使ったケーキ、私も食べました。非常に人気があったということで、銀座でしたか。聞いております。それ以外についても推進室だけではなくて、役場全体で連携しながら経済課も含め他の商品、加工品あたりも漁協でも新しいものを作っていますので、そういったもの全体を含めた販売戦略、そういったものを協力してやっていきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　この備品、４月にできた後、施設の中で利用するということで、今回もう既に入札をかけて、金額の２，３１０万円ということになっていますが、備品の数からすると、資料にあるように６２品ということなのでありますが、この辺は公的資金で購入して、あとは関係する指定管理者が利活用するということになるということですが、なぜ納入期限が３月３１日で、納品場所が安波地内なのかですね。この辺をもう少し分かりやすく説明できませんか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　納期については、先ほどの工事の延長等も少し関係するといいますか、事務的な手続上のところがこういう……、次年度事業ということで、３月３１日、３月末で事業として一度は切る形でとりますので、そこでの納期の設定というのは、実際には事業調整を進めていく上で、国のほうからの指示がございました。実際には備品等の搬入設置というところでいうと、タイミングの話になるんですけれども、工事の引き渡し後になります。実際には工事の終盤、引き渡し直前から実際には搬入できるように、物を同時に進めていく予定としております。今回、急遽発注することとなりましたのは、やはり年度事

業ということで、３月末までには契約については入札執行していただきたいというところの繰越し手続承認の中で、国のほうから指示がございまして、実際にそれを受けて、急ぎ発注もさせてもらっております。ただ、内容についてはずっと調整してきた内容でしたので、その内容を踏まえた形での入札になったのかと思っております。３月末の納期となっているんですけれども、実際にはこれについても納期の延長というのを予定しております。納期の延長については、事業延長の承認というのは３月１日にもらっていますので、それを受けた上でこちらの備品の納期については延長させていただくという内容となっております。納品場所となります、今回２件上げている備品については、公事業の全て対象事業となっております。この施設で使う備品ということで、事業としては調整させていただいておりますので、その施設に納めるというところで、置き場所については東部周遊施設となっております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　指摘にはこの契約書は今回、議会で通ると金額的な執行というのはどうなりますか。契約は３月３１日ですよね。契約書として議会が今日議決すると、その契約は成立するわけです。そうしたらこの契約書の履行という面で、どういう対応が出てくるんですか。支出を含めて、どういうふうなあれになりますか、契約はあくまでも議会が今日議決すると、「議会で議決のあった日から効力を発生する」ということになっていますので、契約上。その辺の絡みについて分かりやすく説明してください。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　工期、納期については契約日が確定した、議決いただければ契約日が確定します。その後に予定している改定契約としては、その納期のみの予定となります。先ほどの工事については、工期が金額に積算基準表から反映されます。この備品については、納期について備品の価格が増減するというところはありませんので、今、予定しているのはまず納期の延長というふうに予定しております。契約の相手方、入札の段階から、こちらについても質疑等を通して、工事で言えば標準工期今回出れば、工事引き渡し後の大体何月頃を実際には予定していきたいというところの質疑を交わした上で入札に臨んでおります。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　それは皆さんの事業の執行計画のまずさから、そういう非常に変則的な契約の履行ということになるわけですが、この備品というのは耐用年数があって、当然ある一定の使用をすると更新が出てくる。この６２品目について、それぞれ耐用年数というのが記されていると思うんですけれども、そのことによって減価償却をしたり、備品台帳から削除して更新をしたりというのが今後出てくると思うんですけれども、その辺についての考え方というか、基本的にはどういう考えを持っていて、その引き渡し後は、今後の備品対応についてこうしますというちゃんとしたものがあるのかないのか。その辺はちゃんと今のほうで説明したほうがいいと思いますので、説明を求めます。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回発注した備品については、納品後についてはもちろん既に型番等を含めた形で納品いただいているもの、実物も入ってきているわけですから、それについては備品台帳を整理した上で、今後耐用年数等を含めての対応となると思います。今、入札の時期と納品の時期と、実際納める前段階によって、前段階に想定していた製品がどうなのかというところでお話をすると、入札に入る段階でもそうなんですが、実際にはメーカーを限定しないように、備品についてはある程度、同等製品ということで仕様をうたっております。なので、実際の入札の中でも同じテレビについてもメーカーがそれぞれ異なった

形で入札に入ってきます。ただ、それについてはこちらが想定している仕様に基づく製品以上のものということで、入札に参加してもらいます。今回、入札が終わって納期まで、入札の段階で想定していた備品が生産停止になるとか、そういったことがあった場合でも同等製品を納めていくというところでお話をさせていただくというのを入れて、入札は進められています。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　そういう製品については、当然メーカーの保証期間とか、いろいろあると思うんですけれども、その辺については、各、今の６２品目について、メーカー保証期間は不具合があれば、入れ替えるとかというふうな今の落札した業者と、皆さんとそういう契約が交わされると思いますけれども、それについてはどう進められますか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回納品する備品だけではないんですが、実際に納めて設置して、その時点を確定します。そこから１年保証ということで、基本はメーカーのほうであればメーカー保証をとります。あとはメーカー保証を含めた形で納品業者ともその製品については１年間、瑕疵がある場合もありますので、そういったところは対応していただくという流れで進めてまいります。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　厨房等の備品購入業務については、去年の９月１１日に皆さんからもらった資料の中で、施設配備計画１ということで、厨房とか、さらには学校施設、特産品販売とか、こういうふうな六次産業だというあれでやっているんだけれども、六次産業化というのは、一次産業には生産、農業をもって生産する。そして二次産業は性能、加工すると。三次産業は販売と。１×２×３で六次産業だというんです。この企業が農業をもって一連の事業をして六次産業を出してくる。生産から性能、加工、販売。これが六次産業化なんです。しかし、この施設配備計画には産業も六次産業と言いながら、農業をもって生産するというところがないんです。これは六次産業だとは言えないんです。そして私は２月に村民から「ぜひ知花さん話がしたいから」と呼ばれて、２時間ぐらいいろいろ話をしました。そうしたら安波の道の駅の問題が出たんです。それでその方が言うには、慶応大学の研究生が２百万円の資本金で会社を起こしてその事業の実績も何もないのに、これができるかと言われたんです。それでもう議員が賛成しているけれども、どう責任とるかといったら、その人はどう責任とるかと、２百万円の資本金でできなければドロンしたらどうなるかと。詐欺があるよと村民から言われたんです。それでこの会社オークツがやっていた、全く人も車も通らないところでしょう。誰しもが見ないんです。何でこんなところに作るかと。これをできなければ、ドロンしたら、このオークツさん責任をとらされる、どういう担保をとるか、村長はどう責任をとるかと村民が言っているんです。今のやり方では借金抱えて、住民参入ができない。大変なことになろうとしているんですよ。村長、その責任の取り方教えてください。向こうの方に村長がどう責任をとるか報告しないといけないものだから、よろしくお願いします。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　六次化について私のほうから答えさせてもらいたいんですが、先ほどおっしゃるように、六次化というのは一次産業、二次産業、三次産業、１、２、３で六次となります。今回ここで予定しているのは、まさに六次産業化を推進するということであります。最初から生産をして、加工もして、販売もするということではございません。それはなぜかというと、地域には地域の生産者がいます。なので、その地域の生産者が作ったものをここで加工して販売する。なので、まずは六次化を推進するという

意味では、二次、三次というところをここで推進しますと。そこにはもちろん地域の生産、地域の産物を提供する農家がいますので、一緒に連携していくと。そういったことで六次化を推進するという位置づけであります。ゆくゆくは本当に全てやるということであれば、それは企業化するとか、そういった本当に大きなお話になってくるかと思いますが、まずは個々の単体でうまくするということではなくて、地域の方であったり、地域の農家であったり、地域の関係団体であったり、そういったところと連携をしながらやっていくというところで、一次産品については仕入れさせてもらうというところで進めていくこととしております。実際には今、指定管理候補者については、ここで今言う場所の理解も十分もらいます。その中でどういう事業展開が必要かというのは、当初から手を挙げている内容を踏襲しているんですけれども、これまでの道の駅にないような展開というのはもちろん進めていきますという中で、失敗している、どうするかという発想ではなくて、どうやったら成功できるか、どうやったら事業計画に沿ったものを展開していけるか、そういう視点で今も日々我々も連携しながら取り組んでいるところです。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　安波の農家の方はもう６５歳です。あと５年農業できるかと言っているんです。こう言いながら、安波の農家もあと５年で農業ができない人たちに生産してくれといって、できるはずないでしょう。こういうふうなやり方、方便でさ、こんなきれいごとを言ったら駄目です。だから本来、六次産業というのは企業が投資して、自分で農業を作ると。農業をやりたい人をこっちに雇用をやると。そして製品をつくる人を雇用すると、販売する人を雇用すると、こういう一連が六次産業なんです。高齢化して、安波の農家にパインつくれ、何つくれと言っても歳がいったらもうできないんです。室長が言ったように農業やれますか。農業というのは大変です。金がかかって大変です、農業というのは、資金力がある企業でないと農業はできないんです。六次産業というのはそういうものです。だから建設企業とか、大きい企業は生産法人、農業生産法人を作って、１から２掛ける３、六次産業をやるんです。そして雇用を作っているのが、力のある企業の六次産業化なんです。こういうことをやっていかないと大変です、村長。これが失敗した場合にどう責任とるか教えてくれませんか。もうやめますとか、何か。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　長い話ありがとうございます。先ほど室長から話がありました。六次産業化というのは、ただ同じ予算においてやるものではないと私は思っています。各々、農家がやったものを加工したり、あるいは販売できるというのが六次産業化だと思っています。

　失敗したらどうするかという話なんですが、今、始まったばかり、これから始めます。しっかり地域と、あるいはＪＡとか、農協あたりもみんな必死に取り組んでいるところであります、商工会もですね。しっかりと前を向いて推進していきたいと思います。それで慶応大学の大学院インテリアデザインの研究科の岸先生、同じようなメンバーなんですが、土曜日ですか、今度の。岸先生が地域の活性化ということで、勉強会もあります。安波だけではなくて、国頭村全体の活性化に向けて取り組んでいきたいという話も聞いていますので、そこら辺も見守っていただきたいと思っています。しっかりと前を向いて進めていきます。

○　**金城利光　議長**　９番　知花正寛議員。

○　**９番　知花正寛議員**　今、岸先生と言ったけれども、この人は今自民党政権からあまり好かれていない人なんです。だからパフォーマンスで地域活性化といろいろやっている人なんです。こういう人に口車に乗せられたら大変しますよ。だから今、責任の取り方を言われましたけれども、次のときもいろいろ村民の意見を聞きながら、どういう責任の取り方、いろいろまた質問をしましたので、そこら辺りも考えてください。

よろしくお願いします。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　備品の取得についてなんですが、この備品内容を見てみますと、６２品目、資料の４ページ、５ページです。これだけの備品、先ほどの８番議員のほうからもどういったものに使うのかということがありましたが、この備品、６２品目、これだけの備品が必要だというふうに決めたのはいつですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　この備品の選定については、もちろん指定管理候補者とお話をしています。これについては、設計の見直しする段階から、この施設で何を展開するのかということで、そこから協議は始まっています。そこで建築等の設計を踏まえて、さらには何にどういったものが必要だというところも想定しながら、備品というものは整理してきております。そういったところを踏まえて、今回６２品目という数になっておりますので、先ほどは厨房関係のお話をさせていただいたのですが、６２品目の中には、物販棟、実際には情報発信棟、そういったところで用いる用途のものも含まれております。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　言っていることは分かります。建築土木だったら内容の変更、保証協会への手続き、当然、改定契約とかいろいろ出てくるんですが、今の答弁を聞くと、私は今頃入札で、しかも追加議案、こういう一連の流れになっていたのか説明してください。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけれども、備品については工事引き渡しの頃納品というところは、どうしてもなります。そういった中で、事業を進めていくというところも事業調整させていただいているんですけれども、実際には令和２年の事業ということがありますので、本当に今、繰り返しになるんですけれども、事務的な手続上、一度３月末で納期については切らしてもらいたいと。切らしてもらうに当たっては、入札、今回発注も急ぎやりなさいという指示の下、今回議案として上げさせている内容となっています。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　納入時期が、３月３１日ですね、これもあと時間がないわけなんですが、２番議員のほうからも質疑があったんですが、これははっきり言った答弁をされていませんので、重複しますが、納入場所としては安波地内の東部周遊拠点施設に納品すると表現しているんですが、本当にこれでいいですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　すみません、先ほど私が答弁したものの言葉が足りませんでした。今回の議案の納期については、実際には改定契約で延長させてもらう予定となっておりますので、施設の工事が終わった後に納めるというところを進めていきますので、ここにある場所、東部周遊拠点施設に納めるというところは、そのままになります。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　説明において、納入期限は改定で契約するということです。それではっきりと説明しないと分かりません。これにおいての改定契約においては、議会提出、納入期限だけです。これは要するに改定契約で議会に提案するんですか、それともされなく、そのまま改定契約できるんですか、どうなっ

ていますか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回の改定契約もそうなんですけれども、金額の増減に伴う改定契約となりませんので、まずは納期について、今回議決していただければ、その後にまず先に納期だけは、事務的な処理として改定契約を進めることになります。

○　**金城利光　議長**　暫時、休憩いたします。（午後　２時４９分）

再開いたします。（午後　２時４９分）

６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　この期日は、実質上、履行しないわけです。今、議会に提出されている議案の納入期限というのは違うわけですね。後で自分たちの都合よく納入期限を変えるということですが、どうですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　仮に納期が議決事項ということであれば、もちろん上げさせてもらいたいと思います。今回、我々の都合で納期を延ばすとか、そういった気持ちは全くございません。納期が議決事項の案件となっていないだけでありまして、そういう手続を進めていきたいというところを進めております。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　次の質問の改定契約はやらないんですが、議会で否決されたらどうするのか。仮にこれが一円でも上って、議会の議決事項に反映される、議会は議決とは限りません。答えてください。言っている意味、分かりますか。議会は要するにそういった部分で、こういうふうに出されますけれども、いや、違いますという説明をするんですけれども、これではちょっと議会が何でもオーケーするというわけでもないわけです、実際に。会計上とか、実質契約上というのは大事なんです。書かれている中では、とても。これは必須事案なので事件なんです。事案。それを全部網羅して、議会はオッケーするわけです。向こうのほうも。前提で、はい議会、これは我々に後一任して、それは後で納得いかない、変えることも可能です。それは暗黙の了解として、読んでくださいというわけではないと思うんです、いろんな観点から、根本。だから議会は何でもオーケーするわけではないです。それとこれは財源内訳を教えてもらえますか。２，３１０万円、所得金額。この財源内訳をお願いします。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回、契約額として上がっている２，３１０万円については、次の案件もそうなんですけれども、全て事業対象経費となりますので、この額の８０％が補助額になります。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、追加議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

追加議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。（起立多数）

起立多数でございます。したがって、追加議案第２６号　東部周遊拠点施設整備（厨房等）備品の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第１６　追加議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得についてを、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第２７号

東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得について

次のとおり東部周遊拠点施設整備（物販等）備品を取得したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めます。

記

１	取得の目的	東部周遊拠点施設整備（物販等）備品購入業務
２	取得数量	厨房等備品　一式（別紙のとおり）
３	取得金額	１２，９２１，３７０円
４	契約の相手方	浦添市勢理客３丁目１１番５号 株式会社　加島事務機 代表取締役　加島　一郎

令和３年３月８日提出

国頭村長　知花　靖

国頭村議会議長　金城利光殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定による。

副村長が補足説明いたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得について、御説明いたします。

物販等については、本体棟の物販エリア、それから観察棟の備品となります。主な備品としては、商品棚、陳列棚、観察棟については中継カメラ、大型モニター、自然観察用の備品となります。資料１が物品売買契約書となっております。資料２が入札結果報告書、資料３から資料５についてはエリアごとの備品の品目を挙げてございます。資料６については、物販等の備品の配置となっております。資料７については、観察棟の物販等の備品の配置となっているので、御審議ください。以上です。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　今回の備品ですが、結構品目が多いわけですが、その中で観察棟、資料５ですけれども、ここを見ると７１番目のほうに中継カメラ４台セットということ、それで７２が大型モニター、あとノートパソコンとかですね、７品目が備品として出てきていますが、資料７ページは観察棟の中で、その備品が今の棟の中に、表示されているわけですが、この７１の中継カメラというのは、４台セットですよね、どういう箇所に設置して、何を観察するためにやって、そして観察エリアで移動するには外の通路があるわけですけれども、これは当然、この前の説明によると、利用する場合、利用料金が発生するという説明も受けているわけですが、その辺、私からすると、対象する生き物を観察するには、非常に考慮が足りないと私は思うんです。こういう施設にするのだったら、あえてモニターとか、そういうカメラを設置するのだったら、遠いところで観察をすると。そのことによって、野生生物にプレッシャーをかけない。そういう企画の段階から、もし例えばヤンバルクイナを観察するんだったら、むしろこの観察棟なんかいらない。そのための観察のあれと見ているが、それもいらない。無駄な施設だということで、私は見ているんです。今のヤンバルクイナのいろいろ、野生における彼らの生態行動を見ると、その辺どうお考えですか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　中継カメラについては、観察棟の外ですね、もちろん外のほうにして、その観察棟から見える映像を観察棟の中のモニターに映し出すというところのそういう結果になっています。実際には一番下沢のところまで下りていく形の、観察棟のほうの行程という形になりますので、木々であったり、森を下りていくようなイメージの中で、沢の一番上流部分になりますので、少し湧き水等もある行程となっております。そういった場所ですので、実際にはヤンバルクイナであったり、ノグチゲラであったり、鳴き声のほうは私も聞いております。その下のどこの部分に実際に、いるのかまでは確認はできていないんですけれども、その沢の環境上、鳴き声等を確認していますので、実際、物が見えないにしてもそこの観察棟で、その癒しの空間というのはある程度提供できると思っております。またここの展開方法では、沢の部分ですが、極力地形もいじらない形で、うまくキャンプを入れることができれば、それはそれで検討できないのかと思っておりますが、補正の絡みを加えるというところは想定しておりません。これに料金を取るのかという話になるんですが、実際には観察棟のみでの料金というのは考えておりません。交流棟の２階部分、大型ガラスを設置しているんですけれども、そういったところと併せた形での料金の徴収となっておりますので、観察棟に行かれる方、交流棟の展望デッキを利用される方、両方利用される方、それは利用する方の判断で、料金を払っていただいた分、楽しんでいただければいいのかと思っております。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　これの計画に当たっては、生態に詳しい、そういう方々のアドバイスも受けながら計画を立案したのか、私はそもそも疑問に思っているわけです。今、沢のちょっとした源流の部分だと、湧き水があるというお話をしたんですけれども、もちろんヤンバルクイナだって水を飲みます。水場に来ます。それは動物はみんなそうなんです、爬虫類も。生き物は、イノシシだってそうです。水場は当然通ります。だけど、そこには遊歩道的なものをちゃんと接続されているわけです。だからヤンバルクイナを観察したいという方と、池を見たいという方、いろいろいると思うんですけれども、そうすると、その池を見る階段も行けると。当然、人間の話し声も聞こえると彼らの生態から見てみますと当然、そこに接近するはずがないんです。沢にいる生き物はどちらかというとカエルとか極端に、シリケンイモリとか、そういうものは移動しないんだけれども、水生動物、元々水辺にいる両生類とかは。ところがヤンバルクイナ、ノグチゲラなんて、今、ちょうど春先だからドラミングが始まっていますけれども、繁殖シーズンだけど。非常に敏感ですよね、御承知のとおり。それでも観察するというのは、生態を知った上で専門のアドバイスを受けながら、そういう配置、設計等も考慮しないと、私から見ると、無駄なお金を投資しているなと。しかも、新たな開発なんですよ。新たに改変していくと。遊歩道についてもですよ。そういういろいろなことからすると、非常に矛盾した形の計画ではないかと思われるわけです。実際、それができたときの、想定したときもいろいろ考えるわけです。ましてやこの一角に、キャンプ場、キャンプ場があるではないですか。下にはすぐまた、上のほうには駐車場があるし、本体棟があるし、そんな状況の中で観察棟というのは本来の目的、機能していないでしょう。遊歩道とか。誰が青図を書いて、やったか分からないんだけれども、非常に計画の進み方が、しかも北振にのらないようなものを加えてきているでしょう。無駄なものを。それがゆえに、こういう備品がついてくる。当然期限が過ぎると、また更新もお金がかかります。例を言いますと、安田の私たちヤンバルクイナを保護しようということでフェンスを設けました。そして観察するためのカメラも設置しました。ところが今、経過はどうですか。維持管理も含めて大変でしょう。それで継続していない。観察小屋も機能していない。それが行政がやった現実です。村民も協力しましたでしょう。フェンス巻くときに同意して、無償でやりました。だけど、こういう場所が果たしてこういうのが機能するか、目的を考えている皆さんが想定している。当然ナンセンスだと思いますよ。村長、専門家の意見を聞いたことはありますか。こういう施設について本当にこれが有効に機能しているか、この辺です。いろんな角度から、いろんな専門家がいらっしゃるわけですから、計画を推進するに当たっては、当然、一担当課に任すではなくて、あらゆる角度から検討する必要があると思うんです。あり得ない、もう二転三転やっているでしょう、これは。当初は観察するということで、つり橋を計画したり、茅葺屋とか、わけの分からない計画をみんなやって、結局は今もそういう状態です。皆さん行政の責任は大きいですよ。十分そういう専門家の意見も話をしましたか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今、専門家の意見というところでいいますと、専門家の意見をお伺いしながら、ルートを決定したということではございません。ただ、今回設計を進めていくに当たっては、地形も変えないような、本当に触らない形で、工事の作業についてもほぼ人力で進めていく予定となっております。図面上の実際の観察棟までのルート等についても地形に沿った形で、極力工作物的なものは設置しないようなルートをとる予定ではいるんですけれども、実際、現場に入るときもそういったところも配慮しながら進めたいと思っております。カメラの設置についてもそれより先というところも設置するということがないよ

うに、今のところは極力本当に影響が出ないような形で、図面の作成のときにはそういったところを配慮させていただいて、工事の施工の際には注意をして進めていくというところで考えております。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　一つ教えてほしいんですが、東の玄関口ですよね。コロナ等の水際対策にもそこはやはりすべき場所だと、東からの侵入においてどのような役割を果たすのか、施設においても備品として今、こういう形に持っていっておりますが、コロナ対策における備品の確保も必要だと思う。例えば体温を測ったり、こういうのもあります。いろんなものがある。そういった飛沫を防止するものとか、そういったものはまだ見受けられません。実質上、一つに、その施設でもそうなんですが、入るときに何らかの……、今後もやはりコロナというのがどういう形で本村に影響を及ぼすか分からないんですが、そういった東の玄関口の水際対策施設としての機能も私は必要と思います。そういったものをどのように考えていますか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　今回、設計の見直しを行う中でもそうだったのですが、コロナ禍というところの影響等も勘案しながら、どういうふうに反映させていくかというところは協議の中で出てきました。当初の設計上、入れていなかった正面、手前外側には手洗いスペースというのは用意しようと。その手洗いスペースで手を洗っていただく。さらには中に入って消毒をしていただく。熱を測っていただく、今では携帯のようなものもございますので、そういったところで施設利用者については、施設を利用していただくという想定を立てております。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　オークリですか、ここにもそういう意識を持っていただかないと困ると思うんです。指定管理業者としても。そこが拠点となって、戦略としては東側からの玄関口と、国頭村の入口だということを位置づけて、その施設ということであるわけですね。連携取らないといけない東村と大宜味村、三村北部全体ですけれども、そういったものがとても大事で、今後戦略として、やはり今度指定管理を受けましたＮＰＯ法人やんばる地域活性化サポートセンターもちゃんとそういった形で、新型コロナウイルス感染症対策というマニュアルが出来上がっています。そういったものを作ってもらうということの作戦、それも一つやってもらわないと困るというところがありますし、コロナ禍においての地域との連携、そして避難場所においての位置づけもあるわけです。そういった認識が指定管理において本当にあるのか。その辺をしっかりと意識づけするべきところがあると思うんです。その辺をどのように考えていますか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　コロナについての意識という点で言うと、彼らは実際東京にいますので、かなり制限された中で、沖縄に入ってくる際も必ずＰＣＲ検査をもって、自分は陰性だというところできちんと証明しつつ、必ず入ってきてもらっております。我々以上にそういった意識というのはあるなというのは、本当に考えております。その中で、ここで展開しようとしている事業展開というのは、コロナ対策ではないんですけれども、コロナ禍における事業運営というところも実際には結果的にそういうふうに結びつくというのは感想としてあります。コロナ対策でいうところだと、今おっしゃったように、指定管理候補者のほうで施設の利用に当たって、スタッフ等を含めたマニュアルですか、そういったものは今度きちんと話をしたいと思っております。

○　**金城利光　議長**　５番　金城幸男議員。

○　**５番　金城幸男議員**　議案第２６号と同等なことなんですが、これについても１，２９２万１，３７０

円、物品等です。この物品の内容からいきますと、設計の段階で想定できる内容だと私は思っているんですが、これについても何で議案として提出するのが今なのかどうか、全く分からない質問なんですが、どうも理解できない点がありまして、再度お聞きします。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　私も本当に言葉が足りないとは思っておりますが、説明できることと言えば、事務上のところが起因になっております、この事業が令和２年度事業ということで、まずは３月末できちんと工期を含めた形で事業を終える形をとってほしいと。この繰越しの手続を今、実際指示も出ているんですけれども、そういった中でもそういう話を踏まえつつ進めさせていただいていますので、これはどうしても３月末で、工期については切らせていただいて、実際に工期の延長をした上で、導入場所である東部周遊拠点施設に対して、工事完了後に納品をしていくという運びとなります。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　今、議案第２６号と議案第２７号ということで、備品が計上されて、おのおの繰越し執行なさったということですが、この施設が完成すると道の駅ということで、認定してもらって、全国的には道の駅のＰＲ効果とか、いろんなメリットを生かしたいというこれまでのお話がありました。あえて指定管理、今までの資料からすると、年間３百万円の指定管理料を払って、それでも道の駅に指定したほうが戦略的に経営上は有利になるという説明もありました。いつの時点で、そういう手続に入るのか、さらに今、国際的に脱炭素社会を目指して、いろいろと各区も既存の車のほうもガソリン車からいろんな転換を図ると。水素車であるとか、電気自動車とか。戦略的にもあと１０年後には既存のディーゼル車であるとか、ガソリン車はまず新車は出てこないだろうというのが、流れ的にいうと一般的な常識です。ならば一番遠い遠方は国頭村だよね。道の駅を想定しながら、この備品を見たら、電気の充電施設、それも検討されていないような状況が見て取れるわけです。その点については、必要に応じて、また充電器を設置すると。単独でも、あるいは補助メニューがついてくるかどうか分かりませんけれども。だけど完成したのは道の駅ということで、スタートさせたいと。ここは戦略的に充電器を完備しますと、道の駅の機能としても十分果たしますと。那覇市から来ても電気自動車を持っている方は安心して、どうぞ安波の道の駅を利用してくださいと。それぐらいの戦略を持って、この施設の備品施設の設計も全て配置してやらなければ当然、その場所を既に決めていて、残りは地下配線を埋設してやるような、即充電器を持ってすれば、そこで対応できるような、そういうのも必要なんですが、どんなですか。そういう計画はあるのかないのか。

○　**金城利光　議長**　宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　充電スペースについては、設計の中で見ています。備品ではなくて、配管等も含めながら、充電できるような形で予定しております。

○　**金城利光　議長**　暫時、休憩いたします。（午後　３時２０分）

再開いたします。（午後　３時２８分）

宮里幸助　振興策推進室長。

○　**宮里幸助　振興策推進室長**　電気自動車の充電器についてなんですが、工事の中で整備をすることになっております。普通自動車２台分の設備を整備する予定となっておりまして、今のところマイクロバス等、そういった大型バスの充電に対応できる製品としては想定しておりません。また今後そういったものの需要などを見るというところも想定されますので、そこはまたそのときしっかり検討していければいいのかと思っております。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、追加議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

追加議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって、追加議案第２７号　東部周遊拠点施設整備（物販等）備品の取得については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会いたします。大変御苦労さまでございました。

散会（午後　３時３０分）

令和３年第３回国頭村議会定例会会議録（第６号）

招集年月日	令和　３年　３月　５日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開閉会等日時及び宣告	開議	３月１９日　午前１０時００分	議長	金城利光
	閉会	３月１９日　午前１１時３６分	議長	金城利光

出席（応招）議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	山川安雄	６番	与儀一人
	２番	山城正和	７番	宮城誠
	３番	渡口直樹	８番	山城弘一
	４番	宮城千賀子	９番	知花正寛
	５番	山城弘一	10番	金城利光
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	３番	渡口直樹	４番	宮城千賀子
職務のため議場に出席した者	事務局長	小橋川安広	主任	宮城愛利里
地方自治法第１２１条により説明のために議場に出席した者の職、氏名	村長	知花靖	経済課長	知花博正
	副村長	宮城明正	建設課長	知念武裕
	教育長	園原實	世界自然遺産推進室長	田邊依里子
	会計管理者	新垣久美子	教育課長	宮里光
	総務課長	山城修		
	企画商工観光課長補佐	奥原崇		
	福祉課長	與儀光浩		
	住民課長	新里智		

議事日程	日程第１	議案第　９号　令和３年度国頭村一般会計予算
	２	議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算
	３	議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算
	４	議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算
	５	追加議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）
	６	決議案第３号　議員派遣の件（常任委員会正副委員長研修会）
会議に付した事件	１．議案第　９号　報告　質疑　討論　採決 ２．議案第１０号　〃　〃　〃　〃 ３．議案第１１号　〃　〃　〃　〃 ４．議案第１２号　〃　〃　〃　〃 ５．追加議案第２８号　説明　質疑　討論　採決 ６．決議案第３号　採決	
会議の経過	別紙のとおり	

○　**金城利光　議長**　皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前１０時００分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算を、議題といたします。

予算特別委員会委員長　山城弘一議員より審査報告がまいっております。

委員長よろしくお願いします。山城弘一議員。

〔予算特別委員会委員長　山城弘一議員登壇〕

○　**予算特別委員会委員長　山城弘一議員**

令和３年３月１９日

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

予　算　特　別　委　員　会

委員長　　山　城　弘　一

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第　９号	令和３年度国頭村一般会計予算	原　案　可　決

ただいま、議題となりました議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算は、３月８日の本会議において、予算特別委員会に付託され、３月１５日の予算特別委員会で９名の委員の出席のもと、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論は反対討論が１件、賛成討論が２件あり、審査の結果は、賛成多数をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第９号　令和３年度国頭村一般会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決となりました。

日程第２　議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算を、議題といたします。

予算特別委員会委員長　山城弘一議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。山城弘一議員。

〔予算特別委員会委員長　山城弘一議員登壇〕

○　予算特別委員会委員長　山城弘一議員

令和３年３月１９日

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

予　算　特　別　委　員　会
委員長　　山　城　弘　一

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第１０号	令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算	原　案　可　決

ただいま、議題となりました議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算は、３月８日の本会議において、予算特別委員会に付託され、３月１６日の予算特別委員会で９名の委員の出席のもと、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく、審査の結果は、賛成多数をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○　金城利光　議長　これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第１０号　令和３年度国頭村国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり、原案可決されました。

日程第３　議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算を、議題といたします。

予算特別委員会委員長　山城弘一議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。山城弘一議員。

〔予算特別委員会委員長　山城弘一議員登壇〕

○　予算特別委員会委員長　山城弘一議員

令和３年３月１９日

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

予　算　特　別　委　員　会

委員長　　山　城　弘　一

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第１１号	令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算	原　案　可　決

ただいま、議題となりました議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算は、３月８日の本会

議において、予算特別委員会に付託され、３月１６日の予算特別委員会で９名の委員出席のもと、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく、審査の結果は、賛成多数をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○　金城利光　議長　これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第１１号　令和３年度国頭村簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第４　議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を、議題といたします。

予算特別委員会委員長　山城弘一議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。山城弘一議員。

〔予算特別委員会委員長　山城弘一議員登壇〕

○　予算特別委員会委員長　山城弘一議員

令和３年３月１９日

国頭村議会議長　金　城　利　光　殿

予　算　特　別　委　員　会

委員長　　山　城　弘　一

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告

します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第１２号	令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決

ただいま、議題となりました議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算は、３月８日の本会議において、予算特別委員会に付託され、３月１６日の予算特別委員会で９名の委員出席のもと、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が交わされました。

また、本案に対する討論はなく、審査の報告は、賛成多数をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○　金城利光　議長　これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第１２号　令和３年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第５　追加議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花　靖　村長。

〔知花　靖　村長登壇〕

○　知花　靖　村長

議案第２８号

令和３年度国頭村一般会計補正予算

令和３年度国頭村の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２１，３５８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，２９１，５６０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表　地方債の補正」による。

令和３年３月１７日　提出

国頭村長　知　花　　靖

なお、副村長が補足説明をいたします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

〔宮城明正　副村長登壇〕

○　**宮城明正　副村長**　議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）について、補足説明をいたします。

補正予算第１号については、国頭村環境教育センター学びの森の指定管理者の管理業務を求めます。議会により令和３年４月から一定時期村直営にするため予算の組み替えを提案するものであります。２ページをお願いします。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		50,926	18,401	69,327
	1 使用料	46,815	18,401	65,216
20 繰越金		193,629	6,411	200,040
	1 繰越金	193,629	6,411	200,040
21 諸収入		95,858	46	95,904
	4 雑入	80,516	46	80,562
22 村債		358,100	△3,500	354,600
	1 村債	358,100	△3,500	354,600
歳入合計		5,270,202	21,358	5,291,560

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総　　務　　費		1,054,250	2,406	1,056,656
	1　総　務　管　理　費	968,993	2,406	971,399
7　商　　工　　費		520,608	18,952	539,560
	1　商　　工　　費	520,608	18,952	539,560
歳　出　合　計		5,270,202	21,358	5,291,560

第２表　　変　更　　地　方　債　の　補　正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
環境教育センター運営事業	3,500	（借入先） 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （借入時期） 令和３年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。	0	（借入先） 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （借入時期） 令和３年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	年１０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	償還についてはその融資条件による。 ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができる。
合　　計	3,500				0			

以上、補足説明を終わります。

○　**金城利光　議長**　これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ございませんか。２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　今回、補正予算第１号、先ほど令和３年度の一般会計を可決したばかりで、すぐその直後ですね、補正予算を計上するということになっているとの前例がないことの事例なんですけれども、内部を見ると、やんばる学びの森の指定管理者が３月３１日をもって村長のほうに指定解除ですか、３月１日付で、それを受けて４月以降どうするかということで、とりあえず村の直営という形での予算内容なんですけれども、これは歳入をみるとこの事業によってですね、１，８９５万２千円は事業からの収入としてですね、それと１，４１０万１千円ですね。一般財源としては、６４１万１千円、これは直接、村の一般財源として支出をするというふうなことになっているんですけれども、また、これも新たな村の今まで予期していなかった財源支出ということになるわけですが、これはいろいろ変遷等もあるわけですが、ちょっとその本体の中身に入る前に、少し確認しておきますが予算書に関連でですね、去る同じ３月議会の１２日にですね、本村議会は有害鳥獣対策の強化などでの要請決議をですね、全会一致で可決をし、その日、村長に要請を行いました。長きにわたるこの主な理由はですね、差し合たりにもその渡比謝原であるとかですね、新田原、非常に中学時の子供たちの周りの地域住民のイノシシ、人的な被害があります。人身事故も発生しかねない、危害的に危険であると基本的な状況がですね、そういう中で何とか村独自の単独対応ができないかということで、まず１番目に、地権者の協力を得て、子供たちの安全を確保するため渡比謝原、新田原の休耕地を村事業で雑草の伐採作業を早急に実施するための予算措置をするということでですね、まず緊急的なことで何とかそれを採用できないかというふうなことを申し入れたわけですが、当初予算を見るとかなりイノシシ、あるいはカラスですね。有害対策の補助。かなり増額されております。ちなみに予算的に今はですね、先ほど担当課のほうでも資料の配付があったわけですが、かなり論じております。これは事業対象が７０事業所でですね、予算登録が２，８６５万５千円とかというふうなことで、当初予算措置されていますが、残念ながら今回、補正予算には学びの森関連自体が計上されていないんですが、現場は急を要するということがありますので、この一般会計予算の中で補正予算の組入れが間に合わないのであれば、節間を流用するとかいうふうな対応をして、後でまた補正するとかというような行政としてはそういう手法があるわけですが、村長は現場を見て、調査をしてですよ、その対応について関係課にどういう指示をされましたか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　有害鳥獣の件については議会のほうの議決として、尊重すべきと思っています。ただ、時期的にですね、担当課と話をしました。今、どれぐらいそれにかかる費用が今すぐには出せないので、どれぐらいの面積で、私は現場に休みの日に行きました。かかる費用がどれぐらいなのか。それも含めてですね、今回の補正ではなくして、新年度の予算で、さっき言った流用ができるのか。あるいはコロナの関係で補正予算を今検討しているところです。４月に入ってですけど、それによって一緒に補正予算に出せるか、あるいはこのときに緊急性があれば基本的には対応するのか。その内容も含めて検討していきたいです。いずれにしても早めに対応はしたいと思います。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　村長から答弁があったようにやはりここで時期的に早めに対応しなければ効果が出ないというふうな現場の状況もありますので、その辺はもう十分、担当課のほうで調整して早めの措置を新学期が始まる前までにはやるとかね。そういうふうな早急な対応をぜひ実施してもらいたい。それを求め

ておきます。

　では本題に入りますけれども、今回、そういう３月１日にこれまで指定管理を受けていたＮＰＯ法人国頭ツーリズム協会がですね、もう経営できないと。運営できないというふうなことで村のほうに。それを受けてですね、今回出ていますが、これを会社的、民間的な感覚で言うと倒産なんですね。できないということは倒産的なものなんですね、ある意味は経営難。経営ができないというふうな厳しい状況があるということで、今１０名の雇用を今回、会計任用職員ということで１０名の報酬であるとか、手当であるとか、いろいろ継続されているわけですが、まず村長はそのツーリズムから３月１日、そういうことを受けてですね、施設の管理責任者としてこの問題をどう受け止めて、そして今後、どういう方向でですよ、この問題に管理を含めてどういうふうな形で進めていく方針なのかですね。まずはそこら辺からお伺いします。

○　金城利光　議長　知花　靖　村長。

○　知花　靖　村長　お答えいたします。先ほど議員からあったようにですね、指定管理者であります国頭ツーリズム協会代表理事から３月１日に３月いっぱいで指定管理者のほうを辞退したいということで理事会とそのように決定したということで、急な話でびっくりしたんですが、昨年からコロナの影響が非常に大きいということで、経営ももう大変厳しい段階でそれ以上続けることができないということで、これまでも１０年以上にわたってやってこられたんですが、それを受けてですね、閉めるわけにはいかないと思うんですね。ぜひ次の指定管理者が決まるまでは村直営でやるという方針を出して、急遽担当課にも指示を出して、指定管理者協会とどういった予算が必要なのか。それと検討するようにやりましたので、現在も１０名ほどなんですが、彼らも当然雇用というのは継続できるように、指示を出して本人たちが希望すればですが、待遇関係、今の給与、生活があるんで、そこは維持をするように話をしました。昨日ですね、その対応関係について、今現在の説明を受けました。１２名であるようです。１２名のうち１１名が継続で働きたいという申し出があったようですので、それで４月１日からはそこで働いてもらおうということで、経営に対しても現在のツーリズムから支給される給与も若干上乗せになる感じになります。この水準については、今４月１日以降、本指定管理に向けてのたたき台というんですか、要綱制定をして努めていきながら８月ぐらいになるのか、決定は。そして９月の定例会に指定をしたいなと思っているわけです。それで今組んでいる予算は１０月までです。１０月までにその計画をしております。先ほどあった繰越しでやったりしているんですが、歳入はなかなか見通せないところがあるんですよ。いわゆるコロナで、去年の収入は参考にならない。閉めている期間が２か月ほどあったので、一昨年のものと去年のもののそのまま４月から１０月までの間を参考に今回、入れてます。順調にやったらこれはかなり金額は入るんですが、今年でも妥当な状況が読めないということで現在、この数値となっております。以上でございます。

○　金城利光　議長　２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　今、説明を聞くとですね、今後は今現在働いている１２名のうちですね、昨日の説明を受けた段階では１１名が継続して、その額のままで希望しているというふうなことで、ある意味では同意というんでしょうかね、村の今の入る条件は予算で計上されている対応条件でＯＫだというふうに理解していいわけですよね。今後は新たな指定管理に向けてですね、作業を進めて９月の定例会あたりには新たに指定管理者の選定を委員会に提案したいというふうな流れのようですけれども、先ほど村長もちょっと触れましたけれども、この歳入を見ると、使用料を果たしてだからこれだけ計画しているわけですが、これは担保できる先ほど出たちょっと今コロナの流れがどうなるかわからないというふうな議論に、不安なものだったんですが、ちなみにこの予算説明の資料を見るとですよ、宿泊施設で１，１６１万３，０００円。

キャンプ場で９３万１，０００円。ぬちぐすいの湯で４万円。それから、セミナー棟で７万８，０００円、ツアー料金で５７３万９，０００円だということで、計１，８４０万２千円の運用収益ということで、使用料が村に入るということで歳入を見積もっているわけですが、もしこの歳入が半分ぐらいになってしまうとまた村がそれだけの財政負担を強いるという結果になるわけです。それはもう当たり前の話なんですが、そういうことで非常に村の負担が大きい。ある意味でね、そういうことで非常に前途不安な状況があるわけですが、ですから村の直営ということであれば、もうなおさら今までのノウハウを含めていろいろな形のアドバイスをしながらワーケションとかいろいろ皆さんしていますでしょう、そういう類のものを全て活用する方法でね、この収益を上げてもらえばいろいろ私しっかりと見ていますので、村民も見ていますよ。そういう意味でね、村の力量が問われますので、この１０か月間でね、指定管理がはっきりするまで、果たしてこれだけ上げきれるのか、ここはしっかりと皆さんふんどしを締めてやらないと今ある従業員は雇用を少し、経営体より少しいいというふうなことで、ちょっと村長こう言っていましたけれども、これはもろもろと１１名の雇用はちゃんと確保しているんだったら、そういうやはり意識改革を含めてしっかりと対応してもらわないと困るものですから、ある意味では村の職員ということで非常勤職員ということで、今メンバーのやはり任用職員ということですので、そのためのその質問にとっても身分保障というのはしっかりやるべきですから、ある意味では村の１職員というふうな身分の考え方でやるというその意識変化というのは絶対必要なんですね。それをリードしていくのは、今本当にまさに直営ですから、村長の最高責任になりますので、指定管理者の初めてのあれですからね、この辺をしっかりどうなんですか。自信はありますか。もししっかり現場に伝えていかないと収入が半分になると、これはまた大変な負担ですよ。また５百万円ぐらいの途中で補正を組むとか、というふうなにはなっちゃいけないんですよ。月々収支が出るはずですから、それは分かりますよね、これは収入としては９月まで見ているんですかね、１０月まで見ているんですか。１０月まで。７か月ですよね。どんなでしょうかね、見通しを含めて、決意のほうを伺いします。

○　金城利光　議長　宮城明正　副村長。

○　宮城明正　副村長　まず今回上げさせた利用料の金額なんですけれども、２０１９年の６月のほうを参考に村長からもありましたように補正を組みました。去年の令和２年度はコロナ影響で大分減っております。約５０％ほどでございます。それと比較したときに去年の利用料が参考にならないということもございまして、全部含めたものと検討して２０１９年度と比較として約４５％の収益を受けているという形のものにさせていただいておりますけれども、これをしっかりと７月まで確保できるかというような質問ではありますが、いずれにしろ許可が出たからにはそこのところをしっかりと当然、そのコロナの影響が出ますから、全てクローズするということではなくて、極力、今後緊急事態宣言があるかどうか分かりませんけれども、機々な県の補助金とかもありますので、そういったところも情報を収集しながら取り組んで目標どおりに行けたらというふうには思っております。

○　金城利光　議長　暫時休憩いたします。（午前１０時４３分）

再開いたします。（午前１０時４４分）

２番　山城正和議員。

○　２番　山城正和議員　このＮＰＯ法人国頭村ツーリズム協会、会員も何名かいると思いますけれども、この事務所が事務所の所在が法人登録やられていると思うんですけれども、そこはどうなんですかね。新たな指定管理者を採用する中で、これは少し整理する必要があるだろうと。ある意味での目的外使用みたいな形でなる状況も発生します。というのは、事業所が終了であるとか、もろもろのものを払っているのかどう

かも含めて精査しながら事務所として本当にそこが適当なのかというものを持ち主である村がしっかりと検証して、場合によっては早くその住所を変更してくれということを４月１日前に私は受け継ぐ者として対応するというふうに思いますけれども、この件はどう考えますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　指定管理をしていただいているツーリズム協会については、今回も３月１日の文書でもって指定管理者を自体しせたいということがございましたので、その協会の運営をどうしようというところについては今後、解散の手続をやることになりますので多分その時に若干整理要請が出てきます。若干遅れるかなと思いますけれども、そういったところを含めて整理ができればと思っています。

○　**金城利光　議長**　山城議員、最後の質問とします。２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　このＮＰＯ国頭ツーリズム協会、今の副村長の説明では解散の話も聞こえると。少なくとも事務所については当然の改正が行われて消滅するということになればそれでいいんですけれども、だけど時期的な話も含めて村としてはどうだということをやはり、今組織があるわけですから、その組織に対して、その手続きをしっかりとやらないとこれはもうあくまでも村の指定管理を引いたわけですからね、事務所だけ登記とってそして次のステップ、４月以降は指定管理の公募に入りますからね、その前に整理する必要があるのではないかなと私は思うんですよ。再度、その辺の見解を求めておきます。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　確かに御指摘のとおりだというふうに思っています。ＮＰＯ法人ではありますけれども、しっかりとその辺のところは法人とも協議して早めにやるように調整していきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　今回の補正については、学びの森、残念なことだと思っています。その直営に当たってですね、歳入については先ほどから出ているように、その資料でもどのようにこの予算を確保するかというところが最も多いところだと思います。これまでのツーリズム協会においては、実施事業と言いますか、学びの森以外の展開、あるいはここを利用してもいいんですが、その事業的な率で稼ぐという観点からそういうことは行われてきたのかですね、それによってそれから今後村として進めていくに際してですね、この間の質問の中でもよくＰＤＣＡサイクルの件が出てくるんですが、その辺についてもですね、その今までの学びを森の指定管理をしてきたツーリズム協会と一緒にそのサイクルに沿って、どこが原因になって、こうなってきたのか。課題は何だったのか、そういう現象は以前から厳しいという状況があったはずですので、その辺のことは認識共有できているのかですね、できていないのか、その２点をお願いします。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　学びの森の主な収益については、宿泊料が主な料金設定であります。その他の実績の料金については、ツアー料金ですね、カヌーも含めたものです。それからセンターを利用した学習会だったり研修だったりとかの収益もあります。今後、ＰＤＣＡサイクルをしっかりとされてみてはどうかというふうなことではありますけれども、学びの森を立ち上げた時点ではかなり営業活動をされていたというようなことは聞いております。昨今、ネット頼りといいましょうか、そういったところに頼りがちになってますので、再度、どういったＰＲ方法があるのか検討してまいりたいと思います。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　それについては、今はほかの指定管理施設とも同様ですね、このコロナにおいて非常に工面して運営してきていると思います。ですので、今後に向けてのほかの施設に対しても一緒だと思

いますのでしっかり課題、現状の状況は把握した上で、進めてほしいと思います。それから歳出については、先ほどの村長の答弁の中にもあったとおり、営業努力とかそういったもろもろなものが必要だと、そういうこともあります。今後、いわゆる村直営ということになってくるとそれまで以上に先ほどの議員質問にもありましたけれども、より職員の意識の改革というのは求められてくると思います。１１人が来るということですけれども、その中で今のツーリズム協会の中における役職等はもちろん外れてくるとは思いますが、ここに出てくる施設の管理人とか主任とかという区分があるわけですね。その辺の役につくものの体制づくりを今までとゼロにした段階でどういうふうに役場としては動静を取っていくつもりなのかでございます。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　その施設を管理する上では、それぞれの担当が出てくると思います。その施設の掃除人であったり、調理人だったりですね、統括する施設管理者だったり、また事務の管理だったり、そういったものがものすごく大事ということですが、基本的にはそういった職種といいましょうか、そのまま引き継いでいただきたいなと思っております。施設の管理する責任者は一人は誰か就けるようにですね、ノウハウを習得してございますので、そういったことを中心にまかせていけたらと思っております。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　実は施設の総括の管理が必要だと、今日は企画に携わる者、そこを確認しました。それをどういう形でやるのかというのは早急の施設側と調整をしてくださいとの指示を出しております。

○　**金城利光　議長**　３番　渡口直樹議員。

○　**３番　渡口直樹議員**　４月スタートですので、早急な対応を求めると思います。非常にコロナ禍で大変な時期なんですが、全国的にはこういう田舎の施設の中では逆にお客さんが増えている。もちろんその対策を十分に取った上でなんですが、そういった事例もいろいろの思いもありますので、ぜひいろいろな状況をピンチからチャンスに変えるような仕組みづくりを希望しておきたいと思います。

○　**金城利光　議長**　２番　山城正和議員。

○　**２番　山城正和議員**　今回の補正予算ですね、地方債の変更もありましてですね、４ページなんですが、３５０万円。指定管理を解除することによってこれまでその地方債、借金をしてね、その借金した分を学びの森をですよ。運営に補填するということで、ずっとこれまでやってきたわけですよね、今回はもう直営ということでこの金はいらないということで借金が減るということになりますけれども、新しい指定管理をいろいろやっていく中で、もう今後は指定管理料はゼロと、出さないというはっきりした村の指定管理の公募に当たっての条件等とか、もろもろそういうふうなものに対して、やはりはっきりもう自分たちで自主運営するんだと、健全な運営をしているんだよというようなことを前面に押し出して、公募にかけていくという作業をしないといつまでもこういうふうな形で村民が負担する借金をして負担をしてやるというようなのはそういうのは止めていただきたい。その件について村長、新しい仕組みを運用していく、基本的な方針を聞いておきます。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　最後の質問です。先ほども申し上げたとおり、来月から募集の要領といいますか、そういった条件、基準等を今担当からのシミュレーションして、また内部でみんなで話し合っています。その中で　指定管理をどうするかというのを検討していきます。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

○　**６番　与儀一人議員**　休憩をお願いします。

○　**金城利光　議長**　　休憩いたします。（午前１０時５８分）

再開いたします。（午前１０時５９分）

６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　１つお伺いしますが前に、コロナの緊急事態宣言を発令されてますので、指定管理も何とか補助等も出るんじゃないかなという検討がございましたが、それが実質上、そのときも１２月ぐらいはほぼ資金が枯渇してしまうのではないかという情報も入っていたんですよ。実質それで話し合い等もなされて、今後の要するに運営に関して何らかの要するに一緒になってですね、これはコロナの影響がもろに出たという形ですよね、なっているわけなんですよ。国はコロナの対策費として交付されていまして、実際これも実質一つの企業なんですよね。ＮＰＯというのは。これというのは実質言ってこの人材というのは非常に大事な人材になんですよ。今まで学びの森をしっかりと一応運営してきたんですから。この人材はやはり今後も活用できる。本当に必要だったか。そうしないと彼らは東村、大宜味村に行く可能性もあります。それをどのようにして、やはりここをしっかりと見てもらうような体制も含めて、しかしながらこの人材をどのように活用できるかという検討も今後必要だと思います。この人材はすばらしい方々がいらっしゃって、ツアーというのは好評ですからね、本当にもう勉強になります。こういった人材を本当に失うというのは、村の損失だと思いますが、そういった点でしっかりとやはりこの方々を村に活用してもらうというふうに、その方向でしっかりと取り組んでもらいたいが、どう思いますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　今のところ直営とされていただきますけれども、この公募するに当たってですね、公募要領の中に条件等が張りつけられてます。その中にやはりどうしても地域の雇用を守っていくのは今までも村として取り組んでございます。議員が指摘されるノウハウがある人をいかに獲得するかというところも、例えば仮の話をさせていただきたいんですけれども、新たな指定管理が決まりました。そこをしっかりとノウハウのある方のガイドツアーだったり、今までの方がいらっしゃいますので、それを並行させたようなそういった公募条件ならいいのかなと想定の中では考えます。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　もう一つ施設内にキャンプ場がありますよ。現在、歳入としては９３万１千円を見込んでおります。実質、このキャンプが要するに需要とかすごい伸びていると聞いております。こういった専門家というんですかね、その人材育成、キャンプというのはどのように楽しむとか。発信も含めてですね、我々東村で三村議会の講習会がありました。キャンプ場は元々は１千円程度でした。４千円まであります。東村のですね。それだけ魅力的になってきているということですよ。その中では各議員がおっしゃった清潔にすればお客さんが来ると。またやはりそこでの活用ノウハウをやはりレクチャーすればもっとよくなるということでありました。そういった戦略もやはりつくって、そこで配置する人材を雇用もできます。そういった戦略を含めて、どのように考えていくか。今回、東部周遊地域等々でも牧場という形で計画されていますが、そことどのような差別化ができるのかというところも必要です。それとも提携していくかももう一つ。そういった戦略的なパッケージな方法というのは前から言われていますよね、大枠で。道の駅の当初案はどうでした。実質、地域おこしとして安波でパッケージなものをつくり上げようということでしたよね、実際。それって何かどこかに飛んでいるんですよ。例えば畜産で畜産肉を、肉用牛の肉を使えないかとか、定置網の魚を使えないかとか、それは学びの森でもできることなんですね、実際。食材提供いろいろにおいては。いろんな観点から実際についないでいく６次産業化も大事ですよ。道の駅で考えているように。では

その製品をどうやって使っていくのか。どこで売っていくのか。どこでアピールできるのか。それを一体化してやるべきですよ。一つのところでやるんではない。だからそういった考え方を一ついろいろな観点を持ってですよ、取り組んでいただきたいと思いますがどう思いますか。

○　**金城利光　議長**　宮城明正　副村長。

○　**宮城明正　副村長**　キャンプ場の利用については、昨今のキャンプブームですけれども、かなりあちらこちらでこのブームが引き起こっているようです。国頭村においても特に海浜とか土日あたり大分、人が入っているようです。特にコロナ禍にあって空間のある場所に行きたいなということもあるのではないかということも、重々認識しているつもりなので、これはしっかりと活用しない手はないなというふうに、村として考えているところで、それと今東部のほうで事業を進めていますけれども、学びの森との連携というのは必要なのかなと思っておりますので、ここをしっかりとそういった形の取り組みをしていきたいなというふうに、一体化ということではなくて、一緒になりながらやれたらいいのかなというふうに思っておりますので、これについても公募の要領の中に少し入れられたらというふうには今想定しています。

○　**金城利光　議長**　６番　与儀一人議員。

○　**６番　与儀一人議員**　あのですね、我々東部地域、安波と地域おこし関係にも一つ目標的なものを持っていたわけですよね、学びの森として。私、前に東部地域のことにおいても安波でも申し上げましたが、一旦そういった事業を総括。安波にどのようにいい影響が及んだのか、ここがあったおかげで何名の雇用ができて、安波に定住できるのか。そういったものを含めて総括した部分を申し上げました。安波区でですね。やはり地域が潤わないとあまりにも何と言いますか、企業だけがいいというわけではないわけなんですよ。我々行政の施設ですから、村民全体の施設です。各地域に点在して、そういう地域に根差した地域と密着した施設としてあるわけですよね。残念ながら奥も地元で実質やって本当にそれがきつかったんだと思います。前の指定管理の。そういったものを実際どれだけ地域の若者がそこに働ける場所としてあって、子育ても含めてできるような形で、子供たちを産める、産んで育てるような環境。学校統合もいろいろ出ていますけれども、実質根本はそれだということなんですよね。だからもう一回そういったものを含めて考えていってそういった施設を複合して地域が潤うような波及効果と相乗効果ってよく言われますよね、行政は。そういったのを含めて新たに本当に考えていくという今回時期に来ていると思いますので、その辺はどう思いますか。

○　**金城利光　議長**　知花　靖　村長。

○　**知花　靖　村長**　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり地域一体となって、地域が活性化につながると思っています。それは目標でもあって目的でもあると思います。先ほど副村長からもあったんですが、安波の道の駅と学びの森と連携をしていくと、そういう当然安波区地域とのこれからの指定管理に向けての募集要領あるいは特記仕様書なり、その辺りを明記して、区の連携、安波の道の駅、そういったものを含めて今後しっかり検討しようと思います。

○　**金城利光　議長**　ほかにございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はございませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、追加議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

追加議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。　（起立多数）

起立多数でございます。したがって追加議案第２８号　令和３年度国頭村一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第６　決議案第３号　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

決議案第３号　議員派遣の件は、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって決議案第３号　議員派遣の件は、議員派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の決定をいたしましたが、変更等が生じた場合は、議長に一任することに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、変更等が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定により、令和３年第３回国頭村議会定例会において、議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

閉会する前に、本定例会をもって３名の方が卒業となりました。新型コロナウイルスの影響で、打ち上げもできませんので、この場で御挨拶をいただきたいと思います。まず、新天地へ行かれます田邊依里子世界自然遺産推進室長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。田邊依里子　世界自然遺産推進室長。

○　田邊依里子　世界自然遺産推進室長　皆さんすみません。時間をいただきましてありがとうございます。議長に私はここで３年間しかいなかったので、挨拶というのはおこがましいですという話をしたんですけれ

ども、命令ですということで時間を設けていただくことができました。まず３年間、大変お世話になりました。私が赴任してから１か月も経たないうちにＩＵＣＮから、遺産登録の延期勧告が出て、その日のうちに夜中３時、４時まで元村長である宮城久和さんと室の中でどう対応するのかというのを話したのはいまやすごく懐かしく感じる濃い３年間でした。その後、登録を１回取りやめるというふうになったんですが、いろいろと国、県を含めていろいろな要望等を出してもらいまして、再提出することができましたし、ＩＵＣＮの現地調査、再度あるというときには対応することができました。ようやくと思っていた矢先のコロナでしたので、本当に私自身は遺産登録のときにはいなくなりますが、それまでの少しでも助走の支援ができたのであれば、大変ありがたいなと思っております。何を言えばいいのかなと昨日から悩んでおりますけれども、本当に率直な感想を話すしかないかなと思っています。

ここに来る前には沖縄県には何度か観光で来たことがあったんですけれども、なかなか北部まで来ることがありませんでした。実際にバスガイドさんとかも中南部しか行かせないような流れでもあったようです。親に聞くと、私はあまりそこまで記憶がないですが、そんな中で大学院のほうに行ったときにやりたいこととか、夢とか希望とかなかなか見つからない。そんなに簡単に言うなと思っていた矢先にちょっと１回、旅に出るかと思って行ったところが実は今帰仁村でして、その今帰仁の一人旅の中で本当にこんなきれいな海がまだ残っているんだということにすごい感動を覚えて、それこそ環境省に入るって決める前でしたけれども、環境省を受けたいと思ってからはちょっといろいろなところを見てみたいと思って、ワーキングホリデーを含めてですね、全くかっこよくない休学とかをしながら自分の道を歩んできたと思っております。そのきっかけになったのが、本当に沖縄本島北部と思うとこの国頭村に来られたことにすごい縁があるのかなと思っています。

さらには本当に那覇に着いた瞬間に水がまずいと言われていたのが、ここに上がってくると水がまあ美味しくて、マンホールがないなと思っていたら、「ああ、そうか。下水がいらないぐらいこんな豊かな自然があるんだな」と思ってですね、自分も阪神淡路大震災を経験したときにはすぐそばに川がありました、山がありました。六甲山とあとは住吉川という川があって、それこそ自衛隊の方々が支給をしている水の配給を取りにいかなくても何とか川に水を汲みに行くという毎日を過ごしてですね、暮らせることってすごいことだな、自然の中で暮らすというのはすごいことだなと、小学３年生、小さいながらにそれを痛感したと思い出しながら国頭村で生活を始めたのを覚えています。

私自身、では何を事業として進めていけばいいかと思ったときに、皆さんは新しいことを進めるとか、何かしら施設をつくるということをすごく長けていらっしゃる方々が多い中では私はそんなに知恵はないので、今ここで知ったこと、そして感じたことをしっかりと外に発信できるような素材をつくれないかと思っていました。立ち止まっていると言われればそれまでなんですけれども、なので１年目のときには１１０周年記念ということで、皆さん「何でお前は予算を取っているんだよ、補正で」と思われたかもしれませんが、動画をつくりそれ以降も自分なりに足を運んで、ここいいな魅力的だなと思ったところをしっかり発信できる媒体をつくって世界遺産登録になったときに、見られたときに何ができるのか、どんな場所だというのが一目瞭然で分かるような物をつくりたいと思って、粛々と準備をしてきたところです。皆さんには登録時に立ち会えないことを「残念だね」と言われるんですけれども、私自身は実際５月のＩＵＣＮの勧告の対応ができないということはすごく申しわけないと思っているんですけれども、立ち会えないことについては全く悔いがないと思っています。賛同者はころころ変わると言われますが、最後に残る行政の仕事というのは何かしら立ち上げることだけではなくて、今後持続をしていくこと、続けていくこと、これが一番大事だと思っ

ています。それで大変なのはそこから守り抜き維持していくことだと思っている中では、私が着任早々何ができるかなと村の皆さんの課長の皆さんの知恵をいただきたいと思ったときには、なかなか相談に乗ってくださらなかった状況だったのが、今や議員の皆様が真っ当な今後遺産登録をどうするんだという具体的な質問をいろいろ投げかけてくださる中ではいろいろな答弁を聞いていく中で、もう私の出番がないぐらいにいろいろな課長の皆様が回答しているのを見て、すごく国頭村役場の中に馴染んでいっているんだなというふうに痛感していましたので、これを続けていくことが一番大事と思えば、私はその登録の一瞬に立ち会えないことは全然悔いがなくて、今後を守り抜いていく方々があの祝うことができることのほうがありがたいな、うれしいなと思っております。

最後になるんですけれども、台風も初めて経験しましたし、コロナという未曽有の事態も経験したんですけれども、全く怖いと思わずに暮らせた国頭村に本当に心から感謝をしています。先ほど言ったように震災を経験したというのも大きくあると思うんですけれども、フラダンスや豊年祭やいろいろな場を含めて、個人的に関わってくださった人にもありがとう以外の言葉が見つからないぐらいです。私も環境省に勤めて、入省をして１０年が経ちました。先ほどみたいに本当にこんな人間になっているんなんて全く思ってもいない。「あいつ大丈夫か」という。そう言われていたやからだったんですけれども、自分でもいろいろと人と出会っていく。いろいろな人に出会う中でこういうふうに暮らしてきたよということを少しでも伝えていければと思って、今はないんですけれども、無料塾をちょっと手伝いをさせてもらって、今でも子供たちが家に来たりとか、あとは道端で話しかけてくれたりするのが、この３年前では想像ができなかったなと思って本当にありがたい経験をさせてもらったと思っています。先ほどの学びの森を含めて、激動の最中だったと思うんですけれども、三度目の正直でこれからだというスタート地点でですね、助走に携われたことを心から嬉しく思っておりますし、東京で戻ってからも動画を一緒に製作した会社の皆さんも国頭村を大好きになってくださっていらっしゃいますので、東京のほうで小さくお祝いしておこうと思っております。本当に３年間ありがとうございました。

○　金城利光　議長　次に、国頭村役場を定年退職されます新垣久美子会計管理者から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。新垣久美子　会計管理者。

○　新垣久美子　会計管理者　それでは３月定例議会、皆さんお疲れ様でした。貴重な時間をいただきありがとうございます。この度、３月３１日をもちまして定年退職をいたします。平成５年の採用からあっという間に２８年の月日が経ち、今こうして議会の場に立つことを含め、日々職責の重さを痛感していました。そのような中、議員の皆様の国頭村への熱い思いは私に感動を与え、意識が高められ、背中を押される経験となり、職務を果たす上で力となりました。また、忙しい日々の業務の中にあっても、励ましの言葉や笑顔をもって支えてくださる職員、一人一人の存在も大きな力でした。皆様とともにこの職場で働けた私は、私の喜びでした。本当にありがとうございました。心からの感謝と皆様の今後の御活躍を願って私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○　金城利光　議長　次に、勇退されます園原　實教育長に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。園原　實　教育長。

○　園原　實　教育長　皆さん、改めておはようございます。一般質問の中で、また挨拶を申し上げたところではありますけれども、再度、機会を与えていただきありがとうございます。令和３年度もこの予算においてもですね、議員、そして執行部の皆さんのおかげで学校教育の予算が無事通過しました。ありがとうございます。今日は退任の挨拶ということで、一つのテーマに沿ってちょっとお話をしたいと思います。

教育というものに関わってですね、教職３４か年で、教育長が７年で４１か年ということになりますので、やはり教育というのは人づくりです。この言葉をずっとテーマとしてこれまで関わってきました。今年は特に大切にしている言葉が「人材を以て資源と為す」という言葉です。この言葉はもういろいろなところで使われています。この言葉の文言を考えた方は旧大宜味小学校の初代の校長である親泊朝擢先生であります。２６歳のときにこの大宜味小学校に赴任をして、そこでこの学校経営目標として、「人材を以て資源と為す」、旧大宜味小学校には銅像があって、そこに文言が彫られております。この言葉は大宜味村民憲章にも載っておりますし、国頭教育事務所の教育構想の教育原理として、この言葉が活用されております。明治３７年（１９０４年）にこの方がそこに赴任をしましたので、あれから１１７年、ずっとこの言葉が生き続けています。人材育成することによって、この育った育成によって育った人間が日本国憲法の下で、個人の幸福を求めて社会に貢献していくと、そういう人材育成を私としては求めております。特に人材が資源となるというところの考え方がとても重要と考えています。義務教育においては国の学習指導要領の下で教育が行われています。幼稚園、小学校、中学校、学習指導要領によって行っている。希望によって高校進学ということになっています。この中で国の政策によってそういうことがしっかり行われているということであります。

これまでふるさとづくり応援基金のほうからですね、先生方をサポートする子供たちの学習を支援してくれる支援員とか、それと無料塾、地方債で対応してくれる。そして、そういうことを教職員のサポート、そしてそれをもっと充実させるために議員の皆さんの御理解で予算が措置されました。本当に感謝申し上げます。確実にこの成果は出ています。子供たちと会うと挨拶から最初出てきますよね。もうすばらしいです。かわいくてしょうがいないです、本当に。学校教育において一番大切にしていることはやはり全ての児童生徒の学びを保障する。一人一人の学びを保障する。そのために一人一人の子供の支援というのをしっかり各学校で投与しています。森の支援に関しても議会の協力を下で対応してくるということであります。宮城千賀子議員のほうからやはり検定試験のことについて、本当に子供たちが小学校、中学校。小学校では漢字検定、そしてジュニア検定。中学校においては漢字検定に英検。やはりその全国を網羅しているこの検定試験にチャレンジすることによって、全国に比べてどうであるかということの自信がつくわけですね。そのことによって向上心が生まれ、さらに上を目指して頑張る。そういう子供が増えております。

ここまでは子供たちのお話をしましたけれども、やはり人材育成において次に大切になってくるのが指導する側の教師です。やはり「人材を以て資源と為す」、資源にするためには指導する側の人材の育成をしないといけないということがとても大事になってきます。この中で学校の公立の学校においては経年研があります。初任研から始めて３年、５年、１０年という経年研があって、その中でしっかり研修をして報告書を出しているということがあります。学校の中ではもう１週間に２、３回校内研修というか、自分たちのこの指導力を高めるための研修を頻繁にやっております。そういうことを自己研さんを努めることによって子供たちに還元をしていくということが求められています。その次が課題であります。国頭こども園とへき地保育所の保育士と保育教諭、研修はどうなっているかというところが課題であります。なかなかつまり限られた人数の中でなかなか研修ができない。時間に追われているとそういう状況が含まれています。私は１年間園長を教育長と兼務しました。その中でやはり研修をどうするかということが一番のテーマで、先生方は学びたいという気持ちはいっぱいなんですよ。でも仕事とその時間に追われてなかなか時間をカットすることができないんです。そういう状況になっています。そういうことで私もこの執行部のほうに増やしてほしいということをお願いしております。でもやはり限られた財源の中で、村の行政、大変厳しいというのは理解

しています。その時の先生方でも対応できるというところもありますので、ぜひ議員の皆さんの御理解をいただいてですね、ぜひ人材育成にお金をもっと出してほしいというところのお願いであります。

２つ目に、この人材育成によって今北部連携事業として北部教育研修センター、実証実験事業報告書というのがあります。これは内閣府沖縄事務局より沖縄県の人材育成のために、今後の取組として名桜大学に北部教育研修センターというのを設置しています。これは検証事業なので、今年度で終わりです。検証の報告が出てきます。スタートがとても遅かったものですから、前年度は３か月しかしていない。その次は１年やって、今度はコロナ禍の中で満足に研修機会がつくれなかった。わずか１年と３か月ぐらいの成果で、これが本当に成果としてよりいいのかどうかというのを私としては議員の皆さんもぜひ北部市町村、そういう名桜大学のほうに関心を持っていただいて、これを検証していただきたい。これが主に教職員のための研修が主になっています。私たち教育長部会はずっとこのことについて、北部教育センターを設置するということで取り組んできました。この中で私が提案したことは市町村職員も研修の中に入れていないかということです。特に幼稚園教諭、保育教諭、保育士、この皆さんの研修の場をこの中に入れてくれないかということで、わずかしか入れることはできないんだけれども、ぜひ次、こういうものを設立していただいて、その中に市町村の職員が研修できるような機会をつくってほしいなということを強く願っています。

ということで長々となりましたけれども、大変議員の皆さん、お世話になりました。私、１年間静養をしてですね、次のことを考えていきたいと思いますので、また応援できることがありましたらまた応援していきたいと思います。本日、どうもありがとうございました。

○　金城利光　議長　２８年間、お疲れ様でございました。これを３月末をもって多くの関係者から続投が望まれたところでありましたが、後進に譲るということで強い決意で勇退されます園原　實教育長、そして出納業務の円滑な運営に努めて定年退職されます新垣久美子会計管理者には新議場において、最後の言葉をいただきまして、まことにありがとうございました。そしてお二人には長き公務員生活を通してひとつ培ってきたところの貴重な経験と豊富な知識をこれから地域のリーダーとして、地域の活性化とあるいは人材育成のために生かしていただきますことを御祈念申し上げます。そして田邊依里子世界自然遺産推進室長には、環境省から本当に出向してやんばる国立公園にも世界自然遺産登録に向けて、諸準備に万全な対策をつくっていただきまして、大変御苦労さまでございました。心から感謝を申し上げます。また近い将来、環境省沖縄奄美自然環境事務所の最高事務執行者等として赴任されますことを心から御期待、御祈念申し上げます。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、令和３年第３回国頭村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。

閉会（午前１１時３６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　会　議　長　　金　城　利　光

会議録署名議員　　渡　口　直　樹

会議録署名議員　　宮　城　千賀子